【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長　殿
【提出日】	2026年3月9日提出
【発行者名】	大和アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長　佐野　径
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	佐竹　優子 連絡場所　東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03-5555-3431
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ダイワファンドラップ 日本株式セレクト ダイワファンドラップ 外国株式セレクト ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラス ダイワファンドラップ 日本債券セレクト ダイワファンドラップ 外国債券セレクト ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラス ダイワファンドラップ J-REITセレクト ダイワファンドラップ 外国REITセレクト ダイワファンドラップ コモディティセレクト ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で100兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ダイワファンドラップ 日本株式セレクト

ダイワファンドラップ 外国株式セレクト

ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラス

ダイワファンドラップ 日本債券セレクト

ダイワファンドラップ 外国債券セレクト

ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラス

ダイワファンドラップ J-REITセレクト

ダイワファンドラップ 外国REITセレクト

ダイワファンドラップ コモディティセレクト

ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト

（注1）上記の総称を「ダイワファンドラップ セレクト・シリーズ」とします。
（注2）以下「当ファンド」という場合、上記を総称して、またはそれぞれを指していうものとします。
（注3）以下、上記の略称としてそれぞれ次を用いることがあります。

ダイワファンドラップ 日本株式セレクト	：FW日本株式セレクト
ダイワファンドラップ 外国株式セレクト	：FW外国株式セレクト
ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラス	：FW外国株式EM+
ダイワファンドラップ 日本債券セレクト	：FW日本債券セレクト
ダイワファンドラップ 外国債券セレクト	：FW外国債券セレクト
ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラス	：FW外国債券EM+
ダイワファンドラップ J-REITセレクト	：FW J-REITセレクト
ダイワファンドラップ 外国REITセレクト	：FW外国REITセレクト
ダイワファンドラップ コモディティセレクト	：FWコモディティセレクト
ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト	：FWヘッジFセレクト

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で100兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

各ファンドについて1万口当たり次のとおりとします。

ファンド名	発行価格
FW日本株式セレクト FW J-REITセレクト	取得申込受付日の翌営業日の基準価額
FW外国株式セレクト FW外国株式EM+ FW日本債券セレクト FW外国債券セレクト FW外国債券EM+ FW外国REITセレクト FWコモディティセレクト FWヘッジFセレクト	取得申込受付日の翌々営業日の基準価額

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター）　0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ　https://www.daiwa-am.co.jp/

(5)【申込手数料】

取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

取得申込時の申込手数料については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(6)【申込単位】

販売会社にお問合わせ下さい。

(7)【申込期間】

2026年3月10日から2026年9月8日まで（継続申込期間）

（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8)【申込取扱場所】

下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター）　0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ　https://www.daiwa-am.co.jp/

(9)【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10)【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社　証券保管振替機構

(12)【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的は、各ファンドについて次のとおりとします。

ファンド名	ファンドの目的
FW日本株式セレクト	わが国の株式に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
FW外国株式セレクト FW外国株式EM+	海外の株式に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
FW日本債券セレクト	円建ての債券（注１）に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
FW外国債券セレクト FW外国債券EM+	海外の債券に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
FW J-REITセレクト	わが国のリートに投資し、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
FW外国REITセレクト	海外のリートに投資し、信託財産の中長期的な成長と配当等収益の確保をめざして運用を行ないます。
FWコモディティセレクト	コモディティ（商品）に関連する運用を通じて、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
FWヘッジFセレクト	オルタナティブ戦略・資産での運用を通じて、絶対収益（注2）の獲得をめざして運用を行ないます。

（注１）外貨建ての債券に為替ヘッジを行なう場合を含みます。

（注２）「絶対収益」とは、必ず収益を得るという意味ではなく、市場等の動きに左右されない（相対的でない）収益、という意味です。

一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

ダイワファンドラップ 日本株式セレクト

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
追加型投信	海　外	債　券
	内　外	不動産投信
		その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド
一般	年2回	日本	
大型株	年4回	北米	
中小型株	年6回（隔月）	欧州	
債券	年12回（毎月）	アジア	
一般	日々	オセアニア	
公債	その他（　）	中南米	ファンド・オブ・ファンズ
社債		アフリカ	
その他債券		中近東（中東）	
クレジット属性（　　）		エマージング	
不動産投信			
その他資産（投資信託証券（株式　一般））			
資産複合（　　）			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ダイワファンドラップ 外国株式セレクト
ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラス

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
追加型投信	海　外	債　券
	内　外	不動産投信
		その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル（除く日本）		
一般	年2回	日本		
大型株	年4回	北米	ファミリーファンド	あり（　　）
中小型株	年6回（隔月）	欧州		
債券	年12回（毎月）	アジア		
一般	日々	オセアニア		
公債	その他（　）	中南米		
社債		アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他債券		中近東（中東）		
クレジット属性（　　）		エマージング		
不動産投信				
その他資産（投資信託証券（株式　一般））				
資産複合（　　）				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ダイワファンドラップ　日本債券セレクト

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
追加型投信	海　外	債　券
	内　外	不動産投信
		その他資産（　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル（含む日本）	ファミリーファンド	あり
一般	年2回	北米		（　）
大型株	年4回	欧州		
中小型株	年6回（隔月）	アジア		
債券	年12回（毎月）	オセアニア		
一般	日々	中南米		
公債	その他（　）	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
社債		中近東（中東）		
その他債券		エマージング		
クレジット属性（　）				
不動産投信				
その他資産（投資信託証券（債券　一般））				
資産複合（　）				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ダイワファンドラップ 外国債券セレクト
ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラス

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
追加型投信	海　外	債　券
	内　外	不動産投信
		その他資産（　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル（除く日本）		
一般	年2回	日本		
大型株	年4回	北米	ファミリーファンド	あり（　）
中小型株	年6回（隔月）	欧州		
債券	年12回（毎月）	アジア		
一般	日々	オセアニア		
公債	その他（　）	中南米		
社債		アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他債券		中近東（中東）		
クレジット属性（　）		エマージング		
不動産投信				
その他資産（投資信託証券（債券　一般））				
資産複合（　）				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ダイワファンドラップ　J-REITセレクト

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
追加型投信	海　外	債　券
	内　外	不動産投信
		その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	
一般	年2回	日本	
大型株	年4回	北米	ファミリーファンド
中小型株	年6回（隔月）	欧州	
債券	年12回（毎月）	アジア	
一般	日々	オセアニア	
公債	その他（　）	中南米	ファンド・オブ・ファンズ
社債		アフリカ	
その他債券		中近東（中東）	
クレジット属性（　　）		エマージング	
不動産投信			
その他資産（投資信託証券）（不動産投信）			
資産複合（　　）			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ダイワファンドラップ　外国REITセレクト

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
追加型投信	海　外	債　券
	内　外	不動産投信
		その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル（除く日本）	ファミリーファンド	あり（　　）
一般	年2回	日本		
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回（隔月）	欧州		
債券	年12回（毎月）	アジア		
一般	日々	オセアニア		
公債	その他（　）	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
社債		アフリカ		
その他債券		中近東（中東）		
クレジット属性（　　）		エマージング		
不動産投信				
その他資産（投資信託証券（不動産投信））				
資産複合（　　）				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ダイワファンドラップ　コモディティセレクト

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
追加型投信	海　外	債　券
	内　外	不動産投信
		その他資産（商品先物）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル（含む日本）	ファミリーファンド	あり（　）
一般	年2回	日本		
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回（隔月）	欧州		
債券	年12回（毎月）	アジア		
一般	日々	オセアニア		
公債	その他（　）	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
社債		アフリカ		
その他債券		中近東（中東）		
クレジット属性（　）		エマージング		
不動産投信				
その他資産（投資信託証券（商品先物、株式　一般））				
資産複合（　）				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
追加型投信	海外	債券	特殊型（絶対収益追求型）
	内外	不動産投信	
		その他資産（　　）	
		資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式	年1回	グローバル（含む日本）	ファミリーファンド	あり（　　）	ブル・ベア型
一般	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	なし	条件付運用型
大型株	年4回	北米			絶対収益追求型
中小型株	年6回（隔月）	欧州			その他（　　）
債券	年12回（毎月）	アジア			
一般	日々	オセアニア			
公債	その他（　　）	中南米			
社債		アフリカ			
その他債券		中近東（中東）			
クレジット属性（　　）		エマージング			
不動産投信					
その他資産（投資信託証券）					
資産複合（　　）					
資産配分固定型					
資産配分変更型					

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注1）商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信（リート）	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

独立区分	ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）	「MMF等の運営に関する規則」に定めるＭＭＦ
	ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）	「MMF等の運営に関する規則」に定めるＭＲＦ
	ＥＴＦ	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第１号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
		格付等クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
	不動産投信		目論見書等において、主として不動産投信（リート）に投資する旨の記載があるもの
	その他資産		目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信（リート）以外に投資する旨の記載があるもの
	資産複合		目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの
	資産複合　資産配分固定型		目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
	資産複合　資産配分変更型		目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
決算頻度	年1回		目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
	年2回		目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
	年4回		目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
	年6回（隔月）		目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの
	年12回（毎月）		目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
	日々		目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの
	その他		上記属性にあてはまらないすべてのもの

投資対象地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東（中東）	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	ファミリーファンド	目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象インデックス	日経225	目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	ＴＯＰＩＸ	目論見書等において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの

特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレスhttp://www.toushin.or.jp/）をご参照下さい。

＜信託金の限度額＞

・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて次の額を限度として信託金を追加することができます。

ファンド名	限度額
FW日本株式セレクト	2兆円
FW外国株式セレクト	1兆5,000億円
FW外国株式EM+	1兆円
FW日本債券セレクト	2兆5,000億円
FW外国債券セレクト	1兆円
FW外国債券EM+	1兆円
FW J-REITセレクト	4,000億円
FW外国REITセレクト	6,000億円
FWコモディティセレクト	5,000億円

FWヘッジFセレクト	1兆円

・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

＜ファンドの目的・特色＞

ファンドの目的

各ファンドの目的は、次のとおりです。

ファンド名	ファンドの目的
FW日本株式セレクト	わが国の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。
FW外国株式セレクト	海外の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。
FW外国株式EM+	
FW日本債券セレクト	円建ての債券(注1)に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。
FW外国債券セレクト	海外の債券に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。
FW外国債券EM+	
FW J-REITセレクト	わが国のリートに投資し、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざします。
FW外国REITセレクト	海外のリートに投資し、信託財産の中長期的な成長と配当等収益の確保をめざします。
FWコモディティセレクト	コモディティ(商品)に関連する運用を通じて、信託財産の中長期的な成長をめざします。
FWヘッジファンドセレクト	オルタナティブ戦略・資産での運用を通じて、絶対収益(注2)の獲得をめざします。

(注1)外貨建ての債券に為替ヘッジを行なう場合を含みます。
(注2)「絶対収益」とは、必ず収益を得るという意味ではなく、市場等の動きに左右されない(相対的でない)収益、という意味です。

(※)上記10本のファンドを総称して「ダイワファンドラップ セレクト・シリーズ」といいます。

ファンドの特色

1 「ダイワファンドラップ セレクト・シリーズ」は、投資者と販売会社が締結する投資一任契約に基づいて、資産を管理する口座の資金を運用するためのファンドです。

●「ダイワファンドラップ セレクト・シリーズ」の購入の申込みを行なう投資者は、販売会社と投資一任契約の資産を管理する口座に関する契約および投資一任契約を締結する必要があります。

2 「ダイワファンドラップ セレクト・シリーズ」を構成する各ファンドは、投

ファンドの仕組み

●複数の投資信託証券(注)への投資を通じて、実質的な投資対象に投資を行なう「ファンド・オブ・ファンズ」です。
●投資信託証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。
(注)以下、「指定投資信託証券」といいます。

ファンド名		指定投資信託証券	実質的な投資対象
FW日本株式セレクト		わが国の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券	わが国の株式
FW外国株式セレクト	※1	海外の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券	海外の株式
FW外国株式EM+	※1 ※2	海外の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券(新興国の株式を中心に運用を行なう投資信託証券を含みます。)	海外の株式
FW日本債券セレクト		円建ての債券(注)を実質的な投資対象とする投資信託証券	円建ての債券(注)
FW外国債券セレクト	※1	海外の債券を実質的な投資対象とする投資信託証券	海外の債券
FW外国債券EM+	※1 ※2	海外の債券を実質的な投資対象とする投資信託証券(新興国の債券を中心に運用を行なう投資信託証券を含みます。)	海外の債券
FW J-REITセレクト	※3	わが国のリートを実質的な投資対象とする投資信託証券	わが国のリート
FW外国REITセレクト	※1 ※3	海外のリートを実質的な投資対象とする投資信託証券	海外のリート
FWコモディティセレクト	※1 ※3	コモディティ(商品)に関連する投資信託証券	商品先物取引、資源株等
FWヘッジファンドセレクト	※1 ※3	オルタナティブ戦略・資産で運用を行なう投資信託証券	内外の株式、債券等

※1 保有実質外貨建資産については、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
※2 新興国の株式(または債券)を中心に運用を行なう投資信託証券の組入比率は、信託財産の50%を上限とします。
※3 短期の円建債券を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。
(注)外貨建ての債券に為替ヘッジを行なう場合を含みます。

(*)くわしくは、「指定投資信託証券の概要」をご参照下さい。

3 指定投資信託証券の選定、組入比率の決定は、株式会社 大和ファンド・コンサルティングの助言を受け、これを行ないます。

助言会社の概要

株式会社 大和ファンド・コンサルティング

設　　立：2006年7月25日
住　　所：東京都千代田区
事業内容：ファンド評価業務、ファンド・オブ・ファンズに係る運用助言業務、投資一任業務、
　　年金運用コンサルティング業務

ファンド運用の助言にかかるプロセス

［ ファンド運用の助言体制 ］

(注)上記の助言体制は、変更になる場合があります。

助言会社におけるファンド運用の助言にかかるプロセス

［ ファンド選定における着眼点 ］

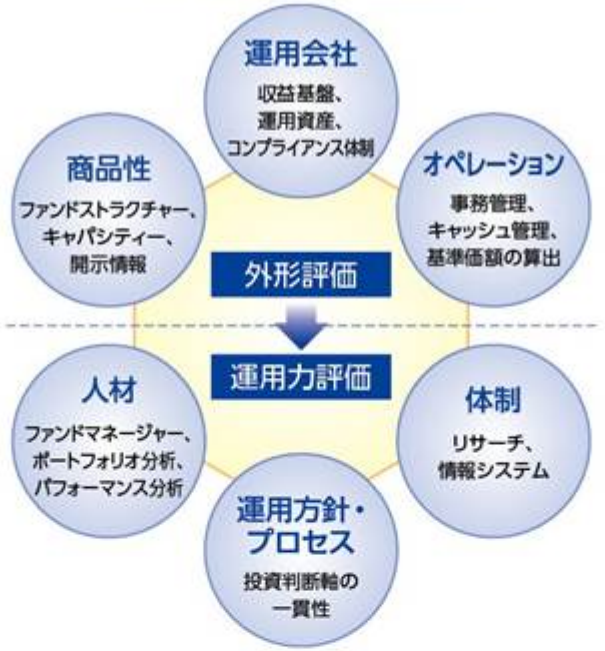

(注)上記の着眼点については、見直しが行なわれる場合があります。

助言会社におけるファンド運用の助言にかかるプロセス

［ ファンド選定プロセス ］

ファンド運用戦略　ファンド運用戦略の構築、組入れ目的を踏まえた調査計画の立案

パフォーマンス分析　ファンドデータベース等より調査候補ファンドを抽出、分析

ファンド調査　運用会社に対する書面審査、訪問調査、運用評価

投資判断　投資適格性、魅力度等を判断し、推奨ファンドを決定

4 毎年6月15日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〈分配方針〉
①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
②原則として、基準価額の水準等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合および基準価額の水準によっては、分配を行なわないことがあります。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限
FW日本株式セレクト、FW日本債券セレクト
①株式への直接投資は、行ないません。 ②投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 ③同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。 ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%を超えることができるものとします。 ④外貨建資産への直接投資は、行ないません。
FW外国株式セレクト、FW外国株式EM+、FW外国債券セレクト、FW外国債券EM+、FWヘッジファンドセレクト
①株式への直接投資は、行ないません。 ②投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 ③同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。 ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%を超えることができるものとします。 ④外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
FW J-REITセレクト
①株式への直接投資は、行ないません。 ②投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 ③外貨建資産への直接投資は、行ないません。
FW外国REITセレクト、FWコモディティセレクト
①株式への直接投資は、行ないません。 ②投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 ③外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

FW J-REITセレクトの特化型運用について

●一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」(分散投資規制)では、投資対象に支配的な銘柄が存在するまたは存在する可能性が高いファンドを特化型運用ファンドとしています。支配的な銘柄とは、次のいずれかの割合が10%を超える銘柄をいいます。
・投資対象候補銘柄の時価総額に占めるその銘柄の時価総額の割合
・運用管理等に用いる指数に占めるその銘柄の構成割合
●FW J-REITセレクトは、実質的な主要投資対象に支配的な銘柄が存在するまたは存在する可能性が高い

(2)【ファンドの沿革】

2007年11月1日	信託契約締結、当初自己設定、運用開始
2020年3月11日	
＜FW日本債券セレクト＞	運用方法の変更（実質的な投資対象を、わが国の債券から円建ての債券に変更）
＜FW J-REITセレクト＞	運用方法の変更（投資形態をファンド・オブ・ファンズに変更）
＜FW外国REITセレクト＞	運用方法の変更（投資形態をファンド・オブ・ファンズに変更）
＜FWコモディティセレクト＞	運用方法の変更（主要投資対象を「コモディティ（商品）に関連する複数の投資信託証券」に変更（変更前は「ダイワ“RICI”ファンドおよびダイワ・マネー・マザーファンド」の受益証券））
＜FWヘッジFセレクト＞	運用方法の変更（主要投資対象を「オルタナティブ戦略・資産で運用を行なう複数の投資信託証券」に変更（変更前は「絶対収益の獲得をめざす複数の投資信託証券」））

(3)【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者
	収益分配金（注1）、償還金など↑↓お申込金（※4）

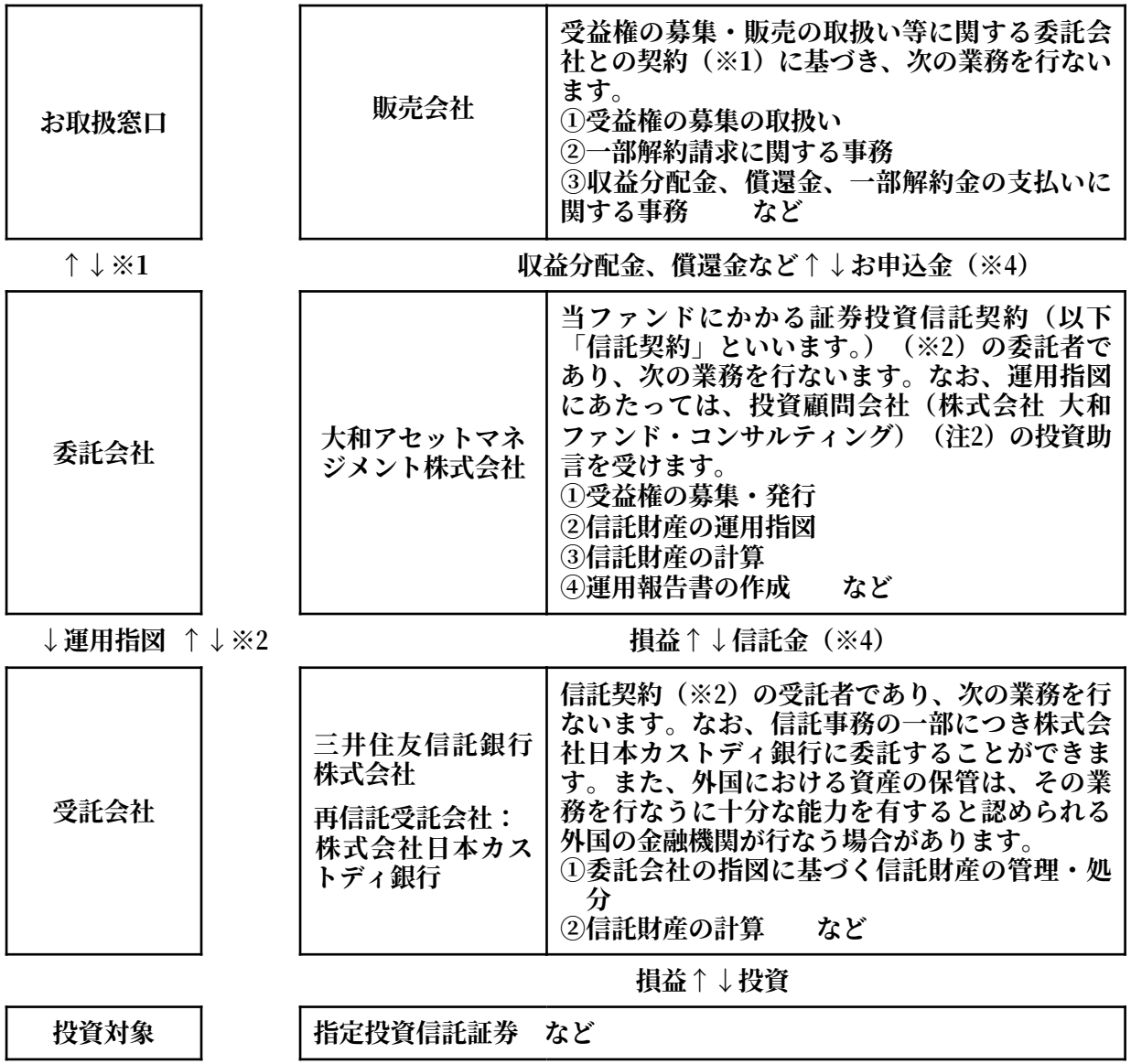

（注1）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。
（注2）株式会社　大和ファンド・コンサルティングは、委託会社との投資顧問契約（※3）に基づき、委託会社に対して、信託財産の運用に関する投資助言を行ないます。

※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
※3：委託会社と投資顧問会社の間で締結されます。投資顧問サービスの内容および方法、投資顧問報酬額および支払方法、運用の責任等が規定されています。事情により変更、解除されることもあります。
※4：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

※ファンドの仕組みにかかる図表等については、前掲「1　ファンドの性格」の「(1) ファンドの目的及び基本的性格」の「＜ファンドの目的・特色＞」をご参照下さい。

＜委託会社の概況（2025年12月末日現在）＞

・資本金の額　414億2,454万1,896円

・沿革

1959年12月12日	大和証券投資信託委託株式会社として設立
1960年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1960年 4月 1日	営業開始
1985年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
1995年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
1995年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
2007年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 （金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）
2020年 4月 1日	大和アセットマネジメント株式会社に商号変更
2024年10月 1日	株式会社かんぽ生命保険と資本業務提携

2025年 7月 1日　　大和かんぽオルタナティブインベストメンツ株式会社（旧商号：
三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社）を子会社化

・大株主の状況

名　称	住　所	所有 株式数	比率
		株	%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,608,525	80.00
		株	%
株式会社かんぽ生命保険	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	652,132	20.00

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①　主要投資対象

指定投資信託証券とします。

※各指定投資信託証券については、「〈参考〉指定投資信託証券の概要」をご参照下さい。

②　投資態度

＜FW日本株式セレクト＞

イ．主として、わが国の株式を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

ロ．投資信託証券の選定、組入比率の決定は、株式会社　大和ファンド・コンサルティングの助言に基づきこれを行ないます。

ハ．投資信託証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。

ニ．株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として、信託財産総額の75%以下とします。

ホ．指定投資信託証券は、外貨建資産を保有する場合があります。外貨建資産への実質投資割合は、原則として、信託財産総額の75%以下とします。

ヘ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

＜FW外国株式セレクト＞

イ．主として、海外の株式を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

ロ．(FW日本株式セレクトのロ．と同規定)

ハ．(FW日本株式セレクトのハ．と同規定)

ニ．保有実質外貨建資産については、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

ホ．(FW日本株式セレクトのヘ．と同規定)

＜FW外国株式EM+＞

イ．(FW外国株式セレクトのイ．と同規定)

ロ．投資対象には、新興国の株式を中心に運用を行なう投資信託証券を含みます（新興国の株式を中心に運用を行なう投資信託証券の組入比率は信託財産総額の50%を上限とします。）。

ハ．(FW日本株式セレクトのロ．と同規定)

ニ．(FW日本株式セレクトのハ．と同規定)

ホ．(FW外国株式セレクトのニ．と同規定)

ヘ．(FW日本株式セレクトのヘ．と同規定)

＜FW日本債券セレクト＞

イ．主として、円建ての債券（外貨建ての債券に為替ヘッジを行なう場合を含みます。）を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

ロ．(FW日本株式セレクトのロ．と同規定)

ハ．(FW日本株式セレクトのハ．と同規定)

ニ．(FW日本株式セレクトのヘ．と同規定)

＜FW外国債券セレクト＞

イ．主として、海外の債券を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

ロ．(FW日本株式セレクトのロ．と同規定)

ハ．(FW日本株式セレクトのハ．と同規定)

ニ．(FW外国株式セレクトのニ．と同規定)

ホ．(FW日本株式セレクトのヘ．と同規定)

＜FW外国債券EM+＞

イ．(FW外国債券セレクトのイ．と同規定)

ロ．投資対象には、新興国の債券を中心に運用を行なう投資信託証券を含みます（新興国の債券を中心に運用を行なう投資信託証券の組入比率は信託財産総額の50%を上限とします。）。

ハ．(FW日本株式セレクトのロ．と同規定)

ニ．(FW日本株式セレクトのハ．と同規定)

ホ．(FW外国株式セレクトのニ．と同規定)

ヘ．(FW日本株式セレクトのヘ．と同規定)

＜FW J-REITセレクト＞

イ．主として、わが国のリート（不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券をいいます。）を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

※　短期の円建債券を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。

ロ．(FW日本株式セレクトのロ．と同規定)

ハ．(FW日本株式セレクトのハ．と同規定)

ニ．(FW日本株式セレクトのヘ．と同規定)

＜FW外国REITセレクト＞

イ．主として、海外のリート（不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券をいいます。）を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、信託財産の中長期的な成長と配当等収益の確保をめざして分散投資を行ないます。

※　短期の円建債券を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。

ロ．(FW日本株式セレクトのロ．と同規定)

ハ．(FW日本株式セレクトのハ．と同規定)

ニ．(FW外国株式セレクトのニ．と同規定)

ホ．(FW日本株式セレクトのヘ．と同規定)

＜FWコモディティセレクト＞

イ．主として、コモディティ（商品）に関連する複数の投資信託証券に投資し、世界のコモディティ価格の中長期的な上昇を享受することをめざして運用を行ないます。

※　短期の円建債券を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。

ロ．(FW日本株式セレクトのロ．と同規定)

ハ．(FW日本株式セレクトのハ．と同規定)

ニ．(FW外国株式セレクトのニ．と同規定)

ホ．(FW日本株式セレクトのヘ．と同規定)

＜FWヘッジFセレクト＞

イ．主として、オルタナティブ戦略・資産で運用を行なう複数の投資信託証券に投資し、絶対収益の獲得をめざして運用を行ないます。

※　短期の円建債券を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。

ロ．(FW日本株式セレクトのロ．と同規定)

ハ．(FW日本株式セレクトのハ．と同規定)

ニ．(FW外国株式セレクトのニ．と同規定)

ホ．(FW日本株式セレクトのヘ．と同規定)

◆投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

投資先ファンドの名称	指定投資信託証券 ※具体的な名称については、「〈参考〉指定投資信託証券の概要」をご参照下さい。
選定の方針	指定投資信託証券の選定およびその組入比率の決定は、株式会社大和ファンド・コンサルティングの助言に基づき行ないます。 ※助言会社における選定方針については、前掲「1 ファンドの性格」の「(1) ファンドの目的及び基本的性格」の「＜ファンドの目的・特色＞」をご参照下さい。

(2)【投資対象】

＜FW日本株式セレクト＞

＜FW日本債券セレクト＞

＜FW J-REITセレクト＞

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として、指定投資信託証券、ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③　委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

④　前②にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

＜FW外国株式セレクト＞

＜FW外国株式EM+＞

＜FW外国債券セレクト＞

＜FW外国債券EM+＞

＜FW外国REITセレクト＞

＜FWコモディティセレクト＞

＜FWヘッジFセレクト＞

①　当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として、指定投資信託証券、ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券または証書の性質を有するもの

3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③ (FW日本株式セレクトの③と同規定)

④ (FW日本株式セレクトの④と同規定)

◆ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は、「〈参考〉指定投資信託証券の概要」をご参照下さい。

(3)【運用体制】

＜各ファンド共通＞

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。なお、委託会社は、運用にあたって投資顧問会社の助言を受けます。

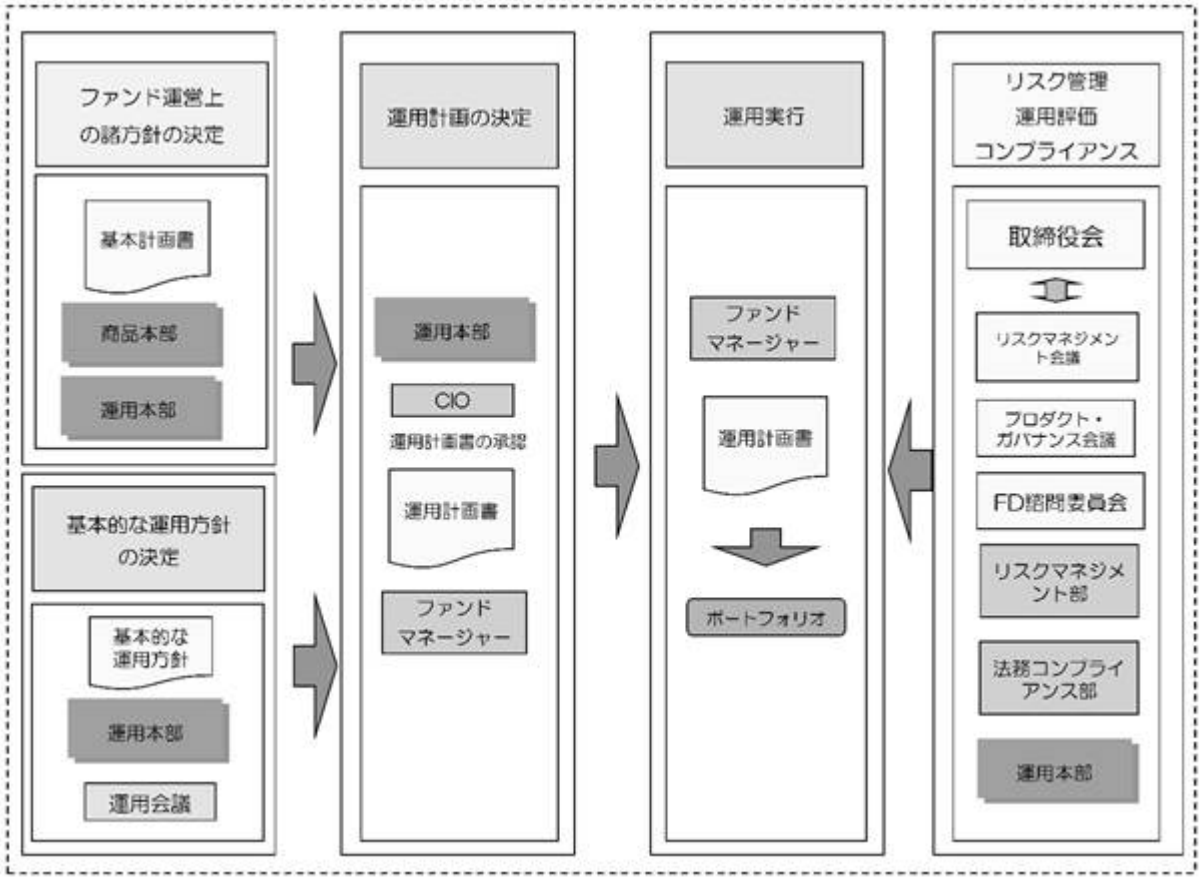

②　運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品本部長の決裁により決定します。

ロ．基本的な運用方針の承認

運用担当チームは、基本的な運用方針を作成し、運用会議にて承認を受けます。

ハ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で承認された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成し、CIOの承認を受けます。

③　職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．CIO（Chief Investment Officer）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

・運用チームまたは運用チームの戦略毎の基本的な運用方針の承認

・運用チームリーダーまたは運用チームメンバーが策定する各信託財産等の運用計画書および変更運用計画書の承認

・その他信託財産等の運用に関する事項の決定

ロ．Deputy-CIO（0～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．インベストメント・オフィサー（0～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ．運用部長（各運用部に1名）

運用チームリーダーまたは運用チームメンバーが策定する運用計画書および変更運用計画書を確認します。

ホ．運用チームリーダー

次の職務を遂行します。

・ 運用チームまたは運用チームの戦略毎の基本的な運用方針の立案

・ 運用計画書および変更運用計画書の作成または運用チームメンバーへの作成の指示

・ 運用計画に基づく運用プロセス等の実行および運用チームメンバーへの実行の指示

ヘ．ファンドマネージャー

次の職務を遂行します。

・ 運用チームリーダーの指示に基づく運用計画書および変更運用計画書の作成

・ 運用計画に基づく運用プロセス等の実行

④　リスクマネジメント会議、プロダクト・ガバナンス会議およびFD諮問委員会

次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は10～20名程度です。

イ．リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ．プロダクト・ガバナンス会議

経営会議の分科会として、運用状況・商品性およびこれらの開示の適切性について検証結果の報告を行ない、対応方針を審議・決定したうえでその実行状況を確認します。加えて、その他当社が運用するプロダクトの品質の維持・向上に関する事項の審議・決定・報告を行ないます。

ハ．FD諮問委員会

取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項について、取締役会に意見を述べます。

⑤　受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※　上記の運用体制は2025年12月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

＜各ファンド共通＞

①　分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

②　原則として、基準価額の水準等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合および基準価額の水準によっては、分配を行なわないことがあります。

③　留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5)【投資制限】

①　株式（信託約款）

＜各ファンド共通＞

株式への直接投資は、行ないません。

②　投資信託証券（信託約款）

＜各ファンド共通＞

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

③　同一銘柄の投資信託証券（信託約款）

＜FW日本株式セレクト＞

＜FW外国株式セレクト＞

＜FW外国株式EM+＞

＜FW日本債券セレクト＞

＜FW外国債券セレクト＞

＜FW外国債券EM+＞

＜FWヘッジFセレクト＞

イ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．の規定にかかわらず、委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券で、その約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められているものの時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超える投資の指図をすることができるものとします。

＜上記以外の各ファンド＞

（規定なし）

④　外貨建資産（信託約款）

＜FW日本株式セレクト＞

＜FW日本債券セレクト＞

＜FW J-REITセレクト＞

外貨建資産への直接投資は、行ないません。

＜上記以外の各ファンド＞

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

⑤　特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

＜FW外国株式セレクト＞

＜FW外国株式EM+＞

＜FW外国債券セレクト＞

＜FW外国債券EM+＞

＜FW外国REITセレクト＞

＜FWコモディティセレクト＞

＜FWヘッジFセレクト＞

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

＜上記以外の各ファンド＞

（規定なし）

⑥　外国為替予約取引（信託約款）

＜FW外国株式セレクト＞

＜FW外国株式EM+＞

＜FW外国債券セレクト＞

＜FW外国債券EM+＞

＜FW外国REITセレクト＞

＜FWコモディティセレクト＞

＜FWヘッジFセレクト＞

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

＜上記以外の各ファンド＞

（規定なし）

⑦　信用リスク集中回避（信託約款）

＜FW J-REITセレクト＞

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

＜上記以外の各ファンド＞

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

⑧　資金の借入れ（信託約款）

＜各ファンド共通＞

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

＜参考＞指定投資信託証券の概要

◆本項は、「ダイワファンドラップ セレクト・シリーズ」が投資を行なう投資信託証券（指定投資信託証券）の投資態度、信託報酬、関係法人等について、目論見書作成時点で各投資信託証券の運用会社から入手した情報をもとに記載したものであり、記載内容が変更となる場合があります。

◆今後、名称変更となる場合、繰上償還等により投資信託証券が除外される場合、新たな投資信託証券が追加となる場合等があります。

- **指定投資信託証券の委託会社等については、末尾の「指定投資信託証券の委託会社等について」をご参照下さい。**
- **指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。**

Ⅰ．ＦＷ日本株式セレクト

Ⅰ-1．Ｔ＆Ｄ／マイルストン日本株ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	わが国の金融商品取引所に上場する株式を主要投資対象とします。
投資態度	① わが国の金融商品取引所に上場する株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。 ② ボトム・アップ・アプローチにより、株価が企業価値に比べ割安水準にあり、投資価値が高いと判断される銘柄に投資を行います。 ※ボトム・アップ・アプローチとは、個別企業についての調査・分析をもとにした個別銘柄の選択によってポートフォリオを構築する投資手法です。 ③ 株式以外の資産への投資割合は、原則として、投資信託財産総額の50％以下とします。 ④ 運用にあたっては投資顧問会社（マイルストンアセットマネジメント株式会社）の助言を受けます。 ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用が行われないことがあります。

主な投資制限	① 株式への投資割合には制限を設けません。 ② 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。ただし、わが国の金融商品取引所に上場している不動産投資信託証券への投資は行いません。 ⑤ 外貨建資産への投資は行いません。 ⑥ デリバティブ取引はヘッジ目的に限定します。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ② 原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限（2014年9月9日当初設定）
決算日	毎年4月25日（休業日の場合翌営業日）
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.825%（税抜0.75%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。 なお、委託者の受ける報酬には、投資顧問会社に支払う投資顧問料（年率0.41%（税抜））を含みます。
ファンドの関係法人	委託会社：T＆Dアセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

Ⅰ-2．大和住銀ニッポン中小型株ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	日本中小型株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

投資態度	①マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式のうち中小型株を主要投資対象とします。 ②徹底的なリサーチに基づくボトムアップ・アプローチにより、「成長の持続性等を考慮したファンダメンタルズ価値に対して株価水準が割安と判断する銘柄」に投資します。 ③わが国の株式（マザーファンドの信託財産に属する株式のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以上とします。株式以外の資産（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 ④設定日からポートフォリオの構築までの期間、大量の追加設定・解約が発生したとき、資金動向、市況動向、残存元本等によっては、ならびにやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 ⑤信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。 ⑥信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 ⑦信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。
マザーファンドの投資態度	①わが国の株式のうち中小型株を主要投資対象とします。 ②徹底的なリサーチに基づくボトムアップ・アプローチにより、「成長の持続性等を考慮したファンダメンタルズ価値に対して株価水準が割安と判断する銘柄」に投資します。 ③わが国の株式への投資は、原則として信託財産総額の50%以上とします。株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 ④資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。 ⑤信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。 ⑥信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 ⑦信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。

主な投資制限	①株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ③投資信託証券（親投資信託を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ④同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑦外貨建資産への実質投資は行いません。 ⑧有価証券先物取引等は、約款第21条の範囲で行います。 ⑨スワップ取引は、約款第22条の範囲で行います。 ⑩金利先渡取引は、約款第23条の範囲で行います。 ⑪デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。 ⑫一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。 ①分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。 ②収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。 ③留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託期間	無期限（2015年3月9日当初設定）
決算日	毎年3月8日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7425%（税抜0.675%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

Ⅰ-3．ダイワ・スマート日本株ファンダメンタル・ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。
投資態度	① 主として、わが国の金融商品取引所上場株式を投資対象とし、独自のモデルに基づいた運用を行ない、信託財産の成長をめざします。 ② 当ファンドにおける独自のモデルとは、ポートフォリオの銘柄選定・ウェート付けを個別企業のファンダメンタルズ（売上高、キャッシュフロー、利益などの財務指標）を用いて定量的に算出するモデルのことをいいます。 ③ 株式の組入比率は通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ④ 運用の効率化を図るため、わが国の株価指数先物取引等を利用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ⑤ 株式以外の資産への投資は、原則として、信託財産総額の50%以下とします。 ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑦ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
主な投資制限	① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑤ 外貨建資産への投資は、行ないません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限（2015年3月10日当初設定）
決算日	毎年6月15日（休業日の場合翌営業日）（第1計算期間は2015年6月15日（休業日の場合翌営業日）まで）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.2541%（税抜0.231%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。

ファンドの 関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマーク について	該当事項はありません。

Ｉ-4．ＤＩＡＭ国内株式アクティブ市場型ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。
主要投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。以下、同じ。）
投資態度	①　わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。 ②　運用にあたっては、企業調査に基づく個別銘柄選定（ボトムアップアプローチ）とマクロ環境や相場環境の変化等に注目した機動的な運用（トップダウンアプローチ）を併用します。 ③　個別銘柄の選定にあたっては、企業調査に基づくファンダメンタルズ分析に加え、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー社独自の定量モデルも活用し、企業の成長力や株価のバリュエーション等の観点から、魅力度の高い銘柄を選定します。 ④　株式の組入比率は、原則として高位を維持します。 ⑤　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用が出来ない場合があります。 ⑥　当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。

主な投資制限	① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑤ 外貨建資産への投資は、行ないません。 ⑥ 有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引の利用はヘッジ目的に限定します。 ⑦ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑧ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	① 経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ② 委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。 ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託期間	無期限（2015年9月9日当初設定）
決算日	毎年2月12日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.5335%（税抜0.485%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：アセットマネジメントOne株式会社 受託会社：みずほ信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

Ⅰ-5．ダイワ成長株オープン（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

主要投資対象	ダイワ成長株マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券
投資態度	① 主としてマザーファンドの受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式の中から、今後の日本経済において成長が期待される国内企業およびグローバルな視点で成長が期待される国内企業に投資し、信託財産の成長をめざします。 ② マザーファンドの運用にあたっては、以下の方針を基本とします。 (a) 大和アセットマネジメントのアナリストおよび運用担当者による組織的な調査・分析に基づいて、中期的な成長性が期待される銘柄を選定します。 (b) 銘柄の選定にあたっては、次の項目に着目して行なうことを基本とします。 イ. 相対的に利益成長力があると期待される企業 ロ. 自己変革によって利益成長が期待される企業 ハ. 将来性が期待される事業の展開をはかる企業 (c) わが国の株価指数先物取引等を信託財産の純資産総額の範囲内で利用することがあります。 (d) 株式の実質投資比率（現物株式の投資比率に先物取引の投資比率を加えた比率）は、通常の状態で70%程度以上とすることを基本とします。 (e) TOPIX（東証株価指数）（配当込み）をベンチマークとして、中長期的にベンチマークを上回る投資成果をめざします。 ③ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑤ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。

マザーファンドの投資態度	① 主として、わが国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式の中から、今後の日本経済において成長が期待される国内企業およびグローバルな視点で成長が期待される国内企業に投資します。 ② 運用にあたっては、大和アセットマネジメントのアナリストおよび運用担当者による組織的な調査・分析に基づいて、中期的な成長性が期待される銘柄を選定します。 ③ 銘柄の選定にあたっては、次の項目に着目して行なうことを基本とします。 イ．相対的に利益成長力があると期待される企業 ロ．自己変革によって利益成長が期待される企業 ハ．将来性が期待される事業の展開をはかる企業 ④ わが国の株価指数先物取引等を信託財産の純資産総額の範囲内で利用することがあります。 ⑤ 株式の実質投資比率（現物株式の投資比率に先物取引の投資比率を加えた比率）は、通常の状態で70%程度以上とすることを基本とします。 ⑥ TOPIX（東証株価指数）（配当込み）をベンチマークとして、中長期的にベンチマークを上回る投資成果をめざします。 ⑦ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ③ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への投資は、行ないません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限（2016年9月12日当初設定）
決算日	毎年6月15日（休業日の場合翌営業日） （第1計算期間は2017年6月15日まで）
管理報酬等	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年0.6831%（税抜 年0.621%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	TOPIX（東証株価指数）（配当込み）

ベンチマーク について	配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

Ⅰ-6．ニッセイＪＰＸ日経４００アクティブファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。
主要投資対象	ニッセイJPX日経400アクティブ マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、直接、株式等に投資を行う場合があります。
投資態度	① ニッセイJPX日経400アクティブ マザーファンドへの投資を通じて、実質的に成長が期待される日本企業の株式へ投資を行い、信託財産の中長期的な成長をめざします。 ② 上記マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。 ③ JPX日経インデックス400（配当込み）をベンチマークとします。 ④ 株式以外の資産（上記マザーファンドを通じて投資する場合は、当該マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、このファンドの信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 ⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
マザーファンドの 投資態度	① 主として、成長が期待される日本企業の株式へ投資を行い、信託財産の中長期的な成長をめざします。 ② 銘柄選定にあたっては、ROEの水準および変化、営業利益の水準および変化に着目し、経営効率に優れ利益成長力を有する銘柄に投資を行います。 ③ 個別企業分析・株価評価に際しては、アナリストチームが統一的な手法により徹底した企業調査・分析を行い、経営戦略の評価、業績予想および株価評価を行います。 ④ ポートフォリオ構築に際しては、ポートフォリオマネジャーが成長の実現性、市場環境、流動性、株価指標等を分析・評価し、組入銘柄・組入比率の決定を行います。 ⑤ 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。 ⑥ JPX日経インデックス400（配当込み）をベンチマークとします。 ⑦ 株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 ⑧ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ② 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑥ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑦ 外貨建資産への投資は行いません。 ⑧ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ② 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
信託期間	無期限（2016年9月9日当初設定）
決算日	毎年1月25日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.693%（税抜0.63%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：ニッセイアセットマネジメント株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社
ベンチマーク	JPX日経インデックス400（配当込み）

ベンチマークについて	JPX日経インデックス400は、資本の効率的活用や投資者を意識した経営観点など、グローバルな投資基準に求められる諸要件を満たした、「投資者にとって投資魅力の高い会社」で構成される株価指数です。JPX日経インデックス400は、株式会社JPX総研および株式会社日本経済新聞社が算出します。 ①「JPX日経インデックス400」は、株式会社JPX総研（以下「JPX総研」といいます。）および株式会社日本経済新聞社（以下「日経」といいます。）によって独自に開発された手法によって算出される著作物であり、JPX総研および日経は、「JPX日経インデックス400」自体および「JPX日経インデックス400」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。 ②「JPX日経インデックス400」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、すべてJPX総研、株式会社日本取引所グループおよび日経に帰属しています。 ③当ファンドは、ニッセイアセットマネジメント株式会社の責任のもとで運用されるものであり、JPX総研および日経は、その運用および当ファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。 ④JPX総研および日経は、「JPX日経インデックス400」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。 ⑤JPX総研および日経は、「JPX日経インデックス400」の構成銘柄、計算方法、その他「JPX日経インデックス400」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

Ⅰ-7．リサーチ・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の中・長期的な成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
主要投資対象	リサーチ・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）と実質的に同一の運用の基本方針を有する親投資信託であるリサーチ・アクティブ・オープン マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、直接株式に投資する場合があります。
投資態度	①わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中・長期的な成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。 ②株式への投資に当っては、厳選した業績成長企業群（今期あるいは来期の利益成長が期待できる企業や将来の収益成長が期待できる企業等）に中・長期的な視野から投資します。 ③非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。 ④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

マザーファンドの投資態度	わが国の株式を主要投資対象とし、信託財産の中・長期的な成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。 株式への投資に当っては、厳選した業績成長企業群（今期あるいは来期の利益成長が期待できる企業や将来の収益成長が期待できる企業等）に中・長期的な視野から投資します。 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。 なお、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式への実質投資割合には制限を設けません。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ③有価証券先物取引等は約款第27条の範囲で行ないます。 ④スワップ取引は約款第28条の範囲で行ないます。 ⑤同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ⑦同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑧一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。 ⑨一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益の分配	①　運用による収益は、期中に分配を行なわず、信託終了時まで信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。
信託期間	無期限（2001年8月28日当初設定）

決算日	毎年10月30日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.7095%（税抜0.645%）以内の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：野村アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	配当込みTOPIX
ベンチマークについて	配当込みTOPIXの指数値及び配当込みTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、 指数値の公表、利用など配当込みTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及び配当込みTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、配当込みTOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。

Ⅰ-8．損保ジャパン日本興亜ラージキャップ・バリュー・ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。
主要投資対象	SJAMラージキャップ・バリュー・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の株式に直接投資することもできます。

投資態度	① 主として、SJAMラージキャップ・バリュー・マザーファンド受益証券への投資を通じて、原則として、Russell/Nomura Large Cap Value インデックス採用銘柄でかつ、当社の日本株式ユニバース構成銘柄より投資銘柄を選定します。 ② 独自の調査分析に基づいて算出した理論株価と市場価格を比較し、割安となっている銘柄に投資することを基本にリスク管理を行いつつ最適なポートフォリオを構築し、Russell/Nomura Large Cap Valueインデックス（配当を含むトータルリターンインデックス）を中長期的に上回る運用成果を目指します。 ③ 転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341 条ノ3 第1 項第7 号および第8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）や新株引受権証券および新株予約権証券（外貨建てを含みます。）等に投資する場合があります。 ④ 株式（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式を含む。）の組入比率は原則として信託財産総額の50%超（高位に維持）を基本とします。なお、株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 ⑤ 資金動向、市況動向、その他特殊な状況等によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。
マザーファンドの投資態度	① 原則としてRussell/Nomura Large Cap Value インデックス採用銘柄でかつ、当社の日本株式ユニバース構成銘柄より投資銘柄を選定します。 ② 独自の調査分析に基づいて算出した理論株価と市場価格を比較し、割安となっている銘柄に投資することを基本にリスク管理を行いつつ最適なポートフォリオを構築し、「Russell/Nomura Large Cap Valueインデックス（配当を含むトータルリターンインデックス）」を中長期的に上回る運用成果を目指します。 ③ 転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341 条ノ3 第1 項第7 号および第8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）や新株引受権証券および新株予約権証券（外貨建てを含みます。）等に投資する場合があります。 ④ 株式（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式を含む。）の組入比率は原則として信託財産総額の50%超（高位に維持）を基本とします。なお、株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

主な投資制限	① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ② 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ③ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。 ② 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。 ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託期間	無期限（2017年9月8日当初設定）
決算日	毎年3月25日(第1計算期間は、2018年3月26日まで)（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.5335%（税抜0.485%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：SOMPOアセットマネジメント株式会社 受託会社：みずほ信託銀行株式会社
ベンチマーク	Russell/Nomura Large Cap Value インデックス（配当を含むトータルリターンインデックス）
ベンチマークについて	Russell/Nomura Large Cap Value インデックスは、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社（以下、NFRC）とFrank Russell Company（以下、Russell）が共同で開発した日本株インデックスです。 当インデックスの知的財産権およびその他一切の権利はNFRCおよびRussellに帰属します。なお、NFRCおよびRussellは、当インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、インデックスの利用者およびその関連会社が当インデックスを用いて行う事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

Ⅰ-9．日本長期成長株集中投資ファンド（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主要投資対象	日本長期成長株集中投資マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

投資態度	① 主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入比率は高位に保ちます(ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入比率を引き下げる場合もあります。)。 ② 信託財産は、マザーファンドを通じて主として日本の上場株式(これに準ずるものを含みます。)に投資します。マザーファンドにおいては、個別企業の分析を重視したボトム・アップ手法による銘柄選択を行い、原則として大型株式および中小型株式の中から持続的な成長が期待できると判断する比較的少数の銘柄でポートフォリオを構築し、長期的な投資元本の成長を追求します。 ③ 事業の収益性、経営陣の質に加えて株価評価基準の総合評価、目標株価からの乖離、流動性等を勘案して、銘柄選択を行います。 ④ 投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を直接行うこともあります。 ⑤ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッドに日本株式の運用(デリバティブ取引等に係る運用を含みます。)の指図に関する権限を委託します。 ⑥ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。
マザーファンドの投資態度	① 個別企業の分析を重視したボトム・アップ手法による銘柄選択を行い、原則として大型株式および中小型株式の中から持続的な成長が期待できると判断する比較的少数の銘柄でポートフォリオを構築し、長期的な投資元本の成長を追求します。 ② 事業の収益性、経営陣の質に加えて株価評価基準の総合評価、目標株価からの乖離、流動性等を勘案して、銘柄選択を行います。 ③ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッドに日本株式の運用(デリバティブ取引等に係る運用を含みます。)の指図に関する権限を委託します。 ④ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

主な投資制限	① 株式への実質投資割合には制限を設けません。 ② デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑤ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑥ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 ⑦ 株式以外の資産(マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 ⑧ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託者が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑨ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。 ② 分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。 ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。
信託期間	無期限（2014年6月10日当初設定）
決算日	毎年6月15日および12月15日（休業日の場合翌営業日）
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に0.10%の率を乗じて得た額
管理報酬等	純資産総額に対して年率0.7095%（税抜　年率0.645%）を上限とします。 他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 受託会社：みずほ信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

Ｉ-10．国内高配当株フォーカス（FOFｓ用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行います。
主要投資対象	国内高配当株フォーカス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	①マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本の株式を主要投資対象とします。 ②銘柄選定にあたっては、配当利回りが相対的に高く、持続可能性が高いと判断される銘柄を選定し投資します。 ③株式以外の資産（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 ④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ⑤信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。 ⑥信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 ⑦信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。
マザーファンドの投資態度	①日本の株式を主要投資対象とし、銘柄選定にあたっては、配当利回りが相対的に高く、持続可能性が高いと判断される銘柄を選定し投資します。 ②株式の組入比率は原則として高位を保ちます。株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 ③資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ④信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。 ⑤信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 ⑥信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。

主な投資制限	①株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ③投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ④同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑦外貨建資産への投資は、行いません。 ⑧有価証券先物取引等は、約款第21条の範囲で行います。 ⑨スワップ取引は、約款第22条の範囲で行います。 ⑩金利先渡取引は、約款第23条の範囲で行います。 ⑪デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。 ⑫一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。 ①分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。 ②収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。 ③留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託期間	無期限（2020年3月10日当初設定）
決算日	毎年4月26日（休業日の場合翌営業日）（第1計算期間は2021年4月26日（休業日の場合翌営業日）まで）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.4895%（税抜0.445%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：三井住友DS アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。

ベンチマークについて	該当事項はありません。

Ⅰ-11．日本株EVIハイアルファ（FOFｓ用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	「日本株EVIハイアルファマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	①マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に以下のような運用を行い、ＴＯＰＩＸ(配当込み)をベンチマークとして、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。 ・日本の株式を主要投資対象とします。 ・運用に当たっては、独自算出に基づく企業価値や各種バリュー指標（ＰＢＲ、ＰＥＲ、配当利回り）等による割安と判断される銘柄の中から、ファンダメンタル分析により投資魅力のある銘柄に厳選投資します。 ②マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。 ③株式以外の資産（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 ④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ⑤信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。 ⑥信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 ⑦信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。 ⑧デリバティブ取引（法人税法第61条の５で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

マザーファンドの投資態度	①わが国の株式を主要投資対象とします。 ②運用に当たっては、独自算出に基づく企業価値や各種バリュー指標（ＰＢＲ、ＰＥＲ、配当利回り）等による割安と判断される銘柄の中から、ファンダメンタル分析により投資魅力のある銘柄に厳選投資します。 ③ＴＯＰＩＸ(配当込み)をベンチマークとして、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。 ④株式への投資は、原則として信託財産総額の50%以上とします。株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 ⑤資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。 ⑥信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。 ⑦信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 ⑧信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。
主な投資制限	①株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ③投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。 ④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の５%以内とします。 ⑤同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑥外貨建資産への投資は行いません。 ⑦有価証券先物取引等は、約款第21条の範囲で行います。 ⑧スワップ取引は、約款第22条の範囲で行います。 ⑨金利先渡取引は、約款第23条の範囲で行います。 ⑩デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。 ⑪一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配金額を決定します。 ①分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。 ②収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して委託者が決定します。ただし、委託者の判断により分配を行なわないことがあります。 ③留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託期間	無期限（2021年3月8日当初設定）
決算日	毎年6月6日（休業日の場合翌営業日）初回は2021年6月7日まで
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.4895%（税抜0.445%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	ＴＯＰＩＸ（配当込み）
ベンチマークについて	ＴＯＰＩＸとは日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する株価指数です。 日本の株式市場を投資対象とする金融商品の運用目標や評価の基準（ベンチマーク）として広く利用されています。 ＴＯＰＩＸに関する知的財産権その他一切の権利は、株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）に帰属します。 ＪＰＸは、ＴＯＰＩＸの算出もしくは公表の方法の変更、ＴＯＰＩＸの算出もしくは公表の停止またはＴＯＰＩＸにかかる標章または商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。また、ＪＰＸは当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

Ｉ-12．日本大型株長期厳選投資（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	日本株長期厳選投資マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

投資態度	① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、東京証券取引所に上場する大型株式（※1）の中から、成長性の高い企業（※2）の株式に投資することで、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 ※1 取得時において、東京証券取引所上場銘柄のうち時価総額の上位200銘柄程度をさします。 ※2 利益またはフリー・キャッシュ・フローの成長の蓋然性が高いと考えられる企業をさします。 ② マザーファンドの運用にあたっては、以下の方針を基本とします。 イ．ベンチマークを設けず、長期的なリターン獲得をめざして30銘柄程度を上限に厳選投資を行ないます。 ロ．企業調査アナリストによる徹底したボトムアップアプローチにより、長期的な株価の上昇余地に着目した投資銘柄選定を行ないます。 ハ．株式の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の70%程度以上に維持することを基本とします。 ③ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ④ 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として、信託財産総額の50%以下とします。 ⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
マザーファンドの投資態度	① 主として、東京証券取引所に上場する大型株式（※1）の中から、成長性の高い企業（※2）の株式に投資することで、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 ※1 取得時において、東京証券取引所上場銘柄のうち時価総額の上位200銘柄程度をさします。 ※2 利益またはフリー・キャッシュ・フローの成長の蓋然性が高いと考えられる企業をさします。 ② 運用にあたっては、以下の方針を基本とします。 イ．ベンチマークを設けず、長期的なリターン獲得をめざして30銘柄程度を上限に厳選投資を行ないます。 ロ．企業調査アナリストによる徹底したボトムアップアプローチにより、長期的な株価の上昇余地に着目した投資銘柄選定を行ないます。 ③ 株式の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の70%程度以上に維持することを基本とします。 ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

主な投資制限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ③ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への投資は、行ないません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限（2022年9月9日当初設定）
決算日	毎年6月15日（休業日の場合翌営業日） （第1計算期間は2023年6月15日まで）
管理報酬等	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年0.5181%（税抜 年0.471%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：みずほ信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

Ⅰ-13．ダイワ中小型株ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	ダイワ中小型株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

投資態度	① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所に上場している中小型株式に投資し、中長期的にベンチマーク（Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックス）を上回る投資成果をめざして運用を行ないます。 ② マザーファンドの運用にあたっては、以下の方針を基本とします。 イ．株式への投資にあたっては、ボトムアップ・アプローチによる企業の成長性やバリュエーション等の調査・分析に基づき銘柄を選定し、市場動向等を勘案してポートフォリオを構築します。 ロ．株式の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の80%程度以上とすることを基本とします。 ③ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ④ 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として、信託財産総額の50%以下とします。 ⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑥ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
マザーファンドの投資態度	① 主としてわが国の金融商品取引所に上場している中小型株式に投資し、中長期的にベンチマーク（Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックス）を上回る投資成果をめざして運用を行ないます。 ② 株式への投資にあたっては、ボトムアップ・アプローチによる企業の成長性やバリュエーション等の調査・分析に基づき銘柄を選定し、市場動向等を勘案してポートフォリオを構築します。 ③ 株式の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の80%程度以上とすることを基本とします。 ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ③ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への投資は、行ないません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

信託期間	無期限（2023年9月11日当初設定）
決算日	毎年3月28日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.6831%（税抜0.621%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックス
ベンチマークについて	Russell/Nomura Mid - Small Cap インデックスは、Russell/Nomura日本株インデックスのサイズ別指数です。Russell/Nomura Mid -Small Cap インデックスは、Russell/Nomura TotalMarketインデックスの時価総額下位銘柄からなり、全時価総額の約50％を占めます。Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックスは、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が公表している指数で、同指数の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社およびFrank Russell Companyに帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社およびFrank RussellCompanyは、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等ならびに当ファンドおよび同指数に関連して行なわれる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。

Ｉ-14．ＳＭＤＡＭジャパン・ファンダメンタル・アクティブ・ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	「ジャパン・ファンダメンタル・アクティブ・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

投資態度	①マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に以下のような運用を行い、ＴＯＰＩＸ（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとして、安定的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。 ・日本の株式を主要投資対象とします。 ・綿密な企業調査および分析結果に基づき、割安かつ割安修正が期待される銘柄に加え、業績の改善や上方修正が期待される銘柄を選択します。 ②マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。 ③株式以外の資産（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 ④デリバティブ取引（法人税法第61条の５で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
マザーファンドの投資態度	①わが国の株式を主要投資対象とします。 ②綿密な企業調査および分析結果に基づき、割安かつ割安修正が期待される銘柄に加え、業績の改善や上方修正が期待される銘柄を選択することによって、安定的にTOPIX（東証株価指数・配当込み）を上回る投資成果を目指します。 ③わが国の株式への投資は、原則として信託財産総額の50%以上とします。株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 ④資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。 ⑤信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。 ⑥信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 ⑦信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。

主な投資制限	①株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ②外貨建資産への投資は行いません。 ③投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。 ④一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 ⑤有価証券先物取引等は、信託約款第23条の範囲内で行います。 ⑥スワップ取引は、信託約款第24条の範囲内で行います。 ⑦金利先渡取引は、信託約款第25条の範囲内で行います。
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 ①分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。 ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。 ③留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託期間	無期限（2024年9月10日当初設定）
決算日	毎年3月5日（休業日の場合翌営業日）初回は2025年3月5日まで
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.5555%（税抜0.505%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	ＴＯＰＩＸ（東証株価指数、配当込み）
ベンチマークについて	ＴＯＰＩＸとは日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する株価指数です。 日本の株式市場を投資対象とする金融商品の運用目標や評価の基準（ベンチマーク）として広く利用されています。 ＴＯＰＩＸに関する知的財産権その他一切の権利は、株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）に帰属します。 ＪＰＸは、ＴＯＰＩＸの算出もしくは公表の方法の変更、ＴＯＰＩＸの算出もしくは公表の停止またはＴＯＰＩＸにかかる標章または商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。また、ＪＰＸは当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

Ⅰ-15．ラザード日本株式分散型ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）（注）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	ラザード日本株式分散型マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	①主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所に上場する株式に投資を行ない、信託財産の成長を目指して運用を行ないます。 ②マザーファンドの受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げる場合があります。 ③資金動向、市況動向等によっては、上記の運用が行なわれない場合があります。 ④当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
マザーファンドの投資態度	①わが国の金融商品取引所に上場する株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行ないます。 ②ファンダメンタルズに基づくバリュエーション重視の逆張り的アプローチにより過小評価されていると判断した45～65銘柄程度に投資を行ないます。 ③わが国の株式への投資は、原則として信託財産総額の50%以上とします。株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 ④わが国の株価指数先物取引等を信託財産の純資産総額の範囲内で利用することがあります。 ⑤資金動向、市況動向等によっては、上記の運用が行なわれない場合があります。
主な投資制限	①マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ②株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ③投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④外貨建資産への投資は、行ないません。

収益の分配	①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ②原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限（2026年2月27日当初設定）
決算日	毎年10月27日（休業日の場合翌営業日） 第1計算期間は、当初設定日～2026年10月27日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年0.572%（税抜 年0.520%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：ラザード・ジャパン・アセット・マネージメント株式会社 受託会社：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
ベンチマーク	TOPIX（東証株価指数）（配当込み）
ベンチマークについて	配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、ＪＰＸにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。

Ⅰ-16．グローバルＸ MSCIスーパーディビィデンド-日本株式 ETF

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「MSCIジャパン・高配当セレクト25指数（配当込み）」の変動率に一致させることを目的とします。
主要投資対象	「MSCIジャパン・高配当セレクト25指数（配当込み）」（以下「対象指数」といいます。）採用銘柄（採用予定を含みます。）

投資態度	①この信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目的として、対象指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式および不動産投資信託証券に対する投資として運用を行ないます。 ②前項の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと（有価証券指数等先物取引を利用することを含みます。）があります。 ③安定した収益の確保および効率的な運用を行なうためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行ないません。 イ．投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的 ロ．信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク（市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。）を減じる目的 ④市況動向、資産規模等によっては、上記の運用が行なえないことがあります。
主な投資制限	①　株式への投資割合には、制限を設けません。 ②　わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。 ③　信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および不動産投資信託証券を貸付けることの指図をすることができます。 ④　外貨建資産への直接投資は、行ないません。 ⑤　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益の分配	収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、信託報酬その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。
信託期間	無期限（2020年8月25日当初設定）
決算日	毎年1月、4月、7月、10月の各24日
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.429%（税抜0.39%）以内の率を乗じた額に株券貸借取引をした場合のその利益に対して55.0%（税抜50.0%）以内の率を乗じた額を加算して得た額とします。他に受益権の上場にかかる費用および対象指数の商標（これに類する商標を含みます。）の使用料監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの 関係法人	委託会社：Global X Japan株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社
ベンチマーク	MSCIジャパン・高配当セレクト25指数

ベンチマークについて	本ファンドは、MSCI INC.(以下「MSCI」)、その関連会社、情報提供会社またはMSCI INDEXの編集または計算に関連するその他の第三者(総称して「MSCI当事者」)が支援、保証、売却または宣伝するものではありません。 MSCI INDEXは、MSCIの専有財産です。 MSCI およびMSCI INDEX の名称は、MSCI もしくはその関連会社のサービスマークであり、Global X Japan株式会社による特定の目的のための使用について許可されているものです。 いかなるMSCI当事者も、発行会社、本ファンドのオーナー、またはその他の個人もしくは事業体に対して、ファンド投資一般、本ファンドへの投資、もしくはMSCI INDEXが対応する株式市場パフォーマンスを記録する能力に関して、明示･黙示を問わず一切の表明または保証を行いません。MSCIもしくは関連会社は、本ファンド、発行会社、本ファンドのオーナー、その他の個人もしくは事業体とは無関係にMSCIが決定、構成、計算するMSCI INDEXに関する特定の商標、サービスマーク、商号のライセンサーです。 いかなるMSCI当事者も、MSCI INDEXについて決定、構成または計算するにあたり、発行会社または本ファンドの所有者、またはその他のあらゆる個人または事業体のニーズを考慮する義務を負いません。 いかなるMSCI当事者も、本ファンドの発行時期、価格、数量に関する決定、本ファンドの償還価格及び数式の決定及び算定に参加しておらず、且つその責任を負いません。 さらに、いかなるMSCI当事者も、本ファンドの運営、マーケティング、またはオファリングに関連して、発行会社、本ファンドのオーナー、その他の個人もしくは事業体に対して一切の義務または責任を負いません。 MSCIは、MSCIが信頼できると考える情報源からMSCI INDEXの算出に使用するための情報を入手するものとしますが、いずれのMSCI当事者も、MSCI INDEXまたはそのデータの独創性、正確性、完全性について一切保証しません。MSCI当事者は、発行会社、ファンドのオーナー、その他の個人もしくは事業体がMSCI INDEXもしくはそのデータを使用して得る情報またはその結果に関して、明示･黙示の保証をしません。 MSCI当事者は、MSCI INDEXもしくはそのデータについての、もしくはそれらに関連する誤り、省略、中断について一切の責任を負いません。 さらに、MSCI当事者は、いかなる種類の明示･黙示の保証責任も負わず、MSCI INDEXもしくはそのデータに関して、商品性および特定目的への適合性に関する保証をここに明確に否認します。上記のいずれをも制限することなく、いかなるMSCI当事者も、直接、間接、特別、懲罰的、結果的な損害、及びその他の損害(逸失利益を含む)について、そのような損害の可能性について通知された場合においても、一切責任を負いません。

Ⅰ-17．グローバルＸ グローバルリーダーズ-日本株式 ETF

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「FactSet Japan Global Leaders Index(配当込み)」の変動率に一致させることを目的とします。

主要投資対象	「FactSet Japan Global Leaders Index（配当込み）」（以下「対象株価指数」といいます。）採用株式（採用予定を含みます。）
投資態度	①この信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象株価指数の変動率に一致させることを目的として、対象株価指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式に対する投資として運用を行ないます。 ②前項の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと（株価指数先物取引等を利用することを含みます。）があります。 ③安定した収益の確保および効率的な運用を行なうためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行ないません。 イ．投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的 ロ．信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク（市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。）を減じる目的 ④市況動向、資産規模等によっては、上記の運用が行なえないことがあります。
主な投資制限	① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。 ③ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を貸付けることの指図をすることができます。 ④ 外貨建資産への直接投資は、行ないません。 ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益の分配	収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、信託報酬その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。
信託期間	無期限（2021年6月21日当初設定）
決算日	毎年6月、12月の各24日
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.3025%（税抜 0.275%）以内の率を乗じた額に株券貸借取引をした場合のその利益に対して55.0%（税抜50.0%）以内の率を乗じた額を加算して得た額とします。他に受益権の上場にかかる費用および対象指数の商標（これに類する商標を含みます。）の使用料、監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。

ファンドの 関係法人	委託会社：Global X Japan株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社
ベンチマーク	FactSet Japan Global Leaders Index（配当込み）
ベンチマーク について	FactSetは、FACTSET JAPAN GLOBAL LEADERS INDEXの正確性および、または完全性を保証するものではありません。また、その中に含まれるデータおよびインデックス使用許諾者は、いかなる誤り、欠落または中断について責任を負うものではありません。FactSetは、インデックスの使用許諾者、当ファンドの所有者、または当インデックスまたはそれに含まれるすべてのデータの使用に起因する他の人物または組織によって得られる結果について、明示的または黙示的に保証されるものではありません。FactSetは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、当インデックスまたはそれに含まれるすべてのデータの商品性、特定の目的または使用への適合性について、一切の保証を明示的に否認します。これに限定されず、FactSetは、たとえそのような損害の可能性について知らされていたとしても、特別損害、懲罰的損害、間接的損害または派生的損害（逸失利益を含む）に対する責任を一切負うものではありません。

Ⅱ．ＦＷ外国株式セレクト

Ⅱ-1．ニッセイ／アリアンツ・欧州グロース株式ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。
主要投資対象	ニッセイ／アリアンツ・欧州グロース株式 マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、直接株式等に投資を行う場合があります。
投資態度	① 主として、ニッセイ／アリアンツ・欧州グロース株式 マザーファンドへの投資を通じて、実質的に欧州の株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長をめざします。 ② MSCI ヨーロッパ・インデックス（円換算ベース）をベンチマークとし、長期的な観点からこれを上回ることを目標とした運用を行います。 ③ 上記マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。 ④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

マザーファンドの投資態度	① 主として欧州の株式の中から、長期にわたり高い利益成長が期待できる企業に長期投資を行います。 ② 銘柄の選択にあたっては、利益やキャッシュフローの成長力、競争上の優位性や高い参入障壁などのクオリティおよびバリュエーションに着目し、流動性も勘案します。 ③ 運用にあたっては、アリアンツ・グローバル・インベスターズGmbHに運用指図に関する権限（国内の短期金融資産の指図に関する権限を除きます。）を委託します。 ④ MSCI ヨーロッパ・インデックス（円換算ベース）をベンチマークとし、長期的な観点からこれを上回ることを目標とした運用を行います。 ⑤ 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。 ⑥ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑦ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ② 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑥ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑦ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ⑧ 外国為替予約取引およびデリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的に限定しません。 ⑨ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ② 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
信託期間	無期限（2014年9月9日当初設定）
決算日	毎年3月5日（休業日の場合翌営業日）

管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.9086%（税抜0.826%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：ニッセイアセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社 マザーファンドの投資顧問会社：アリアンツ・グローバル・インベスターズGmbH
ベンチマーク	MSCI ヨーロッパ・インデックス（円換算ベース）
ベンチマークについて	MSCI ヨーロッパ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 なお、「円換算ベース」とは同指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

II-2．ダイワ／ウエリントン・デュラブル・カンパニーズ戦略ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	世界（日本を含む、以下同じ）の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。また、DR（預託証券）を含みます。）
投資態度	① 主として、世界の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 ※株式等にはDR、REITおよび新株予約権証券を含みます。 ② 世界の企業の中から、主として景気サイクルに影響されにくい安定した事業運営を続ける企業の株式等に投資します。 ③ 株式等の運用にあたっては、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図にかかる権限を委託します。 ④ 株式等の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ⑤ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑦ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
主な投資制限	① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、運用委託資産の5%以下とします。 ⑤ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限（2017年3月9日当初設定）
決算日	毎年6月15日（第1計算期間は2017年6月15日まで）（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年1.0681%（税抜0.971%）以内の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社 投資顧問会社：ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

II-3．フランクリン・グローバル株式ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	当ファンドは、主に「フランクリン・グローバル株式マザーファンド」受益証券への投資を通じて、主として日本を除く世界各国の金融商品取引所に上場している株式及び不動産投資信託を含む投資信託証券に投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指します。
主要投資対象	フランクリン・グローバル株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券
投資態度	①「フランクリン・グローバル株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指します。 ②「フランクリン・グローバル株式マザーファンド」受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。 ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ④ デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定して行うものとします。 ⑤ 資金動向や市場動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

マザーファンドの投資態度	① 主として、日本を除く世界各国の金融商品取引所に上場している株式及び不動産投資信託を含む投資信託証券に投資を行います。 ② ＭＳＣＩコクサイ・インデックス(税引前配当込、ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。ただし、この目標の達成を約束するものではありません。 ③ ファンダメンタル要因を含む各種株価形成要因をクオンツ手法によって多面的に分析し、個別銘柄の投資魅力度を順位付けることによって銘柄選択を行い、規律ある運用プロセスによるポートフォリオを構築します。 ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑤ デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定して行うものとします。 ⑥ 資金動向や市場動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ⑦ フランクリン・アドバイザーズ・インクに、運用の指図に関する権限を委託します。
主な投資制限	① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ② 新株引受権証券及び新株予約券証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ④ 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約券証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑤ 同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑥ 投資信託証券（マザーファンド受益証券及び上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ⑦ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。）及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ② 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。
信託期間	無期限（2018年9月7日当初設定）
決算日	毎年4月15日（休業日の場合翌営業日。第1計算期間は2019年4月15日まで）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.561%（税抜0.510%）の率を乗じて得た額とします。他に組入有価証券売買時の売買委託手数料等、その他諸費用（監査費用、印刷等費用、計理およびこれに付随する業務の委託等の費用、受益権の管理事務費用等。純資産総額の年率0.05%を合計上限額とします。）が信託財産から支払われます。

ファンドの関係法人	委託会社：フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社 マザーファンドの投資顧問会社：フランクリン・アドバイザーズ・インク
ベンチマーク	ＭＳＣＩコクサイ・インデックス(税引前配当込、ヘッジなし・円ベース)
ベンチマークについて	MSCI コクサイ・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式で構成されています。 MSCI コクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権は、全てMSCI Inc. に帰属します。MSCI Inc.では、かかるデータに基づく投資による損失に一切責任を負いません。

Ⅱ-4．ダイワ／ウエリントン欧州株ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	欧州の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。また、優先株式およびDR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。
投資態度	① 主として、欧州の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 ※株式等にはREIT、ETF、新株予約権証券および転換社債を含みます。 ② 投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析およびバリュエーション分析を行ない、逆張り投資の観点から、市場での評価の改善が期待できる欧州の株式等を選択し分散投資します。 ③ 株式等の運用にあたっては、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図にかかる権限を委託します。 ④ 株式等の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ⑤ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑦ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
主な投資制限	① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑤ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

収益の分配	①　分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ②　原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限（2019年3月11日当初設定）
決算日	毎年5月14日（第1計算期間は2019年5月14日まで）（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.9581%（税抜0.871%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社 投資顧問会社：ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

II-5．ダイワ／GQGグローバル・エクイティ（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	日本を含む世界の株式
投資態度	①主として、日本を含む世界の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 ※株式等にはREIT、ETF、新株予約権証券および転換社債を含みます。 ②投資にあたっては、企業の財務状況および収益性ならびに株式等の流動性等の観点から、定量的および定性的に投資候補銘柄を選別します。 ③投資候補銘柄の中から、個別銘柄のファンダメンタルズ分析に基づき組入銘柄を決定し、国・地域や業種の分散を勘案したポートフォリオを構築します。 ④株式等の運用にあたっては、GQGパートナーズ・エルエルシーに運用の指図にかかる権限を委託します。 ⑤株式等の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ⑥為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑦当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑧当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。

主な投資制限	① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限（2019年9月12日当初設定）
決算日	毎年5月14日（休業日の場合翌営業日） （第1計算期間は2020年5月14日まで）（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年1.0131%（税抜0.921%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社 投資顧問会社：GQGパートナーズ・エルエルシー
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

Ⅱ-6．ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。
主要投資対象	ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式 マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、直接株式等に投資を行う場合があります。
投資態度	① 主として、ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式 マザーファンドへの投資を通じて、実質的に日本を除く世界各国の株式等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長をめざします。 ② 上記マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位に保ちます。 ③ ＭＳＣＩコクサイ・インデックス（税引後配当込み・円換算ベース）をベンチマークとします。 ④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

マザーファンドの投資態度	① 主として日本を除く世界各国の企業が発行する株式等を中心に投資を行います。 ② 徹底的なリサーチと行動ファイナンスのアプローチに基づき、市場の懸念によりファンダメンタルズよりも割安に評価されている銘柄を選定します。 ③ 運用にあたっては、サンダース・キャピタル LLCに運用指図に関する権限（国内の短期金融資産の指図に関する権限を除きます。）を委託します。 ④ ＭＳＣＩコクサイ・インデックス（税引後配当込み・円換算ベース）をベンチマークとします。 ⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑥ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ② 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑥ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑦ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ⑧ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑨ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ② 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
信託期間	無期限（2022年3月7日当初設定）

決算日	毎年3月5日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.7381%（税抜0.671%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：ニッセイアセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社 マザーファンドの投資顧問会社：サンダース・キャピタル LLC
ベンチマーク	ＭＳＣＩコクサイ・インデックス（税引後配当込み・円換算ベース）
ベンチマークについて	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 なお、「円換算ベース」とは同指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

Ⅱ-7．グローバル厳選株式ファンド（ＦｏＦｓ用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の積極的な成長を図ることを目指して運用を行います。
主要投資対象	RMグローバル厳選株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	①主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、日本を含む先進国および新興国の金融商品取引所に上場または店頭登録されている株式＊に投資し、信託財産の積極的な成長を目指します。 *上場予定、店頭登録予定を含みます。 *ＤＲ（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。 ②経営戦略とその実行力に主眼を置いた調査・分析を行い、グローバルなビジネス市場において持続的な競争優位性を持つと期待できる銘柄を厳選して投資を行います。 ③マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。 ④実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 ⑤資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

マザーファンドの投資態度	①主として、日本を含む先進国および新興国の金融商品取引所に上場または店頭登録されている株式＊に投資し、信託財産の積極的な成長を目指します。 *上場予定、店頭登録予定を含みます。 *ＤＲ（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。 ②経営戦略とその実行力に主眼を置いた調査･分析を行い、グローバルなビジネス市場において持続的な競争優位性を持つと期待できる銘柄を厳選して投資を行います。 ③株式の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ④組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 ⑤資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ⑤デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑥一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑦一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	原則として毎決算時に以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。 ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ②原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。 ③留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。
信託期間	無期限（2022年3月7日当初設定）
決算日	毎年3月10日（第1計算期間は2023年3月10日まで）（休業日の場合は翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.605%（税抜0.550%）以内の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。

ファンドの 関係法人	委託会社：りそなアセットマネジメント株式会社 受託会社：株式会社りそな銀行
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマーク について	該当事項はありません。

II -8. アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	アムンディ・米国大型株コア戦略マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の株式へ投資します。 ② マザーファンドは、米国の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ③ マザーファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。 ④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
マザーファンドの 投資態度	① 主として米国の株式へ投資します。 ② 銘柄選択にあたっては、個別企業のファンダメンタルズ分析により、株価上昇余地の高い企業を選別します。 ③ 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。 ④ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑤ 運用指図に関する権限を、ビクトリー・キャピタル・マネジメント・インクに委託します。 ⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	① 株式への実質投資割合には制限を設けません。 ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、委託者が定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。 ⑥ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ② 分配金額は、委託者が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
信託期間	無期限（2023年1月17日当初設定）
決算日	毎年3月25日（第1計算期間は2024年3月25日まで）（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対して年0.528%（税抜0.48%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が投資信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：アムンディ・ジャパン株式会社 受託会社：野村信託銀行株式会社 マザーファンドの投資顧問会社：ビクトリー・キャピタル・マネジメント・インク
ベンチマーク	S&P 500（配当込み、円換算ベース）
ベンチマークについて	S&P 500は、S&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社（「SPDJI」）の商品であり、これの使用ライセンスがアムンディに付与されています。S&P、S&P 500は、S&P Global, Inc.またはその関連会社(「S&P」)の商標です。Dow Jonesは、Dow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJIに付与されており、アムンディへ一定の目的でサブライセンスされています。ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によって 後援、推奨、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当インデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

II-9．ダイワ／ニューメリック 外国株式戦略（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	ダイワ／ニューメリック 外国株式戦略マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、日本を除く世界の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 ※ 株式等には、リートを含みます。 ② マザーファンドの運用にあたっては、バリュエーションやモメンタム等のファクターに基づくニューメリック・インベスターズ・エルエルシーの独自モデルを活用し、ポートフォリオを構築します。 ③ マザーファンドの外貨建資産の運用にあたっては、ニューメリック・インベスターズ・エルエルシーに運用の指図にかかる権限を委託します。 ④ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ⑤ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑦ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
マザーファンドの投資態度	① 主として、日本を除く世界の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 ※ 株式等には、リートを含みます。 ② 運用にあたっては、バリュエーションやモメンタム等のファクターに基づくニューメリック・インベスターズ・エルエルシーの独自モデルを活用し、ポートフォリオを構築します。 ③ 外貨建資産の運用にあたっては、ニューメリック・インベスターズ・エルエルシーに運用の指図にかかる権限を委託します。 ④ 株式等の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ⑤ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ③ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

信託期間	無期限（2023年12月20日当初設定）
決算日	毎年5月14日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.8481%（税抜0.771%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：株式会社りそな銀行 投資顧問会社：ニューメリック・インベスターズ・エルエルシー
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

II-10．ジェニソン外国株式戦略ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	ジェニソン外国株式戦略マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、日本を除く世界の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 ※ 株式等には、リートを含みます。 ② マザーファンドの運用にあたっては、以下の方針を基本とします。 イ．ジェニソン・アソシエイツ・エルエルシー独自のファンダメンタルズリサーチに基づいたボトムアップ・アプローチにより、ポートフォリオを構築します。 ロ．新興国の株式等の組入比率は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。 ③ マザーファンドの外貨建資産の運用にあたっては、ジェニソン・アソシエイツ・エルエルシーに運用の指図にかかる権限を委託します。 ④ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ⑤ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑦ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。

マザーファンドの投資態度	① 主として、日本を除く世界の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 ※ 株式等には、リートを含みます。 ② 運用にあたっては、ジェニソン・アソシエイツ・エルエルシー独自のファンダメンタルズリサーチに基づいたボトムアップ・アプローチにより、ポートフォリオを構築します。 ③ 外貨建資産の運用にあたっては、ジェニソン・アソシエイツ・エルエルシーに運用の指図にかかる権限を委託します。 ④ 株式等の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ⑤ 新興国の株式等の組入比率は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。 ⑥ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑦ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ③ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限（2024年9月11日当初設定）
決算日	5月14日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.9581%（税抜0.871%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社 投資顧問会社ジェニソン・アソシエイツ・エルエルシー
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

II-11．MFS外国株式コントラリアン厳選バリュー戦略（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

主要投資対象	MFS外国株式コントラリアン厳選バリュー戦略マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、日本を除く世界の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 ※ 株式等には、リートを含みます。 ② マザーファンドの運用にあたっては、以下の方針を基本とします。 イ．MFSインターナショナル（U.K.）リミテッド独自のMFSコントラリアン・キャピタル戦略に基づき、ポートフォリオを構築します。 ※ MFSコントラリアン・キャピタル戦略とは、ファンダメンタル分析を行ない、逆張り投資の観点で選別した銘柄の中から、長期的な観点で株価の上昇が期待される銘柄に投資する戦略です。 ロ．新興国の株式等の組入比率は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。 ③ マザーファンドの外貨建資産の運用にあたっては、MFSインターナショナル（U.K.）リミテッドに運用の指図にかかる権限を委託します。 ④ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ⑤ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑦ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
マザーファンドの投資態度	① 主として、日本を除く世界の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 ※ 株式等には、リートを含みます。 ② 運用にあたっては、MFSインターナショナル（U.K.）リミテッド独自のMFSコントラリアン・キャピタル戦略に基づき、ポートフォリオを構築します。 ※ MFSコントラリアン・キャピタル戦略とは、ファンダメンタル分析を行ない、逆張り投資の観点で選別した銘柄の中から、長期的な観点で株価の上昇が期待される銘柄に投資する戦略です。 ③ 外貨建資産の運用にあたっては、MFSインターナショナル（U.K.）リミテッドに運用の指図にかかる権限を委託します。 ④ 株式等の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ⑤ 新興国の株式等の組入比率は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。 ⑥ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑦ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ③ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限（2025年3月10日当初設定）
決算日	5月14日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.9031%（税抜0.821%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社 投資顧問会社：MFSインターナショナル（U.K.）リミテッド
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

II-12．ＷＣＭ　先進国成長株厳選ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	ＷＣＭ　先進国成長株厳選マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします

投資態度	①WCMインベストメント・マネジメント・エルエルシーに株式等の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として先進国（日本を除く）の金融商品取引所に上場している株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。また、DR（預託証券）を含みます。）に実質的に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。 ②マザーファンドの運用にあたっては、参入障壁の持続可能性、企業文化、構造的成長力、バリュエーションなどに基づき、ボトムアップ・アプローチを通じて個別銘柄を厳選してポートフォリオを構築します。 ③マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 ④エマージング諸国の株式への実質投資割合は、合計で信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤実質組入外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジを行いません。 ⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合や、ファンドの投資目的が達成されない場合があります。
マザーファンドの投資態度	①主として、先進国（日本を除く）の金融商品取引所に上場している株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。また、DR（預託証券）を含みます。）に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。 ②WCMインベストメント・マネジメント・エルエルシーに株式等の運用の指図に関する権限を委託します。 ③参入障壁の持続可能性、企業文化、構造的成長力、バリュエーションなどに基づき、ボトムアップ・アプローチを通じて個別銘柄を厳選してポートフォリオを構築します。 ④エマージング諸国の株式への投資割合は、合計で信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤株式の組入比率は、原則として高位を維持します。 ⑥外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジを行いません。 ⑦資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合や、ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

主な投資制限	①株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ⑤有価証券先物取引等は、約款第22条の範囲で行います。 ⑥スワップ取引は、約款第23条の範囲で行います。 ⑦金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第24条の範囲で行います。 ⑧デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ⑨一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。
収益の分配	①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。 ②収益分配金額は、委託者が、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。 ③収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。
信託期間	無期限（2025年9月5日設定）

決算日	2月25日（休業日の場合翌営業日） （第1計算期間は、2026年2月25日まで）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対して年率0.913%（税抜0.83%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支弁されます。
ファンドの 関係法人	委託会社：朝日ライフ アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社 投資顧問会社：WCMインベストメント・マネジメント・エルエルシー
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマーク について	該当事項はありません。

II -13．米国大型クオンツ戦略（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	米国大型クオンツ戦略マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

投資態度	① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、米国の大型株式等に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 ※ 株式等には、リートおよびETFを含みます。 ② マザーファンドの外貨建資産の運用にあたっては、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー（以下「ラッセル・インベストメント」といいます。）に運用の指図にかかる権限を委託します。ラッセル・インベストメントは、当該外貨建資産の運用について、ジェイコブズ・レヴィの助言を受けます。 ③ マザーファンドの運用にあたっては、ジェイコブズ・レヴィ独自のジェイコブズ・レヴィ米国大型株式戦略に基づき、ポートフォリオを構築します。 ※ ジェイコブズ・レヴィ米国大型株式戦略とは、将来の株価動向の予測を行なうモデルに基づき運用されるクオンツ戦略です。 ④ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ⑤ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑦ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
マザーファンドの投資態度	① 主として、米国の大型株式等に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 ※ 株式等には、リートおよびETFを含みます。 ② 外貨建資産の運用にあたっては、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー（以下「ラッセル・インベストメント」といいます。）に運用の指図にかかる権限を委託します。ラッセル・インベストメントは、当該外貨建資産の運用について、ジェイコブズ・レヴィの助言を受けます。 ③ 運用にあたっては、ジェイコブズ・レヴィ独自のジェイコブズ・レヴィ米国大型株式戦略に基づき、ポートフォリオを構築します。 ※ ジェイコブズ・レヴィ米国大型株式戦略とは、将来の株価動向の予測を行なうモデルに基づき運用されるクオンツ戦略です。 ④ 株式等の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ⑤ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ③ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

信託期間	無期限（2025年9月10日当初設定）
決算日	5月14日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.9031%（税抜0.821%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社 投資顧問会社：ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

II-14．ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人「ティー・ロウ・プライス・ファンズ・SICAV」が発行する「グローバル・フォーカス・グロース・エクイティ・ファンド」のクラスI投資証券（円建）

形態/表示通貨	ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人/円建
運用の基本方針	主として世界株式に投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目的に積極的な運用を行うことを基本とします。
主要投資対象	新興国および日本を含む世界の上場会社の普通株式および、優先株、新株予約権付社債、ADR等の関連証券を主要投資対象とします。
投資態度	投資対象ファンドを通じて、 ①新興国および日本を含む世界株式の中で、成長性の高いと思われる企業の株式を中心に分散投資を行います。 ②主として、上場会社の普通株式および、優先株、新株予約権付社債、ADR等の関連証券へ投資をします。 ③銘柄選択に関しては、個別企業分析により判断します。個別企業分析にあたっては、ティー・ロウ・プライスのアナリストによる独自の企業調査情報を活用し、個別の企業の信用分析と現地のポートフォリオ・マネジャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行います。
主な投資制限	①上場企業の株および株関連証券への投資はファンド純資産の70%以上とします。 ②債券および短期金融市場商品への投資はファンド純資産の30%以下とします。 ③1発行体の株式保有はファンド純資産の10%以下とします。 ④1発行体の短期金融市場商品保有はファンド純資産の10%以下とします。 ⑤1発行体の証券保有は株、債券など全て合算でファンド純資産の35%以下とします。 ⑥デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定せず、ファンドの効率運用のために用いることがあります。
収益の分配	収益の分配は行いません。

信託期間	無期限
決算日	毎年12月31日
管理報酬等	信託財産の純資産総額に下記の率（年率）を乗じた額 運用報酬等：0.75% 事務代行費用等：最大0.10% その他外国投資法人にかかる租税、有価証券の売買や先物取引の際に発生する費用等が支払われます。
ファンドの関係法人	管理会社：ティー・ロウ・プライス（ルクセンブルグ）マネジメント S.a.r.l. 運用会社：ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド 管理事務代行会社：JPモルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・イー
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

II -15．ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人「キャピタル・インターナショナル・ファンド」が発行する「キャピタル・グループ・グローバル・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）」のクラスP投資証券（円建）

形態/表示通貨	ルクセンブルグ籍／円建／外国投資信託証券／会社型
運用の基本方針	信託財産の長期的な成長を目指して運用を行なうことを基本とします。
主要投資対象	主として世界各国の株式に投資を行ないます。
投資態度	・主として世界各国の証券取引所(これに準ずるものを含みます)に上場され、またはその他の規制ある市場で取引されている株式に投資を行ない、信託財産の長期的成長を目標とします。 ・市場動向によっては、非上場株式および債券等に投資を行なう場合があります。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行なえない場合があります。
主な投資制限	・原則として同一銘柄の株式への投資は取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・原則として同一銘柄の転換社債への投資は取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・原則として同一銘柄の新株予約権証券への投資は取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・純資産総額の10%を超えての借入れは行ないません。
収益の分配	収益の分配は行いません。

信託期間	無期限
決算日	毎年12月31日
管理報酬等	信託財産の純資産総額に下記の率（年率）を乗じた額 運用報酬：0.60% その他ファンド管理費用等がかかります。 （参考情報）総経費率0.69%（2024年12月末現在） 又、その他、組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	管理会社：キャピタル・インターナショナル・マネジメント・カンパニー・エス・エイ・アール・エル 投資顧問会社（運用会社）：キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー 預託機関、保管銀行、事務管理会社及び支払事務代行会社：J.P.モルガン・エス・イー（ルクセンブルグ支店）
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

II-16．グローバルX S&P500 キャッシュフロー・トップ100 ETF

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率をS&P 500 Quality FCF Aristocrats Index（配当込み）（以下「対象指数」といいます。）を円換算した値の変動率に一致させることを目的とします。
主要投資対象	米国の金融商品取引所に上場している株式（DR（預託証券）を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

投資態度	① 主として、米国の金融商品取引所に上場している株式に投資し、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を、対象指数を円換算した値の変動率に一致させることをめざします。 ② 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引、ETF（上場投資信託証券）を利用することがあります。このため、株式等の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ④ 安定した収益の確保および効率的な運用を行なうためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行ないません。 イ．投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的 ロ．信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。）を減じる目的 ハ．法人税法施行規則第27条の7第1項第6号に規定する先物外国為替取引により、信託財産の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的 ⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③ わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。 ④ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を貸付けることの指図をすることができます。 ⑤ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益の分配	収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、運用管理費用（信託報酬）その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。
信託期間	無期限（2025年4月14日当初設定）
決算日	毎年4月、10月の各10日

管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.198%（税抜 0.18%）以内の率を乗じた額に有価証券貸借取引をした場合のその利益に対して 55.0%（税抜50.0%）以内の率を乗じた額を加算して得た額とします。他に受益権の上場にかかる費用および対象指数の商標（これに類する商標を含みます。）の使用料、監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：Global X Japan 株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	S&P 500 Quality FCF Aristocrats Index (配当込み、円換算ベース)

ベンチマークについて	S&P 500 QUALITY FCF ARISTOCRATS INDEX（配当込み）はS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社（「SPDJI」）の商品であり、これの使用ライセンスがGlobal X Japan株式会社に付与されています。S&P®、S&P 500®、US 500、The 500、iBoxx®、iTraxx®およびCDX®は、S&P Global, Inc.またはその関連会社(「S&P」)の商標です。Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJIに付与されており、Global X Japan株式会社により一定の目的でサブライセンスされています。指数に直接投資することはできません。グローバルX S&P500 キャッシュフロー・トップ100 ETFは、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社（総称して「S&P Dow Jones Indices」）がスポンサーとなっておらず、推奨、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indicesは、グローバルX S&P500 キャッシュフロー・トップ100 ETFの所有者またはいかなる一般人に対して、証券全般または具体的にグローバルX S&P500 キャッシュフロー・トップ100 ETFへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追跡するS&P 500 QUALITY FCF ARISTOCRATS INDEX (配当込み)の能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。指数の過去のパフォーマンスは、将来の成績を示唆または保証するものでもありません。S&P 500 QUALITY FCF ARISTOCRATS INDEX（配当込み）に関する、S&P Dow Jones IndicesとGlobal X Japan株式会社との間における唯一の関係は、当インデックスとS&P Dow Jones Indicesおよび／またはそのライセンサーの一定の商標、サービスマーク、および／または商号をライセンス供与していることです。S&P 500 QUALITY FCF ARISTOCRATS INDEX（配当込み）は、Global X Japan株式会社またはグローバルX S&P500 キャッシュフロー・トップ100 ETFを考慮することなく、S&P Dow Jones Indicesによって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indicesは、S&P 500 QUALITY FCF ARISTOCRATS INDEX（配当込み)の決定、構成または計算に際して、Global X Japan株式会社またはグローバルX S&P500 キャッシュフロー・トップ100 ETFの所有者のニーズを考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indicesは、グローバルX S&P500 キャッシュフロー・トップ100 ETFの管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。S&P 500 QUALITY FCF ARISTOCRATS INDEX（配当込み)に基づく投資商品が、指数のパフォーマンスを正確に追跡する、またはプラスの投資リターンを提供する保証はありません。 S&P Dow Jones Indicesは、（改正米国1940年投資会社法に定義する）投資顧問、商品取引顧問、コモディティ・プール・オペレーター、ブローカー・ディーラー、受認者、プロモーターでも、合衆国法典第15巻第77条k項(a)に列記する「専門家」でも、税務顧問でもありません。S&P Dow Jones Indicesが、証券、商品、暗号通貨又はその他資産を指数に採用した場合にも、それは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券、商品、暗号通貨またはその他の資産を購入、売却または保有するよう推奨したことにはならず、また投資助言もしくは商品取引の助言とはみなされません。 S&P DOW JONES INDICESまたは第三者ライセンサーは、S&P 500 QUALITY FCF ARISTOCRATS INDEX（配当込み)またはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信（電子通信も含む）を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P DOW JONES INDICESは、これに含まれる過誤、遺漏または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、商品性、特定の目的または使用への適合性、もしくはS&P 500 QUALITY FCF

	ARISTOCRATS INDEX（配当込み)を使用することによって、またはそれに関連するデータに関して、Global X Japan株式会社、グローバルX S&P500 キャッシュフロー・トップ100 ETFの所有者、またはその他の人物や組織が得られるべき結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P DOW JONES INDICESは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESは、Global X Japan株式会社の商品の有価証券届出書、目論見書またはその他の募集資料を審査しておらず、いかなる部分も作成および／または証明しておらず、またS&P DOW JONES INDIESはそれらを管理していません。S&P DOW JONES INDICESのライセンサーを除き、S&P DOW JONES INDICESとGlobal X Japan株式会社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

III．ＦＷ外国株式ＥＭ+

III-1.～III-13.は、Ⅱ-1.～Ⅱ-13.に同じ

III-14．バリューパートナーズ高配当株式ファンド（香港籍、米ドル建）

形態	外国投資信託　/香港籍、米ドル建
運用の基本方針	主としてアジア市場の好配当の株式や高利回りの債券に投資することにより、安定的な収益の確保を目指しています。
主要投資対象	アジア各国における上場株式を主な投資対象とします。
投資態度	① 特に高い配当利回りを持つアジア域内の株式への投資に焦点を当てつつ、安定的なリターンを得ることをめざします。ボトムアップの投資方法を通じて、企業の投資価値を見極め、ポテンシャルのある企業の選別が可能となります。 ② ファンドの投資目的を達成するため、バリュー投資戦略とボトムアップのアプローチを取り入れています。 ③ ポートフォリオの銘柄を短期の値動きではなく、長期的なリターンを狙うバイ・アンド・ホールド投資手法を採用しています。株式などの投資資産を長期間に渡って持ち続けることで、投資対象が本来持つ成長性を捉えたり、長期的な利益を獲得したりすることにより、投資成果を大きく上げることを目標としています。

主な投資制限	① ファンドマネージャーは、低格付（最大30%）の債券や有価証券に投資することができます。 ② ファンドの組み入れ資産は、現預金、短期国債・預金証書・銀行の引受といった短期債券およびその他の固定利付証券を含むことができます。さらに、現金または現金同等物を保有することもできます。 ③ 当ファンドは、上海・香港ストックコネクト（上海・香港の両証取が相互に上場株式の売買注文を取り次ぐ「滬港通」）を通じて中国A株式市場に直接投資することができます。深セン・香港ストックコネクト（深セン・香港の両証取が相互に上場株式の売買注文を取り次ぐ「深港通」）を通じて中国A株式市場に直接投資することができます。また、中国A株アクセス商品(「CAAP」)を通じて中国A株市場に間接的に投資することもできます。 ④ 中国A株式への投資額上限はポートフォリオのＮＡＶ20%とします。また単一CAAP発行体によって発行されたCAAPsに投資する上限はポートフォリオのＮＡＶの10%とします。また、中国B株式への投資額はポートフォリオNAVの0～20%の間とします。 ⑤ 補助的な投資としては、商品取引、先物取引、オプション、預託証券、ワラント、転換社債にも投資することができます。またリスクをヘッジする目的に、インデックスと通貨スワップおよび為替予約に投資することも認められます。ただし、当ファンドは資産担保証券（資産担保コマーシャル・ペーパーを含む）に投資することができません。
収益の分配	分配金が自動的に再投資されます。（累積投資型）
信託期間	無期限（2002年9月2日当初設定）
決算日	毎年12月31日
管理報酬等	信託財産の純資産総額に下記の率（年率）を乗じた額 運用報酬等：1.25% 実績報酬：あらかじめ決められた純資産総額の増加部分に対して15%を実績報酬料金とします。
ファンドの関係法人	投資運用会社：Value Partners Hong Kong Limited 副投資顧問会社：該当なし 管理事務代行会社：HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited 保管会社：HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited
ベンチマーク	インデックスに追随しない脱市場投資(ＢＭＡ)手法を採用しているものの、MSCI AC Asia (ex-Japan) Indexを参考にしています。
ベンチマークについて	MSCI AC Asia (ex-Japan) Indexは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

III-15．ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人「フィデリティ・ファンズ」が発行する「フィデリティ・ファンズ－インスティテューショナル・エマージング・マーケッツ・エクイティ・ファンド」のクラスＩ投資証券（円建）

形態/表示通貨	ルクセンブルグ籍証券投資法人/日本円建

運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。
主要投資対象	主として、中南米、東南アジア、アフリカ、東欧（ロシアを含む）および中東を含む急速な経済成長を遂げている国々の企業が発行する株式に投資を行ないます。
投資態度	1）ファンドはその純資産において直接的に中国A株、及びB株にも投資をすることができます。 2）参照指数はMSCIエマージング・マーケット・インデックスですが、インデックスに含まれない国・地域、及び企業に投資を行うこともあります。 3）当ファンドは、運用部長主催の運用部内ミーティングを持ち、ポートフォリオのレビューを定期的に行います。
収益の分配	なし
信託期間	無期限
決算日	毎年4月末
管理報酬等	管理報酬：0.80% ・その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
ファンドの関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 管理会社・管理事務代行会社：FIL・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・アー・エール・エル
参照指数	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み）
参照指数について	MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、新興国を投資対象とするグローバル株式のパフォーマンス測定を目的とする時価総額加重指数です。MSCI エマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。MSCI Inc.が指数構成銘柄への投資を推奨するものではなく、MSCI Inc.は当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。MSCI Inc.は情報の確実性および完結性を保証するものではなく、MSCI Inc.の許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられております。

III-16．アイルランド籍の外国証券投資法人「マン・ファンズ・ピーエルシー」が発行する「マン・システマティック・エマージング・マーケッツ・エクイティ」のクラスＩ投資証券（円建）

形態	アイルランド籍の外国投資法人/円建
運用の基本方針	主として、新興国の株式に投資することにより、MSCI エマージング・マーケット・インデックスを上回る投資成果をあげることを追求します。

主要投資対象	新興国の株式や株式関連の派生商品を主な投資対象とします。
投資態度	①主として、新興国の株式に投資することにより、MSCIエマージング・マーケット・インデックスを上回る投資成果をあげることを追求します。 ②銘柄選択においてはニューメリックが自社開発した定量運用モデルを用います。 ③資金動向や市況動向等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①有価証券（現物に限ります）の空売りは行いません。 ②純資産総額の10%を超える借入れは行いません。 ③流動性に欠ける資産の組入れは10%以下とします。 ④他の集団的投資スキームへの投資割合は、純資産総額の10%以下とします。 ⑤一発行会社の発行済株式総数の50%を超えて、当該発行会社の株式に投資しません。
収益の分配	原則として分配は行いません。
信託期間	無期限 ※（2015年2月10日当初設定　Class I USD）
決算日	毎年12月31日
管理報酬等	信託財産の純資産総額に下記の率（年率）を乗じた額 運用報酬等：0.85% 事務代行費用等：最大0.30% その他外国投資法人に関する租税、設立費用・登録料、有価証券の売買や先物取引の際に発生する費用等が支払われます。
ファンドの関係法人	管理会社：マン・アセット・マネジメント（アイルランド）リミテッド 運用会社：ニューメリック・インベスターズ・エルエルシー 管理事務代行会社：BNY メロン・ファンド・サービシズ（アイルランド）ディーエーシー
ベンチマーク	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み）
ベンチマークについて	ＭＳＣＩエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

III-17.～III-18.は、Ⅱ-14.～Ⅱ-15.に同じ

III-19．ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人「インベスコ・ファンズ」が発行する「インベスコ　エマージング・マーケッツ・エクイティ・ファンド」のクラスC-Acc投資証券（円建）（注）

形態/表示通貨	ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人/円建
運用の基本方針	主として、世界の新興国の企業が発行する株式等に投資することにより、元本の長期的な成長を目指します。

主要投資対象	主として、世界の新興国の企業が発行する株式等に投資します。
投資態度	①当ファンドは、主として以下のいずれかに該当する企業の株式または株式関連証券に投資することで、元本の長期的な成長を目指します。 (i)新興市場国に本社を置く企業 (ii)新興市場国に本社を置いていないが、事業活動の大部分を新興市場国で行っている企業 (iii)持株会社で、その投資先が主に新興市場国に本社を置く企業である場合 なお、当ファンドにおける新興市場国の定義には、イスラエルおよび香港が含まれます。 ②銘柄選択にあたっては、ボトムアップ・アプローチにより、長期的な視点で企業の本質的価値を下回ると考えられる銘柄を選択します。 ③ポートフォリオ構築にあたっては、組入銘柄を厳選しつつ、国やセクターの分散を考慮します。
主な投資制限	①ファンドの純資産総額の最大20%まで、上海または深圳証券取引所に上場している中国A株に、ストック・コネクトを通じて投資することができます。 ②ファンドの純資産総額の最大30%まで、以下の資産に投資することができます。 ・安全性の高い短期金融商品（マネーマーケット商品） ・上記要件を満たさない企業やその他の事業体が発行する株式および株式関連証券（ただし、新興市場国での事業活動から利益を得る可能性があるもの） ・新興市場国の発行体による債券（転換社債を含む） ③効率的な運用およびヘッジ目的のため、デリバティブ取引を行うことがあります。
収益の分配	収益の分配は行いません。
信託期間	無期限
決算日	毎年2月末日
管理報酬等	信託財産の純資産総額に下記の率（年率）を乗じた額 運用報酬：0.85% 事務代行費用等：最大0.30% その他、税金、取引手数料およびその他の取引コスト、外国為替取引コスト、監査人の報酬および経費、取締役や役員の報酬および経費などの費用がファンドから支払われます。
ファンドの関係法人	管理会社：インベスコ・マネジメント・エス・エイ 運用会社：インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド 管理事務代行会社：ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エス・エイ／エヌ・ヴイ、ルクセンブルグ支店
ベンチマーク	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み）
ベンチマークについて	MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

Ⅲ-20.は、Ⅱ-16.に同じ

Ⅳ.ＦＷ日本債券セレクト

Ⅳ-1．マニュライフ日本債券アクティブ・ファンドＭ（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	主としてわが国の公社債に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	主としてマニュライフ日本債券アクティブ・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資します。なお、コマーシャル・ペーパーなど短期金融商品等に直接投資する場合があります。
投資態度	①マザーファンド受益証券を主たる投資対象とします。 ②NOMURA-BPI総合をベンチマークとして、円建て公社債（ユーロ円債を含む）のうち、主として投資適格債券に実質的に投資することによって、中長期的に同指標を上回る運用を目指します。 ③マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。 ④大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。
マザーファンドの投資態度	①NOMURA-BPI総合をベンチマークとして、円建て公社債（ユーロ円債を含む）のうち、主として 投資適格債券に投資することによって、中長期的に同指標を上回る運用を目指します。 ②運用の効率化をはかるため、債券先物取引やクレジット・デリバティブ取引等のデリバティブ等を利用することがあります。 ③公社債の組入れ比率は原則として高位を維持します。 ④大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。
主な投資制限	①債券への実質投資割合には制限を設けません。 ②外貨建資産への投資は行いません。 ③有価証券先物取引等の直接利用は行いません。 ④信用取引、空売り、有価証券の貸付・借入れは行いません。 ⑤投資信託証券（マザーファンド受益証券を除く）への投資は行いません。

収益の分配	①分配対象額の範囲 繰越控除分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ②分配対象額についての分配方針 分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。 ③留保益の運用方針 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず運用の基本方針に基づき運用を行います。
信託期間	無期限（2011年3月8日当初設定）
決算日	毎月5日（休業日の場合は翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。 ・純資産総額500億円以内年0.33%（税抜0.30%） ・純資産総額500億円超1,000億円以内部分年0.275%（税抜0.25%） ・純資産総額1,000億円超部分年0.2145%（税抜0.195%） ほかに監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	NOMURA-BPI総合
ベンチマークについて	NOMURA-BPI総合とは、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が発表しているわが国の債券市場全体の動向を反映する投資収益指数（パフォーマンス）で、一定の組入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI総合は、同社の知的財産であり、同指数に関する一切の権利は同社に帰属します。同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

IV-2．明治安田日本債券アクティブ・ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主要投資対象	邦貨建ての国債、政府保証債、地方債、利付金融債、社債等を主要投資対象とします。このほか、国債先物取引、国債先物オプション取引、選択権付債券売買取引（国債店頭オプション取引）、金利先物取引、円金利スワップ取引、クレジット・デリバティブ取引等を行います。

投資態度	① 「NOMURA-BPI総合」をベンチマークとして信託財産の成長を目指します。 ② 投資対象は、国債、地方債および特別の法律により法人の発行する債券ならびに委託会社が別に定める格付会社のいずれかより取得時においてBBB格以上の格付けを有する債券およびそれと同等の信用度を有すると判断した債券に加え、国債先物取引、国債先物オプション取引、選択権付債券売買取引、金利先物取引、円金利スワップ取引およびクレジット・デリバティブ取引等とします。 ③ マクロ経済分析をベースとした金利の方向性予測等に基づき、市況動向やリスク分散等を勘案して、ポートフォリオの見直しを随時行います。 ④ デリバティブ取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。 ⑤ 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。
主な投資制限	① 株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使等により取得したものに限ります。 ② 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④ 外貨建資産への投資は、行いません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
信託期間	無期限（2015年9月9日当初設定）
決算日	毎年2月26日および8月26日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	① 信託報酬の総額は、純資産総額に対して年0.308%（税抜0.28%）以内とします。 ② 前①の信託報酬率は、毎月10日（休業日の場合翌営業日）における新発10年固定利付国債の利回り（日本相互証券株式会社発表の終値、未発表の場合は直近終値）に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。 （新発10年固定利付国債の利回りが） イ．1%未満の場合　…年0.198%（税抜0.18%） ロ．1%以上の場合　…次に定める率 ・純資産総額500億円未満　年0.308%（税抜0.28%） ・純資産総額500億円以上1,000億円未満部分　年0.253%（税抜0.23%） ・純資産総額1,000億円以上部分　年0.198%（税抜0.18%） 他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：明治安田アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	NOMURA－BPI（総合）

ベンチマークについて	NOMURA-BPI 総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社の知的財産です。野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。

IV-3．ネオ・ジャパン債券ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	ネオ・ジャパン債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券
投資態度	① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の債券に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。 ② マザーファンドの運用にあたっては、以下の方針を基本とします。 （イ）組入れる債券（国債を除きます。）の格付けは、取得時においてＢＢＢ格相当以上（Ｒ＆Ｉ、ＪＣＲ、Ｓ＆Ｐ、フィッチのいずれかでＢＢＢ－以上またはムーディーズでBaa3以上。これらの格付会社の格付けがない債券のうち委託者が同等の信用力があると判断するものを含みます。）とします。 ※債券への投資に代えて、CDS 取引を利用することがあります。 （ロ）債券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。 （ハ）運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、マザーファンドの信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、債券先物取引等の売建玉の時価総額が債券の組入総額を超えることがあります。 ③ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑤ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。

マザーファンドの投資態度	① 主として、わが国の債券に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。 ② 組入れる債券（国債を除きます。）の格付けは、取得時においてＢＢＢ格相当以上（Ｒ＆Ｉ、ＪＣＲ、Ｓ＆Ｐ、フィッチのいずれかでＢＢＢ－以上またはムーディーズでＢａａ３以上。これらの格付会社の格付けがない債券のうち委託者が同等の信用力があると判断するものを含みます。）とします。 ※債券への投資に代えて、CDS 取引を利用することがあります。 ③ 債券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。 ④ 運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、債券先物取引等の売建玉の時価総額が債券の組入総額を超えることがあります。 ⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限ります。 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への投資は、行ないません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限（2014年11月14日当初設定）
決算日	毎年6月15日（第1計算期間は2015年6月15日まで）（休業日の場合翌営業日）

管理報酬等	①　信託報酬の総額は、純資産総額に対して年率0.374%（税抜0.34%）以内とします。 ②　前①の信託報酬率は、毎月10日（休業日の場合翌営業日）（当初設定日から2014年12月10日（休業日の場合翌営業日）までの期間については当初設定日の前営業日）における新発10年国債の利回り（日本相互証券株式会社発表の終値）に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。 （新発10年国債の利回りが） イ．2%未満の場合……年率0.198%（税抜0.18%） ロ．2%以上3%未満の場合…年率0.242%（税抜0.22%） ハ．3%以上4%未満の場合…年率0.286%（税抜0.26%） ニ．4%以上5%未満の場合…年率0.330%（税抜0.30%） ホ．5%以上の場合……年率0.374%（税抜0.34%）
ファンドの関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

IV-4．大和住銀日本債券アクティブファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	日本債券アクティブ2・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

投資態度	①日本債券アクティブ2・マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債を主要投資対象とし、金利予測およびクレジット判断等に基づきアクティブに運用を行います。 ②NOMURA-BPI 総合指数をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。 ③資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ④信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。 ⑤信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 ⑥信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。 ⑦信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、クレジット・デリバティブ取引を行うことができます。
マザーファンドの投資態度	①わが国の公社債を主要投資対象とし、金利予測およびクレジット判断等に基づきアクティブに運用を行います。 ②NOMURA-BPI 総合指数をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。 ③資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ④信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。 ⑤信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 ⑥信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。 ⑦信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、クレジット・デリバティブ取引を行うことができます。

主な投資制限	①株式への実質投資は行いません。 ②同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。ただし、親投資信託は除きます。 ④外貨建資産への実質投資は、行いません。 ⑤有価証券先物取引等は、約款第18条の範囲で行います。 ⑥スワップ取引は、約款第19条の範囲で行います。 ⑦金利先渡取引は、約款第20条の範囲で行います。 ⑧クレジット・デリバティブ取引については、約款第21条の範囲で行います。 ⑨デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。 ⑩一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。 ①分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。 ②収益分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。 ③留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託期間	無期限（2017年9月8日当初設定）
決算日	毎年3月7日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	①信託報酬の総額は、純資産総額に対して年率0.374%（税抜0.34%）以内とします。 ②前項①の信託報酬率は、毎月最終営業日の新発10年国債利回り（日本相互証券株式会社発表終値）に応じて以下の通りの料率を翌月の第1営業日の計上分より適用するものとします。 （新発10年国債の利回りが） イ．2%未満の場合……年率0.198%（税抜0.18%） ロ．2%以上3%未満の場合……年率0.242%（税抜0.22%） ハ．3%以上4%未満の場合……年率0.286%（税抜0.26%） ニ．4%以上5%未満の場合……年率0.330%（税抜0.30%） ホ．5%以上の場合……年率0.374%（税抜0.34%） 他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。

ファンドの 関係法人	委託会社:三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	NOMURA-BPI(総合)
ベンチマーク について	NOMURA-BPI(総合)とは日本の債券市場の動向を的確に表すために野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社によって算出される市場指数です。年金運用において、日本の債券市場のベンチマークに多く利用されています。 NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他の一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属しております。 また、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。

IV-5．りそな日本債券ファンド・コア・アクティブ（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	安定した収益の確保および信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	ＲＭ日本債券コア・アクティブマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。（なお、国内の債券に直接投資することがあります。）

投資態度	①主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、ベンチマークであるＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合に採用されている国内の債券に投資し、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合を中長期的に上回る投資成果を目指します。なお、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合で採用されていない債券（ユーロ円債を含む）に投資することがあります。また、市場環境によっては、国債先物取引、国債先物オプション取引等を行うことがあります。 ②マクロ経済動向や金融市場の分析を基に、将来の金融・財政政策等を予想し、金利およびクレジットスプレッドの方向性を予測することによって、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合に対する超過収益の獲得を目指します。 ③債券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ④資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
マザーファンドの投資態度	①主として、ベンチマークであるＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合に採用されている国内の債券に投資し、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合を中長期的に上回る投資成果を目指します。なお、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合で採用されていない債券（ユーロ円債を含む）に投資することがあります。また、市場環境によっては、国債先物取引、国債先物オプション取引等を行うことがあります。 ②マクロ経済動向や金融市場の分析を基に、将来の金融・財政政策等を予想し、金利およびクレジットスプレッドの方向性を予測することによって、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合に対する超過収益の獲得を目指します。 ③債券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ④資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	①株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ②投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③外貨建資産への投資は行いません。 ④デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。 ⑤一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑥一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	原則として毎決算時に以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。 ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ②原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。 ③留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。
信託期間	無期限（2018年6月21日当初設定）
決算日	毎年6月10日（休業日の場合は翌営業日）

管理報酬等	信託報酬率については、毎計算期間開始日の前月の最終営業日における日本相互証券株式会社発表の新発10年固定利付国債の利回り（終値）に応じて、以下の率とします。 （新発10年固定利付国債利回り（終値）が） イ）1%未満の場合　　年率0.209%（税抜0.190%） ロ）1%以上の場合　　年率0.319%（税抜0.290%）
ファンドの関係法人	委託会社：りそなアセットマネジメント株式会社 受託会社：株式会社ＳＭＢＣ信託銀行
ベンチマーク	NOMURA-BPI総合
ベンチマークについて	「ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合」は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で一定の組入基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに計算されます。ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合の知的財産権とその他の一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属しています。野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

IV-6．フィデリティ外国債券アクティブ・ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	この投資信託は、利息等収入の確保と値上がり益の追求による投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。
主要投資対象	フィデリティ・外国債券・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。
投資態度	・フィデリティ・外国債券・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、世界各国の投資適格債券（除く日本円）を主要な投資対象とし、利息等収入の確保と値上がり益の追求による投資信託財産の長期的な成長を目的として運用を行ないます。 ・実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。 ・資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

マザーファンドの投資態度	・主として世界各国の投資適格債券（除く日本円）に幅広く分散投資を行ないます。 ・ブルームバーグ・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円ベース）をベンチマークとします。 ・投資を行なう投資適格債券の格付けに関しては、Baa格（ムーディーズ社）またはBBB格（S＆P社、フィッチ社）以上とします。 ・公社債の組入れ比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。 ・資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
主な投資制限	・株式への実質的な直接投資は、原則として行ないません。ただし、転換社債の転換ならびに新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものを除きます。 ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5％以内とします。 ・投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5％以内とします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。 ・分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ・収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。
信託期間	原則無期限（2021年3月2日当初設定）
決算日	毎年4月30日（休業日の場合翌営業日）
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.10％の率を乗じて得た額
管理報酬等	純資産総額に対して年0.4675％（税抜0.425％） 他に法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等について、年率0.10％（税込）を上限としてファンドから支払うことができます。

ファンドの 関係法人	委託会社：フィデリティ投信株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社 マザーファンドの運用委託先：FILインベストメンツ・インターナショナル FILインベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ・アール・エル
ベンチマーク	なし
ベンチマーク について	なし

IV-7．ネオ・ヘッジ付債券ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形　　態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	ネオ・ヘッジ付債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券
投資態度	① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、先進国通貨建て債券に投資し、為替変動リスクを低減するための為替ヘッジを行なうことにより、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。 ② マザーファンドの運用にあたっては、以下の方針を基本とします。 （イ）組入れる債券（国債を除きます。）の格付けは、取得時においてBBB格相当以上（R&I、JCR、S&P、フィッチのいずれかでBBB-以上またはムーディーズでBaa3以上）とします。 ※当ファンドにおいて先進国通貨とはFTSE世界国債インデックスの構成通貨をいいます。 （ロ）対円で為替ヘッジを行なうことを前提に、各国の長短金利の状況、信用環境、流動性等を考慮しポートフォリオを構築します。 （ハ）債券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。 （ニ）運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、マザーファンドの信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、債券先物取引等の売建玉の時価総額が債券の組入総額を超えることがあります。 ③ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑤ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。

マザーファンドの投資態度	① 主として、先進国通貨建て債券に投資し、為替変動リスクを低減するための為替ヘッジを行なうことにより、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。 ② 組入れる債券（国債を除きます。）の格付けは、取得時においてBBB格相当以上（R&I、JCR、S&P、フィッチのいずれかでBBB-以上またはムーディーズでBaa3以上）とします。 ※当ファンドにおいて先進国通貨とはFTSE世界国債インデックスの構成通貨をいいます。 ③ 対円で為替ヘッジを行なうことを前提に、各国の長短金利の状況、信用環境、流動性等を考慮しポートフォリオを構築します。 ④ 債券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。 ⑤ 運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、債券先物取引等の売建玉の時価総額が債券の組入総額を超えることがあります。 ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使等により取得したものにかぎります。 ③ 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑤ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限（2014年11月14日当初設定）
決算日	毎年6月15日（第1計算期間は2015年6月15日まで）（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.473%（税抜0.43%）を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。

ベンチマーク について	該当事項はありません。

IV-8．ピムコ日本債券コア・ファンドIV（適格機関投資家専用）

形　　態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
主要投資対象	ピムコ日本債券コア・マザーファンド（以下「マザーファンド」）の受益証券
投資態度	①主としてマザーファンドの受益証券に投資し、日本債券のインデックスであるNOMURA-BPI（総合）を上回る運用成果を目指します。 ②原則として、マザーファンドの受益証券の組み入れ比率は高位に保ちます。 ③資金動向、市況動向に急激な変化が生じた時、および残存信託期間、残存元本が上記運用を行うのに支障をきたす水準となったとき等、やむを得ない事情が生じた場合は、上記のような運用が出来ない場合があります。
マザーファンドの 投資態度	①日本債券のインデックスであるNOMURA-BPIをベンチマークとします。 ②ポートフォリオのデュレーションはベンチマーク±2年とします。 ③投資対象有価証券は、購入時点で委託者が指定する格付機関による格付けがBaa3/BBB-（または同等）格以上（短期証券はA-2/P-2相当格以上）のものとします。格付けはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ、フィッチレーティングスリミテッド、株式会社格付投資情報センター及び株式会社日本格付研究所のうち、いずれか高いほうを参照します。当該格付機関からの格付けがない場合であっても、同等の信用力を有すると委託者が判断する場合には、投資を行うことがあります。投資している債券が上記の最低格付未満に引き下げられた場合には、委託者は、現状分析をもとに判断されるリスク量及び期待収益率をもとに、当該有価証券を売却するか保有するかの判断を行うものとします。 ④国債、政府保証債、政府機関債および国際機関債については、銘柄および発行体についての投資比率の制限は適用しません。 ⑤為替リスクは原則ヘッジとします。 ⑥信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、オプション取引およびスワップ取引、金利に係る先物取引、オプション取引およびスワップ取引、クレジット・デフォルト・スワップ等のデリバティブ取引を行います。デリバティブ取引の使用は、ヘッジ目的に限られません。但し、デリバティブ取引による経済的レバレッジを回避するため、デリバティブ取引のネットのポジションはデュレーション1年以内かつBaa3/BBB-格またはA-2/P-2以上の証券の保有の範囲内に限定します。 ⑦ただし、資金動向、市況動向に急激な変化が生じた時、および残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等、やむを得ない事情が生じた場合は、上記のような運用が出来ない場合があります。

主な投資制限	①マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ②マザーファンドの受益証券以外への投資は、約款第16条および第17条の範囲で行います。 ③外貨建て資産への実質投資割合には制限を設けません。 ④外貨建て資産への直接投資は行いません。 ⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等を言います。）の利用は行いません。 ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	毎期分配 ①分配対象額は経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含む）等の全額 ②分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定。ただし、分配対象額が少額の場合、その他委託者の裁量により分配を行なわないことがあります。 ③留保益は、運用の基本方針に基づき運用を行います。
信託期間	原則として無期限
決算日	年1回（3月25日）
管理報酬等	毎月20日時点（休業日の場合は翌営業日）の新発10年固定利付国債利回り（日本相互証券株式会社発表の終値（単利））を基準として、翌月第一営業日から翌々月の第一営業日の前日までの信託報酬率が決定されます。なお、設定当初月の信託報酬率は、前月20日時点の新発10年固定利付国債利回りに基づき決定されるものとします。 （新発10年固定利付国債利回り（終値）が） 1％未満の場合…信託報酬率：年0.2255％（税抜0.205％） 1％以上の場合…信託報酬率：年0.2805％（税抜0.255％）
ファンドの関係法人	委託会社：ピムコジャパンリミテッド 受託会社：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
ベンチマーク	NOMURA-BPI総合

ベンチマークについて	NOMURA-BPI総合とは、日本国内で発行された公募固定利付債券の流通市場全体の動向を表すために開発された投資収益指数（パフォーマンス指数）で、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社により算出・公表されています。NOMURA-BPI総合は、同社の知的財産であり、同指数に関する一切の権利は同社に帰属します。同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

IV-9．Ｏｎｅ金利・クレジット型戦略ファンドＤ（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的として、運用を行います。
主要投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。債券先物取引等を活用する場合があります。
投資態度	①主として、国債（物価連動国債を含む）、政府保証債、地方債、金融債、特殊債、事業債、円建外債、ユーロ円債、ＭＢＳ、ＡＢＳに投資を行い、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合を上回る投資成果をめざします。なお、運用にあたっては債券先物取引等を活用する場合があります。 ②マクロ分析情報等に基づき、デュレーション、年限配分および種別配分を決定するトップダウン戦略と、クレジットリサーチ等に基づき個別銘柄を決定するボトムアップ戦略を組み合わせてポートフォリオを構築します。トップダウン戦略とボトムアップ戦略の戦略配分を柔軟にコントロールすることで、安定した超過収益の獲得をめざします。 ③投資する債券は、取得時においてＢＢＢ格相当以上（ＢＢＢ－も含みます。）の格付けを取得している債券もしくはそれらと同等の信用力を有すると判断される債券を基本とします。ただし、国債（物価連動国債を含む）、政府保証債、地方債については当該格付制限の対象外とします。 ④ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ⑤当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。

主な投資制限	①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％未満とします。 ②外貨建資産への投資は行いません。 ③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以下とします。 ④スワップ取引、金利先渡取引、有価証券先物取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。 ⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。 ①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ②分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。 ③留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
信託期間	無期限（2024年9月3日当初設定）
決算日	毎年9月3日（休業日の場合翌営業日）

管理報酬等	純資産総額に対して、年率0．1386％～0．1936％（税抜0．1260％～0．1760％） ※信託報酬率は、毎月10日時点（休業日の場合は翌営業日）の新発10年国債利回り（単利：日本相互証券株式会社の終値）を基準として、その翌日より翌月10日（休業日の場合は翌営業日）までの報酬率が決定されます。なお、設定当初は2024年9月2日時点の利回りを適用します。 （新発１０年国債利回りが） 1%未満の場合：年率0．1386％（税抜0．1260％） ＜内訳＞ 委託会社：年率0．1155％（税抜0．1050％） 販売会社：年率0．0055％（税抜0．0050％） 受託銀行：年率0．0176％（税抜0．0160％） 1%以上の場合：年率0．1936％（税抜0．1760％） ＜内訳＞ 委託会社：年率0．1705％（税抜0．1550％） 販売会社：年率0．0055％（税抜0．0050％） 受託銀行：年率0．0176％（税抜0．0160％）
ファンドの関係法人	委託会社：アセットマネジメントOne株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	NOMURA－BPI総合
ベンチマークについて	NOMURA－BPI総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスを基に算出されます。NOMURA－BPI総合の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

Ｖ．外国債券セレクト

Ｖ-1．ブランディワイン外国債券ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	当ファンドは、主に「ブランディワイン外国債券マザーファンド」受益証券への投資を通じて、主に日本を除く世界の公社債に実質的に投資を行うことにより、信託財産の中長期的成長を目指します。
主要投資対象	ブランディワイン外国債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券
投資態度	① ブランディワイン外国債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。 ② ブランディワイン外国債券マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 ③ 資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
マザーファンドの投資態度	① 主に、日本を除く世界の公社債に投資します。 ② 外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、通貨見通しに基づいて相対的に魅力があると判断される通貨に、為替予約取引等を通じて資産配分することがあります。 ③ 取得時において、原則として1社以上の格付機関から投資適格（ＢＢＢ－／Baa3以上）の長期格付けが付与された、あるいはこれに相当する信用力をもつと運用者が判断する公社債に投資します。 ④ 運用の指図に関する権限をブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシーに委託します。
主な投資制限	① 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ② 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ③ 同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ④ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ⑤ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ⑥ 為替予約の利用及びデリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。 ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

収益の分配	① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。）及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ② 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。
信託期間	無期限（2014年3月10日当初設定）
決算日	毎年3月15日（休業日の場合翌営業日）（第1計算期間は2015年 3月 16日まで）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.418%（税抜0.38%）の率を乗じて得た額とします。他に組入有価証券売買時の売買委託手数料等、その他諸費用（監査費用、印刷等費用、受益権の管理事務費用等。純資産総額の年率0.05%を合計上限額とします。）が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社 マザーファンドの投資顧問会社：ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

Ⅴ-2．ダイワ欧州債券ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	欧州の債券
投資態度	① 主として、欧州の先進国の国家機関が発行する残存5年超の先進国通貨建ての債券に投資し、欧州の先進国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。 ② 運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ③ 外貨建資産の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ④ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑥ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。

主な投資制限	① 株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使等により取得したものに限ります。 ② 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限（2014年9月10日当初設定）
決算日	毎年6月15日（第1計算期間は、2015年6月15日まで）（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.308%（税抜0.28%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

Ⅴ-3．ダイワ米国債券ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	米国の債券
投資態度	① 主として、米国の国家機関が発行する残存5年超の米ドル建ての債券に投資し、米国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。 ② 運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ③ 外貨建資産の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ④ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑥ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。

主な投資制限	① 株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使等により取得したものに限ります。 ② 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限（2016年3月9日当初設定）
決算日	毎年3月15日（第1計算期間は、2017年3月15日まで）（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.2981%（税抜0.271%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

Ⅴ-4．ダイワ／デカ欧州債券アクティブ・ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	1.欧州の債券 2.金融商品取引所上場の債券先物取引および債券先物オプション取引

投資態度	① 主として、欧州の政府、欧州の政府関係機関、欧州の企業、欧州の国際機関が発行する債券に投資するとともに、欧州の債券先物取引、欧州の債券先物オプション取引を活用することで、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。 ② 先物取引等の買建玉および売建玉の時価総額を合計した額は、信託財産の純資産総額の200%程度を上限とします。なお、オプション取引は先物に換算するものとします。 ③ 投資対象とする銘柄は、取得時において投資適格(ムーディーズでBaa3以上またはS&Pもしくはフィッチでトリプルビー－以上)の格付けを有するものとします。 ④ デュレーション、イールドカーブ、クレジットスプレッド、国別構成、通貨別構成、債券セクター別構成等を勘案し、ポートフォリオを構築します。 ⑤ 投資成果の向上を図るため、為替予約取引をヘッジ目的以外で行なうことがあります。 ⑥ 外貨建資産の運用にあたっては、デカ・インベストメント社に運用の指図にかかる権限を委託します。 ⑦ 外貨建資産の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ⑧ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑨ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
主な投資制限	① 株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使等により取得したものにかぎります。 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限(2016年9月12日当初設定)
決算日	毎年6月15日(休業日の場合翌営業日) (第1計算期間は2017年6月15日まで)
管理報酬等	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年0.4851%(税抜 年0.441%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社 投資顧問会社:デカ・インベストメントGmbH
ベンチマーク	該当事項はありません。

ベンチマーク について	該当事項はありません。

Ⅴ-5．ダイワ中長期世界債券ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	世界債券（5年超）マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券
投資態度	①　主として、マザーファンドの受益証券を通じて、先進国の国家機関が発行する残存5年超の先進国通貨建ての債券に投資し、先進国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。 ②　マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ③　マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、マザーファンドにおいて、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ④　為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑤　当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑥　当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
マザーファンドの 投資態度	①　主として、先進国の国家機関が発行する残存5年超の先進国通貨建ての債券に投資し、先進国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。 ②　運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ③　外貨建資産の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ④　為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑤　当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

主な投資制限	①　マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ②　株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限ります。株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③　投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④　外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ⑤　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益の分配	①　分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ②　原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限（2018年9月10日当初設定）
決算日	毎年5月14日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.2981%（税抜0.271%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

V-6．フィデリティ外国債券アクティブ・ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	この投資信託は、利息等収入の確保と値上がり益の追求による投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。

主要投資対象	フィデリティ・外国債券・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。
投資態度	・フィデリティ・外国債券・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、世界各国の投資適格債券（除く日本円）を主要な投資対象とし、利息等収入の確保と値上がり益の追求による投資信託財産の長期的な成長を目的として運用を行ないます。 ・実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行ないません。 ・資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
マザーファンドの投資態度	・主として世界各国の投資適格債券（除く日本円）に幅広く分散投資を行ないます。 ・ブルームバーグ・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円ベース）をベンチマークとします。 ・投資を行なう投資適格債券の格付けに関しては、Baa格（ムーディーズ社）またはBBB格（S＆P社、フィッチ社）以上とします。 ・公社債の組入れ比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。 ・資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
主な投資制限	・株式への実質的な直接投資は、原則として行ないません。ただし、転換社債の転換ならびに新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものを除きます。 ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5％以内とします。 ・投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5％以内とします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。 ・分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ・収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。
信託期間	原則無期限（2021年3月2日当初設定）
決算日	毎年4月30日（休業日の場合翌営業日）

信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.10%の率を乗じて得た額
管理報酬等	純資産総額に対して年0.4675%（税抜0.425%） 他に法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等について、年率0.10%（税込）を上限としてファンドから支払うことができます。
ファンドの関係法人	委託会社：フィデリティ投信株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社 マザーファンドの運用委託先：FILインベストメンツ・インターナショナル FILインベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ・アール・エル
ベンチマーク	なし
ベンチマークについて	なし

Ｖ-7．ウエリントン・グローバル総合債券（除く日本）ファンド　クラスＳ　Q5受益証券（円ヘッジ無、分配金有）（ケイマン籍、円建）

形態	ケイマン籍信託型外国投資信託(受託会社と管理会社との間の信託証書に基づく)/円建て
運用の基本方針	ファンドは、グローバル債券（日本を除く）への分散投資を通じ、ブルームバーグ・グローバル総合債券指数（除く日本）を上回る長期的な総合収益の確保を目指して運用されます。
主要投資対象	ファンドは、世界の発行体の発行する、市場性の高い債券に主に投資します。ファンドの保有債券は、市場環境や投資機会の変化に応じ、大きく変わることがあります。

投資態度	① ファンドは、ベンチマーク指数に含まれる債券に投資します。 ② 指数に含まれない政府、政府関連機関、国際機関の発行する債券、モーゲージ担保証券、社債、アセットバック証券、インフレ連動債券、地方債、トラスト優先証券、その他の債券に投資することがあります。 ③ 現金並びに現金同等物は、投資戦略の遂行の目的で、またはデリバティブ投資の担保として保有することがあります。 ④ 現金並びに現金同等物を除いては、円建て債券は組み入れません。 ⑤ 市場エクスポージャーを得るため、もしくはヘッジを目的として、債券・為替先渡し；債券・為替オプション；金利・債券トータルリターン・クレジットデフォルト・通貨スワップ取引；上場債券・上場為替先物の取引を行うことがあります。ファンドの保有債券・通貨ポジションとは関連しない単独の売建ポジションを取ることもありますが、経済的レバレッジは取りません。 ⑥ 管理会社がその流動性について適切であると認めた場合、私募証券、その他の規制証券に投資を行うことがあります。 ⑦ 管理会社が適切であると認めた場合、管理会社またはその関連会社が運用する他の投資ファンドの持分に投資を行う場合があります。ただし、運用手数料の重複が無い場合に限ります。 ⑧ ファンドは通常、グローバル債券市場の国、通貨、セクター、発行体に広く分散投資します。 ⑨ ファンドは円建とし、ヘッジ無しクラス受益証券については、通常ヘッジなしとします。ただし、アクティブな通貨戦略に基づき、機を見て選別的に通貨エクスポージャーをヘッジすることがあります。同様に、ヘッジ有りクラス受益証券において、アクティブな通貨ポジションを除いたファンドの通貨ポジションは通常円ヘッジされます。ヘッジ有りクラス受益証券のヘッジに関わる証券ならびに投資商品は、当該受益証券特有のものとし、当該ヘッジ取引から生じる実現/評価損益及び費用は、各々のヘッジ有りクラス受益証券に配分されます。 ⑩ ファンドは、ファンドの債券ポジションに関わりなく、対象通貨の売り・買いポジションをアクティブに取ることがあります。 ⑪ 資金の借り入れは、短期的な資金繰り、特殊なかつ緊急の目的以外には行いません。 ⑫ 現在の運用方針は、運用基本方針の達成に最善であると投資運用会社が考える場合には変更されることがあります。ファンドの投資が顕著に変化するような運用方針の重要な変更については、受益者への事前通知が行われます。

主な投資制限	① 債券デリバティブのエクスポージャーは、ネットではファンドの100％、グロスでは200％を超えないこととします。 ② 同一発行体への投資は、組み入れ時のファンド資産の5％以内とします。ただし、1)OECD 諸国、政府関連機関、それらの下部組織、または国際・地域機関や機構が発行・保証する証券、2)デリバティブ取引のカウンターパーティ、3)投資対象に含まれる投資ファンドについてはこの制限を課しません。 ③ ファンド全体のデュレーションは穏やかで、典型的にはベンチマーク指数の±2年の範囲内となります。個別銘柄におけるデュレーションの範囲はこれよりも大きくなる場合があります。 ④ 米ドル、ユーロ、英ポンドの通貨エクスポージャーは、通常、ベンチマーク指数における配分の±20％以内、日本円およびその他の対象通貨はベンチマーク指数における配分の±10％以内となることが想定されます。 ⑤ ファンドの加重平均格付けはA-/A3 以上となることが想定されます。発行体の格付けは、スタンダード・アンド・プアーズ社、またはムーディーズ社またはフィッチ社の長期格付けのいずれか高い方を採用します。無格付けの場合は管理会社がそれと同等の信用力であると見なした格付けを採用します。投資適格未満（スタンダード・アンド・プアーズ社またはムーディーズ社の格付けがBBB-/Baa3 未満）の債券、または無格付けの場合で管理会社がそれと同等の信用力であると見なす債券の組み入れは、ファンド資産の10％以内とします。 ⑥ 個別有価証券の空売りは行いません。ただし、デリバティブ取引およびデリバティブ取引と類似のエクスポージャーを提供するために投資運用会社が企図する特定の取引についてはこの限りではありません（例：証券の売りとリバースレポ取引を組み合わせて行う擬似的な先渡取引など）。 ⑦ 資金の借り入れは、証券の決済および受益者の換金に対応するための一時的なものに限って行います。 ⑧ ファンドは、時価の取得が困難な証券に投資を行う場合、評価の透明性を確保する方法を規定しています。 ⑨ 未上場で常時換金可能ではない集団投資スキームへの投資は、ファンド純資産総額の5％以下とします。 ⑩ 特段の定めがない限り、投資制限は組み入れ時点で適用され、社内のバリュエーションに基づき計算されます。 ⑪ 同一発行体の債券へのエクスポージャー（デリバティブ取引による債券へのエクスポージャーを含む）は、以下の適用除外に該当しない限り、ファンドの純資産総額の10％を超えないこととします。 ⑫ 同一発行体の株式へのエクスポージャー（デリバティブ取引による株式へのエクスポージャーを含む）は、ファンドの純資産総額の10％を超えないこととします。 ⑬ デリバティブ取引による同一発行体の債券または株式へのエクスポージャーは、以下の適用除外に該当しない限り、ファンドの純資産総額の10％を超えないこととしま

	す。同一のカウンターパーティへのエクスポージャーはファンドの純資産総額の10%を超えないこととします。 ⑭（デリバティブ取引によるエクスポージャーを含む）同一発行体の債券および株式へのエクスポージャーの合計は、以下の適用除外に該当しない限り、ファンドの純資産総額の20%を超えないこととします。 ⑮ 以下の債券へのエクスポージャーについては、上記の投資制限の適用が除外されます。 中央政府、政府機関、中央銀行または地方政府が発行または保証する現地通貨建て債券 日本、アイルランド、米国、イタリア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、英国、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、ルクセンブルグ、香港および、一般社団法人投資信託協会が認定するその他の国の中央政府、政府機関、中央銀行または地方政府が発行または保証する現地通貨以外の通貨建てである債券 国際機関が発行または保証する債券
収益の分配	以下の分配コースおよび分配方式により支払います。また必ず分配を行うものではありません。 分配コース：Q-四半期分配コース 分配方式：5-当初の発行価格まで分配（10,000円） 管理会社の裁量または基準価額10,000円までを目安に、各クラス受益証券の持分のファンド資産から得られたネットインカムとネットキャピタルゲイン（実現益および未実現益）の一部または全部を分配金として払い出す予定です。
信託期間	信託証書の日付（2005年1月12日）から150年間。ただし一定の事由の場合、終了することがあります。
決算日	毎年12月31日
管理報酬等	運用報酬0.45%（年率）、その他に管理費用がかかります。 管理費用には0.25%（年率）の上限を設けていますが、管理会社の裁量により予告なく変更される場合もあります。

ファンドの 関係法人	(投資運用会社) ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー (管理会社) ウエリントン・マネージメント・ファンズ・エルエルシー (カストディアン) ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー (監査法人) プライスウォーターハウスクーパース
ベンチマーク	ブルームバーグ・グローバル総合債券指数(除く日本)
ベンチマーク について	ブルームバーグ・グローバル総合債券指数(除く日本)は、ブルームバーグが開発、算出、公表を行う指数であり、日本を除く世界の投資適格債券市場のパフォーマンスを示す代表的な指数です。ブルームバーグ(BLOOMBERG)は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー(Bloomberg Finance L.P.)の商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・インデックス(BLOOMBERG INDICES)に対する一切の独占的権利を有しています。

Ⅴ-8．グローバル・コア債券ファンド（適格機関投資家専用）（ケイマン籍、円建）

形態	ケイマン籍信託型外国投資信託/円建て
運用の基本方針	世界の発行体が発行する主として投資適格の公社債に投資し、ベンチマーク(ブルームバーグ・グローバル総合インデックス(除く日本円))を上回る投資成果を目指します。
主要投資対象	世界の発行体が発行する公社債

投資態度	① 世界の発行体が発行する主として投資適格の公社債に投資し、ベンチマーク（ブルームバーグ・グローバル総合インデックス（除く日本円））を上回る投資成果を目指します。 ② ファンドは通常、グローバル債券市場の国、通貨、セクター、発行体に広く分散投資します。 ファンドの債券ポジションに関わりなく、投資対象通貨の売り・買いポジションをアクティブにとることがあります。 ③ 下記の証券に投資します。 （ア）国債 （イ）政府機関債、地方債、国際機関債を含む政府関連債 （ウ）社債 （エ）カバードボンド、CMBS、CMO、CLO/CDO/CBO、 RMBS、 Agency MBS、REMIC、ABSを含む証券化商品。 （オ）永久債、優先受益信託証券、ティア1証券、資本性証券 （カ）インフレーションリンク債 （キ）変動利付債 （ク）ムーディーズ、S&P または フィッチの格付けがない債券、ただし、その発行体または保証人がムーディーズ、S&P または フィッチの格付けを取得していること。 ④ 現金または現金同等資産を除き、円建ての証券は組入れません。ファンドはリターンを追求する目的で、NDFを含む通貨フォワード、各種先物（債券、モーゲージTBA、金利スワップ、金利インデックス、債券インデックスおよびETF、通貨）、通貨スワップ、インフレーションスワップ、金利フォワード、金利スワップ、単一発行体またはCDSインデックスを対象とするクレジットデフォルトスワップ、債券、ETFまたはインデックスを対象とするトータルリターンスワップ、および投資対象となる証券やデリバティブに関するオプション、キャップおよびフロアに投資します。 ⑤ 運用の指図に関する権限をPGIMインク、およびPGIMリミテッドに委託します。

主な投資制限	① 国債・ソブリン債セクターの組入比率には上限を設けません。 ② 政府機関債、地方債、および国際機関債セクターの組入比率はファンドの純資産総額の60%を上限とします。 ③ ファンドの純資産総額に占める社債セクターの組入比率はベンチマーク対比+50%を上限とします。 ④ ファンドの純資産総額に占める証券化商品セクターの組入比率はベンチマーク対比+50%を上限とします。 ⑤ 投資適格未満の債券の組入比率はファンドの純資産総額の25%を上限とします。 ⑥ ファンドの純資産総額に占める新興国市場（高所得と世界銀行に定義されない国。なお、ユーロゾーンを除きます。）債券の組入比率はベンチマーク対比+15%を上限とします。 ⑦ 現金または現金同等資産を除き、円建ての証券は組入れません。 ⑧ 証券現物の空売りは、当日中にカバーされる日中の国債空売りを除き、禁止します。 ⑨ ファンド借入はファンドの純資産総額の10%を上限とします。 ⑩ ファンドの各通貨エクスポージャーのベンチマークからのプラス乖離の合計、マイナス乖離の合計はそれぞれファンドの純資産総額の30%を上限とします。特に通貨毎の制限を設けません。 ⑪ ファンド全体の実効デュレーションのベンチマーク・デュレーションからの乖離は±2.5年以内とします。 ⑫ ジニーメイ、ファニーメイ、フレディマックならびに米国、カナダ、オーストラリア、ドイツおよび英国の国債・ソブリン債を除く単一発行体の組入はファンドの純資産総額の10%を上限とします。 ⑬ ファンド運用者が運用する全ファンドを通じた投資は、いかなる単一発行体（投資法人を含みます。）の発行済み総株式（投資法人の投資口を含みます。）の過半数を超えないものとします。 ⑭ 私募証券、非上場証券、流動性の低い証券化商品その他流動性の乏しい資産への投資はファンドの純資産総額の15%を上限とします。 ⑮ デリバティブ取引によるデュレーション寄与は合計でファンド全体のデュレーションの50%以内とします。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の利子・配当等と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ② 分配金額は投資運用会社とトラスティーが協働し、基準価額水準、市況動向を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
信託期間	信託証書の日付（2015年8月11日）から149年間。ただし一定の事由の場合、終了することがあります。
決算日	毎年5月最終営業日またはトラスティーが別途定めた日

管理報酬等	ファンドの純資産総額に下記の率（年率）を乗じた額 運用報酬： ・純資産総額最初の100億円までの部分　年0.30% ・純資産総額100億円超200億円までの部分　年0.28% ・純資産総額200億円超300億円までの部分　年0.25% ・純資産総額300億円超の部分　年0.15% ファンド事務管理費用（トラスティー報酬、名義書換代理人報酬、事務管理人報酬のうち、各費目のファンド純資産額比例部分をいいます。） 上限：純資産総額に対し0.08%（年率）※ 下限：年額4万米ドル その他、ファンドにかかる運用報酬および事務の処理等に要する諸費用（カストディ費用、監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます）は、ファンドより実費にて支払われます。また、この他有価証券売買時の売買委託手数料等取引に要する費用、ファンド資産およびその収益に関する租税等もファンドの負担となります。 ※ファンド事務管理費用に上限は設けておりますが、投資環境・市場によっては、変更される場合があります。
ファンドの関係法人	（投資運用会社）PGIMジャパン株式会社 （再委託先）PGIMインク、PGIMリミテッド （トラスティー）ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド （アドミニストレーター）ブラウン・ブラザーズ・ハリマン＆Co. （カストディアン）ブラウン・ブラザーズ・ハリマン＆Co. （監査法人）KPMGケイマン・アイランズ
ベンチマーク	ブルームバーグ・グローバル総合インデックス（除く日本円）
ベンチマークについて	ブルームバーグ・グローバル総合インデックス（除く日本円）は、ブルームバーグが開発、算出、公表を行う指数であり、日本を除く世界の投資適格債券市場のパフォーマンスを示す代表的な指数です。ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

Ⅴ-9．ブルーベイ欧州総合債券ファンド（ケイマン籍、円建）

形態	ケイマン籍信託型外国投資信託　/　円建て
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	ブルームバーグ・ユーロ総合債券インデックスをベンチマークに、主に欧州の投資適格債券への投資を行います。

投資態度	①ブルームバーグ・ユーロ総合債券インデックスに対して超過収益の獲得を目指します。 ②EU諸国で発行された投資適格債に少なくとも純資産額の2/3以上投資します。 ③EU以外の国で発行された投資適格債に対して純資産額の1/3まで投資可能とします。 ④B-/B3以上で投資適格未満の債券に対して純資産額の15%まで投資可能とします。 ⑤少なくとも純資産額の2/3以上は、欧州通貨資産とします。 ⑥為替変動リスクに関しては、外貨建て資産について円に対する為替ヘッジを原則行いません。
主な投資制限	①株式および投資信託への投資は行いません。 ②日本を国籍とする発行体の発行する債券への投資は行いません。 ③容易に換金できない私募形式で販売された有価証券や非上場証券など非流動性資産に対する投資は純資産額の15%を超えないものとします。ただし144A証券や上場されることが表明された或いは上場予定にある証券についてはこの限りではありません。 ④現物債券の売り建ては行いません。
収益の分配	分配無し
信託期間	2160年11月15日　但し一定の事由の場合、終了することがあります。
決算日	毎年6月最終ファンド営業日 （ファンド営業日は、土日、ロンドンあるいはニューヨークの銀行休業日、そして12月24日を除く平日） ただし、第1計算期間は当初設定日～2016年6月30日
管理報酬等	運用報酬および費用は以下の通りとなります。 ・運用報酬　0.34% ・管理手数料（カストディ費用、管理・受託報酬等）0.15% その他の費用として、有価証券の売買や先物取引の際に発生するブローカー手数料等、監査費用、法定費用等は実費で信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	管理会社：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン＆Co 受託会社：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）・リミテッド 運用会社：RBCグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド 資産保管会社：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン＆Co
ベンチマーク	ブルームバーグ・ユーロ総合債券インデックス

ベンチマークについて	・ブルームバーグ・ユーロ総合債券インデックスはユーロ建てで発行されるまたは欧州通貨統合（EMU）に参加する16ヵ国の政府による旧通貨建てで発行されていた債券から構成。 ・全ての債券は投資適格級格付けであり、残存年数は少なくとも1年以上であることが必要であり、転換社債や変動利付債、永久債やワラント債、ストラクチャード商品は対象外。またドイツの準ローン証券についても売買上の制約や非上場に伴い流動性に欠けることを背景に対象外。 ・発行国についての定めはなく、ユーロ圏外の発行体であっても同インデックス組入基準を満たすようであれば組入対象。 ・ブルームバーグ（BLOOMBERG）は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー（Bloomberg Finance L.P.）の商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社（以下「ブルームバーグ」と総称します。）またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・インデックス（BLOOMBERG INDICES）に対する一切の独占的権利を有しています。

V-10．ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ－ダイワ・コア・ボンド・ストラテジー・ファンド（ノンヘッジ・クラス）（ケイマン籍、円建）

形態	ケイマン籍の外国投資信託/円建
運用の基本方針	米ドル建ての複数種別の債券等に投資することで、トータルリターンの最大化を目指します。
主要投資対象	米ドル建ての複数種別の債券等（国債、政府機関債、地方債、投資適格社債、ハイ・イールド社債、新興国債券、資産担保証券、バンクローン、MBS、優先証券、劣後債、転換社債、債券ETF等）

投資態度	①主として米ドル建ての複数種別の債券等に投資し、利子収入と値上がり益の適切と考えられる組み合わせによりトータルリターンの最大化を目指します。 ②運用にあたっては、以下の点に留意します。 (a) マクロ経済分析を活用した投資テーマの発掘および債券等の各種別内の個別銘柄分析による魅力的な銘柄の発掘につとめます。 (b) 各種別間、銘柄間の相対的な価値の分析を活用し、投資対象の評価を行なうことでポートフォリオを構築します。 (c) 投資対象の徹底的な分析を重視することで、特定インデックスの債券等の種別や銘柄にとらわれない運用を行ないます。 ※米ドル以外の通貨建資産に投資する場合もあります。この場合、原則として実質的に米ドル建てとなるよう為替取引を行ないます。 ③為替変動リスクを回避するための対円での為替ヘッジは原則として行ないません。 ④大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

主な投資制限	a.投資運用会社は、ファンドのために、純資産総額の50%を超える部分を金融商品取引法第2条1項に規定される「有価証券」に投資します。 b.管理会社および管理会社を代理する投資運用会社のいずれも、ファンドの勘定において以下を行うことはできません。 ①有価証券の空売りを行うこと。 ②受益者の利益を損なうような取引またはファンドの資産の適正な運用を害するような取引（管理会社または受益者以外の第三者の利益をはかる目的で行う取引を含みますが、これに限りません。）を行うこと。 ③即時に換金することのできない流動性に欠ける資産に対し、純資産総額の15%を超えて投資を行うこと（価格決定の透明性を確保する方法が採られている場合は、この限りではありません。）。 ④投資会社ではない同一銘柄の議決権付株式を取得した結果、管理会社が運用するすべての集団投資ファンドにより保有される当該銘柄の議決権付株式総数が当該銘柄の発行済議決権付株式総数の50%を超えることとなる場合に、かかる取得を行うこと。 ⑤後記「借入方針」の項に記載する借入方針に基づく借入れ以外の一切の借入れを行うこと。借入れは、ファンドの資産により全額担保され、ファンドのためにのみ実施されます。 ⑥投資信託または投資会社の利害関係者に対し投資を行うこと。 ⑦単一銘柄の株式または単一の投資信託の受益証券の保有総額（以下「株式エクスポージャー」といいます。）が純資産総額の10%を超えることとなる場合に（かかる株式エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。）、かかる株式または受益証券を保有すること。 ⑧単一のカウンターパーティーに対しデリバティブ・ポジションを保有した結果、かかるデリバティブ・ポジションから当該カウンターパーティーに対し発生する純エクスポージャー（以下「デリバティブ・エクスポージャー」といいます。）が純資産総額の10%を超えることとなる場合に（かかるデリバティブ・エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。）、かかるポジションを保有すること。 ⑨単一の法主体により発行され、取り決められ、または引き受けられた(A)有価証券（上記⑦に規定する株式または受益証券を除きます。）、(B) 金銭請求権（上記⑧に規定するデリバティブを除きます。）および (C) 匿名組合出資持分の保有総額（以下、総称して「債券エクスポージャー」といいます。）が純資産総額の10%を超えることとなる場合に（かかる債券エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。）（注：担保付取引の場合はかかる担保の評価額は、発行体等に対する支払義務が存在する場合はかかる支払義務の額を控除します。）、かかる有価証券、金銭請求権または匿名組合出資持分を保有すること。 ⑩単一の発行体またはカウンターパーティーへの株式エクスポージャー、債券エクスポージャーおよびデリバティブ・エクスポージャーの総額が純資産総額の20%を超えることとなる場合に、かかる発行体またはカウンターパーティーに対するポジションを保有すること。

	⑪管理会社または投資運用会社が決定する合理的な方法により事前に計算される額が純資産総額を超えることとなる場合に、デリバティブ取引またはその他の類似取引を行うこと。本⑪において、デリバティブ取引またはその他の類似取引を管理する方法は、 (A) 標準的手法を参考的に用いたリスク・ウェイトが純資産総額の80%以内となる市場リスク相当額算出方法、 (B) 内部格付手法 (VaR 手法) を参考的に用いたリスク・ウェイトが純資産総額の80%以内となる市場リスク相当額算出方法、または (C) 欧州連合のＵＣＩＴに適用される規則に基づく方法 につき管理会社もしくは投資運用会社がファンドのために決定する合理的な方法であるとみなされる。 ⑫ファンドは、投信協会の「デリバティブ取引等に係る投資制限に関するガイドライン」(以下「投信協会規則」といいます。) によると純資産総額の10%超に相当する単一発行体の債券、その他の債務証券またはデリバティブの原証券 (投資信託協会により制定された投資信託等の運用に関する規則第17 条の2第2項第2号に規定される機関により発行され、または保証される債務を除きます。) にさらされてはなりません。投信協会規則によると、ショート・デリバティブ・エクスポージャーは、本制限では考慮されません。 *借入方針：借入残存総額が借入時における純資産総額の10%を超えないことを条件とします。 ただし、特別の緊急事態 (ファンドと別のシリーズ・トラスト、投資ファンドまたはその他の種類の集団投資スキームの合併を含みますが、これに限りません。) によりかかる制限を一時的に超える場合は、この限りではありません。投資運用会社は、信用枠を設定することにより、かかる資金調達および借入れを行うことができます。リバース・レポ契約およびリバース・レポ取引は、レバレッジまたは借入れを構成しません。ファンドは、レポ契約 (有価証券と引き換えに現金を貸し付けるもの) を締結することもでき、これは、借入制限には考慮されません。
収益の分配	①管理会社は、通常、債券ポートフォリオの最終利回り、各分配計算期間に対応するその他の報酬、経費および費用を含みますが、これらに限らない要因を考慮した上で、分配金額を決定します。ただし、特定の分配計算期間について分配が行なわれない場合もあります。 ②管理会社は、配当収益ならびに実現および未実現の利益をもとに分配を行うことを目指します。ただし、関連するコースに帰属する元本から分配を行なうこともあります。 ③分配金は再投資されます。

信託期間	ファンドは、2030年8月17日（ただし、管理会社が、かかる日の延長を事前に決定し、受託会社に書面により通知した場合を除く。かかる場合、ファンドは同一の方法で再延長されない限り、かかる延長された日に終了）に強制買戻しされます。 また、いずれかの評価日において、(a)ファンドの純資産が30億円（または米ドルでの30億円相当額）を下回り、管理会社が、ファンドの終了を決定する場合、または(b)受託会社および管理会社によってファンドの終了が決定された場合のいずれか最初に発生した時点で終了します。
決算日	毎年9月30日
管理報酬等	純資産総額に対して、年率0.615%程度 ただし、この他に「ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ－ダイワ・コア・ボンド・ストラテジー・ファンド」全体に対して、固定報酬として年額10,000米ドルがかかります。また、監査費用、弁護士費用、有価証券売買委託手数料等、ファンドの運営に必要な各種経費等がかかります。
ファンドの 関係法人	管理会社：ダイワ・アセット・マネジメント・サービシイズ・リミテッド（ケイマン） 受託会社：インタートラスト・トラスティー（ケイマン）リミテッド 投資運用会社：グッゲンハイム・パートナーズ・インベストメント・マネジメント・エルエルシー 管理事務代行会社・資産保管会社：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー
ベンチマーク	ブルームバーグ米国総合指数
ベンチマーク について	ブルームバーグ米国総合指数は、米ドル建て投資適格の固定利付で課税対象となる社債市場全般を対象としたフラグシップ・ベンチマークです。当指数は、米国国債、政府機関債および社債、MBS(固定金利およびハイブリッドARM型エージェンシー・パススルー証券)、ABS、CMBS(エージェンシーおよびノン・エージェンシー)を含んでいます。 ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社（以下「ブルームバーグ」と総称します。）またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

Ⅴ-11．アイルランド籍の外国投資法人「ロード・アベット・グローバル・ファンズ・Ⅰ・ピーエルシー」のサブファンドである「ロード・アベット・ハイイールド・ファンド」の「クラスⅠ－円建て累積投資クラス」

形態	アイルランド籍外国投資法人/円建て
運用の基本方針	高水準のインカム収益と投資元本の成長を通じ高水準のトータル収益を追求することを目的とします。

主要投資対象	主要投資対象は、ハイ・イールド債券（通称低格付け債又はジャンク債。普通株式への転換権や購入請求権をもつ債券を含む）を中心に、バンクローン、転換社債、優先証券、モーゲージ債、アセットバック債等と致します。
投資態度	①ファンドはアクティブ運用に基づく分散したポートフォリオを組成し、高水準のインカム収益と投資元本の成長を通じてトータル収益を追求します。 ②インカム収益に加え、信用リスクの低下が想定されるときには、ハイ・イールド債の特に低格付け債券への投資を通じ、より高いリターンを追求します。 ③ファンドは、分散投資、銘柄分析、さらには投資環境分析を通じ投資リスクの低減を図ります。 ④ファンドは債券発行体の経営者の資質、信用リスク、業界内での競争優位性、業界動向さらにはマクロ経済動向等の分析を通じたボトムアップ手法で投資銘柄を選定します。 ⑤ファンドは積極的な銘柄入替を実施します。
主な投資制限	①非米国発行体により発行された米ドル建て以外の債券への投資は20%を上限とします。 ②同一業種への投資は25%を上限とします。但しこれにはモーゲージ債、米国政府や政府機関の発行する債券は含みません。 ③バンクローンへの投資は10%を上限とします。 ④デリバティブへの投資は、レバレッジ率がファンドの純資産の100%を越えない範囲で可能とします。 ⑤保有債券からの転換やコーポレートアクションにより受領した場合には普通株式の保有も可能とします。
収益の分配	無分配
信託期間	無期限（2019年3月6日設定 クラスI－円建て累積投資クラス）
決算日	1月31日
管理報酬等	投資顧問会社報酬：年率0.60% 管理事務代行および保管報酬：年0.15%を上限とします。 その他の諸費用：管理会社報酬、登録・名義書換事務代行報酬及び受益者サービス報酬のほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）は、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、有価証券売買時の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
ファンドの関係法人	管理会社：Lord Abbett (Ireland) Ltd. 投資顧問会社：Lord, Abbett & Co. LLC 管理事務代行会社：Brown Brothers Harriman Fund Administration Services (Ireland) Limited 保管会社：Brown Brothers Harriman Trustee Services (Ireland) Limited
ベンチマーク	該当事項はありません。

ベンチマーク について	該当事項はありません。

Ⅴ-12．ルクセンブルグ籍の外国投資法人「リーガル・アンド・ジェネラル・SICAV」が発行する「L&Gグローバル総合債券ファンド（除く日本）」のクラスC投資証券（円建）

形態/表示通貨	ルクセンブルグ籍の外国投資法人/円建て
運用の基本方針	長期的な投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
主要投資対象	主に、世界の異なる通貨建ての投資適格債券等に投資します。
投資態度	①主に、世界の異なる通貨建ての投資適格債券（社債、仕組債、カバードボンド、資産担保証券、モーゲージ証券、国債等）に投資します。ただし、投資する債券等はファンドの目論見書に規定する「譲渡可能証券」もしくは「短期金融市場商品」に該当するものとします。 ②ブルームバーグ・グローバル総合インデックス（除く日本円・円ベース）をベンチマークとしますが、ベンチマークに含まれない企業、セクター、地域の債券等に投資を行うことができます。したがって、ファンドのパフォーマンスはベンチマークのパフォーマンスから大きく乖離する場合があります。なお、ベンチマークはファンドとのパフォーマンス比較のために利用されます。 ③投資目的や資金フロー及び市場動向等を勘案し、補助的に預託証券等の現金同等金融商品に投資する場合があります。 ④為替取引・為替予約取引、ETF、債券・金利先物取引、金利スワップ、クレジットデフォルトスワップ並びにそれらを原資産とするオプション取引等のデリバティブ商品に投資することができます。なお、これらの取引はヘッジ目的に限定しません。

主な投資制限	・通常、純資産額の70%以上を、世界各国の債券に投資します。 ・資産担保証券及びモーゲージ証券への投資比率は、純資産額の20%を上限とし、集団投資スキームを通じて投資することがあります。 ・流動性のある現金同等金融商品への投資比率は通常、純資産額の20%を上限とします。ただし、市場環境に鑑み、投資家の利益に資すると判断される場合は、一時的に当該上限を超える場合があります。 ・集団投資スキームへの投資比率は、純資産額の20%を上限とします。 ・原則として、取得時において1社以上の格付け機関から投資適格（スタンダード&プアーズ社、フィッチ社によりBBB－、ムーディーズ/iBoxx社によりBaa3）以上の格付けが付与された、あるいはこれに相当する信用力を有すると運用者が判断する公社債等を主な投資対象とします。 ・ファンドの組み入れ債券等が、投資適格から格下げされた場合は、原則として30日以内に当該債券等を売却します。
収益の分配	なし
信託期間	無期限
決算日	毎年12月31日
管理報酬等	信託財産の純資産総額に下記の率（年率）を乗じた額 運用報酬等：0.29% 事務代行費用等：最大 0.06% その他外国投資法人にかかる租税、有価証券の売買や先物取引の際に発生する費用等が支払われます。
ファンドの関係法人	管理会社：LGIMマネージャーズ（ヨーロッパ）リミテッド 運用会社：リーガル・アンド・ジェネラル・インベストメント・マネジメント・リミテッド 管理事務代行会社：ノーザン・トラスト・グローバル・サービシズSE
ベンチマーク	ブルームバーグ・グローバル総合インデックス（除く日本円・円ベース）
ベンチマークについて	ブルームバーグ・グローバル総合インデックス（除く日本円・円ベース）は、ブルームバーグが開発、算出、公表を行う指数であり、日本を除く世界の投資適格債券市場のパフォーマ ンスを示す代表的な指数です。ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・ エル・ピーの商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・イ ンデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

VI.外国債券ＥM+

VI-1．Ｔ．ロウ・プライス新興国債券オープンM（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国の政府および政府機関等の発行する米ドル建ての債券を中心に実質的に投資を行うことにより、安定的かつ高水準のインカム収益の確保と信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。
主要投資対象	新興国債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします
投資態度	①新興国債券マザーファンドを通じて、主として新興国の政府および政府機関等の発行する米ドル建ての債券を中心に投資します。（米ドル建て以外の資産に投資する場合があります。） ②JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド（円換算）をベンチマークとします。 ③実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ④資金動向、市況動向等によっては、あるいはやむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。 ⑤信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。 ⑥信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 ⑦信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことができます。

マザーファンドの投資態度	**①主として新興国の政府および政府機関等の発行する米ドル建ての債券を中心に投資します。（米ドル建て以外の資産に投資する場合があります。）** **②JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド（円換算）をベンチマークとします。** **③組入れ外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。** **④運用の指図に関する権限をT．ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドに委託します。** **⑤資金動向、市況動向、残存信託期間、残存元本等によっては、上記のような運用ができない場合があります。** **⑥信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。** **⑦信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。** **⑧信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことができます。**

主な投資制限	①株式への実質投資割合は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得したものに限り、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ⑤同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑥投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。ただし、親投資信託は除きます。 ⑦外貨建資産への実質投資には、制限を設けません。 ⑧有価証券先物取引等は、約款第21条の範囲で行います。 ⑨スワップ取引は、約款第22条の範囲で行います。 ⑩金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引は、約款第23条の範囲で行います。 ⑪デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。 ⑫一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。 ①分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。 ②収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。 ③留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託期間	無期限（2007年8月10日当初設定）
決算日	毎月5日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.649%（税抜0.59%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社 （マザーファンドの投資顧問会社：T．ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド）

ベンチマーク	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド（円換算）
ベンチマークについて	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイドとはJ.P. Morganが公表する債券指数で、新興国が発行する米ドル建て国債等を対象としています。 JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド（円換算）とは、米ドルベースのJPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイドを三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社が円換算したものです。 ※同インデックスに関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利はJ.P. Morganに帰属します。また、同社は当ファンドの運用に関して責任を負うものではありません。

VI-2.～VI-10.は、Ⅴ-1.～Ⅴ-9.に同じ

VI-11．エマージング・マーケット債券ファンド（適格機関投資家専用）（ケイマン籍、円建）

形態	ケイマン籍信託型外国投資信託 / 円建て
運用の基本方針	新興国の政府および政府機関等の発行するハードカレンシー建ての債券等を主要投資対象とし、ベンチマーク（JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド（円ヘッジなし））を上回る投資成果を目指します。
主要投資対象	新興国の政府および政府機関等の発行するハードカレンシー建ての債券等を主要投資対象とします。
投資態度	①新興国の政府および政府機関等の発行するハードカレンシー建ての債券等を主要投資対象として、利子収入の獲得と中長期的な信託財産の成長を目指します。 ②現金または現金同等資産を除き、円建ての証券は組入れません。 ③収益確保を目的として、現地通貨建ての新興国債券等へ投資する場合もあります。 ④収益確保を目的として、各種デリバティブ取引を活用する場合があります。 ⑤大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑥PGIMジャパンは運用の指図に関する権限をPGIMインク、およびPGIMリミテッド両社に委託します。

主な投資制限	①ハードカレンシー建て新興国債券の組入比率は、ファンドの純資産総額の75%を下限とし、100%を上限とします。 ②新興国ソブリン債、新興国準ソブリン債の組入比率は、ファンドの純資産総額の85%を下限とし、100%を上限とします。 ③現地通貨建て新興国債券の組入比率は、ファンドの純資産総額の25%を上限とします。 ④単一の現地通貨比率はファンドの純資産総額の±20%を上限とします。 ⑤ファンドの純資産総額に占める新興国社債セクターの組入比率は、ファンドの純資産総額の15%を上限とします。 ⑥ハードカレンシー建て以外の先進国債券の組入比率は、ファンドの純資産総額の5%を上限とします。 ⑦ファンドの純資産総額に占める単一のソブリン債（投資適格）の組入比率は、ベンチマーク対比+12%を上限とします。 ⑧ファンドの純資産総額に占める単一のソブリン債（非投資適格）の組入比率は、ベンチマーク対比+8%を上限とします。 ⑨ファンドの純資産総額に占める単一の投資適格社債発行体の組入比率は、ベンチマーク対比+1%を上限とします。 ⑩ファンドの純資産総額に占める単一の非投資適格社債発行体の組入比率は、ベンチマーク対比+0.5%を上限とします。 ⑪単一の発行体の組入比率はソブリン債を除き、ファンドの純資産総額の10%を上限とします。 ⑫単一銘柄の組入比率は、ファンドの純資産総額の5%を上限とします。 ⑬ベンチマークに含まれない無格付発行体の組入れは行いません。 ⑭現金および現金同等資産以外の日本円建て証券の組入れは行いません。 ⑮カントリーリスクが日本である証券の組入れは行いません。 ⑯日本円の為替エクスポージャーは原則取らず、ファンドの純資産総額の1%以内にとどめます。ただし、ファンドにおいて大量のキャッシュの流出入がある際にはその例外とします。 ⑰証券現物の空売りは、当日中にカバーされる日中の国債空売りを除き、禁止します。 ⑱ファンド借入はファンドの純資産総額の10%を上限とします。 ⑲ファンド運用者が運用する全ファンドを通じた投資は、いかなる単一発行体（投資法人を含みます）の発行済み総株式（投資法人の投資口を含みます。）の過半数を超えないものとします。 ⑳私募証券、非上場証券、流動性の低い証券化商品その他流動性の乏しい資産への投資はファンドの純資産総額の15%を上限とします。流動性の低い証券とは、私募株式、非上場株式、私募証券化商品、その他144Aおよびレギュレーション S証券を除く私募証券を指します。 ㉑使用可能なデリバティブは、NDFを含む通貨フォワード、各種先物（債券、モーゲージTBA、金利スワップ、金利インデックス、債券インデックスおよびETF、通貨）、通貨スワップ、インフレーションスワップ、金利フォワード、金利スワップ、単一発行体またはCDSインデックスを対象とするクレジットデフォルトスワップ、債券、ETFまたはインデックスを対象とするトータルリターンスワップ、および投資対象となる証券やデリバティブに関するオプション、キャップおよびフロアに投資します。

	㉒ファンドは、レバレッジは使用しません。なお、ファンドは、デリバティブのネットポジションにより創出される負債が証券保有や担保物の額でカバーされる限りにおいては、レバレッジされているとみなしません。
収益の分配	分配対象額は、経費控除後の利子・配当等と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 分配金額は投資運用会社とトラスティーが協働し、基準価額水準、市況動向を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
信託期間	信託証書の日付（2015年8月11日）から149年間。ただし一定の事由の場合、終了することがあります。
決算日	毎年5月最終営業日または、トラスティーが別途定めた日
管理報酬等	運用報酬 （純資産総額が） 最初の100億円までの部分…年率0.52% 100億円超200億円までの部分…年率0.47% 200億円超の部分…年率0.40% ファンド事務管理費用（トラスティー報酬、名義書換代理人報酬、事務管理人報酬のうち、各費目のファンド純資産額比例部分をいいます。） 上限：純資産総額に対し0.08%（年率）※ 下限：年額4万米ドル その他、ファンドにかかる運用報酬および事務の処理等に要する諸費用（カストディ費用、監査報酬、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます）は、ファンドより実費にて支払われます。また、この他有価証券売買時の売買委託手数料等取引に要する費用、ファンド資産およびその収益に関する租税等もファンドの負担となります。 ※ファンド事務管理費用に上限は設けておりますが、投資環境・市場によっては、変更される場合があります。
ファンドの関係法人	（投資運用会社）PGIMジャパン株式会社 （再委託先）PGIMインク、PGIMリミテッド （トラスティー）ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド （アドミニストレーター）ブラウン・ブラザーズ・ハリマン＆Co. （カストディアン）ブラウン・ブラザーズ・ハリマン＆Co. （監査法人）KPMG ケイマン・アイランズ
ベンチマーク	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド（円ヘッジなし）
ベンチマークについて	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド（円ヘッジなし）とは、JPモルガン社が公表する債券指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその一切の権利はJPモルガン社に帰属します。

VI-12.～VI-14.は、Ⅴ-10.～Ⅴ-12.に同じ

Ⅶ.ＦＷ　Ｊ－ＲＥＩＴセレクト

Ⅶ-1．ダイワ・J-REITファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	ダイワJ－REITアクティブ・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券
投資態度	①　マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。以下同じ）の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）に投資し、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。 ②　不動産投資信託証券への投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。 イ．　個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。 ロ．　個別銘柄の組入不動産の種類等を考慮します。 ③　マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。 ④　当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑤　当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
主な投資制限	①　マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ②　株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ③　投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④　外貨建資産への直接投資は、行ないません。
収益の分配	①　分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ②　原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限（2020年3月5日当初設定）
決算日	毎年6月15日（休業日の場合翌営業日）（第1計算期間は2021年6月15日（休業日の場合翌営業日）まで）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.33%(税抜0.3%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。

ファンドの 関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマーク について	該当事項はありません。

VII-2．ダイワ・クオンツアクティブJ-REIT・ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	アクティブ・リート・ニッポン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券に投資し、安定的な配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。 ② マザーファンドの運用にあたっては、セクターおよび個別銘柄についての成長性、バリュエーション等の定性分析・定量分析を基に、リスク当たりリターンの最大化をめざしたポートフォリオを構築します。 ③ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑤ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
マザーファンドの 投資態度	① 主として、わが国のリートに投資し、安定的な配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。 ② セクターおよび個別銘柄についての成長性、バリュエーション等の定性分析・定量分析を基に、リスク当たりリターンの最大化をめざしたポートフォリオを構築します。 ③ リートの組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ③ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への直接投資は、行ないません。

収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限（2024年3月11日当初設定）
決算日	毎年3月15日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.33%（税抜0.3%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

VII-3．フィデリティ・Ｊリート・ファンド 2（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目標に運用を行ないます。
主要投資対象	フィデリティ・Jリート・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。
投資態度	・フィデリティ・Jリート・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（リート）（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）を主な投資対象とし、投資信託財産の成長を図ることを目標として運用を行ないます。 ・マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 ・資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
マザーファンドの投資態度	・わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されているリートを主な投資対象とし、投資信託財産の成長を図ることを目標に運用を行ないます。 ・リートへの組入比率は、原則として高位を維持します。 ・資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

主な投資制限	・リートへの実質投資割合には制限を設けません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。 ・株式への実質的な直接投資は行ないません。 ・デリバティブ取引は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。 ・分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ・収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。
信託期間	原則無期限（2024年2月29日当初設定）
決算日	毎年10月15日（休業日の場合翌営業日）
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に0.10%の率を乗じて得た額
管理報酬等	純資産総額に対して年0.517%(税抜0.47%) 他に法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等について、年率0.10%（税込）を上限としてファンドから支払うことができます。
ファンドの関係法人	委託会社：フィデリティ投信株式会社 受託会社：みずほ信託銀行株式会社
ベンチマーク	なし
ベンチマークについて	なし

Ⅷ．ＦＷ外国ＲＥＩＴセレクト

Ⅷ-1．ダイワ・グローバルREITファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

主要投資対象	ダイワ海外ＲＥＩＴ・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券
投資態度	①　マザーファンドの受益証券を通じて、海外の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）および店頭登録（登録予定を含みます。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（総称して「不動産投資信託証券」といいます。）に投資し、信託財産の中長期的な成長と配当等収益の確保をめざして分散投資を行ないます。 ②　不動産投資信託証券への投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。 ・Ｓ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴインデックス（除く日本、円換算）をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。 ・個別銘柄ごとに、相対的な割安度、期待される成長性、配当利回りなどを勘案しポートフォリオを構築します。 ③　マザーファンドにおいて、外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。 ④　マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の90％程度以上とすることを基本とします。 ⑤　為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑥　当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	①　マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ②　株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ③　投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以下とします。 ④　外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	①　分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ②　原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限（2020年3月5日当初設定）
決算日	毎年6月15日（休業日の場合翌営業日）（第1計算期間は2021年6月15日（休業日の場合翌営業日）まで）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.605％(税抜0.55％）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社 マザーファンドの運用委託先：コーヘン＆スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク

ベンチマーク	Ｓ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴインデックス（除く日本、円換算）
ベンチマーク について	Ｓ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴインデックス（除く日本、円換算）の所有権及びその他一切の権利は、S&P Dow Jones Indices LLCが有しています。S&P Dow Jones Indices LLCは、同指数の算出にかかる誤謬等に関し、いかなる者に対しても責任を負うものではありません。

Ⅷ-2．外国REIT厳選投資戦略ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	外国REIT厳選投資戦略マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、日本を除く世界のリートに投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 ② マザーファンドの運用にあたっては、PGIMインク独自の不動産分野のファンダメンタルズリサーチおよび個別銘柄の定量的・定性的な分析等に基づくボトムアップアプローチにより銘柄を厳選し、ポートフォリオを構築します。 ③ マザーファンドの外貨建資産の運用にあたっては、PGIMインクに運用の指図にかかる権限を委託します。 ④ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ⑤ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑦ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
マザーファンドの 投資態度	① 主として、日本を除く世界のリートに投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 ② 運用にあたっては、PGIMインク独自の不動産分野のファンダメンタルズリサーチおよび個別銘柄の定量的・定性的な分析等に基づくボトムアップアプローチにより銘柄を厳選し、ポートフォリオを構築します。 ③ 外貨建資産の運用にあたっては、PGIMインクに運用の指図にかかる権限を委託します。 ④ リートの組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ⑤ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

主な投資制限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ③ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限（2024年3月11日当初設定）
決算日	毎年5月14日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7931%（税抜0.721%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社 投資顧問会社：PGIMインク
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

IX.コモディティセレクト

IX-1．ゴールド・ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	① 米国国債 ② 金先物取引 ③ 金価格への連動をめざすETF（上場投資信託証券） ④ ダイワ・マネー・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券

投資態度	① 主として、以下の資産への投資を通じて、金価格（ドル建て）の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。 イ)米国国債 ロ)金先物取引 ハ)金価格への連動をめざすETF ニ) マザーファンドの受益証券 ② 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ③ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ④ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
主な投資制限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ③ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限（2020年3月12日当初設定）
決算日	毎年5月14日（休業日の場合翌営業日）（第1計算期間は2021年5月14日（休業日の場合翌営業日）まで）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.242%(税抜0.22%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

IX-2．Daiwa“RICI”Fund（ダイワ“RICI”ファンド）（ケイマン籍、米ドル建）

形態／表示通貨	ケイマン籍の外国証券投資信託／米ドル建て
運用目的	投資成果がロジャーズ国際コモディティ指数（“RICI)”に連動することをめざします。

投資方針	① 信託財産の純資産総額の50%以上を米ドル建て公社債等に投資するとともに、世界の商品先物取引および商品先渡取引等に投資することで、ロジャーズ国際コモディティ指数（“RICI”）に連動する投資成果をめざします。 ② 米ドル建て短期公社債等への投資にあたっては、主に1年以内に償還を迎える米ドル建て短期公社債等に投資します。また、投資対象には、銀行引受手形、預託証書、コマーシャル・ペーパー、定期預金証書などへの投資も含みますが、これに限定いたしません。 ③ 信託財産の純資産総額の50%未満の部分で商品先物取引および商品先渡取引に投資します。 ④ 当ファンドの純資産に占める、商品先物取引および商品先渡取引等の証拠金の割合はおおよそ10－30パーセントの範囲で行ないます。（また、最大でも、純資産の50%以下とします。） ⑤ 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用が行なわれない場合があります。 ⑥ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
設定日	2006年11月13日
決算日	毎年4月30日
管理報酬等	信託財産の純資産総額に下記の率（年率）を乗じた額 管理報酬等：0.415%（管理会社代行サービス報酬を含みます。） 受託報酬等：0.175%（管理事務代行報酬および資産保管会社の報酬を含みます。） 運用報酬等：0.41% 合計：1.00% その他、外国投資信託に関する租税、設立費用・登録料、監査費用、有価証券の売買や先物取引の際に発生する費用等が支払われます。
ファンドの関係法人	管理会社：ダイワ・アセット・マネジメント・サービシイズ・リミテッド（ケイマン） 受託会社：G.A.S.（ケイマン）リミテッド 運用会社：ダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド 資産保管会社：SMT Trustees (Ireland) Limited 管理事務代行会社：SMT Fund Services (Ireland) Limited 管理会社代行サービス会社：大和アセットマネジメント株式会社
ロジャーズ国際コモディティ指数（“RICI”）とは	・RICIは、世界中の経済活動に広く利用されているコモディティ（商品）の値動きを表わします。 ・RICIは、1998年8月より計算および公表を行なっております。 ・RICIを構成する品目とその比率は、ジム・ロジャーズ氏が議長をつとめるRICI委員会において、各品目の需要見通しおよび先物市場の流動性等を勘案して決定されます。 ・RICIは、投資可能性を考慮に入れた実用性の高い指数です。

IX-3．L&G ロンガー・デイティド・オール・コモディティズ UCITS ETF（アイルランド籍、米ドル建）（注）

形態／表示通貨	アイルランド籍の外国証券投資法人／米ドル建
運用の基本方針	Bloomberg Commodity Index 3 Month Forward Total Return (BCOMF3T Index) （以下、対象指数という）への動きに連動した投資成果を目指します。
主要投資対象	対象指数は、期先のコモディティ先物から構成される分散投資バスケットを通じて、コモディティへの幅広いエクスポージャーを提供します。
投資態度	対象指数は、ブルームバーグ・コモディティ・インデックス・フレームワーク（「BCOM」（ER）または「BCOMTR」（「TR」））を活用した、ルールベースの体系的かつ透明性の高い指数です。L&G ロンガー・デイティド・オール・コモディティズ UCITS ETFは対象指数に連動した投資成果を目指します。
主な投資制限	証券取引所に正式上場されている、または規制市場で取引されている譲渡性証券およびマネーマーケット商品、譲渡性証券（1年以内に上場予定）、UCITSおよびAIFを含むその他の集団投資スキームのユニット、信用機関への預金、および金融派生商品（FDIs）に投資することができます。 純資産価値の20%まで、または例外的な市場状況では35%まで、個別商品への間接的なエクスポージャーを持つことができます。 一時的な場合を除き、純資産価値の10%を超える借入は行いません。 ブルームバーグ・コモディティ・インデックス内の各商品先物に対する最終目標ウェイトを決定する際には、以下の分散投資ルールが適用されます： ・単一の商品（例：天然ガスまたは銀）がブルームバーグ・コモディティ・インデックスの15%を超えて構成してはならない。 ・単一商品とその派生商品（例：WTI原油とULS軽油・無鉛ガソリン）の合計がブルームバーグ・コモディティ・インデックスの25%を超えてはならない。 ・関連商品グループ（例：エネルギー、貴金属、家畜、穀物）は、ブルームバーグ・コモディティ・インデックスの33%を超えてはならない。 ・単一商品（例：天然ガスまたは銀）は、流動性が許す限り、ブルームバーグ・コモディティ・インデックスの2%を下回ってはならない。
収益の分配	原則として分配は行いません。
信託期間	該当なし
決算日	毎年6月30日
管理報酬等	米ドル建（再投資型）シェアクラスにおけるTotal Expense Ratio (TER)は0.30%で、管理報酬に相当します。

ファンドの関係法人	運用会社：LGIM Managers (Europe) Limited 投資運用会社：LGIM Managers (Europe) Limited サブ投資運用会社：Legal & General Investment Management Limited 受託者：The Bank of New York Mellon SA/NV, Dublin Branch 管理会社：BNY Mellon Fund Services (Ireland) Designated Activity Company 保管機関：The Bank of New York Mellon SA/NV, Dublin Branch 振替機関：BNY Mellon Fund Services (Ireland) Designated Activity Company
ベンチマーク	Bloomberg Commodity Index 3 Month Forward Total Return (BCOMF3T Index)
ベンチマークについて	「Bloomberg®」、「The Bloomberg Commodity Index」および「BCOM」は、Bloomberg Finance L.P. およびその関連会社（指数管理会社である Bloomberg Index Services Limited（「BISL」）を含む、総称して「Bloomberg」）のサービスマークです。Bloomberg および/または Bloomberg のライセンサーは、本指数に関するすべての所有権を有します。ブルームバーグは、指数に関連するデータまたは情報の適時性、正確性、完全性を保証するものではありません。ブルームバーグは、指数、それに関連するデータまたは値、またはそこから得られる結果について、明示的または黙示的を問わず、一切の保証を行わず、商品性および特定目的への適合性に関する一切の保証を明示的に否認します。指数に直接投資することはできません。バックテストによるパフォーマンスは実際のパフォーマンスではありません。過去のパフォーマンスは将来の結果を示すものではありません。法律で認められる最大限の範囲において、ブルームバーグ、そのライセンサー、およびそれらの従業員、契約者、代理人、供給業者、ベンダーは、指数またはそれに関連するデータもしくは数値に関連して生じるいかなる損害（直接的、間接的、結果的、付随的、懲罰的その他を問わず）についても、過失の有無を問わず、一切の責任を負いません。本文書は金融商品に関する助言ではなく、事実情報の提供を構成します。本指数は、ブルームバーグによる金融商品の提供、投資助言、投資勧誘（「買い」「売り」「保有」その他の特定の利害関係に関わる取引の是非に関する勧告を含む）、またはブルームバーグによる投資戦略その他の戦略に関する推奨を構成するものではなく、またそのように解釈されるべきではありません。本指数を通じて入手可能なデータその他の情報は、投資判断の根拠として十分な情報とはみなされません。本指数が提供する全ての情報は非個別的であり、特定の個人、法人、または集団のニーズに合わせて調整されたものではありません。ブルームバーグは、いかなる証券その他の利益の将来または予想される価値について意見を表明せず、明示的または黙示的にいかなる種類の投資戦略も推奨または示唆しません。お客様は、金融上の決定を行う前に、独立した助言を得ることを検討するべきです。

X．FWヘッジFセレクト

X-1．大和住銀FoF用ジャパン・マーケット・ニュートラル（適格機関投資家限定）

形態	追加型株式投資信託

運用の基本方針	**マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式へ投資するとともに、株価指数先物取引等の派生商品取引を活用し、株式市場の変動リスクの低減を図りつつ、安定的な収益の獲得を目指して運用を行います。**
主要投資対象	**大和住銀ジャパン・スペシャル・マザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式を主要投資対象とします。**

投資態度	①マザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式を主要投資対象とし、銘柄調査を重視したアクティブ運用を行うとともに、株価指数先物取引等の派生商品取引を活用し、株式市場の変動リスクの低減を図ります。 ②マザーファンドの現物株式の運用にあたっては、ボトムアップ・アプローチにより、「ファンダメンタル価値対比割安なバリュー銘柄」と「将来収益への成長期待が高いグロース銘柄」を中心に投資します。現物株式（マザーファンドの信託財産に属する株式のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以上とします。株式以外への資産（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 ③資金動向、市況動向、残存期間等およびやむを得ない事情が発生した場合は上記のような運用ができない場合があります。 ④信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。 ⑤信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。 ⑥信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことができます。 ⑦安定した収益の確保および効率的な運用を行うためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行いません。 イ．投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的

	ロ．信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク（市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。）を減じる目的
マザーファンドの投資態度	①わが国の株式を主要投資対象とし、銘柄調査を重視したアクティブ運用を行うとともに、株式市場の変動リスクの低減を図ることを目的として、株価指数先物取引等の派生商品取引を活用します。 ②現物株式の運用にあたっては、ボトムアップ・アプローチにより、「ファンダメンタル価値対比割安なバリュー銘柄」と「将来収益への成長期待が高いグロース銘柄」を中心に投資します。株式への投資は、原則として信託財産総額の50%以上とします。株式以外への資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 ③現物株式の運用にあたっては、ＴＯＰＩＸ（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとし、ベンチマークに対するリスクコントロールを重視しつつ、ベンチマークを安定的に上回る投資成果を目指します。 ④資金動向、市況動向、残存期間等およびやむを得ない事情が発生した場合は上記のような運用ができない場合があります。 ⑤信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。 ⑥信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 ⑦信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことができます。

主な投資制限	①株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ③投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。ただし、親投資信託への投資割合には制限を設けません。 ④同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑦外貨建資産への実質投資は行いません。 ⑧有価証券先物取引等は、約款第21条の範囲で行います。 ⑨スワップ取引は、約款第22条の範囲で行います。 ⑩金利先渡取引は、約款第23条の範囲で行います。 ⑪デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。 ⑫一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。 ①分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。 ②収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。 ③留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託期間	無期限
決算日	毎年10月15日（休業日の場合翌営業日）

管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.561%（税抜0.51%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

Ｘ-2．Ｍ＆Ａアービトラージ戦略ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	東京海上・グローバルＭ＆Ａ戦略マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券
投資態度	① 主として日本を含む世界の株式の中から、公表されたＭ＆Ａ（企業の合併・買収）案件（現金による買収に限ります。）を対象とし、買収成立の可能性が高いと判断する案件を選定し、買収対象企業の株式に投資するマザーファンドの受益証券に投資します。 ② 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行ないます。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行なうことになります。 ③ マザーファンドの運用にあたっては、P.Schoenfeld Asset Management LPによる投資助言をもとに投資判断を行ないます。 ④ 実質組入外貨建資産については、原則として、当ファンドにおいて為替ヘッジを行なうことにより為替変動リスクの低減を図ります。 ⑤ 資金動向、市況動向、残存期間の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ⑥ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。 ⑦ マザーファンドの受益証券の組入比率は、高位の組入比率を維持します。なお、有価証券等の資産に直接投資することがあります。
マザーファンドの投資態度	① 公表されたＭ＆Ａ（企業の合併・買収）案件（現金による買収に限ります。）の中から、買収成立の可能性が高いと判断する案件を選定し、買収対象企業の株式に投資します。 ② 取引金額、取引に関するリスク分析および期待できる収益の水準等を勘案し、ポートフォリオの構築を行います。 ③ 運用にあたっては、P.Schoenfeld Asset Management LPによる投資助言をもとに投資判断を行います。 ④ 原則として、株式への組入比率を高位に維持します。 ⑤ 外貨建資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。 ⑥ 資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ② 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	① 分配対象額は、繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ② 収益分配金額は、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行なわないことがあります。収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行ないます。
信託期間	無期限（2020年3月10日当初設定）
決算日	毎年9月8日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率1.0285%(税抜0.935%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：東京海上アセットマネジメント株式会社 受託会社三菱UFJ信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

X-3．短期金利トレンドフォロー戦略ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	JPモルガン・ストラクチャード・プロダクツ・ビーブイが発行する債券（円建）（以下「連動債券」といいます。）を主要投資対象とします。

投資態度	① 主として、連動債券への投資を通じて、短期金利トレンドフォロー戦略を構築し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。 ※ 短期金利トレンドフォロー戦略とは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーが開発した、米国および欧州の金利先物を投資対象としたトレンドフォロー戦略で、短期金利からの安定的な収益獲得をめざします。 ※ 当戦略の損益部分においては為替ヘッジを行ないます。 ② 連動債券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ③ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ④ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
主な投資制限	① 株式という資産全体の投資割合には、制限を設けません。 ② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限（2023年3月9日当初設定）
決算日	毎年6月15日（休業日の場合翌営業日） （第1計算期間は2023年6月15日まで）
管理報酬等	純資産総額に対して年率0.2981%（税抜0.271%） 配分（税抜） 委託会社0.25%、販売会社0.005%、受託会社0.016% ※実質的な信託報酬率：純資産総額に対して年率0.9881%(税込)程度 投資対象連動債券の費用等を含めた実質的な信託報酬率の概算値です。
ファンドの関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

X-4．スパークス・ファンド・匠（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託

運用の基本方針	この投資信託は、わが国の株式市場全体の動向による価格変動リスクを抑制しつつ、絶対値基準での信託財産の中・長期的な安定的成長を図ることを目標に運用を行うことを基本とします。
主要投資対象	スパークス・シングル・レバレッジドＬ＆Ｓマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	① マザーファンド受益証券を通じて、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所で有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場されている株式を主要投資対象として、買い持ち（以下「ロング・ポジション」といいます。以下同じ。）と売り持ち（以下「ショート・ポジション」といいます。以下同じ。）を組み合わせた運用を行うことにより、絶対値での中・長期的な安定的投資元本の成長を目指して運用を行います。なお、ロング・ポジションおよびショート・ポジションについては、株式の他、投資信託証券（不動産投資信託証券を含みます。）、新株引受権証券および新株予約権証券、転換社債ならびに新株予約権付社債等を含みます。 ② 運用にあたっては、原則として将来の成長の見込まれる株式、過小評価されている株式を取得し、一方、過大評価されている魅力の乏しい株式を信用売りで売却する運用およびその他派生商品を利用した運用を行います。投資対象資産は、円建て資産とし、日本企業が海外で発行した円建て転換社債などについても運用を行うことができます。 ③ 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引およびその他類似の取引を行うことができます。 ④ 金融商品取引所に上場されている投資信託証券（金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券を含め、以下「上場投資信託証券」といいます。）について、その配当の高さ、安定性および流動性等の分析に基づいて投資することができます。 ⑤ ショート・ポジションは、実質的に信託財産の純資産総額の範囲内で、株式および上場投資信託証券（以下、「株式等」といいます。）の個別銘柄の空売りを行うことにより構築することができます。なお、株式等の空売りは、「一般信用取引」制度に基づく空売りを中心に行いますが、株式等の空売りと同等の経済的効果が得られるデリバティブ取引等、その他の金融商品取引を利用してショート・ポジションを構築することができます。 ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことができます。 ⑦ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

マザーファンドの投資態度	① 金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象として、買い持ち（以下「ロング・ポジション」といいます。）と売り持ち（以下「ショート・ポジション」といいます。）を組み合わせた運用を行うことにより、絶対値での中・長期的な安定的投資元本の成長を目指して運用を行います。なお、ロング・ポジションおよびショート・ポジションについては、株式の他、投資信託証券（不動産投資信託証券を含みます。）、新株引受権証券および新株予約権証券、転換社債ならびに新株予約権付社債等を含みます。 ② 原則として将来の成長の見込まれる株式、過小評価されている株式を取得し、一方、過大評価されている魅力の乏しい株式を信用売りで売却する運用およびその他派生商品を利用した運用を行います。投資対象資産は、円建て資産とし、日本企業が海外で発行した円建て転換社債などについても運用を行うことができます。 ③ 企業のファンダメンタルズ分析を重視したボトムアップ・リサーチによる組入銘柄選択を行うことを原則とします。 ④ 組入銘柄の選択は、委託者のアナリスト、ファンドマネージャーが個々の会社訪問を行い、企業の成長性と投資価値を総合的に判断し決定することができます。 ⑤ 特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮することができます。 ⑥ 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引およびその他類似の取引を行うことができます。 ⑦ 金融商品取引所に上場されている投資信託証券（金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券を含め、以下「上場投資信託証券」といいます。）について、その配当の高さ、安定性および流動性等の分析に基づいて投資することができます。 ⑧ ショート・ポジションは、信託財産の純資産総額の範囲内で、株式および上場投資信託証券（以下「株式等」といいます。）の個別銘柄の空売りを行うことにより構築することができます。なお、株式等の空売りは、「一般信用取引」制度に基づく空売りを中心に行いますが、株式等の空売りと同等の経済的効果が得られるデリバティブ取引等、その他の金融商品取引を利用してショート・ポジションを構築することができます。 ⑨ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことができます。 ⑩ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	① 株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の範囲内とします。 ② 外貨建資産への投資は行いません。 ③ 株式等および派生商品の買建て金額（ロング・ポジション）と株式等および派生商品の売建て金額（ショート・ポジション）の絶対金額での合計金額は、実質的に信託財産の純資産総額の範囲内とします。派生商品については、想定元本金額で計算するものとします。また、派生商品取引は、信託財産のヘッジ目的のみに限定しません。ただし、ヘッジ目的の指数派生商品取引については、合算想定元本の計算から除外されます。 ④ 上場投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の△10%以上10%以下とします。 ⑤ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の0%以上20%以下とします。 ⑥ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への投資は行いません。 ⑦ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の△10%以上10%以下とします。 ⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の0%以上5%以下とします。 ⑨ 転換社債ならびに新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の0%以上20%以下とします。また、同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の0%以上10%以下とします。 ⑩ 有価証券先物取引等は約款第22条の範囲で行うことができます。 ⑪ スワップ取引は約款第23条の範囲で行うことができます。 ⑫ 金利先渡取引は約款第24条の範囲で行うことができます。 ⑬ 有価証券の買付けおよび有価証券先物取引等による買建て（ロング・ポジション）の想定元本の総額は、実質的に信託財産の純資産総額の範囲内とします。 ⑭ 有価証券の売付けおよび有価証券先物取引等による売建て（ショート・ポジション）の想定元本の総額は、実質的に信託財産の純資産総額の範囲内とします。 ⑮ デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に定める取引（以下、「デリバティブ取引」といいます。）および新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）に投資する場合は、一般社団法人投資信託協会の規則の定めに従い、市場リスク相当額（金融商品市場、金利、通貨等の変動により発生し得る危険に対応する額をいいます。）として、委託会社が合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額の80%を超えることとなる投資の指図を行わないものとします。 ⑯ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%

	以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	毎決算時に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ただし、分配対象額が少額の場合等は分配を行わないことがあります。
信託期間	無期限（2024年2月28日設定）
決算日	年1回：原則として毎年11月18日（休業日の場合は翌営業日）
管理報酬等	日々の信託財産の純資産総額に対して年率1.10%（税抜1.00%）を乗じて得た額とします。 運用管理費用（信託報酬）は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期末または信託終了の時に、信託財産から支払われます。 内訳（税抜）：委託会社0.95%、販売会社0.02%、受託会社0.03% ＜実績報酬＞ ハイ・ウォーター・マーク超過分の22%（税抜20%） ※実績報酬（期中に一部解約が行われた場合には、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了の時に、信託財産から支払われます。 ※ハイ・ウォーター・マークは、第1計算期間終了日までは1万円とします。 ＜監査報酬＞ 監査費用などの諸費用は、ファンドの純資産総額に対して年率0.055%（税抜0.05%）を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期末または信託終了の時に、信託財産から支払われます。 ＜その他費用＞ 組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用、保管費用、マザーファンドの換金に伴う信託財産留保額等は、その都度信託財産から支払われます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。
ファンドの 関係法人	委託会社：スパークス・アセット・マネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社（再信託先：株式会社日本カストディ銀行）
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマーク について	該当事項はありません。

X-5．ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人「ブラックロック・ストラテジック・ファンズ」が発行する「ブラックロックUKエクイティ・アブソリュート・リターン・ファンド」の円ヘッジクラスＩ投資証券（円建）

形態	ルクセンブルグ籍追加型投資信託（会社型投資信託）/円建て円ヘッジ
運用の基本方針	本ファンドは、市場動向に係わらずプラスの絶対収益の追求を目指します。

主要投資対象	英国企業、英国に主要な業務基盤がある企業または英国証券取引所を主要な取引所として上場している企業の株式もしくは株式関連の派生商品等を主要な投資対象とします。
投資態度	①ファンドの純資産の少なくとも70%を英国企業、英国に主要な業務基盤がある企業または英国証券取引所を主要な取引所として上場している企業の株式もしくは株式関連の派生商品等（以下、「英国関連株式等」といいます）へ投資を行います。 ②英国関連株式等に投資を行い、ロングショート（買い建ておよび売り建て）ポジションを構築します。 ③プラスの絶対収益を追求するため、デリバティブ取引を積極的に活用します。
主な投資制限	①同一発行体の譲渡性のある証券への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%以下とします。 ②純資産総額の5%を超えて投資しているすべての発行体について、ファンドが保有する譲渡性のある証券の総額は原則として純資産総額の40%を超えないものとします。 ③純資産総額の10%を超える借入れは行いません。 ④有価証券の空売りは行いません。
収益の分配	無し
信託期間	無期限　（2016年8月18日設定）
決算日	5月31日
管理報酬等	運用報酬：年率0.75% 運用実績報酬：ハードルレート（3ヶ月SONIA複利、後決めおよびスプレッド調整 円ヘッジ）を上回る部分につき20% 上記の他、信託財産にかかる租税、事務費用（管理事務代行会社費用、名義書換事務代行費用、信託財産の監査にかかる費用、法律顧問費用等含みます）、組入有価証券等の売買および保管にかかる費用、借入金にかかる利息等がファンドの信託財産から負担されます。
ファンドの関係法人	管理会社：ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エー 投資運用会社：ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド 保管会社兼管理事務代行会社：ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店 名義書換事務代行会社：　J.P.モルガン・エスイー　ルクセンブルグ支店

X-6．ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人「JPモルガン・インベストメント・ファンズ」が発行する「グローバル・マクロ・オポチュニティーズ・ファンド－JPMグローバル・マクロ・オポチュニティーズ（Ｉクラス）（円ヘッジ）」の投資証券（円建）

形態	ルクセンブルグ籍の外国投資証券／円建

運用の基本方針	主として世界の有価証券に投資し、またデリバティブ取引も利用して、ベンチマークを上回る資産の成長を目指します。
主要投資対象	世界各国の株式、債券、デリバティブ取引（通貨に係るものを含む）等
投資態度	①主として、世界各国の株式、債券、通貨等にデリバティブ取引も活用しながら投資し、ベンチマーク（ICE BofA ESTR ユーロO/N物レート・インデックス（トータルリターン、円ヘッジ）（ICE BofA ESTR Overnight Rate Index Total Return））を上回る投資成果をめざします。 ②グローバルなマクロ環境に関する複数の投資テーマを選定し、当該テーマに沿った投資戦略を組み合わせた運用を行ないます。また、伝統資産・非伝統資産を活用して、世界動向や変化を生かす機動的なポートフォリオの構築を行ないます。 ③デリバティブ取引等を行なうことにより、ロング・ポジションとショート・ポジションの差額が外国投資法人の純資産総額を上回ることがあります。 ④外国投資法人は様々な通貨建ての資産に投資することがあり、ユーロ以外の通貨建て資産については当該通貨売りユーロ買いの為替取引を行なうことがあります。また、JPMグローバル・マクロ・オポチュニティーズ（Iクラス）（円ヘッジ）においては、原則としてJPMグローバル・マクロ・オポチュニティーズ（Iクラス）（円ヘッジ）の純資産総額とほぼ同程度のユーロ売り円買い等の為替取引を行ない、円に対するユーロの為替変動リスクの低減を目指します。
主な投資制限	①1企業に対する投資比率は、サブファンドの総資産額の10%以下とします。 ②サブファンドの総資産額の5%を超えて投資する企業への投資比率の総計は、サブファンドの総資産額の40%以下とします。
収益の分配	原則として分配を行ないません。
信託期間	無期限
決算日	毎年12月31日
管理報酬等	運用報酬：年率0.60% 管理手数料：年率上限0.11% ただし、この他に有価証券の売買にかかる費用・税金、臨時で発生する費用、その他の税金等が実費でかかります。
ファンドの関係法人	投資顧問会社：JPMorgan Asset Management (UK) Limited 管理会社：JPMorgan Asset Management (Europe) S.a r.l. 保管会社：J.P. Morgan SE - Luxembourg Branch
ベンチマーク	ICE BofA ESTR ユーロO/N物レート・インデックス（トータルリターン、円ヘッジ）（ICE BofA ESTR Overnight Rate Index Total Return）
ベンチマークについて	該当事項はありません。

X-7. ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人「モルガン・スタンレー・インベストメント・ファンズ」が発行する「モルガン・スタンレー・インベストメント・ファンズ・グローバル・マクロ・ファンド」のZH(JPY)クラス投資証券（円建）

形態	ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人/円建て
運用の基本方針	3年のローリング期間において、インカムおよびキャピタルゲインによってあらゆる市場環境でプラスの絶対リターンとなることを目指して運用を行います。
主要投資対象	世界各国の通貨、ソブリン債、クレジット・デフォルト・スワップ、金利スワップ及び先物、株式指数スワップ及び先物等
投資態度	①新興国、フロンティア諸国を含めたグローバル市場の通貨、金利、ソブリン・クレジット、株式に分散投資します。 ②世界各国に対するファンダメンタルズ分析とリスク要因分析を組み合わせたボトム・アップにより投資決定します。 ③投資プロセスの各段階においてリスク管理を重視し、投資目標から逸脱する可能性に備えてポートフォリオ全体のリスクを監視します。 ④ロングおよびショートポジションに分散投資する戦略により伝統資産との相関を抑えながら安定した収益の獲得を目指します。 ⑤デリバティブ取引を積極的に活用し投資します。
主な投資制限	①通貨のネットエクスポージャーは、原則としてファンドの純資産総額の-100%～+100%を目指します。 ②金利のネットエクスポージャーは、原則としてファンドの純資産総額の-100%～+100%を目指します。 ③ソブリン・クレジットのネットエクスポージャーは、原則としてファンドの純資産総額の-100%～+100%を目指します。 ④株式のネットエクスポージャーは、原則としてファンドの純資産総額の-20%～+20%を目指します。 ⑤金融デリバティブ商品の原資産のポジション及びエクスポージャーは直接投資に起因するポジション関連と合わせてUCITS通知に規定される投資制限を超過して投資しません。
収益の分配	無し
信託期間	無制限
決算日	12月31日

管理報酬等	運用報酬等：年率0.80% 事務代行報酬等：年率0.10%（上限0.25%） 登録税：年率0.01% ヘッジ費用：年率0.03%（上限） 新興国資産に係る保管費用：年率0.25%（上限） ※ただし、上記の他に、有価証券等の売買に係る費用・税金その他の取引関連費用、訴訟費用、その他の費用・税金等がファンドから実費にて支払われます。
ファンドの関係法人	管理会社：MSIMファンド・マネジメント（アイルランド）リミテッド 投資顧問会社：モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド 副投資顧問会社：イートンバンス・マネジメント 管理事務代行会社：J.P.モルガン・エスイー　ルクセンブルグ支店 保管会社：J.P.モルガン・エスイー　ルクセンブルグ支店 レジストラー、トランスファー・エージェント：CACEISバンクルクセンブルグ支店
ベンチマーク	該当なし
ベンチマークについて	該当なし

X-8．ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人「ピクテTR」が発行する「アトラス HJ JPY（円ヘッジ）」の投資証券（円建）

形態	ルクセンブルグ籍追加型投資信託（会社型投資信託）/円建て円ヘッジ
運用の基本方針	投資対象ファンドの投資目的は世界株式へのロング・ショート戦略での投資によって長期的な絶対リターンを追求し投資元本の成長を目指すことです。
主要投資対象	ファンドは主に株式、株式関連証券（普通株あるいは優先株など）、預金、マネーマーケット商品に投資します。
投資態度	① 伝統的なロング・ポジションに加え、金融派生商品の利用による合成（synthetic）ロング並びにショート・ポジションを取ります。 ② ファンドは主に株式、株式関連証券（普通株あるいは優先株など）、預金、マネーマーケット商品に投資します。 ③ ファンドはあらゆる国（新興国を含む）、セクター、通貨に投資します。ただし、市場の状況によっては、単一国あるいは特定の国、単一セクター、単一通貨、単一資産クラスに限定して投資することがあります。

主な投資制限	①ファンドは預託証券（ADR、GDR、EDR）へは無制限に投資できますが、リートへは純資産の20%まで投資することができます。 ②ファンドは(i)QFII枠やROFII枠(ii)上海・香港ストック・コネクトを通じて中国A株に純資産の10%まで投資することができます。また金融派生商品を使って中国A株に投資することができます。 ③ファンドは非投資適格証券（ディストレスト並びにディフォルト証券を含む）に純資産の10%まで投資することができます。 ④転換社債への投資は純資産の10%を超えることはできません。 ⑤ルール144A証券への投資は純資産の10%を超えることはできません。
収益の分配	無し
信託期間	無期限　（2016年11月15日設定）
決算日	毎年12月31日
管理報酬等	運用報酬：0.90%（2025年12月末現在、上限1.40%） 管理報酬等：サービス手数料 0.18%（2025年12月末現在、上限0.35%）、受託銀行手数料 0.02%（2025年12月末現在、上限0.15%） 成功報酬：ハードルレートであるTokyo Overnight Average Rate(TONAR)（2025年12月末現在）超過分の20% 上記の他、信託財産にかかる租税、組入有価証券等の売買・保管にかかる費用、現地登録代行・名義書換事務代行・管理事務代行にかかる費用、海外の代行報酬、目論見書等の作成等費用、当局および取引所への登録等費用、定期の報告書その他法定の書面の作成等費用、純資産価額の計算費用、受益者への報告書の作成等費用、法律顧問費用、信託財産の監査費用、広告費用が含まれます。
ファンドの関係法人	管理会社：　ピクテ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ 投資顧問会社：　ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ、ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド 保管会社・管理事務代行会社：　BNP パリバ、ルクセンブルグ・ブランチ 名義書換事務代行会社・支払事務代行会社：ファンドパートナー・ソリューションズ（ヨーロッパ）エス・エイ
ベンチマーク	該当なし
ベンチマークについて	該当なし

X-9．ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人「ブラックロック・ストラテジック・ファンズ」が発行する「ブラックロック・システマティック・ＵＳ・エクイティ・アブソルート・リターン・ファンド」のクラスＩ２円ヘッジ投資証券（円建）

形態	ルクセンブルク籍追加型投資信託（会社型投資証券）/円建て円ヘッジ

運用の基本方針	市場動向に左右されない投資収益の達成を目標に運用を行ないます。
主要投資対象	米国、カナダおよびラテンアメリカ諸国の株式および株式関連の派生商品等を主要な投資対象とします。
投資態度	①株式等に投資するロングショート（買い建ておよび売り建て）ポジションをＥＳＧの観点も考慮しながら構築することにより、市場動向に係わらずプラスの絶対収益の追求を目指します。 ②ファンドの純資産の少なくとも70%を米国の株式もしくは株式関連の派生商品等へ投資を行ないます。またカナダおよびラテンアメリカ諸国の株式および株式関連の派生商品等にも投資を行ないます。 ③実質外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。 ④資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
収益の分配	無し
信託期間	無期限（2018年3月28日設定）
決算日	5月31日
管理報酬等	運用報酬：年率1.00% 運用実績報酬：ハードルレート（3ヶ月SOFR複利、後決めおよびスプレッド調整 円ヘッジ）を上回る部分につき20% 上記の他、信託財産にかかる租税、事務費用（管理事務代行会社費用、名義書換事務代行費用、信託財産の監査にかかる費用、法律顧問費用等含みます）、組入有価証券等の売買および保管にかかる費用、借入金にかかる利息等がファンドの信託財産から負担されます。
ファンドの関係法人	管理会社：ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エー 投資運用会社：ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ. 保管会社兼管理事務代行会社：ステート・ストリート・バンク・インターナショナルＧｍｂＨ、ルクセンブルグ支店 名義書換事務代行会社： Ｊ.Ｐ.モルガン・エスイー　ルクセンブルグ支店
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

X-10．ケイマン籍の外国投資法人「ナインティーンセブンティセブン・グローバル・マージャー・アービトラージ・ジャパン・リミテッド」が発行する「ナインティーンセブンティセブン・グローバル・マージャー・アービトラージ・ジャパン・リミテッド」のJPYクラス投資証券（円建）

形態	ケイマン諸島籍/外国籍投資法人投資証券/円建て（円ヘッジ）
運用の基本方針	投資法人財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	世界各国の株式、デリバティブ取引など
投資態度	①主として、世界各国（日本を含みます）の企業の株式を主要投資対象とします。なお、上場デリバティブ商品等に投資することもあります。 ②公表された合併・買収案件等において、買収先企業の株式を買い付け、又は買収先企業の株式を買い付けると同時に買収元企業の株式を売り建てることを基本戦略とします。なお、関連する上場デリバティブ商品を活用することもあります。 ③ポートフォリオ構築プロセスに沿って適切な格付を付与し、これに基づき確信度、リスク／報酬/ファンダメンタル要因などの分析結果に基づきポジションを決定します。 ④為替変動リスクを回避するために対円での為替ヘッジを行います。
主な投資制限	①投資法人財産を超える有価証券（現物に限ります）の空売りは行いません。 ②投資法人財産の10%を超える借り入れは行いません。 ③一発行会社（投資法人を含みます。）の発行済株式総数の50%超を超える株式（投資法人が発行する投資証券を含みます。）を取得しないものとします。 ④流動性に欠ける資産への投資は、投資法人財産の15%以下とします。 ⑤外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ⑥単一の企業が発行する証券への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の35%を超えないものとします。 ⑦投資信託証券への投資は行いません。 ⑧デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
収益の分配	なし
信託期間	無期限（2019年9月11日当初設定）
決算日	12月31日
管理報酬等	運用報酬：年率1.0% 成功報酬：月末最終営業日時点の1口当たり純資産価格がハイ・ウォーター・マーク（過去の月末最終営業日時点での純資産価格の最高値）を上回った場合、超過部分の15% その他の費用（監査報酬、保管銀行・管理事務代行会社費用、法定書類作成費、法定手続に関する費用、法務費用、ファンドの設立にかかる費用、投資に関係する専門家費用、有価証券売買時の売買委託手数料やデリバティブ取引費用等）が投資法人財産から支払われます。
ファンドの関係法人	投資運用会社：オコーナー・オルタナティブ・インベストメンツ・エルエルシー※ 保管銀行・管理事務代行会社：　MUFG オルタナティブ・ファンド・サービシーズ（アイルランド）・リミテッド

ベンチマーク	該当なし
ベンチマークについて	該当なし
その他	該当なし

※2025年12月31日に、UBSアセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシーから変更されました。

X-11．アイルランド籍の外国証券投資法人「ノムラ・ファンズ・アイルランド」が発行する「グローバル・ダイナミック・ボンド・ファンド」のI JPYヘッジドクラス投資証券（円建）

形態	アイルランド籍外国投資法人/円建て
運用の基本方針	インカムゲインの獲得および信託財産の成長を目指して運用を行ないます。
主要投資対象	企業、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、リミテッド・パートナーシップ、政府、政府機関および国際機関等が発行する固定利付および変動利付（物価やその他指数に連動するもの）の債券および債券関連証券等（以下、債券および債券関連証券等といいます。）を主要投資対象とします。なお、投資にあたってはデリバティブ取引も活用します。
投資態度	①債券および債券関連証券等を主要投資対象とし、インカムゲインの獲得および信託財産の成長を目指して運用を行ないます。 ②投資する債券および債券関連証券等は、ムーディーズ社あるいはS&P社のいずれかより格付を付与された銘柄とします。なお、格付のない銘柄への投資については、信託財産の純資産総額の30%以内で投資することができます。 ③ポートフォリオの構築にあたっては、主として世界の金利、通貨、信用リスクなどの見通しに基づくトップダウンアプローチを活用するとともに、資産クラスや業種における個別銘柄分析を通じたボトムアップアプローチも活用します。なお、市場環境が不透明な状況にあっては、信託財産の純資産総額の100%を上限として、現金や預金等の流動性の高い資産で運用を行なう場合があります。 ④効率的な運用およびリスクの低減を目指し、先物取引、オプション取引、スワップ取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引等を活用することができます。 ⑤組入外貨建資産については、米ドル建て以外の通貨エクスポージャーを保有している部分を含め、原則として、純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。

主な投資制限	① 新興国の発行体が発行する債券および債券関連証券等への投資は信託財産の純資産総額の 30%以内とします。 ② ローン等への投資は信託財産の純資産総額の 10%以内とします。 ③ 株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権を行使したものならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ④ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。 ⑤ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
収益の分配	無分配
信託期間	無期限（2018年3月22日設定 I JPYヘッジドクラス）
決算日	12月31日
管理報酬等	信託報酬：純資産総額の0.6675%以内（年率） その他の費用 ：信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息、訴訟費用および損害賠償費用等。
ファンドの関係法人	管理会社：ファンドロック・マネジメント・カンパニー（アイルランド）リミテッド 投資顧問会社：ノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッド 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ・サービシズ（アイルランド）リミテッド 管理事務代行会社：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシズ（アイルランド）リミテッド 名義書換事務受託会社：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシズ（アイルランド）リミテッド
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

X-12．ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人「JPモルガン・ファンズ」が発行する「ヨーロッパ・エクイティ・アブソリュート・アルファ・ファンド」のＩクラス（円ヘッジ）投資証券（円建）（注）

形態/表示通貨	ルクセンブルグ籍の外国投資証券／円建
運用の基本方針	欧州企業へのロングおよびショート投資を通じて、低い市場エクスポージャーを維持しながら、これらの企業に直接またはデリバティブを活用して投資することにより資産の成長を目指します。
主要投資対象	欧州に本拠を置く、または欧州にて主な経済活動を行っている企業の株式等

投資態度	①主として、欧州企業へのロングおよびショート投資を通じて、低い市場エクスポージャーを維持しながら、これらの企業に直接またはデリバティブを活用して投資することにより資産の成長を目指します。 ②ボトムアップ・アプローチによる銘柄選択を行います。 ③ファンダメンタル分析と、定量的な分析を組み合わせることで、幅広いユニバースの株式に投資します。 ④ロングおよびショート投資を通じて、魅力的と判断した企業の株式を買い、魅力的でないと判断した企業の株式を空売りすることで、株式市場よりも低いリスクで投資リターンの獲得を目指します。 ⑤ファンドは小型株に投資することがあります。
主な投資制限	①１企業に対する投資比率は、サブファンドの総資産額の10%以下とします。 ②サブファンドの総資産額の５%を超えて投資する企業への投資比率の総計は、サブファンドの総資産額の40%以下とします。
収益の分配	原則として分配を行ないません。
信託期間	無期限
決算日	毎年6月30日
管理報酬等	運用報酬：年率0.75% 管理手数料：年率上限0.16% 成功報酬：15.0% ただし、この他に有価証券の売買にかかる費用・税金、臨時で発生する費用、その他の税金等が実費でかかります。
ファンドの関係法人	投資顧問会社：　JPMorgan Asset Management (UK) Limited 管理会社：　JPMorgan Asset Management (Europe) S.a r.l. 保管会社：　J.P. Morgan SE - Luxembourg Branch
ベンチマーク	ICE BofA TONAR Overnight Rate Index
ベンチマークについて	該当事項はありません。

X-13．ケイマン籍の外国投資法人「キャンベル・アブソルート・リターン・ジャパン・ファンド」が発行する日本円ヘッジシェアクラス投資証券（円建）＊（注）

形態/表示通貨	ケイマン籍の外国投資証券/円建
運用の基本方針	株式、債券や上場先物、デリバティブ商品への投資を通じて中長期の投資元本の増加を投資目的としています。
主要投資対象	先物、フォワード、スワップ、株式等

投資態度	世界の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資を行なうとともに、株式、債券、金利、クレジット、商品および通貨にかかるデリバティブ取引を行ない、絶対収益の獲得をめざします。
管理報酬等	・運用報酬：年率1.50% ・アドミニストレーション／キャッシュマネジメントフィー：年率0.06%（最低年間25万米ドル） ・日本円ヘッジシェアクラスに関わるヘッジ・キャッシュマネジメントフィー：年率0.06% ・成功報酬：日々の1口当たり純資産価額がハイ・ウォーター・マーク（過去の純資産価額の最高値）を上回った場合、超過部分の20% ただし、この他に、投資対象ファンドの運営に必要な各種経費がかかります。
ファンドの関係法人	管理会社：キャンベル&カンパニー・エルピー 運用会社：キャンベル＆カンパニー・インベストメント・アドバイザー・エルエルシー アドミニストレーター：バンク・オブ・ニューヨーク・メロン

＊当外国投資証券に投資するFWヘッジFセレクトは、投資者と委託会社（大和アセットマネジメント株式会社）との利益が相反する可能性があります。

・当外国投資証券は、委託会社の利害関係人である大和かんぽオルタナティブインベストメンツ株式会社がサービスプロバイダーとなっています。

・大和かんぽオルタナティブインベストメンツ株式会社は、当外国投資証券の運用会社から報酬を受領します。

（注）については、2026年3月10日に追加予定です。

[注記]

ケイマン諸島投資信託「ダイワ"RICI"ファンド」（以下、当注記において、総称して「ファンド」といいます。）はJames Beeland Rogers、Jim RogersまたはBeeland Interests, Inc.（以下、当注記において、総称して「Beeland」といいます。）により提供、保証、販売または販売促進されるものではありません。Beelandはファンド購入者、すべての潜在的ファンド購入者、政府当局、または公衆に対して、一般的な証券投資、特にファンドへの投資の助言能力を、明示的にも暗示的にも、表明または保証するものではありません。BeelandはRogers International Commodity Indexの決定、構成、算出において大和アセットマネジメント株式会社およびその関連会社、またはファンド購入者の要求を考慮する義務を負いません。Beelandはファンドが発行される時期、価格もしくは数量の決定またはファンドが換金されるもしくは他の金融商品、証券に転換される際に使用される算式の決定または計算の責任を負わず関与もしていません。Beelandはファンドの管理、運営、販売、取引に関して義務または責任を負いません。「Jim Rogers」、「Rogers International Commodity Index」および「RICI」は、James Beeland Rogers、Jim RogersまたはBeeland Interests, Inc.のトレードマークおよびサービスマークであり、使用許諾を要します。

[指定投資信託証券の委託会社等について]

指定投資信託証券の委託会社等の沿革は、以下のとおりです。

※大和アセットマネジメント株式会社については、前掲「1 ファンドの性格」の「（3）ファンドの仕組み」の「＜委託会社の概況＞」をご参照下さい。

マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

2004年 4月 8日	エムエフシー・グローバル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社設立
2005年10月 7日	社団法人日本証券投資顧問業協会※加入
2007年 9月30日	投資運用業、投資助言・代理業登録
2011年 1月11日	マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
2016年 4月28日	第二種金融商品取引業登録
2016年 7月 1日	マニュライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併、一般社団法人投資信託協会加入
2017年10月 2日	一般社団法人第二種金融商品取引業協会加入
2020年 4月 1日	マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社に商号変更

※2012年7月2日付けで一般社団法人日本投資顧問業協会に変更になっています。

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

1928年	米国最初のバランス型ミューチャル・ファンドであるウエリントン・ファンドを設立
1933年	ウエリントン・マネージメント社が運用会社として有限会社化
1967年	独立系投資顧問会社ソーンダイク・ドーラン・ペイン・アンド・ルイス社と合併
1979年	主要社員の買収により、パートナーシップによる保有形態へと移行
1996年	マサチューセッツ州のパートナーシップ法により有限責任（リミテッド）パートナーシップ形態となる（旧WMC）
2015年	1月1日付でウエリントン・マネージメント・グループ・エルエルピーに社名変更し、持ち株会社事業に特化 新たにデラウェア州籍の事業運営会社ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー（新WMC）を設立し、旧WMCより投資運用業務を継承

ニッセイアセットマネジメント株式会社

1985年7月1日	ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始

1995年4月4日	ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始
1998年7月1日	ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始
2000年5月8日	定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社に変更

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

1998年4月28日	会社設立
1998年6月16日	証券投資信託委託会社免許取得
1998年11月30日	投資顧問業登録
1999年6月24日	投資一任契約に係る業務の認可取得
1999年10月1日	スミス バーニー投資顧問株式会社と合併「エスエスビーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2001年4月1日	「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2006年1月1日	「レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2007年9月30日	金融商品取引業登録
2021年4月1日	フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社と合併、「フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社」に社名変更
2024年10月1日	パトナム・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社

1980年12月19日	第一投信株式会社設立 同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得
1997年12月 1日	社名を長期信用投信株式会社に変更
1999年 2月25日	大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る
1999年 4月 1日	社名を大同ライフ投信株式会社に変更
2002年 1月24日	投資顧問業者の登録
2002年 6月11日	投資一任契約に係る業務の認可
2002年 7月 1日	ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、 ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更
2006年 8月28日	社名をＴ＆Ｄアセットマネジメント株式会社に変更
2007年 3月30日	株式会社Ｔ＆Ｄホールディングスの直接子会社となる

2007年 9月30日　金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、投資助言･代理業、投資運用業の登録

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

平成8年2月6日　会社設立

平成14年4月1日　ゴールドマン･サックス･アセット･マネージメント･ジャパン･リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン･サックス投信株式会社からゴールドマン･サックス･アセット･マネジメント株式会社に変更

アセットマネジメントOne株式会社

1985年7月1日　会社設立

1998年3月31日　「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

1998年12月1日　証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可

1999年10月1日　第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ･アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、商号を興銀第一ライフ･アセットマネジメント株式会社とする。

2008年1月1日　「興銀第一ライフ･アセットマネジメント株式会社」から「DIAMアセットマネジメント株式会社」に商号変更

2016年10月1日　DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

明治安田アセットマネジメント株式会社

1986年11月　コスモ投信株式会社設立

1998年10月　ディーアンドシーキャピタルマネージメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更

2000年 2月　商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

2000年 7月　明治ドレスナー･アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー･アセットマネジメント株式会社」に変更

2009年 4月　商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更

2010年10月　安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社

1986年 2月25日	安田火災投資顧問株式会社設立
1987年 2月20日	投資顧問業の登録
1987年 9月9日	投資一任業務の認可取得
1991年 6月1日	ブリンソン・パートナーズ投資顧問株式会社と合併し、安田火災ブリンソン投資顧問株式会社に商号変更
1998年 1月1日	安田火災グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
1998年 3月3日	安田火災グローバル投信投資顧問株式会社に商号変更
1998年 3月31日	証券投資信託委託業の免許取得
2002年 7月1日	損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社に商号変更
2007年 9月30日	金融商品取引業者として登録
2010年 10月1日	ゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併し、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社に商号変更
2020年 4月1日	ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社に商号変更

PGIMジャパン株式会社

1988年12月	(PAMJ) プルデンシャル投資顧問株式会社設立
1998年9月	(PIJ) プルデンシャル三井トラスト投信株式会社設立
2000年4月	(PAMJ) プルデンシャル・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社へ商号変更
2000年4月	(PIJ) プルデンシャル投信株式会社へ商号変更
2001年11月	(PIMJ Inc) 米国デラウェア州にプルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インク設立
2002年2月	(PIMJ Inc) 関東財務局に投資顧問業者として登録される
2002年11月	(PIMJ Inc) 投資一任業務の認可及び、投資信託委託業の認可を受ける
2002年12月	(PIMJ Inc) プルデンシャル投信株式会社とプルデンシャル・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社よりそれぞれの営業の全部譲渡を受け、投資信託委託業および投資顧問業の営業を開始

※上記は当社の前身となる企業の沿革です。各企業はそれぞれ以下の略称にて表記しております。プルデンシャル・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（PAMJ)、プルデンシャル投信株式会社（PIJ）、プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インク（PIMJ Inc）
※当社は2006年9月にPIMJ Incより事業譲渡を受けました。以下、当社の沿革です。

2006年4月	プルデンシャル投信投資顧問準備株式会社設立
2006年6月	関東財務局に投資顧問業者として登録される
2006年8月	投資一任業務の認可及び投資信託委託業の認可を受ける

2006年8月	プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社へ商号変更
2006年9月	プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インクから事業の全部譲渡を受け、投資信託委託業および投資顧問業の営業を開始
2007年9月	関東財務局に金融商品取引業者として登録される
2017年10月	PGIMジャパン株式会社へ商号変更

RBCグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド

2001年 7月	英国にて会社設立
2006年11月	ブルーベイ・アセット・マネジメント・ピーエルシー、ロンドン証券取引所上場
2010年12月	ブルーベイ・アセット・マネジメント・ピーエルシーがロイヤル・バンク・オブ・カナダ（RBC）の100%子会社となり、上場廃止
2011年 1月	ブルーベイ・アセット・マネジメント・ピーエルシーをブルーベイ・アセット・マネジメント・リミテッドに社名変更
2012年 4月	ブルーベイ・アセット・マネジメント・リミテッドをブルーベイ・アセット・マネジメント・サービシーズ・リミテッドに社名変更、同時に新たにブルーベイ・アセット・マネジメント・エルエルピーを設立し、投資運用事業を含む全てのビジネスを同社に移管
2023年4月	RBCの資産運用部門の英国拠点であるRBCグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッドとブルーベイ・アセット・マネジメント・エルエルピーは、2023年4月1日付けで事業統合し、RBCグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッドへ社名変更

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

1985年7月15日	三生投資顧問株式会社設立
1987年2月20日	証券投資顧問業の登録
1987年6月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999年1月1日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999年2月5日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000年1月27日	証券投資信託委託業の認可取得
2002年12月1日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013年4月1日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

2019年4月1日　大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社に商号変更

野村アセットマネジメント株式会社

1959年12月1日　野村證券投資信託委託株式会社として設立
1997年10月1日　投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
2000年11月1日　野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

ノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッド

1984年　Nimco Europe Limited設立
1987年　Nomura Capital Management (U.K.) Limited.に商号変更
1997年　Nomura Asset Management U.K. Limitedに商号変更
（野村アセットマネジメント株式会社の100％子会社）

バリューパートナーズ

1993年　・バリュー・パートナーズが香港にて設立される
・旗艦のClassicファンドを設定
1998年　・マニュライフとの提携を開始し、2006年以降で香港最大の積立強制基金（MPF）の運用を支援
2002年　・高配当株式ファンドを設定
2007年　・バリュー・パートナーズグループ・リミテッドが香港証券取引所のメインボードに上場
2008年　・HSBCが当社の販売パートナーに
2009年　・中国および海外市場でのプレゼンス確立を開始
2012年　・グループ初の債券リテールファンドを設定
2013年　・中国最大の銀行である中国工商銀行との提携開始
2014年　・シンガポールオフィスを設立し、東南アジアに進出
2015年　・QDLPライセンス（適格国内有限責任投資組合）を取得し、中国での私募ファンド事業を拡大
2016年　・バリュー・パートナーズ・ロンドンオフィス・オープン
2017年　・グループ初のグローバル・新興市場ファンドを設定ならびにプライベートエクイティ不動産事業を新設

2018年　・バリュー・パートナーズ・クアラルンプールオフィス・オープン
・当社のクラシックファンドはMRF(中国本土・香港ファンド相互承認スキーム）の認可取得
2019年　・当社の高配当株式ファンドはMRF(中国本土・香港ファンド相互承認スキーム）の認可取得
2020年　・オンショア私募投資顧問業の資格取得
2021年　・初の環境配慮型のテーマファンドを設定

FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）

フィデリティ投信株式会社

（2社が所属するFILリミテッド*の沿革）

1969年　フィデリティ・インターナショナルの前身が設立され、初の海外拠点として東京にオフィスを開設。
1973年　ロンドンにオフィスを開設。
1981年　香港にオフィスを開設。
1986年　台湾にオフィスを開設
1986年　英国国内の年金向け資産運用業務を開始。
1987年　英国で初めて個人株主制度(Personal Equity Plan:PEP)を提供開始。
1990年　欧州およびアジア市場向けに17本の外国籍投信（ルクセンブルグ籍）を設定・提供開始。
1994年　英国で確定拠出年金ビジネスの提供を開始。
2000年　アラブ首長国連邦、韓国、イタリアにオフィスを開設。
2004年　上海にオフィスを開設。
2011年　ブラジルにオフィスを開設。

*FILリミテッドはフィデリティ・インターナショナルとしての事業を行っている企業グループの持ち株会社です。

ブラックロック

（海外法人に関しては、全てブラックロック全体として記載しております。）

1988年　BlackRock設立
1995年　PNCの関係会社として債券運用を行う
1996年　PNCのオープン・エンド型投信の運用を担当
1998年　PNC傘下の株式、債券、流動性資産及びミューチュアル・ファンド運用をBlackRockの下に統合

1999年	ニューヨーク証券取引所において新規株式公開を実現し、PNCが主要株主となる
2000年	リスク管理及びテクノロジー・サービスを提供するBlackRock SolutionsRブランドを設立
2005年	State Street Research and Management及びSSR Realtyを買収
2006年	Merrill Lynch Investment Managersと合併
2007年	Quellos Group, LLC よりファンド・オブ・ファンズ・ビジネスを買収
2008年	BlackRock SolutionsRにフィナンシャル・マーケット・アドバイザリー・ビジネスを新設
2009年	Bank of AmericaによるMerrill Lynch買収完了 R3 Capital Partnersより運用プロフェッショナルを採用 Barclays Global Investors（BGI）と合併
2012年	Guggenheim Partners, LLC よりClaymore Investments, Inc.を買収 Swiss Re Private Equity Partners AGを買収
2013年	Credit SuisseよりETF事業を買収 MGPA（独立系プライベート・エクイティ不動産投資アドバイザー）を買収
2015年	FutureAdvisor（デジタル・ウェルス・マネジャー）を買収
2016年	BofAR Global Capital Management のMMFの運用プラットフォームの買収
2017年	First Reserve Energy infrastructure Fundsを買収
2018年	Tennenbaum Capital Partners（ミドル・マーケット運用マネジャー）を買収 CitigroupよりCitibanamex Asset Management事業を買収
2019年	eFront（オルタナティブ運用管理の包括的なソフトウェア・ソリューション・プロバイダー）を買収
2021年	Aperio（カスタムメードの株価指数の開発・運用会社）を買収
2023年	Kreos Capital（プライベート・デット運用会社）を買収
2024年	SpiderRock Advisors（オプション・オーバーレイ戦略プロバイダー）を買収 Global Infrastructure Partners（インフラストラクチャー運用会社）を買収
2025年	Preqin（プライベート・マーケット・データプロバイダー）を買収 HPS Investment Partners（プライベート・クレジット運用会社）を買収

JPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド

JPモルガン・インベストメント・マネージメント・インク

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

（三社が所属するJ.P.モルガン・アセット・マネジメント*の沿革を記載致します。）

1799年　ザ・バンク・オブ・マンハッタン・カンパニーを設立（チェース・マンハッタン銀行の前身）
1830年　JPモルガンの基礎が築かれる
1868年　Sessions and Co.を設立　（バンク・ワンの前身）
2000年　ザ・チェース・マンハッタン・コーポレーションがJPモルガン・アンド・カンパニー・インコーポレーテッドと合併。持株会社J.P.モルガン・チェース・アンド・カンパニーが誕生。
2004年　JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーとバンクワン・コーポレーションが合併
2005年　その傘下の資産運用部門J.P.モルガン・アセット・マネジメントが誕生
*J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド

（同社が所属するモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントの沿革）

1935年9月　モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー（現在のモルガン・スタンレー）を創設
1975年12月　モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・インク（現在のモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク、米国法人）を創設し、資産運用業務を開始
1986年　モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドを英国へ設立
1996年1月　ミラー・アンダーセン・アンド・シェラードを買収
1996年10月　ヴァン・キャンペン・アメリカン・キャピタル・インクを買収
1997年5月　ディーン・ウィッター・ディスカバー・アンド・カンパニーとの合併により、モルガン・スタンレー・ディーン・ウィッター・アンド・カンパニーとなる
2000年9月　3つの資産運用部門（モルガン・スタンレー・ディーン・ウィッター・アドバイザーズ、ヴァン・キャンペン・ファンズ、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント／ミラー・アンダーセン・アンド・シェラード）の業務運営機能を一元化し、社名をモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントに変更
2003年11月　モルガン・スタンレー・インベストメンツLPがモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクと合併
2005年7月　モルガン・スタンレー・オルタナティブ・インベストメント・パートナーズを完全子会社化
2010年6月　事業再編の一環として、米国法人における一部事業（ヴァン・キャンペン・インベストメンツ他）をインベスコ・グループへ譲渡
2021年3月　モルガン・スタンレーが運用会社であるイートンバンスを買収し、二つの運用会社を統合

ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ

2005年８月	ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ設立（スイス、ジュネーブ）
2005年11月	ＦＩＮＭＡ（スイス連邦金融市場監督機構、旧スイス銀行監督委員会）登録
2006年１月	1967年以来、グループ会社であるピクテ・アンド・シー・エス・エイが行なってきたスイス機関投資家向け資産運用ビジネスを移管
2006年６月	ＳＥＣ（米国証券取引委員会）登録
2015年４月	組織再編によりピクテ・ファンド・エス・エイ（1996年設立、スイス投資信託運用会社）とピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイが合併。存続会社であるピクテ・ファンド・エス・エイの社名をピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイに変更。

ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド

1995年8月	ピクテ･インターナショナル･マネジメント（ＳＥＣ）リミテッド設立（英国ロンドン）
1995年9月	IMRO（英国投資顧問規制機構）登録
1996年12月	ピクテ･インターナショナル･マネジメント･リミテッドに社名変更
2001年12月	ＦＳＡ（英国金融サービス機構、現ＦＣＡ（英国金融行為規制機構））登録
2006年1月	ピクテグループ組織再編によりピクテ･アセット･マネジメントＵＫ（オールドＰＡＭ）ＬＴＤ（1980年米国ＳＥＣ登録運用会社）の全ての業務をピクテ･インターナショナル･マネジメント･リミテッドに譲渡。 同社はピクテ･アセット･マネジメント･リミテッドに社名変更

グッゲンハイム パートナーズ・インベストメント・マネジメントLLC

（同社を100%保有するグッゲンハイム パートナーズの沿革）

1999年	ソロモン･Ｒ･グッゲンハイムのひ孫であるピーター･Ｏ･ローソンジョンストン二世とのパートナシップにより、グッゲンハイム･パートナーズを設立。

2001年　グッゲンハイムパートナーズがミッドランド・アドバイザーズ・カンパニー（以下「MAC」）を買収。MACは、1998年より保険会社の資産ポートフォリオの運用をしていた。
それとは別にハイイールドおよびバンクローンのポートフォリオを運用するためにグッゲンハイム・インベストメント・マネジメントLLCを設立。

2003年　U.S. Bank Loans戦略の運用開始。

2005年　MACの投資スタイルおよび投資プロセスを踏襲するグッゲンハイム・パートナーズ・アセット・マネジメントLLCを設立。より多様な機関投資家の資産を運用。

2011年　グッゲンハイムパートナーズのグローバルな資産運用業務および投資顧問業務を行う部門の組織の名称としてグッゲンハイムインベストメンツを利用開始。

2012年　組織の簡素化を図り、SEC登録のグループ内投資運用会社2社を統合。グッゲンハイム・インベストメント・マネジメントLLCとグッゲンハイム・パートナーズ・アセット・マネジメントLLCが統合し、2012年6月30日よりグッゲンハイム・パートナーズ・インベストメント・マネジメントLLCとして新組織が発足。

2014年　グッゲンハイム東京オフィスの開設を発表。

2015年　グッゲンハイムパートナーズの日本における現地法人であるグッゲンハイム パートナーズ株式会社が第一種及び第二種金融商品取引業並びに投資助言・代理業のライセンスを取得。

2019年　グッゲンハイム パートナーズ株式会社が投資運用業のライセンスを取得。

ニューメリック・インベスターズ・エルエルシー

1989年　米国のマサチューセッツ州ボストン市で創業。米国株式戦略の運用を開始
1995年　アルゴリズム・トレーディングを導入
1998年　米国以外の株式戦略の運用を開始
2004年　プライベート・エクイティ会社のTAアソシエイツがニューメリック株式の50%超の株式を取得
2010年　新興国株式戦略の運用を開始

2014年	ロンドン上場の運用会社マン・グループがニューメリック株式の82%を取得、グループ傘下に統合
2019年	マン・グループがニューメリックの全株式を取得

りそなアセットマネジメント株式会社

2015年 8月 3日	設立登記
2015年 8月26日	金融商品取引業（投資運用業（投資信託委託業））登録
2015年 9月16日	営業開始
2017年 7月 7日	資本金10億円に増資
2018年11月 2日	投資助言･代理業（投資助言業）登録
2018年12月1日	投資助言業務開始
2019年4月1日	投資運用業（投資一任業）届出･業務開始
同日	投資一任契約の媒介業務届出･業務開始
2020年1月1日	りそなグループの運用機能を集約

ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド

（同社を実質的に100%保有するティー･ロウ･プライス･グループ･インクの沿革）

1937年	アメリカ･メリーランド州ボルティモアにて創業
1950年	ティー･ロウ･プライス最初の米国ミューチュアルファンドを設定
1971年	債券運用を開始
1979年	ロウ･プライス-フレミング･インターナショナル設立
1980年	グローバル株式運用を開始
1982年	東京駐在事務所開設
1986年	新規株式公開
2018年	ティー･ロウ･プライス･ジャパン株式会社営業開始

ロード・アベット・アンド・カンパニー　エルエルシー

1929年	設立
1932年	債券に投資する米国投資信託を設定
1971年	債券マルチセクター型で転換社債やハイ･イールド債にも投資する米国投資信託を設定

2005年　　日本に事務所開設

オコーナー・オルタナティブ・インベストメンツ・エルエルシー

2025年　　設立

東京海上アセットマネジメント株式会社

1985年12月　東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立
1987年 2月　投資顧問業者として登録
同年 6月　投資一任業務認可取得
1991年 4月　国内および海外年金の運用受託を開始
1998年 5月　東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得
2007年 9月　金融商品取引業者として登録
2014年 4月　東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更
2016年10月　東京海上不動産投資顧問株式会社と合併

Global X Management Company LLC.

2009年　最初のETFを設定
2010年　最初のテーマ型投資ETFを設定
2011年　最初のインカム着目ETFを設定
2020年　最初のアクティブ運用ETFを設定

※Global X Japan株式会社は、Global X Management Company, Inc.、株式会社大和証券グループ本社、および大和アセットマネジメント株式会社の合弁会社です。
※Global X Japan株式会社は、大和アセットマネジメント株式会社の利害関係人にあたります。

キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー

（同社が所属するキャピタル・グループの沿革）

1931年　世界大恐慌期に、米国ロサンゼルスで創業
1940年　同社設立
1958年　キャピタル・システム（TM）を利用した運用を開始

1969年	米国外の投資家向けにグローバル株式運用の提供を開始
1973年	米国の投資家向けにニューパースペクティブ運用を開始
1986年	キャピタル･グループの東京拠点として、キャピタル･インターナショナル株式会社設立
2015年	日本を含むアジアおよび欧州の投資家向けにニューパースペクティブ運用を開始

アムンディ・ジャパン株式会社

1971年11月22日	山一投資カウンセリング株式会社設立
1980年 1月 4日	山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更
1998年 4月 1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更
1998年11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得
2004年 8月 1日	りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更
2007年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う
2010年 7月 1日	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更

リーガル & ジェネラル・インベストメント・マネジメント・リミテッド（L&G)

1971年	英国にて会社設立、アクティブ債券ファンドの運用を開始
1986年	グループ外の投資家より初となるインデックス運用を受託
1987年	Legal & General Property（不動産運用戦略)の運用開始
1988年	Legal & General Venture Capital（プライベート・エクイティ戦略チーム）発足
2001年	英国初となるLDI（年金債務対応運用)戦略の運用開始
2006年	Legal & General Investment Management Americaを設立し、シカゴを拠点に米国の投資家向けに債券運用およびLDI運用などを提供

2012年	香港オフィスを開設
2017年	日本にリーガル・アンド・ジェネラル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社を設立

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

2006年4月	持株会社への移行に伴い、スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社の子会社として、スパークス分割準備株式会社を設立
2006年10月	商号をスパークス・アセット・マネジメント株式会社に変更 投資顧問業及び投資一任契約に係る業務並びに投資信託委託業をスパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現スパークス・グループ株式会社）より会社分割により承継
2007年9月	金融商品取引業者として登録 登録番号：関東財務局長（金商）第346号
2010年7月	スパークス証券株式会社との合併に伴い、第一種金融商品取引業務を開始

ピムコジャパンリミテッド

1997年12月	英領ヴァージン諸島法に基づき設立
1998年1月	投資顧問業者登録
1999年3月	投資一任契約に係る業務認可取得
2000年5月	証券投資信託委託業に係る認可取得
2007年9月	金融商品取引業登録　関東財務局長（金商）第382号

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

1985年 7月6日	朝日生命投資顧問株式会社 設立
1987年 6月10日	投資一任業務の認可取得
1999年 2月26日	米国Nベスト社（現 ナティクシス・インベストメント・マネージャーズ・エル・エル・シー）と業務提携
1999年 4月1日	朝日ライフ アセットマネジメント株式会社へ商号変更
1999年 4月22日	証券投資信託委託業務の認可取得

1999年 6月9日	米国Nベスト社との合弁会社「朝日エヌベスト投資顧問株式会社（現 朝日ナティクシス・インベストメント・マネージャーズ株式会社）」を設立
2007年 9月30日	金融商品取引業者登録
2019年 3月29日	仏国ナティクシス・インベストメント・マネージャーズ社と、「ビジネスパートナーシップ」を締結

ラザード・ジャパン・アセット・マネージメント株式会社

1987年8月14日	ラザード・東京・アセット・マネージメント株式会社設立
1987年12月1日	投資顧問業者として登録
1988年3月1日	ラザード・ジャパン・アセット・マネージメント株式会社に商号変更
1988年6月1日	投資一任業務認可取得
1989年6月1日	投資一任契約の運用受託開始
1998年4月1日	年金投資一任契約の運用受託開始
2007年9月30日	金融商品取引業者（投資運用業および投資助言･代理業）として登録
2025年11月20日	一般社団法人投資信託協会加入

インベスコ・リミテッド

1935年	インベスコの前身企業H.ロテリー社（後のブリタニア・グループ）が英国法に基づき設立。
1976年	AIMマネジメント・グループが設立。
1978年	米国アトランタに本拠を置く独立系投資運用会社、インベスコ設立。
1988年	インベスコは、モンタギュー・インベストメント・マネジメント（MIM）を所有するブリタニア・アロー（U.K.）と統合。
1997年	インベスコPLCは、米国ヒューストンの大手投資信託会社、AIMと合併。アンベスキャップPLCに社名変更。
2000年	アンベスキャップPLCが、カナダの金融サービス会社トライマーク・ファイナンシャル・コーポレーション、及び英国の投資信託会社パーペチュアルPLCを買収。

2006年	米国のETF運用会社パワーシェアーズ・キャピタルLLCを買収。米国の投資会社ＷＬ ロス＆Ｃｏを買収。
2007年	5月にアンベスキャップPLCが、インベスコPLCに社名変更。 12月にインベスコPLCが組織変更に伴い、インベスコ・リミテッドに変更。ニューヨーク証券取引所に上場。
2010年	6月にヴァン・キャンペン・インベストメンツを含むモルガン・スタンレーの資産運用事業の一部を取得。
2013年	インドのレリゲア・アセット・マネジメントに49%出資。
2016年	1月に資産運用アドバイザー向けテクノロジー・プラットフォームを提供するジェムステップを買収。 4月にレリゲア・インベスコ・アセット・マネジメント・カンパニー・プライベート・リミテッドの出資比率を49%から100%に引き上げ、子会社化し、社名をインベスコ・アセット・マネジメント・プライベート・リミテッド（インド）に変更。
2017年	8月に、欧州に拠点を置く、ETFの独立系プロバイダーのソース社（Source）の取得完了。
2018年	4月にグッゲンハイム社のETF事業の取得完了。 6月にデジタル・ソリューション企業のIntelliflo（英国）を取得。 10月18日にマサチューセッツ・ミューチュアル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの関連資産運用会社であるオッペンハイマーファンズを買収することで最終合意。
2019年	5月24日にマサチューセッツ・ミューチュアル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの関連資産運用会社であるオッペンハイマーファンズの買収完了。 12月11日にポートフォリオのリバランス/トレーディング・テクノロジー分野で業界大手のレッドブラック社がインベスコの傘下に加わり、インベスコのデジタル・ウェルス・ビジネスが拡大すると発表。
2025年	2025年8月26日、インベスコはカーライル社によるintelliflo社の買収に関する合意を発表。intelliflo社は、英国において独立系金融アドバイザー向けクラウド型業務管理ソフトウェアの市場をリードするプロバイダー。本取引には、米国子会社であるRedBlack（SaaS型ポートフォリオ・リバランスツールの提供）およびintelliflo Portfolio（米国の登録投資アドバイザー向けポートフォリオ管理ソフトウェア）が含まれる。買収価格最大2億米ドル。クロージング時支払額1億3,500万米ドル、条件充足後2025年第4四半期に取引完了予定。将来の業績達成に応じた追加支払最大6,500万米ドル。

キャンベル&カンパニー・インベストメント・アドバイザー・エルエルシー（CCIA）

1974年1月	親会社のキャンベル&カンパニー、エルピー（CCLP）の前身であるキャンベル＆カンパニー、インクが創業
1978年5月	CCLPが商品投資顧問業者（CTA）として米商品先物取引委員会（CFTC）に登録
1982年9月	CCLPがコモディティ・プール・オペレーターとしてCFTCに登録
1982年7月	CCLPが全米先物協会（NFA）の会員に登録
2005年1月	CCIAがデラウエア州有限責任会社として創設
2005年5月	CCIAが米国証券取引委員会（SEC）に投資助言業者として登録
2005年12月	CCIAがCTAとしてCFTCに登録
2005年12月	CCIAがNFAの会員に登録

3【投資リスク】

(1)価額変動リスク

当ファンドは、主として、値動きのある有価証券等を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申上げます。

各ファンドにおける、基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

	株価			公社債の価格			リートの価格	商品先物取引	デリバティブ取引	外国為替予約取引	オルタナティブ戦略・債権	為替変動			カントリー・リスク		その他
		新興国	空売り		新興国	転換社債							新興国	為替ヘッジ		新興国	
FW日本株式セレクト	●																●
FW外国株式セレクト	●	●										●	●		●	●	●
FW外国株式EM+	●	●										●	●		●	●	●
FW日本債券セレクト				●										●	●		●
FW外国債券セレクト				●								●			●		●
FW外国債券EM+				●	●							●	●		●	●	●
FW J-REITセレクト							●										●
FW外国REITセレクト							●					●			●		●
FWコモディティセレクト	●	●		●				●	●	●		●	●		●	●	●
FWヘッジファンドセレクト	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

※指定投資信託証券の変更に伴い内容が追加される場合があります。

①　株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

＜新興国＞

新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。

＜空売り＞

株式を売建てしている場合、当該銘柄の株価が上昇した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

②　公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発

行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。ハイ・イールド債については、格付けの高い公社債に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

＜新興国＞

新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。

＜転換社債＞

転換社債の価格は、転換対象とする株式等の価格変動や金利変動等の影響を受けて変動します。転換社債の市場は、上場株式等の市場と比較して一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格変動が大きくなる場合があると考えられます。転換社債の価格は、発行企業の信用状況によっても変動します。特に、発行企業が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、転換社債の価格は下落します。格付けの低い、および格付けの無い転換社債は、格付けが高い転換社債と比較して、一般に債務不履行が生じるリスクが高いと考えられます。

③　リート（不動産投資信託）への投資に伴うリスク

イ．リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

・リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。

・金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。

ロ．リートの価格や配当は、リートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。

・リートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。

・リートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リートの価格が大幅に下落することも想定されます。
・リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。
・法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもありえます。

ハ．リートに関する法制度（税制、会計制度等）が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。
・その他、不動産を取巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合も、リートの価格や配当が影響を受けることが考えられます。
・金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。

ニ．組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

④　商品先物取引等による運用に伴うリスク

商品先物等の取引価格は、さまざまな要因（商品の需給関係の変化、天候、農業生産、貿易動向、為替レート、金利の変動、政治的・経済的事由および政策、疾病、伝染病、技術発展等）に基づき変動します（個々の品目により具体的な変動要因は異なります。）。

投資するファンドを通じて商品先物取引等による運用を行なう場合、基準価額は、商品先物ポートフォリオの構成品目の値動きおよび商品先物市場の変動の影響を受け、短期的または長期的に大きく下落し、投資元本を下回ることがあります。

その他、基準価額に影響を与える要因として、次のものが考えられます。

・商品先物は、米ドル、カナダ・ドル、豪ドルなど各国の通貨建てで取引されるため、為替変動による影響を受けます。
・商品市場は、市場の流動性の不足、投機家の参入および政府の規制・介入等のさまざまな要因により、一時的に偏向するかその他の混乱を生じることがあります。

・各々の商品先物の上場市場が定める値幅制限（1営業日に発生する先物契約の変動額を制限する規則）などの規制・規則によって、不利な価格での契約の清算を迫られる可能性があります。
・ファンドによる建玉が市場の一定割合を超えた場合に、取引所による建玉規制が行なわれ、指数の構成どおりに組入れができなくなる可能性があります。
・値段の低い期近の先物を値段の高い期先の先物に買換える場合、マイナスの影響を及ぼす可能性があります。

⑤　デリバティブ取引の利用に伴うリスク

デリバティブ取引を利用して純資産規模を上回る買建て、売建てを行なう場合、価格変動リスクが現物有価証券に投資する場合と比べて大きくなる可能性があります。

また、デリバティブ取引の相手方の債務不履行により損失が発生することがあり、この場合基準価額が下落する要因となります。

先物の価格は、対象証券または指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合において、先物価格が上昇すれば収益が発生し、下落すれば損失が発生します（売建てている場合は逆の結果となります。）。ファンドで行なっている株価指数先物取引について損失が発生した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

有価証券指数等先渡取引を取引対象とする場合、取引相手方の信用状況が著しく悪化する信用リスク、合理的な条件で取引を行なう相手方が見出せなくなることによる流動性リスク等があります。

⑥　外国為替予約取引の利用に伴うリスク

外国為替予約とは、将来あらかじめ定めた条件（時期、金額、為替レート等）で通貨の売買を行なう契約のことをいいます。買建てた通貨が売建てた通貨に対して下落した場合には損失が発生し、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

⑦　オルタナティブ戦略・資産にかかるリスク・留意点

オルタナティブ戦略・資産での運用においては、実質的な投資対象市場の価格が上昇した場合でも、収益が得られない場合や損失が発生する場合があります。

レバレッジを利用する場合には、実質的な投資対象市場における値動き以上の損失をもたらす場合があります。また、市場環境によっては、オルタナティブ戦略・資産での運用が効果的に機能しない可能性があり、基準価額が予想外に下落する場合があります。

オルタナティブ戦略・資産の例として、以下のものを挙げます。

イ．マーケット・ニュートラル戦略（現物株式のポートフォリオが有する株式市場全体の動きに依存して変動する要素（マーケット・リスク）を株価指数先物取引の売建てを利用して可能な限りヘッジすることをめざす戦略）に基づく運用を行なう場合

・株価指数先物取引の売建てを利用しますので、組入れている現物株式の株価が上昇しても、基準価額が下落する場合があります。

・株式と株価指数先物の価格変動の差異その他の事情により、マーケット・リスクを完全にヘッジできないことがあります。

・現物株式のポートフォリオのパフォーマンスが市場全体のパフォーマンスに劣後する場合、基準価額が下落する可能性があります。

・現物株式取引、株価指数先物取引から発生する売買委託手数料等は、基準価額が下落する要因となります。

ロ．株式などのロング・ショート戦略（割安と判断される銘柄を買建て(ロング･ポジション)、割高と判断される銘柄を売建て(ショート･ポジション)するという2つのポジションを組み合わせる投資戦略）に基づく運用または裁定取引を行なう場合

・ロング・ショート戦略では、投資対象市場の動向による影響を受けにくい運用をめざしますが、その影響を全て排除できるわけではありません。

・投資対象市場やロング（買建て）・ショート（売建て）戦略により保有する株式などの値動きの見通しが予測と異なった場合は、基準価額の下落要因になります。

・ただし、レバレッジを活用して取引を行なう場合には、投資対象の市場における値動きに比べて大きな損失が生じる可能性があります。

※　上記は代表的な戦略の例であり、当ファンドが採用する戦略はこれらに限定されません。

⑧　為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入実質外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

＜新興国＞

新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

＜為替ヘッジ＞

投資する指定投資信託証券において為替ヘッジを行なう場合、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、日本円の金利が組入外貨建資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

⑨　カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

＜新興国＞

新興国においては、欧米等の先進国と比較して、非常事態など（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）の発生や、証券の決済の遅延・不能等の発生の可能性が高く、より大きなカントリー・リスクが伴い、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

⑩　その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2)換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

①　金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止（「FW日本株式セレクト」および「FW J-REITセレクト」を除きます。）その他やむを得ない事情があるときは、お買付けの申込みの受付けを中止することがあります。

② 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止（「FW日本株式セレクト」および「FW J-REITセレクト」を除きます。）その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3)その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

※ 流動性リスクに関する事項

・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(4)リスク管理体制

運用リスク管理体制（※）は、以下のとおりとなっています。

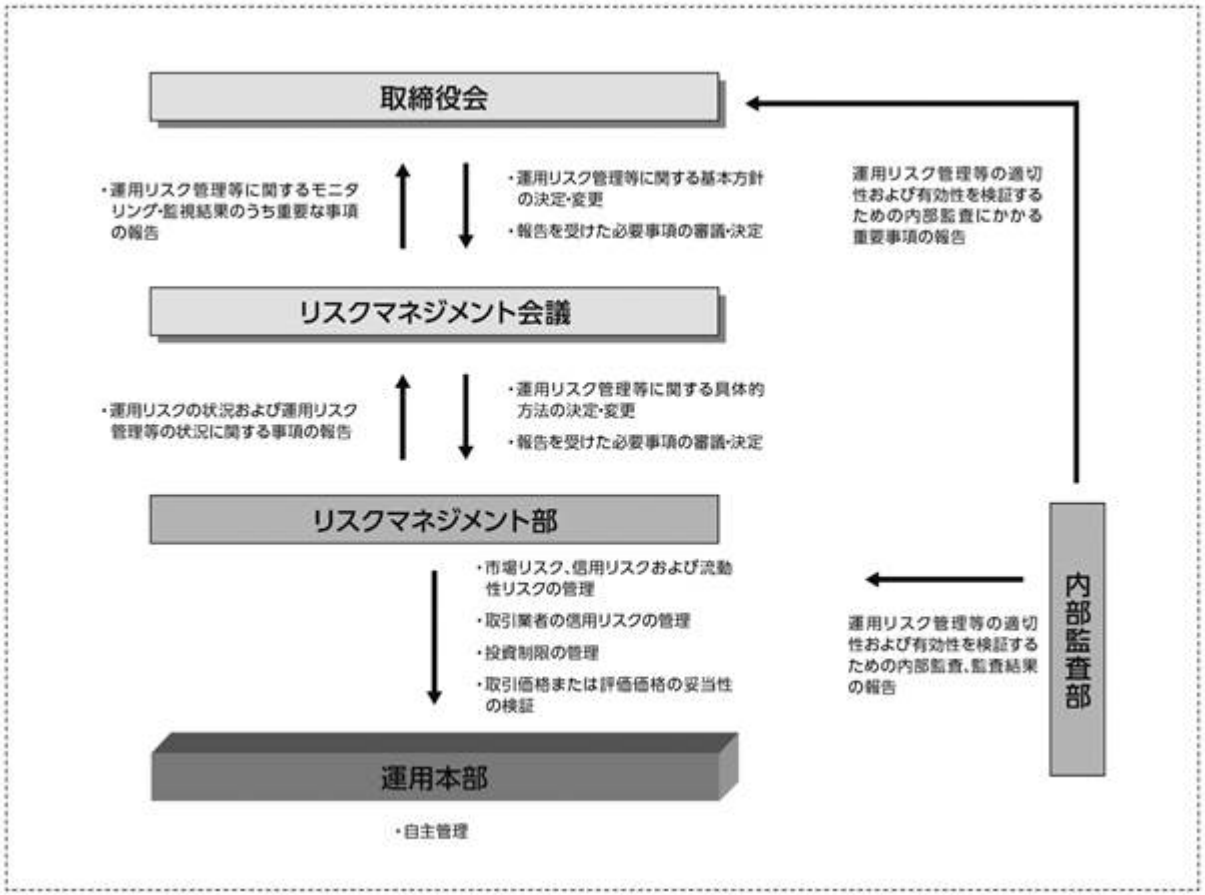

※　流動性リスクに対する管理体制

- **委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。**
- **取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。**

参考情報

●下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

［ダイワファンドラップ　日本株式セレクト］

［ダイワファンドラップ　外国株式セレクト］

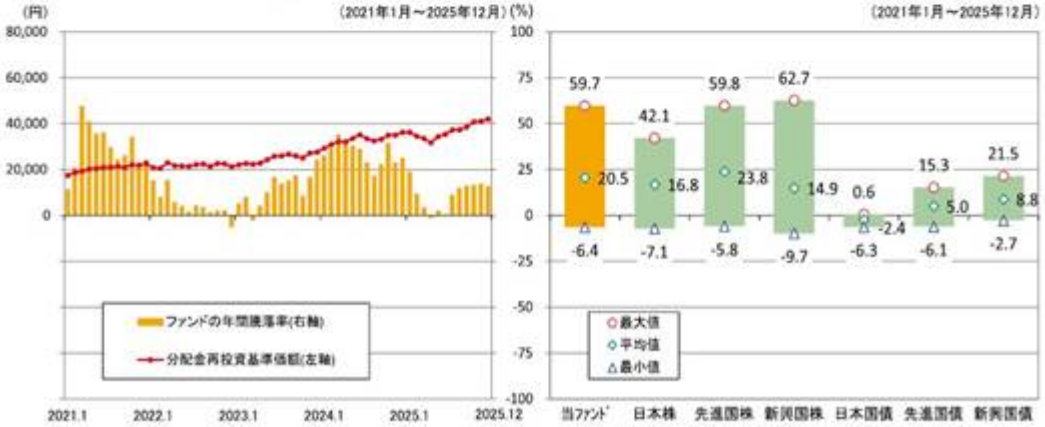

［ダイワファンドラップ　外国株式セレクト エマージングプラス］

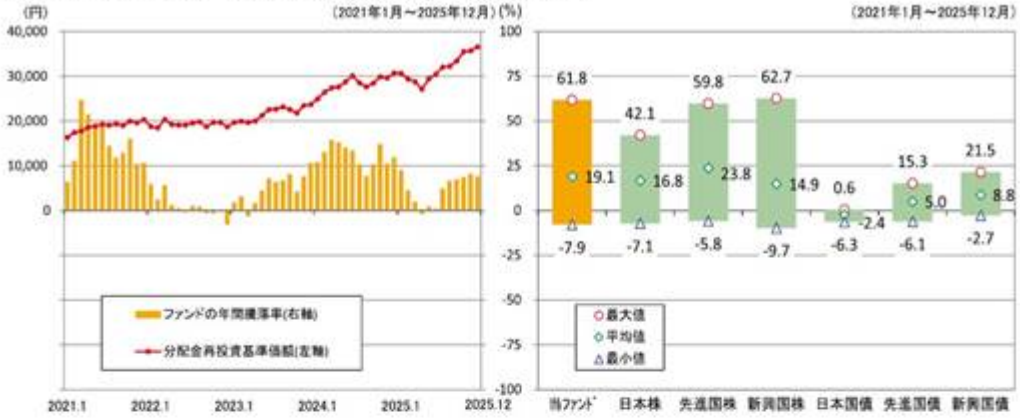

［ダイワファンドラップ　日本債券セレクト］

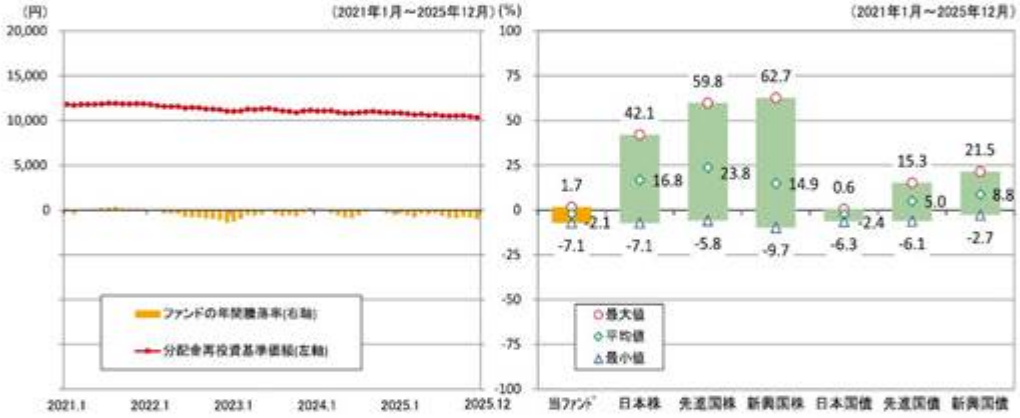

［ダイワファンドラップ　外国債券セレクト］

[ダイワファンドラップ　外国債券セレクト エマージングプラス]

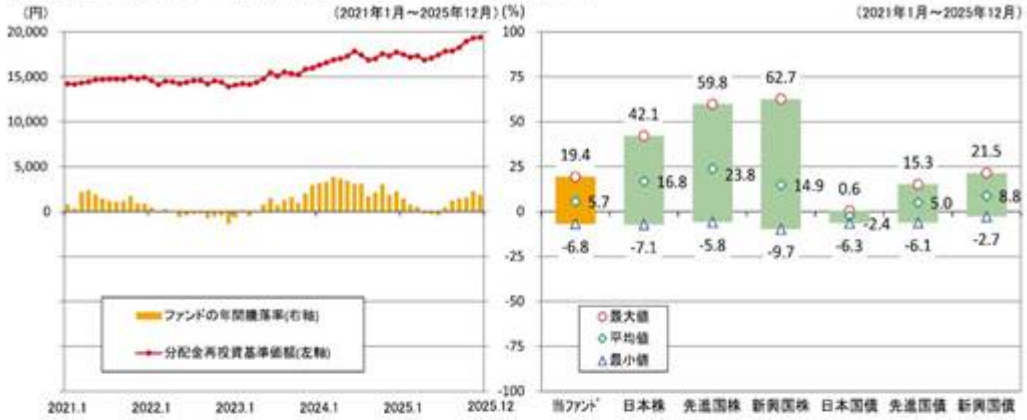

[ダイワファンドラップ　J-REITセレクト]

[ダイワファンドラップ　外国REITセレクト]

［ダイワファンドラップ　コモディティセレクト］

［ダイワファンドラップ　ヘッジファンドセレクト］

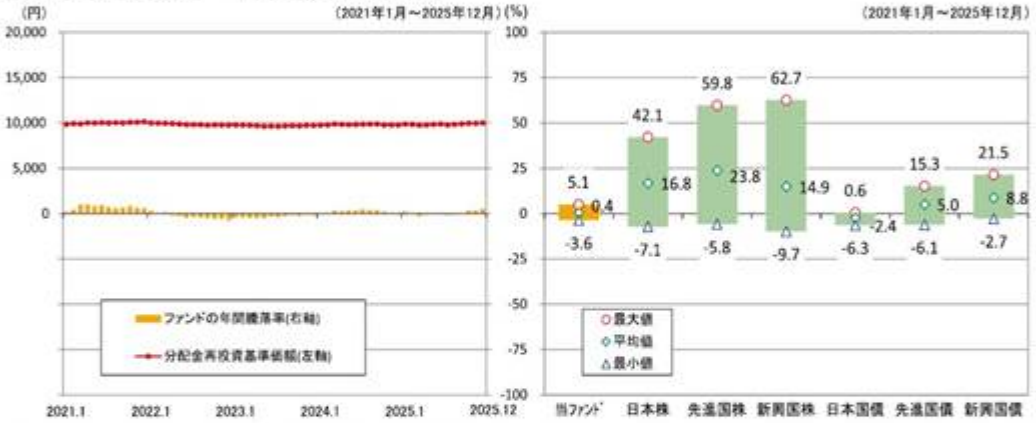

※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて
日 本 株：配当込みTOPIX
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス－ エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド(円ベース)

※指数について
●配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.（「MSCI」）が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。
｛ https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html ｝●NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数であり、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の[illegible]権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

取得申込時の申込手数料については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期間の最初の6か月終了日（6か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

ファンド名	信託報酬率
FW日本株式セレクト FW外国株式セレクト FW外国株式EM+ FW外国債券セレクト FW外国債券EM+ FWヘッジFセレクト	年率0.484%（税抜0.44%）

FW日本債券セレクト	年率0.484%（税抜0.44%）以内（＊）
FW J-REITセレクト FW外国REITセレクト FWコモディティセレクト	年率0.374%（税抜0.34%）

（＊）下記1.2.における新発10年固定利付国債利回り（日本相互証券株式会社発表の終値）に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。

（新発10年固定利付国債利回りが）

イ．2%未満の場合　…… 年率0.242%（税抜0.22%）

ロ．2%以上の場合　…… 年率0.484%（税抜0.44%）

1.毎計算期間における最初の6か月終了日（休業日の場合翌営業日）までの期間の信託報酬率については、前計算期間末（2015年9月9日から2015年12月15日までの期間の信託報酬率については2015年9月8日）。

2.毎計算期間における最初の6か月終了日（休業日の場合翌営業日）の翌日から毎計算期間末までの期間の信託報酬率については、毎計算期間の最初の6か月終了日（休業日の場合翌営業日）における新発10年固定利付国債利回り。

② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、次のとおりです。

＜FW日本株式セレクト＞

＜FW外国株式セレクト＞

＜FW外国株式EM+＞

＜FW外国債券セレクト＞

＜FW外国債券EM+＞

＜FWヘッジFセレクト＞

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.30% （税抜）	年率0.10% （税抜）	年率0.04% （税抜）

＜FW日本債券セレクト＞

	委託会社	販売会社	受託会社
前①イ.の場合	年率0.15%（税抜）	年率0.05%（税抜）	年率0.02%（税抜）
前①ロ.の場合	年率0.30%（税抜）	年率0.10%（税抜）	年率0.04%（税抜）

＜FW J-REITセレクト＞

＜FW外国REITセレクト＞

＜FWコモディティセレクト＞

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.245% （税抜）	年率0.075% （税抜）	年率0.02% （税抜）

※上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

④　前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

⑤　当ファンドの投資助言を行なう株式会社 大和ファンド・コンサルティングに対して、FW J-REITセレクト、FW外国REITセレクトおよびFWコモディティセレクトについては日々の純資産総額に年率0.055%（税抜0.05%）を乗じた額を、その他のセレクトについては日々の純資産総額に年率0.11%（税抜0.10%）を乗じた額を、委託会社が受ける報酬から支払うものとします。

⑥　当ファンドの信託報酬等のほかに、当ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた実質的な信託報酬（年率）の概算値は、以下のとおりです。

ただし、この値はあくまで目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬（年率）は変動します。

組入ファンドの信託報酬を加えた実質的な信託報酬（税込、年率）の概算値（目論見書作成時点）	
FW日本株式セレクト	1.0166%（0.7381%～1.3090%）程度
FW外国株式セレクト	1.1943%（0.6820%～1.4971%）程度
FW外国株式EM+	1.2862%（0.6820%～1.7340%）程度

FW日本債券セレクト	新発10年固定利付国債利回りが 1%未満の場合　0.4649%（0.3806%～0.7150%）程度 1%以上2%未満の場合　0.5067%（0.4356%～0.7150%）程度 2%以上3%未満の場合　0.7624%（0.6776%～0.9570%）程度 3%以上4%未満の場合　0.7760%（0.6776%～0.9570%）程度
FW外国債券セレクト	0.9648%（0.7821%～1.2340%）程度
FW外国債券EM+	0.9936%（0.7821%～1.2340%）程度
FW J-REITセレクト	0.7321%（0.7040%～0.8910%）程度
FW外国REITセレクト	1.0204%（0.9790%～1.1671%）程度
FWコモディティセレクト	1.3058%（0.6160%～1.3740%）程度
FWヘッジFセレクト	1.6382%（1.0450%～2.4840%）程度

（注1）国内籍投資信託の場合、信託報酬のほか、監査報酬等の費用が別途かかります。また、外国籍投資信託／投資法人の場合、外国籍投資信託／投資法人の設立費用、監査費用等の費用が別途かかります。なお、いずれも申込手数料はかかりません。
（注2）各指定投資信託証券の信託報酬等について、くわしくは、前掲の「＜参考＞指定投資信託証券の概要」をご参照下さい。なお、信託報酬等は今後変更となる場合もあります。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4)【その他の手数料等】

① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③　信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
④　信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（※）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

＜投資対象ファンドより支弁する手数料等＞
各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、マザーファンドを除く投資対象ファンドからは監査報酬を支弁します。

(5)【課税上の取扱い】
課税上は株式投資信託として取扱われます。
①　個人の投資者に対する課税
イ．収益分配金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります（「FW日本株式セレクト」のみ。）。）を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。
ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

※少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」について

少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にＮＩＳＡの適用対象となります。

当ファンドは、ＮＩＳＡの対象ではありません。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

②　法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収（※）され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は

15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

＜注1＞個別元本について

① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

④ 個別元本について、詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

＜注2＞収益分配金の課税について

① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

② 投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（※）外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（※）上記は、2025年12月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（※）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【ダイワファンドラップ 日本株式セレクト】

(1)【投資状況】(2025年12月30日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		939,080,317,293	99.12
	内 日本	939,080,317,293	99.12
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		8,323,874,458	0.88
純資産総額		947,404,191,751	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2)【投資資産】(2025年12月30日現在)

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ダイワ・スマート日本株ファンダメンタル・ファンド	日本	投資信託 受益証券	30,976,188,384	2.6810 83,047,444,870	3.4142 105,758,902,380	11.16
2	グローバルX グローバルリーダーズ-日本株式 ETF	日本	投資信託 受益証券	22,880,000	3,395 77,693,437,806	3,943 90,215,840,000	9.52
3	損保ジャパン日本興亜ラージキャップ・バリュー・ファンド	日本	投資信託 受益証券	32,092,206,728	2.1015 67,441,772,441	2.7425 88,012,876,951	9.29
4	日本株 EVI ハイアルファ	日本	投資信託 受益証券	28,098,687,175	2.1607 60,712,833,382	3.0708 86,285,448,576	9.11
5	DIAM国内株式アクティブ市場型ファンド	日本	投資信託 受益証券	24,005,999,349	2.7849 66,856,053,239	3.5389 84,954,831,096	8.97
6	SMDAMジャパン・ファンダメンタル・アクティブ・ファンド	日本	投資信託 受益証券	63,103,334,758	1.1021 69,550,689,518	1.3413 84,640,502,910	8.93
7	ニッセイJPX日経400アクティブファンド	日本	投資信託 受益証券	24,273,684,693	2.8612 69,452,274,465	3.4247 83,130,087,968	8.77
8	日本長期成長株集中投資ファンド	日本	投資信託 受益証券	20,107,143,173	3.1831 64,003,671,227	3.4804 69,980,901,099	7.39
9	ダイワ成長株オープン	日本	投資信託 受益証券	19,078,833,692	2.8740 54,833,821,365	3.4466 65,757,108,202	6.94

10	ﾘｻｰﾁ･ｱｸﾃｨﾌﾞ･ｵｰﾌﾟﾝF	日本	投資信託受益証券	1,042,068	45,009 46,902,958,501	55,475 57,808,722,300	6.10
11	国内高配当株フォーカス	日本	投資信託受益証券	8,907,530,942	2.5832 23,009,933,930	3.1323 27,901,059,169	2.95
12	グローバルX MSCIスーパーディビィデンド -日本株式 ETF	日本	投資信託受益証券	7,927,134	2,733 21,664,857,222	3,393 26,896,765,662	2.84
13	ダイワ中小型株ファンド	日本	投資信託受益証券	11,369,859,914	1.3506 15,356,458,120	1.7927 20,382,747,867	2.15
14	日本大型株長期厳選投資	日本	投資信託受益証券	11,202,855,825	1.3737 15,389,363,053	1.6362 18,330,112,700	1.93
15	大和住銀ニッポン中小型株ファンド	日本	投資信託受益証券	3,177,173,427	3.8575 12,255,946,509	4.6421 14,748,756,765	1.56
16	T＆D/マイルストン日本株ファンド	日本	投資信託受益証券	3,919,729,173	3.0542 11,971,636,845	3.6420 14,275,653,648	1.51

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	99.12%
合計	99.12%

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの純資産額 (分配付)(円)
第9計算期間末 (2016年6月15日)	226,681,824,888	226,681,824,888	1.1256	1.1256

第10計算期間末 (2017年6月15日)	280,702,635,860	280,702,635,860	1.4085	1.4085
第11計算期間末 (2018年6月15日)	331,371,227,538	331,371,227,538	1.6306	1.6306
第12計算期間末 (2019年6月17日)	323,037,097,521	323,037,097,521	1.4090	1.4090
第13計算期間末 (2020年6月15日)	348,680,965,721	348,680,965,721	1.5087	1.5087
第14計算期間末 (2021年6月15日)	423,266,237,538	423,266,237,538	1.9514	1.9514
第15計算期間末 (2022年6月15日)	455,938,748,218	455,938,748,218	1.9024	1.9024
第16計算期間末 (2023年6月15日)	592,816,883,563	592,816,883,563	2.3385	2.3385
第17計算期間末 (2024年6月17日)	718,287,015,767	718,287,015,767	2.8474	2.8474
2024年12月末日	783,637,181,323	－	2.9793	－
2025年1月末日	775,630,151,303	－	2.9485	－
2月末日	767,055,969,095	－	2.8991	－
3月末日	777,898,722,709	－	2.9336	－
4月末日	750,106,426,100	－	2.8421	－
5月末日	794,106,301,907	－	3.0186	－
第18計算期間末 (2025年6月16日)	774,089,963,384	774,089,963,384	2.9657	2.9657
6月末日	802,096,891,312	－	3.0624	－
7月末日	826,679,536,071	－	3.1416	－
8月末日	874,343,628,726	－	3.3308	－
9月末日	883,462,545,211	－	3.3926	－
10月末日	929,721,263,513	－	3.5727	－
11月末日	945,318,691,392	－	3.6640	－
12月末日	947,404,191,751	－	3.7089	－

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000

第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000
2025年6月17日～ 2025年12月16日	―

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第9計算期間	△17.8
第10計算期間	25.1
第11計算期間	15.8
第12計算期間	△13.6
第13計算期間	7.1
第14計算期間	29.3
第15計算期間	△2.5
第16計算期間	22.9
第17計算期間	21.8
第18計算期間	4.2
2025年6月17日～ 2025年12月16日	25.3

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第9計算期間	80,718,816,346	37,624,796,734
第10計算期間	59,932,979,119	62,040,891,483
第11計算期間	56,850,229,329	52,913,430,585
第12計算期間	62,133,193,070	36,094,352,845
第13計算期間	49,969,416,542	48,121,318,211
第14計算期間	42,586,835,020	56,794,895,332
第15計算期間	50,433,578,076	27,674,210,097
第16計算期間	48,410,679,332	34,572,542,632
第17計算期間	55,128,087,210	56,365,789,594
第18計算期間	47,035,518,337	38,284,368,439
2025年6月17日～ 2025年12月16日	22,931,661,022	30,159,546,235

（参考情報）運用実績

●ダイワファンドラップ 日本株式セレクト

2025年12月30日現在　　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	37,089円
純資産総額	9,474億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	1.2%
3カ月間	9.3%
6カ月間	21.1%
1年間	24.5%
3年間	92.7%
5年間	101.7%
設定来	270.9%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：　0円　　設定来分配金合計額：　0円

決算期	第7期 14年6月	第8期 15年6月	第9期 16年6月	第10期 17年6月	第11期 18年6月	第12期 19年6月	第13期 20年6月	第14期 21年6月	第15期 22年6月	第16期 23年6月	第17期 24年6月	第18期 25年6月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況　　※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド	比率
ダイワ・スマート日本株ファンダメンタル・ファンド	11.2%
グローバルX グローバルリーダーズ-日本株式 ETF	9.5%
損保ジャパン日本興亜ラージキャップ・バリュー・ファンド	9.3%
日本株 EVI ハイアルファ	9.1%
DIAM国内株式アクティブ市場型ファンド	9.0%
SMDAMジャパン・ファンダメンタル・アクティブ・ファンド	8.9%
ニッセイJPX日経400アクティブファンド	8.8%
日本長期成長株集中投資ファンド	7.4%
ダイワ成長株オープン	6.9%
リサーチ・アクティブ・オープンF	6.1%
合計	86.2%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

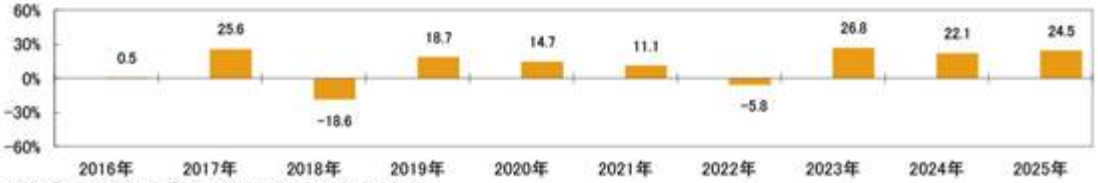

・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2025年は12月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワファンドラップ 外国株式セレクト】

(1) 【投資状況】 (2025年12月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)

投資信託受益証券		570,823,982,488	80.46
	内 日本	570,823,982,488	80.46
投資証券		125,356,795,222	17.67
	内 ルクセンブルグ	125,356,795,222	17.67
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		13,287,063,234	1.87
純資産総額		709,467,840,944	100.00

（注1） 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2） 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（2025年12月30日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	フランクリン・グローバル株式ファンド	日本	投資信託 受益証券	25,521,390,721	2.8787 73,469,252,749	3.6121 92,185,815,423	12.99
2	ダイワ／ニューメリック 外国株式戦略	日本	投資信託 受益証券	54,752,439,332	1.3488 73,850,556,052	1.6627 91,036,880,877	12.83
3	グローバルX S&P500 キャッシュフロー・トップ100 ETF	日本	投資信託 受益証券	49,061,904	1,307 64,171,685,714	1,406 68,981,037,024	9.72
4	CAPITAL GROUP GLOBAL NEW PERSPECTIVE FUND (LUX)	ルクセンブルグ	投資証券	13,758,955.81	4,239.89 58,336,506,468	5,010.00 68,932,368,613	9.72
5	アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド	日本	投資信託 受益証券	28,021,951,976	1.7641 49,433,525,486	2.2889 64,139,445,877	9.04
6	T ROWE PRICE FUNDS SICAV - GLOBAL FOCUSED GROWTH EQUITY FUND CLASS I JPY	ルクセンブルグ	投資証券	1,666,649.73	26,864.16 44,773,150,630	33,855.00 56,424,426,609	7.95
7	グローバル厳選株式ファンド	日本	投資信託 受益証券	29,360,533,584	1.6483 48,395,399,322	1.8447 54,161,376,302	7.63
8	ダイワ／GQGグローバル・エクイティ	日本	投資信託 受益証券	14,136,166,711	2.6317 37,202,331,626	2.8324 40,039,278,592	5.64
9	ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式ファンド	日本	投資信託 受益証券	14,376,054,240	1.9849 28,535,655,484	2.5074 36,046,518,401	5.08
10	WCM 先進国成長株厳選ファンド	日本	投資信託 受益証券	25,439,551,379	1.0000 25,440,000,000	1.0738 27,316,990,270	3.85
11	ジェニソン外国株式戦略ファンド	日本	投資信託 受益証券	23,091,095,382	1.0134 23,402,617,491	1.1685 26,981,944,953	3.80

12	MFS外国株式コントラリアン厳選バリュー戦略	日本	投資信託受益証券	16,755,413,180	1.0675 17,886,403,570	1.2860 21,547,461,349	3.04
13	ダイワ／ウエリントン・デュラブル・カンパニーズ戦略ファンド	日本	投資信託受益証券	6,708,783,308	2.7331 18,335,837,216	3.0550 20,495,333,005	2.89
14	米国大型クオンツ戦略	日本	投資信託受益証券	12,495,827,180	1.0011 12,510,000,000	1.1000 13,745,409,898	1.94
15	ダイワ／ウエリントン欧州株ファンド	日本	投資信託受益証券	2,529,046,148	2.3853 6,032,533,777	2.9640 7,496,092,782	1.06
16	ニッセイ／アリアンツ・欧州グロース株式ファンド	日本	投資信託受益証券	2,612,094,576	2.4345 6,359,241,599	2.5359 6,624,010,635	0.93
17	ニッセイ／インターミード・グローバル株式ファンド	日本	投資信託受益証券	9,000,000	2.6261 23,634,900	2.9319 26,387,100	0.00

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	80.46%
投資証券	17.67%
合計	98.13%

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの純資産額 (分配付)(円)
第9計算期間末 (2016年6月15日)	148,029,722,000	148,029,722,000	1.0318	1.0318
第10計算期間末 (2017年6月15日)	172,115,818,937	172,115,818,937	1.2355	1.2355

第11計算期間末 (2018年6月15日)	203,529,205,192	203,529,205,192	1.3983	1.3983
第12計算期間末 (2019年6月17日)	204,266,283,510	204,266,283,510	1.3682	1.3682
第13計算期間末 (2020年6月15日)	208,384,165,736	208,384,165,736	1.4187	1.4187
第14計算期間末 (2021年6月15日)	266,913,973,932	266,913,973,932	2.0678	2.0678
第15計算期間末 (2022年6月15日)	280,059,030,532	280,059,030,532	2.0618	2.0618
第16計算期間末 (2023年6月15日)	373,574,050,756	373,574,050,756	2.5033	2.5033
第17計算期間末 (2024年6月17日)	524,391,979,095	524,391,979,095	3.4178	3.4178
2024年12月末日	575,756,399,799	－	3.6178	－
2025年1月末日	576,823,295,985	－	3.6213	－
2月末日	553,823,679,296	－	3.4533	－
3月末日	541,374,462,482	－	3.3516	－
4月末日	515,165,290,247	－	3.1644	－
5月末日	568,811,943,363	－	3.4344	－
第18計算期間末 (2025年6月16日)	573,085,818,972	573,085,818,972	3.4565	3.4565
6月末日	589,801,152,010	－	3.5397	－
7月末日	622,733,913,812	－	3.7201	－
8月末日	624,137,750,795	－	3.7315	－
9月末日	647,458,663,383	－	3.8512	－
10月末日	688,470,528,750	－	4.0746	－
11月末日	690,815,400,095	－	4.0998	－
12月末日	709,467,840,944	－	4.1965	－

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000

第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000
2025年6月17日～ 2025年12月16日	―

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第9計算期間	△19.6
第10計算期間	19.7
第11計算期間	13.2
第12計算期間	△2.2
第13計算期間	3.7
第14計算期間	45.8
第15計算期間	△0.3
第16計算期間	21.4
第17計算期間	36.5
第18計算期間	1.1
2025年6月17日～ 2025年12月16日	19.0

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第9計算期間	68,393,821,683	30,209,487,179
第10計算期間	46,296,589,844	50,466,414,902
第11計算期間	41,024,340,375	34,768,817,657
第12計算期間	33,946,818,458	30,210,448,613
第13計算期間	29,894,783,156	32,307,206,138
第14計算期間	25,410,871,581	43,214,565,583
第15計算期間	30,184,121,143	23,431,906,796
第16計算期間	33,463,336,846	20,063,364,657
第17計算期間	44,809,149,054	40,611,639,894
第18計算期間	36,713,105,089	24,342,461,424
2025年6月17日～ 2025年12月16日	19,337,804,798	17,654,902,480

●ダイワファンドラップ 外国株式セレクト

2025年12月30日現在　　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	41,965円
純資産総額	7,094億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	2.4%
3カ月間	9.0%
6カ月間	18.6%
1年間	16.0%
3年間	98.2%
5年間	141.7%
設定来	319.7%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：　0円　　設定来分配金合計額：　0円

決算期	第 7 期 14年6月	第 8 期 15年6月	第 9 期 16年6月	第 10 期 17年6月	第 11 期 18年6月	第 12 期 19年6月	第 13 期 20年6月	第 14 期 21年6月	第 15 期 22年6月	第 16 期 23年6月	第 17 期 24年6月	第 18 期 25年6月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況　　※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド	比率
フランクリン・グローバル株式ファンド	13.0%
ダイワ／ニューメリック 外国株式戦略	12.8%
グローバルX S&P500 キャッシュフロー・トップ100 ETF	9.7%
ｷｬﾋﾟﾀﾙ・ｸﾞﾙｰﾌﾟ・ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ・ﾆｭｰﾊﾟｰｽﾍﾟｸﾃｨﾌﾞ・ﾌｧﾝﾄﾞ(LUX)ｸﾗｽP(円建)	9.7%
アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド	9.0%
グローバル・フォーカス・グロース・エクイティ・ファンド　クラスＩ（円建）	8.0%
グローバル厳選株式ファンド	7.6%
ダイワ／GQGグローバル・エクイティ	5.6%
ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式ファンド	5.1%
WCM 先進国成長株厳選ファンド	3.9%
合計	84.5%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

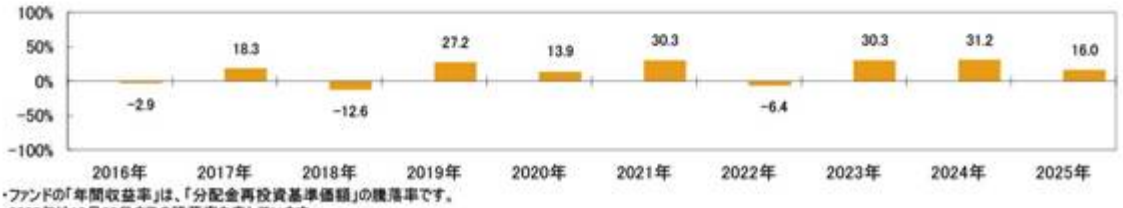

・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2025年は12月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラス】

(1) 【投資状況】 (2025年12月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)

投資信託受益証券		152,135,794,141	69.06
	内 日本	142,534,554,072	64.70
	内 香港	9,601,240,069	4.36
投資証券		67,140,745,083	30.48
	内 アイルランド	21,652,408,448	9.83
	内 ルクセンブルグ	45,488,336,635	20.65
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,016,070,956	0.46
純資産総額		220,292,610,180	100.00

（注1） 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2） 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（2025年12月30日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	フランクリン・グローバル株式ファンド	日本	投資信託 受益証券	6,411,277,219	2.8768 18,444,506,481	3.6121 23,158,174,442	10.51
2	ダイワ／ニューメリック 外国株式戦略	日本	投資信託 受益証券	13,731,749,100	1.3484 18,516,538,897	1.6627 22,831,779,228	10.36
3	MAN FUNDS PLC-MAN SYSTEMATIC EMERGING MARKETS EQUITY CLASS I JPY	アイルランド	投資証券	979,880	17,374.42 17,024,850,097	22,097.00 21,652,408,448	9.83
4	CAPITAL GROUP GLOBAL NEW PERSPECTIVE FUND (LUX)	ルクセンブルグ	投資証券	3,536,351.8	4,235.89 14,979,611,302	5,010.00 17,717,122,518	8.04
5	グローバルX S&P500 キャッシュフロー・トップ100 ETF	日本	投資信託 受益証券	12,218,096	1,304 15,940,524,516	1,406 17,178,642,976	7.80
6	アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド	日本	投資信託 受益証券	6,964,167,380	1.7641 12,285,487,682	2.2889 15,940,282,716	7.24
7	T ROWE PRICE FUNDS SICAV - GLOBAL FOCUSED GROWTH EQUITY FUND CLASS I JPY	ルクセンブルグ	投資証券	420,719.14	26,836.00 11,290,418,841	33,855.00 14,243,446,485	6.47
8	グローバル厳選株式ファンド	日本	投資信託 受益証券	7,410,069,424	1.6435 12,178,557,271	1.8447 13,669,355,066	6.21
9	FIDELITY FUNDS - INSTITUTIONAL EMERGING MARKETS EQUITY FUND I-ACC-JPY	ルクセンブルグ	投資証券	4,706,947.68	2,152.00 10,129,351,407	2,874.00 13,527,767,632	6.14

10	ダイワ／GQGグローバル・エクイティ	日本	投資信託受益証券	3,443,802,921	2.6284 9,051,801,628	2.8324 9,754,227,393	4.43
11	VALUE PARTNERS HIGH DIVIDEND STOCKS FUND CLASS A1 USD	香港	投資信託受益証券	450,994.74	18,356.66 8,278,757,158	21,289.02 9,601,240,069	4.36
12	ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式ファンド	日本	投資信託受益証券	3,602,667,566	1.9812 7,137,782,355	2.5074 9,033,328,654	4.10
13	ジェニソン外国株式戦略ファンド	日本	投資信託受益証券	6,009,083,095	1.0124 6,083,595,727	1.1685 7,021,613,596	3.19
14	WCM 先進国成長株厳選ファンド	日本	投資信託受益証券	6,004,136,450	0.9993 6,000,000,000	1.0738 6,447,241,720	2.93
15	MFS外国株式コントラリアン厳選バリュー戦略	日本	投資信託受益証券	4,604,434,368	1.0675 4,915,233,687	1.2860 5,921,302,597	2.69
16	ダイワ／ウエリントン・デュラブル・カンパニーズ戦略ファンド	日本	投資信託受益証券	1,640,896,967	2.7228 4,467,834,261	3.0550 5,012,940,234	2.28
17	米国大型クオンツ戦略	日本	投資信託受益証券	3,000,000,000	1.0000 3,000,000,000	1.1000 3,300,000,000	1.50
18	ダイワ／ウエリントン欧州株ファンド	日本	投資信託受益証券	657,197,418	2.3853 1,567,613,002	2.9640 1,947,933,146	0.88
19	ニッセイ／アリアンツ・欧州グロース株式ファンド	日本	投資信託受益証券	517,318,705	2.4397 1,262,102,444	2.5359 1,311,868,504	0.60
20	ニッセイ／インターミード・グローバル株式ファンド	日本	投資信託受益証券	2,000,000	2.6261 5,252,200	2.9319 5,863,800	0.00

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	69.06%
投資証券	30.48%
合計	99.54%

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第9計算期間末 (2016年6月15日)	110,381,316,788	110,381,316,788	0.9517	0.9517
第10計算期間末 (2017年6月15日)	120,604,754,940	120,604,754,940	1.1636	1.1636
第11計算期間末 (2018年6月15日)	136,818,724,707	136,818,724,707	1.3191	1.3191
第12計算期間末 (2019年6月17日)	128,858,209,869	128,858,209,869	1.2626	1.2626
第13計算期間末 (2020年6月15日)	132,370,414,738	132,370,414,738	1.2917	1.2917
第14計算期間末 (2021年6月15日)	166,885,916,540	166,885,916,540	1.9049	1.9049
第15計算期間末 (2022年6月15日)	154,926,646,983	154,926,646,983	1.8506	1.8506
第16計算期間末 (2023年6月15日)	176,977,953,030	176,977,953,030	2.1937	2.1937
第17計算期間末 (2024年6月17日)	200,273,482,975	200,273,482,975	2.9224	2.9224
2024年12月末日	199,688,037,880	－	3.0714	－
2025年1月末日	196,686,087,543	－	3.0617	－
2月末日	187,731,100,515	－	2.9408	－
3月末日	182,942,867,816	－	2.8745	－
4月末日	171,979,441,574	－	2.7104	－
5月末日	187,099,608,749	－	2.9413	－
第18計算期間末 (2025年6月16日)	188,040,171,708	188,040,171,708	2.9701	2.9701
6月末日	192,499,236,830	－	3.0431	－
7月末日	201,445,103,755	－	3.2036	－
8月末日	200,599,928,280	－	3.2215	－
9月末日	205,933,904,476	－	3.3396	－
10月末日	217,909,591,883	－	3.5479	－
11月末日	216,912,909,226	－	3.5683	－

12月末日	220,292,610,180	―	3.6547	―

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000
2025年6月17日～ 2025年12月16日	―

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第9計算期間	△20.9
第10計算期間	22.3
第11計算期間	13.4
第12計算期間	△4.3
第13計算期間	2.3
第14計算期間	47.5
第15計算期間	△2.9
第16計算期間	18.5
第17計算期間	33.2
第18計算期間	1.6
2025年6月17日～ 2025年12月16日	20.7

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第9計算期間	36,498,306,299	20,142,862,575
第10計算期間	23,468,194,626	35,804,706,304
第11計算期間	28,255,810,751	28,188,969,082
第12計算期間	20,449,445,454	22,107,757,884
第13計算期間	22,221,328,845	21,800,454,872

第14計算期間	9,458,531,108	24,331,849,288
第15計算期間	8,576,484,638	12,465,337,105
第16計算期間	6,920,463,364	9,963,136,800
第17計算期間	5,462,879,556	17,607,085,172
第18計算期間	3,969,751,814	9,190,085,601
2025年6月17日～ 2025年12月16日	1,546,005,611	4,652,447,256

●ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラス

2025年12月30日現在　　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	36,547円
純資産総額	2,202億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	2.4%
3カ月間	9.4%
6カ月間	20.1%
1年間	19.0%
3年間	95.5%
5年間	128.1%
設定来	265.5%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：　0円　　設定来分配金合計額：　0円

決算期	第7期 14年6月	第8期 15年6月	第9期 16年6月	第10期 17年6月	第11期 18年6月	第12期 19年6月	第13期 20年6月	第14期 21年6月	第15期 22年6月	第16期 23年6月	第17期 24年6月	第18期 25年6月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況　　※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド	比率
フランクリン・グローバル株式ファンド	10.5%
ダイワ／ニューメリック 外国株式戦略	10.4%
マン・システマティック・エマージング・マーケッツ・エクイティ クラスI	9.8%
ｷｬﾋﾟﾀﾙ・ｸﾞﾙｰﾌﾟ・ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ・ﾆｭｰﾊﾟｰｽﾍﾟｸﾃｨﾌﾞ・ﾌｧﾝﾄﾞ(LUX)ｸﾗｽP(円建)	8.0%
グローバルX S&P500 キャッシュフロー・トップ100 ETF	7.8%
アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド	7.2%
グローバル・フォーカス・グロース・エクイティ・ファンド クラスⅠ（円建）	6.5%
グローバル厳選株式ファンド	6.2%
ﾌｨﾃﾞﾘﾃｨ・ﾌｧﾝｽﾞｰｲﾝｽﾃｨﾃｭｰｼｮﾅﾙ・ｴﾏｰｼﾞﾝｸﾞ・ﾏｰｹｯﾂ・ｴｸｲﾃｨ・ﾌｧﾝﾄﾞ	6.1%
ダイワ／GQGグローバル・エクイティ	4.4%
合計	77.0%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

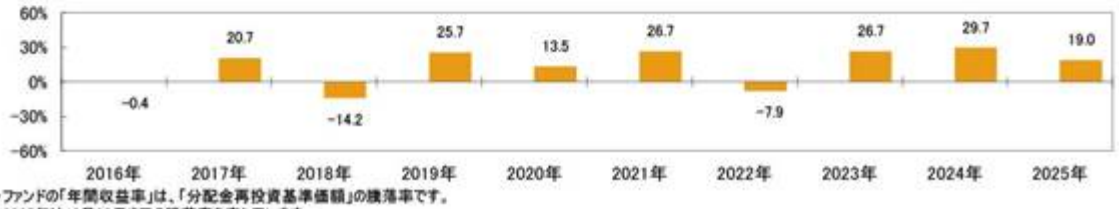

・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2025年は12月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワファンドラップ 日本債券セレクト】

(1) 【投資状況】 (2025年12月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)

投資信託受益証券		733,546,733,834	98.44
	内 日本	733,546,733,834	98.44
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		11,596,733,190	1.56
純資産総額		745,143,467,024	100.00

（注1） 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2） 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（2025年12月30日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	マニュライフ日本債券アクティブ・ファンドM	日本	投資信託 受益証券	121,612,692,811	1.1118 135,212,525,586	1.0852 131,974,094,238	17.71
2	明治安田日本債券アクティブ・ファンド	日本	投資信託 受益証券	130,745,477,329	1.0280 134,412,486,108	1.0007 130,836,999,163	17.56
3	ネオ・ジャパン債券ファンド	日本	投資信託 受益証券	125,430,261,537	1.0180 127,689,446,510	0.9931 124,564,792,732	16.72
4	大和住銀日本債券アクティブファンド	日本	投資信託 受益証券	112,092,314,821	0.9454 105,976,174,477	0.9148 102,542,049,598	13.76
5	One金利・クレジット型戦略ファンドD	日本	投資信託 受益証券	101,240,117,032	0.9663 97,832,187,781	0.9416 95,327,694,197	12.79
6	りそな日本債券ファンド・コア・アクティブ	日本	投資信託 受益証券	76,322,277,114	0.8901 67,938,320,129	0.8638 65,927,182,971	8.85
7	ピムコ日本債券コア・ファンドIV	日本	投資信託 受益証券	70,779,068,322	0.9620 68,090,989,144	0.9307 65,874,078,887	8.84
8	フィデリティ外国債券アクティブ・ファンド（為替ヘッジあり）	日本	投資信託 受益証券	9,815,076,971	0.8388 8,232,886,565	0.8407 8,251,535,209	1.11
9	ネオ・ヘッジ付債券ファンド	日本	投資信託 受益証券	8,811,352,248	0.9306 8,199,844,403	0.9361 8,248,306,839	1.11

（注） 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	98.44%
合計	98.44%

（注） 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第9計算期間末 (2016年6月15日)	432,643,794,048	432,643,794,048	1.1820	1.1820
第10計算期間末 (2017年6月15日)	426,761,206,974	426,761,206,974	1.1511	1.1511
第11計算期間末 (2018年6月15日)	490,307,082,667	490,307,082,667	1.1618	1.1618
第12計算期間末 (2019年6月17日)	513,855,801,538	513,855,801,538	1.1904	1.1904
第13計算期間末 (2020年6月15日)	483,334,676,110	483,334,676,110	1.1730	1.1730
第14計算期間末 (2021年6月15日)	564,540,533,128	564,540,533,128	1.1864	1.1864
第15計算期間末 (2022年6月15日)	611,966,548,541	611,966,548,541	1.1425	1.1425
第16計算期間末 (2023年6月15日)	635,587,642,624	635,587,642,624	1.1297	1.1297
第17計算期間末 (2024年6月17日)	716,885,677,132	716,885,677,132	1.0928	1.0928
2024年12月末日	727,739,035,637	―	1.0867	―
2025年1月末日	724,048,101,467	―	1.0836	―
2月末日	719,685,124,409	―	1.0759	―
3月末日	710,912,221,690	―	1.0642	―
4月末日	715,992,818,213	―	1.0705	―
5月末日	707,142,556,536	―	1.0559	―

第18計算期間末 (2025年6月16日)	713,112,797,653	713,112,797,653	1.0636	1.0636
6月末日	714,868,524,613	－	1.0645	－
7月末日	709,326,297,827	－	1.0541	－
8月末日	714,976,130,230	－	1.0504	－
9月末日	727,419,085,314	－	1.0522	－
10月末日	736,264,222,498	－	1.0549	－
11月末日	742,376,041,227	－	1.0441	－
12月末日	745,143,467,024	－	1.0331	－

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000
2025年6月17日～ 2025年12月16日	－

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第9計算期間	7.1
第10計算期間	△2.6
第11計算期間	0.9
第12計算期間	2.5
第13計算期間	△1.5
第14計算期間	1.1
第15計算期間	△3.7
第16計算期間	△1.1
第17計算期間	△3.3
第18計算期間	△2.7
2025年6月17日～ 2025年12月16日	△2.4

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）
第9計算期間	138,213,194,615	93,918,586,974
第10計算期間	112,751,780,463	108,034,561,003
第11計算期間	128,223,476,431	76,948,676,921
第12計算期間	89,643,206,501	79,981,246,898
第13計算期間	74,869,789,826	94,510,905,438
第14計算期間	120,840,631,229	57,045,229,336
第15計算期間	111,498,895,708	51,684,834,294
第16計算期間	87,487,981,485	60,535,911,732
第17計算期間	164,099,404,842	70,713,254,775
第18計算期間	88,576,412,336	74,105,392,599
2025年6月17日～ 2025年12月16日	83,711,487,030	36,865,561,465

●ダイワファンドラップ 日本債券セレクト

2025年12月30日現在　　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	10,331円
純資産総額	7,451億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	−1.1%
3カ月間	−1.8%
6カ月間	−2.9%
1年間	−4.9%
3年間	−6.4%
5年間	−12.5%
設定来	3.3%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：　0円　　設定来分配金合計額：　0円

決算期	第7期 14年6月	第8期 15年6月	第9期 16年6月	第10期 17年6月	第11期 18年6月	第12期 19年6月	第13期 20年6月	第14期 21年6月	第15期 22年6月	第16期 23年6月	第17期 24年6月	第18期 25年6月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況　　※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド	比率
マニュライフ日本債券アクティブ・ファンドM	17.7%
明治安田日本債券アクティブ・ファンド	17.6%
ネオ・ジャパン債券ファンド	16.7%
大和住銀日本債券アクティブファンド	13.8%
One金利・クレジット型戦略ファンドD	12.8%
りそな日本債券ファンド・コア・アクティブ	8.8%
ピムコ日本債券コア・ファンドIV	8.8%
フィデリティ外国債券アクティブ・ファンド（為替ヘッジあり）	1.1%
ネオ・ヘッジ付債券ファンド	1.1%
合計	98.4%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

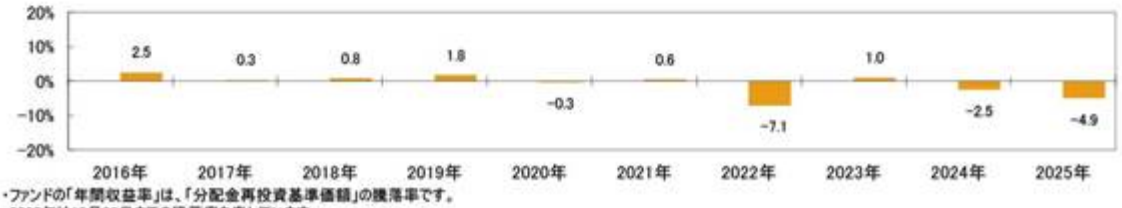

・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2025年は12月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワファンドラップ 外国債券セレクト】

(1) 【投資状況】 (2025年12月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)

投資信託受益証券		334,533,748,242	78.36
	内 日本	125,630,973,325	29.43
	内 ケイマン諸島	208,902,774,917	48.93
投資証券		83,501,456,887	19.56
	内 アイルランド	8,368,449,950	1.96
	内 ルクセンブルグ	75,133,006,937	17.60
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		8,872,866,891	2.08
純資産総額		426,908,072,020	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（2025年12月30日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	WELLINGTON GLOBAL AGGREGATE NON YEN BOND FUND CLASS SQ5	ケイマン諸島	投資信託受益証券	7,108,592.23	9,785.54 69,561,429,038	10,599.00 75,343,969,056	17.65
2	GLOBAL CORE BOND FUND EX-JAPAN	ケイマン諸島	投資信託受益証券	4,448,690.05	15,129.92 67,308,337,912	16,897.00 75,169,515,775	17.61
3	L&G GLOBAL AGGREGATE EX JAPAN BOND FUND - C JPY UNHEDGED ACC	ルクセンブルグ	投資証券	604,973,150	111.94 67,724,156,420	124.19 75,133,006,937	17.60
4	フィデリティ外国債券アクティブ・ファンド（為替ヘッジなし）	日本	投資信託受益証券	42,053,381,066	1.2451 52,363,096,309	1.3907 58,483,637,048	13.70
5	DAIWA CORE BOND STRATEGY FUND - THE JPY NON-HEDGED CLASS UNIT	ケイマン諸島	投資信託受益証券	285,198,563.12	105.46 30,078,369,066	116.40 33,198,538,740	7.78
6	INVESTMENT GRADE EURO AGGREGATE BOND SUB-TRUST	ケイマン諸島	投資信託受益証券	1,460,424	15,512.25 22,654,463,393	17,248.93 25,190,751,346	5.90
7	ブランディワイン外国債券ファンド	日本	投資信託受益証券	11,971,875,108	1.5622 18,703,033,601	1.7613 21,086,063,627	4.94
8	ダイワ／デカ欧州債券アクティブ・ファンド	日本	投資信託受益証券	12,852,141,729	1.4704 18,898,850,772	1.6363 21,029,959,511	4.93
9	ダイワ中長期世界債券ファンド	日本	投資信託受益証券	9,102,997,591	1.2406 11,293,285,973	1.3738 12,505,698,090	2.93

10	ダイワ欧州債券ファンド	日本	投資信託受益証券	6,298,750,173	1.2204 7,687,434,125	1.3379 8,427,097,856	1.97
11	LORD ABBETT HIGH YIELD FUND CLASS I JPY ACCUMULATING	アイルランド	投資証券	428,333.49	17,156.80 7,348,835,380	19,537.23 8,368,449,950	1.96
12	ダイワ米国債券ファンド	日本	投資信託受益証券	2,944,548,598	1.2312 3,625,367,089	1.3919 4,098,517,193	0.96

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	78.36%
投資証券	19.56%
合計	97.92%

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額(分配落)(円)	純資産総額(分配付)(円)	1口当たりの純資産額(分配落)(円)	1口当たりの純資産額(分配付)(円)
第9計算期間末(2016年6月15日)	99,992,733,039	99,992,733,039	1.1052	1.1052
第10計算期間末(2017年6月15日)	107,385,699,796	107,385,699,796	1.1426	1.1426
第11計算期間末(2018年6月15日)	121,062,870,627	121,062,870,627	1.1638	1.1638
第12計算期間末(2019年6月17日)	134,445,254,052	134,445,254,052	1.1949	1.1949

第13計算期間末 (2020年6月15日)	141,952,993,770	141,952,993,770	1.2607	1.2607
第14計算期間末 (2021年6月15日)	169,205,599,601	169,205,599,601	1.3536	1.3536
第15計算期間末 (2022年6月15日)	188,014,383,714	188,014,383,714	1.2912	1.2912
第16計算期間末 (2023年6月15日)	222,540,939,514	222,540,939,514	1.3539	1.3539
第17計算期間末 (2024年6月17日)	317,068,903,740	317,068,903,740	1.5736	1.5736
2024年12月末日	350,661,581,756	－	1.5844	－
2025年1月末日	346,936,497,577	－	1.5590	－
2月末日	345,154,373,851	－	1.5333	－
3月末日	351,222,859,855	－	1.5499	－
4月末日	346,492,085,417	－	1.5179	－
5月末日	351,550,956,676	－	1.5333	－
第18計算期間末 (2025年6月16日)	355,934,332,465	355,934,332,465	1.5428	1.5428
6月末日	363,461,366,488	－	1.5679	－
7月末日	372,547,200,123	－	1.5960	－
8月末日	376,620,361,392	－	1.5986	－
9月末日	390,930,012,022	－	1.6270	－
10月末日	408,592,691,414	－	1.6819	－
11月末日	421,156,743,774	－	1.7155	－
12月末日	426,908,072,020	－	1.7221	－

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000

2025年6月17日～ 2025年12月16日	―

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第9計算期間	△12.3
第10計算期間	3.4
第11計算期間	1.9
第12計算期間	2.7
第13計算期間	5.5
第14計算期間	7.4
第15計算期間	△4.6
第16計算期間	4.9
第17計算期間	16.2
第18計算期間	△2.0
2025年6月17日～ 2025年12月16日	10.6

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第9計算期間	37,342,200,145	14,200,272,642
第10計算期間	29,366,440,797	25,861,751,669
第11計算期間	30,989,904,817	20,949,776,876
第12計算期間	26,910,481,715	18,415,265,915
第13計算期間	23,413,499,598	23,332,559,933
第14計算期間	29,624,954,073	17,216,051,848
第15計算期間	34,471,682,783	13,863,296,427
第16計算期間	35,940,620,547	17,179,898,241
第17計算期間	60,132,431,058	23,013,682,019
第18計算期間	51,983,912,005	22,764,836,639
2025年6月17日～ 2025年12月16日	31,378,334,016	16,439,827,502

●ダイワファンドラップ 外国債券セレクト

2025年12月30日現在　　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	17,221円
純資産総額	4,269億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	0.4%
3カ月間	5.8%
6カ月間	9.8%
1年間	8.7%
3年間	36.1%
5年間	30.7%
設定来	73.8%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：　0円　　設定来分配金合計額：　100円

決算期	第7期 14年6月	第8期 15年6月	第9期 16年6月	第10期 17年6月	第11期 18年6月	第12期 19年6月	第13期 20年6月	第14期 21年6月	第15期 22年6月	第16期 23年6月	第17期 24年6月	第18期 25年6月
分配金	100円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況　　※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド	比率
ウエリントン・グローバル総合債券(除く日本)ファンド クラスS Q5受益証券(円ヘッジ無、分配金有)	17.6%
グローバル・コア債券ファンド	17.6%
L&Gグローバル総合債券ファンド(除く日本)	17.6%
フィデリティ外国債券アクティブ・ファンド(為替ヘッジなし)	13.7%
ダイワ・コア・ボンド・ストラテジー・ファンド(ノンヘッジ・クラス)	7.8%
ブルーベイ欧州総合債券ファンド	5.9%
ブランディワイン外国債券ファンド	4.9%
ダイワ／デカ欧州債券アクティブ・ファンド	4.9%
ダイワ中長期世界債券ファンド	2.9%
ダイワ欧州債券ファンド	2.0%
合計	95.0%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

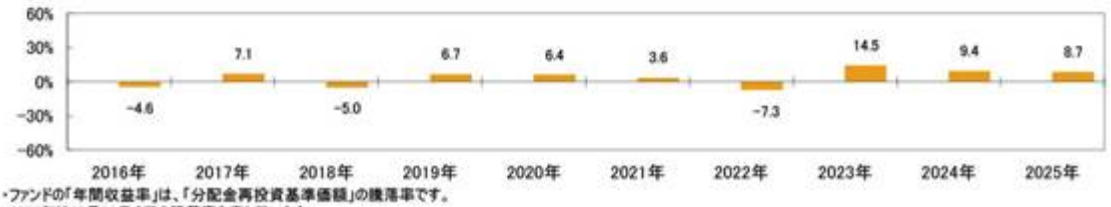

・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2025年は12月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラス】

(1) 【投資状況】 (2025年12月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)

投資信託受益証券		78,298,327,832	82.95
	内 日本	31,383,528,779	33.25
	内 ケイマン諸島	46,914,799,053	49.70
投資証券		14,759,766,173	15.64
	内 アイルランド	1,488,140,787	1.58
	内 ルクセンブルグ	13,271,625,386	14.06
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,333,599,388	1.41
純資産総額		94,391,693,393	100.00

（注1） 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2） 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（2025年12月30日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	WELLINGTON GLOBAL AGGREGATE NON YEN BOND FUND CLASS SQ5	ケイマン諸島	投資信託受益証券	1,266,596.08	9,777.33 12,383,939,160	10,599.00 13,424,651,873	14.22
2	GLOBAL CORE BOND FUND EX-JAPAN	ケイマン諸島	投資信託受益証券	788,472.77	15,091.54 11,899,268,814	16,897.00 13,322,824,395	14.11
3	L&G GLOBAL AGGREGATE EX JAPAN BOND FUND - C JPY UNHEDGED ACC	ルクセンブルグ	投資証券	106,863,512.36	111.64 11,931,298,659	124.19 13,271,625,386	14.06
4	フィデリティ外国債券アクティブ・ファンド（為替ヘッジなし）	日本	投資信託受益証券	7,436,502,281	1.2433 9,246,505,723	1.3907 10,341,943,722	10.96
5	EMERGING MARKET DEBT FUND	ケイマン諸島	投資信託受益証券	473,289.38	17,187.00 8,134,424,574	20,510.00 9,707,165,184	10.28
6	T. ロウ・プライス新興国債券オープンM	日本	投資信託受益証券	7,536,037,396	1.0697 8,061,704,527	1.2506 9,424,568,367	9.98
7	DAIWA CORE BOND STRATEGY FUND - THE JPY NON-HEDGED CLASS UNIT	ケイマン諸島	投資信託受益証券	51,109,846.34	105.26 5,380,293,167	116.40 5,949,441,663	6.30
8	INVESTMENT GRADE EURO AGGREGATE BOND SUB-TRUST	ケイマン諸島	投資信託受益証券	261,507	15,471.03 4,045,782,642	17,248.93 4,510,715,938	4.78
9	ブランディワイン外国債券ファンド	日本	投資信託受益証券	2,116,910,882	1.5585 3,299,371,419	1.7613 3,728,515,136	3.95

10	ダイワ／デカ欧州債券アクティブ・ファンド	日本	投資信託受益証券	2,268,140,349	1.4652 3,323,279,239	1.6363 3,711,358,053	3.93
11	ダイワ中長期世界債券ファンド	日本	投資信託受益証券	1,526,835,246	1.2334 1,883,198,593	1.3738 2,097,566,260	2.22
12	LORD ABBETT HIGH YIELD FUND CLASS I JPY ACCUMULATING	アイルランド	投資証券	76,169.49	17,091.35 1,301,840,091	19,537.23 1,488,140,787	1.58
13	ダイワ欧州債券ファンド	日本	投資信託受益証券	1,012,078,964	1.2174 1,232,104,931	1.3379 1,354,060,445	1.43
14	ダイワ米国債券ファンド	日本	投資信託受益証券	521,242,041	1.2295 640,918,054	1.3919 725,516,796	0.77

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	82.95%
投資証券	15.64%
合計	98.59%

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額(分配落)(円)	純資産総額(分配付)(円)	1口当たりの純資産額(分配落)(円)	1口当たりの純資産額(分配付)(円)
第9計算期間末(2016年6月15日)	47,631,057,753	47,631,057,753	1.1743	1.1743
第10計算期間末(2017年6月15日)	47,454,903,632	47,454,903,632	1.2372	1.2372

第11計算期間末 (2018年6月15日)	54,057,396,841	54,057,396,841	1.2505	1.2505
第12計算期間末 (2019年6月17日)	62,957,120,917	62,957,120,917	1.2935	1.2935
第13計算期間末 (2020年6月15日)	60,301,249,221	60,301,249,221	1.3463	1.3463
第14計算期間末 (2021年6月15日)	65,727,153,185	65,727,153,185	1.4636	1.4636
第15計算期間末 (2022年6月15日)	64,984,140,542	64,984,140,542	1.3983	1.3983
第16計算期間末 (2023年6月15日)	67,648,160,269	67,648,160,269	1.4748	1.4748
第17計算期間末 (2024年6月17日)	82,759,043,984	82,759,043,984	1.7369	1.7369
2024年12月末日	84,649,085,564	－	1.7587	－
2025年1月末日	83,055,725,885	－	1.7331	－
2月末日	81,608,206,106	－	1.7036	－
3月末日	82,296,093,051	－	1.7187	－
4月末日	80,023,292,244	－	1.6715	－
5月末日	81,071,498,615	－	1.6926	－
第18計算期間末 (2025年6月16日)	81,857,413,001	81,857,413,001	1.7015	1.7015
6月末日	83,255,933,142	－	1.7298	－
7月末日	85,129,519,648	－	1.7693	－
8月末日	85,709,153,667	－	1.7731	－
9月末日	88,506,213,380	－	1.8099	－
10月末日	91,892,584,856	－	1.8767	－
11月末日	93,857,059,038	－	1.9144	－
12月末日	94,391,693,393	－	1.9231	－

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000

第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000
2025年6月17日～ 2025年12月16日	―

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第9計算期間	△11.5
第10計算期間	5.4
第11計算期間	1.1
第12計算期間	3.4
第13計算期間	4.1
第14計算期間	8.7
第15計算期間	△4.5
第16計算期間	5.5
第17計算期間	17.8
第18計算期間	△2.0
2025年6月17日～ 2025年12月16日	12.0

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第9計算期間	11,028,526,492	6,666,717,748
第10計算期間	8,817,915,690	11,020,315,886
第11計算期間	12,381,033,037	7,510,957,218
第12計算期間	12,297,972,451	6,853,418,764
第13計算期間	9,823,898,919	13,706,388,609
第14計算期間	7,612,415,764	7,494,154,576
第15計算期間	6,450,022,644	4,883,652,440
第16計算期間	4,359,194,462	4,963,985,035
第17計算期間	7,187,284,192	5,409,993,207
第18計算期間	4,759,943,787	4,298,423,114
2025年6月17日～ 2025年12月16日	3,047,736,962	2,216,884,390

●ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラス

2025年12月30日現在　　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	19,231円
純資産総額	943億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	0.5%
3カ月間	6.3%
6カ月間	11.2%
1年間	9.3%
3年間	39.5%
5年間	35.8%
設定来	94.0%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：　0円　　設定来分配金合計額：　100円

決算期	第7期 14年6月	第8期 15年6月	第9期 16年6月	第10期 17年6月	第11期 18年6月	第12期 19年6月	第13期 20年6月	第14期 21年6月	第15期 22年6月	第16期 23年6月	第17期 24年6月	第18期 25年6月
分配金	100円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況　　※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド	比率
ｳｴﾘﾝﾄﾝ･ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ総合債券(除く日本)ﾌｧﾝﾄﾞ ｸﾗｽS Q5受益証券(円ﾍｯｼﾞ無、分配金有)	14.2%
グローバル・コア債券ファンド	14.1%
L&Gグローバル総合債券ファンド（除く日本）	14.1%
フィデリティ外国債券アクティブ・ファンド（為替ヘッジなし）	11.0%
エマージング・マーケット債券ファンド	10.3%
T. ロウ・プライス新興国債券オープンM	10.0%
ダイワ・コア・ボンド・ストラテジー・ファンド（ノンヘッジ・クラス）	6.3%
ブルーベイ欧州総合債券ファンド	4.8%
ブランディワイン外国債券ファンド	4.0%
ダイワ／デカ欧州債券アクティブ・ファンド	3.9%
合計	92.6%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

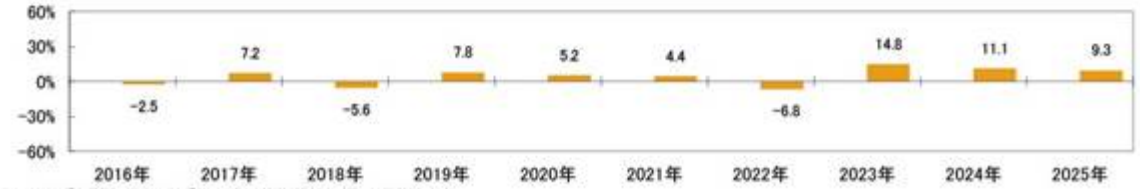

・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2025年は12月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワファンドラップ J-REITセレクト】

(1) 【投資状況】（2025年12月30日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		294,552,792,050	98.56
	内 日本	294,552,792,050	98.56
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		4,306,283,933	1.44
純資産総額		298,859,075,983	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（2025年12月30日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ダイワ・J－REITファンド	日本	投資信託 受益証券	157,495,058,869	1.1165 175,846,714,715	1.3039 205,357,807,259	68.71
2	フィデリティ・Jリート・ファンド2	日本	投資信託 受益証券	34,472,402,303	1.1127 38,357,442,043	1.2958 44,669,338,904	14.95
3	ダイワ・クオンツアクティブJ-REIT・ファンド	日本	投資信託 受益証券	34,475,916,289	1.1148 38,434,242,121	1.2915 44,525,645,887	14.90

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	98.56%
合計	98.56%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第9計算期間末 (2016年6月15日)	72,161,929,742	72,161,929,742	1.6252	1.6252
第10計算期間末 (2017年6月15日)	75,561,063,322	75,561,063,322	1.5921	1.5921
第11計算期間末 (2018年6月15日)	93,743,887,950	93,743,887,950	1.6511	1.6511
第12計算期間末 (2019年6月17日)	104,391,348,033	104,391,348,033	1.9016	1.9016
第13計算期間末 (2020年6月15日)	95,552,218,837	95,552,218,837	1.7815	1.7815
第14計算期間末 (2021年6月15日)	141,343,701,998	141,343,701,998	2.3317	2.3317
第15計算期間末 (2022年6月15日)	144,478,900,476	144,478,900,476	2.1840	2.1840
第16計算期間末 (2023年6月15日)	160,997,650,309	160,997,650,309	2.1712	2.1712
第17計算期間末 (2024年6月17日)	212,013,461,279	212,013,461,279	2.1063	2.1063
2024年12月末日	232,546,671,261	―	2.0963	―
2025年1月末日	242,376,751,256	―	2.1635	―
2月末日	244,939,462,054	―	2.1680	―
3月末日	248,814,357,647	―	2.1949	―
4月末日	248,848,505,053	―	2.1794	―
5月末日	254,043,435,737	―	2.2339	―
第18計算期間末 (2025年6月16日)	260,093,123,674	260,093,123,674	2.2854	2.2854
6月末日	263,166,462,774	―	2.3066	―
7月末日	273,393,162,621	―	2.4024	―
8月末日	282,732,123,990	―	2.5001	―
9月末日	279,839,341,443	―	2.4848	―
10月末日	289,142,312,475	―	2.5647	―
11月末日	300,667,726,060	―	2.6769	―
12月末日	298,859,075,983	―	2.6568	―

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000
2025年6月17日～ 2025年12月16日	―

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第9計算期間	5.3
第10計算期間	△2.0
第11計算期間	3.7
第12計算期間	15.2
第13計算期間	△6.3
第14計算期間	30.9
第15計算期間	△6.3
第16計算期間	△0.6
第17計算期間	△3.0
第18計算期間	8.5
2025年6月17日～ 2025年12月16日	13.9

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第9計算期間	15,995,717,433	12,193,838,641
第10計算期間	15,331,673,761	12,273,976,560
第11計算期間	20,379,695,380	11,061,515,981
第12計算期間	10,879,658,845	12,759,954,260
第13計算期間	17,806,995,080	19,068,935,634
第14計算期間	17,720,965,853	10,737,209,834
第15計算期間	13,547,919,502	8,014,493,768
第16計算期間	15,848,367,952	7,848,011,718

第17計算期間	36,406,216,566	9,900,582,821
第18計算期間	26,661,501,660	13,512,638,225
2025年6月17日～ 2025年12月16日	12,003,647,114	14,081,106,582

●ダイワファンドラップ J-REITセレクト

2025年12月30日現在　　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	26,568円
純資産総額	2,988億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	-0.8%
3カ月間	6.9%
6カ月間	15.2%
1年間	26.7%
3年間	22.5%
5年間	39.7%
設定来	167.8%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：　0円　　設定来分配金合計額：　100円

決算期	第7期 14年6月	第8期 15年6月	第9期 16年6月	第10期 17年6月	第11期 18年6月	第12期 19年6月	第13期 20年6月	第14期 21年6月	第15期 22年6月	第16期 23年6月	第17期 24年6月	第18期 25年6月
分配金	100円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド	比率
ダイワ・J－REITファンド	68.7%
フィデリティ・Jリート・ファンド2	14.9%
ダイワ・クオンツアクティブJ-REIT・ファンド	14.9%
合計	98.6%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

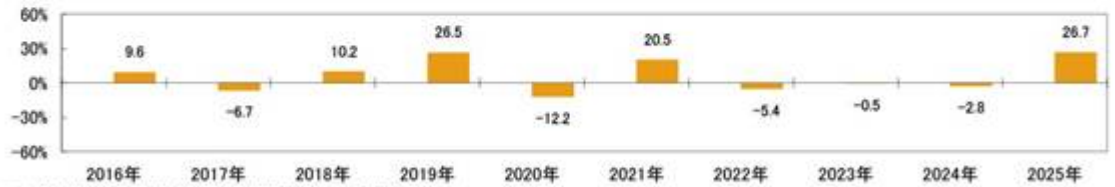

・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2025年は12月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワファンドラップ 外国REITセレクト】

(1) 【投資状況】 (2025年12月30日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		230,981,409,290	97.70
	内 日本	230,981,409,290	97.70
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		5,441,967,233	2.30
純資産総額		236,423,376,523	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】 (2025年12月30日現在)

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ダイワ・グローバルREITファンド	日本	投資信託 受益証券	95,151,331,620	1.7312 164,733,928,070	1.8944 180,254,682,620	76.24
2	外国REIT厳選投資戦略ファンド	日本	投資信託 受益証券	40,981,359,404	1.1267 46,175,295,103	1.2378 50,726,726,670	21.46

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	97.70%
合計	97.70%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第9計算期間末 (2016年6月15日)	52,498,863,775	52,498,863,775	1.4155	1.4155
第10計算期間末 (2017年6月15日)	60,113,646,086	60,113,646,086	1.5573	1.5573
第11計算期間末 (2018年6月15日)	70,090,782,944	70,090,782,944	1.5933	1.5933
第12計算期間末 (2019年6月17日)	77,251,479,235	77,251,479,235	1.8147	1.8147
第13計算期間末 (2020年6月15日)	73,423,983,322	73,423,983,322	1.5889	1.5889
第14計算期間末 (2021年6月15日)	106,132,215,632	106,132,215,632	2.3102	2.3102
第15計算期間末 (2022年6月15日)	104,635,505,752	104,635,505,752	2.4518	2.4518
第16計算期間末 (2023年6月15日)	122,730,006,248	122,730,006,248	2.5733	2.5733
第17計算期間末 (2024年6月17日)	172,933,837,893	172,933,837,893	3.1143	3.1143
2024年12月末日	186,659,265,508	－	3.3552	－
2025年1月末日	185,054,184,360	－	3.2757	－
2月末日	185,130,745,127	－	3.2487	－
3月末日	184,423,287,627	－	3.2193	－
4月末日	174,380,135,285	－	3.0298	－
5月末日	184,846,189,996	－	3.1826	－
第18計算期間末 (2025年6月16日)	187,869,272,074	187,869,272,074	3.1874	3.1874
6月末日	188,660,300,942	－	3.1830	－
7月末日	202,598,222,115	－	3.3248	－
8月末日	206,306,539,878	－	3.3199	－
9月末日	215,526,979,927	－	3.3627	－
10月末日	223,122,501,176	－	3.4289	－
11月末日	235,101,699,041	－	3.5373	－
12月末日	236,423,376,523	－	3.5009	－

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000
2025年6月17日～ 2025年12月16日	－

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第9計算期間	△4.6
第10計算期間	10.0
第11計算期間	2.3
第12計算期間	13.9
第13計算期間	△12.4
第14計算期間	45.4
第15計算期間	6.1
第16計算期間	5.0
第17計算期間	21.0
第18計算期間	2.3
2025年6月17日～ 2025年12月16日	8.6

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第9計算期間	11,796,733,279	6,207,605,510
第10計算期間	11,093,171,385	9,579,206,513
第11計算期間	13,122,670,950	7,732,023,777
第12計算期間	7,877,345,664	9,298,758,751
第13計算期間	17,747,676,182	14,106,742,880
第14計算期間	10,092,854,215	10,362,990,940

第15計算期間	**7,836,153,719**	**11,100,249,362**
第16計算期間	**10,244,156,548**	**5,226,940,443**
第17計算期間	**14,973,979,415**	**7,139,050,565**
第18計算期間	**12,487,863,574**	**9,075,404,546**
2025年6月17日～ 2025年12月16日	**11,091,932,176**	**3,140,942,404**

●ダイワファンドラップ 外国REITセレクト

2025年12月30日現在　　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	35,009円
純資産総額	2,364億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	-1.0%
3カ月間	4.1%
6カ月間	10.0%
1年間	4.3%
3年間	49.2%
5年間	93.5%
設定来	253.2%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：　0円　　設定来分配金合計額：　100円

決算期	第7期 14年6月	第8期 15年6月	第9期 16年6月	第10期 17年6月	第11期 18年6月	第12期 19年6月	第13期 20年6月	第14期 21年6月	第15期 22年6月	第16期 23年6月	第17期 24年6月	第18期 25年6月
分配金	100円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況　　※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド	比率
ダイワ・グローバルREITファンド	76.2%
外国REIT厳選投資戦略ファンド	21.5%
合計	97.7%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

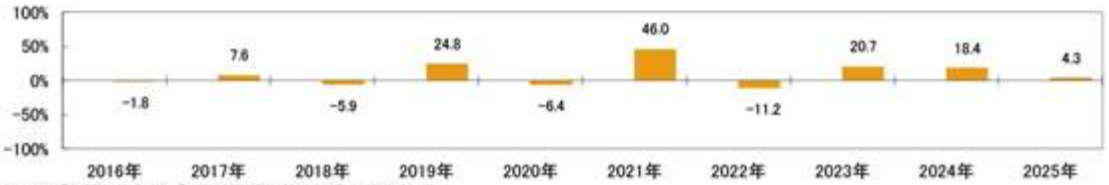

・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2025年は12月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワファンドラップ コモディティセレクト】

(1) 【投資状況】 (2025年12月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)

投資信託受益証券		196,862,533,883	98.21
	内 日本	32,717,659,555	16.32
	内 ケイマン諸島	164,144,874,328	81.89
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		3,591,433,142	1.79
純資産総額		200,453,967,025	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（2025年12月30日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数または額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資比率 (%)
1	DAIWA RICI FUND	ケイマン諸島	投資信託受益証券	10,513,804.28	14,909.99 156,761,739,859	15,612.31 164,144,874,328	81.89
2	ゴールド・ファンド	日本	投資信託受益証券	8,519,780,104	2.8352 24,155,847,490	3.8402 32,717,659,555	16.32

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	98.21%
合計	98.21%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第9計算期間末 (2016年6月15日)	42,613,625,618	42,613,625,618	0.4238	0.4238
第10計算期間末 (2017年6月15日)	42,957,751,337	42,957,751,337	0.4061	0.4061
第11計算期間末 (2018年6月15日)	57,080,803,074	57,080,803,074	0.4824	0.4824
第12計算期間末 (2019年6月17日)	53,371,967,869	53,371,967,869	0.4183	0.4183
第13計算期間末 (2020年6月15日)	47,799,166,251	47,799,166,251	0.3270	0.3270
第14計算期間末 (2021年6月15日)	79,383,805,929	79,383,805,929	0.5024	0.5024
第15計算期間末 (2022年6月15日)	108,001,732,150	108,001,732,150	0.8920	0.8920
第16計算期間末 (2023年6月15日)	91,612,155,895	91,612,155,895	0.7473	0.7473
第17計算期間末 (2024年6月17日)	141,131,440,383	141,131,440,383	0.9345	0.9345
2024年12月末日	147,288,543,110	－	0.9212	－
2025年1月末日	150,339,613,694	－	0.9372	－
2月末日	148,285,783,370	－	0.9162	－
3月末日	150,775,341,676	－	0.9258	－
4月末日	139,504,381,533	－	0.8562	－
5月末日	141,916,609,864	－	0.8603	－
第18計算期間末 (2025年6月16日)	147,710,788,697	147,710,788,697	0.8903	0.8903
6月末日	147,841,567,554	－	0.8869	－
7月末日	164,965,315,414	－	0.9314	－
8月末日	163,023,180,431	－	0.9053	－
9月末日	174,707,457,659	－	0.9496	－
10月末日	184,048,712,560	－	0.9848	－
11月末日	191,868,194,278	－	1.0084	－
12月末日	200,453,967,025	－	1.0435	－

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)

第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000
2025年6月17日～ 2025年12月16日	－

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第9計算期間	△28.1
第10計算期間	△4.2
第11計算期間	18.8
第12計算期間	△13.3
第13計算期間	△21.8
第14計算期間	53.6
第15計算期間	77.5
第16計算期間	△16.2
第17計算期間	25.1
第18計算期間	△4.7
2025年6月17日～ 2025年12月16日	12.9

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）
第9計算期間	51,933,802,992	20,145,730,747
第10計算期間	33,192,611,427	27,978,454,206
第11計算期間	34,365,849,066	21,817,860,756
第12計算期間	31,718,915,176	22,448,316,064
第13計算期間	40,847,930,106	22,264,348,511
第14計算期間	46,364,019,044	34,537,590,145
第15計算期間	22,331,661,457	59,259,271,725
第16計算期間	25,654,562,726	24,140,210,434
第17計算期間	48,023,374,605	19,583,669,185

第18計算期間	36,611,348,876	21,733,912,349
2025年6月17日～ 2025年12月16日	35,035,014,613	10,553,957,715

●ダイワファンドラップ コモディティセレクト

2025年12月30日現在　　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	10,435円
純資産総額	2,004億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	3.5%
3カ月間	9.9%
6カ月間	17.7%
1年間	13.3%
3年間	37.3%
5年間	173.0%
設定来	8.9%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：　0円　　設定来分配金合計額：　500円

決算期	第7期 14年6月	第8期 15年6月	第9期 16年6月	第10期 17年6月	第11期 18年6月	第12期 19年6月	第13期 20年6月	第14期 21年6月	第15期 22年6月	第16期 23年6月	第17期 24年6月	第18期 25年6月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況　　※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド	比率
ダイワ"RICI"ファンド	81.9%
ゴールド・ファンド	16.3%
合計	98.2%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

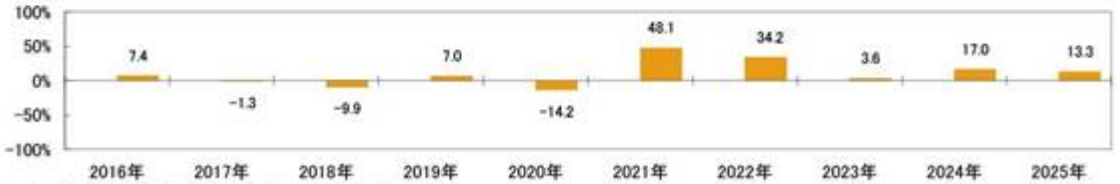

・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2025年は12月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト】

(1) 【投資状況】（2025年12月30日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		155,298,688,454	30.83
	内 日本	155,298,688,454	30.83
投資証券		334,528,472,235	66.41
	内 アイルランド	19,577,714,108	3.89
	内 ルクセンブルグ	275,660,750,710	54.73
	内 ケイマン諸島	39,290,007,417	7.80
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		13,869,643,264	2.75
純資産総額		503,696,803,953	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（2025年12月30日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	PICTET TR-ATLAS HJ JPY	ルクセンブルグ	投資証券	6,676,373.31	12,774.10 85,284,662,375	13,255.00 88,495,328,232	17.57
2	大和住銀FoF用ジャパン・マーケット・ニュートラル	日本	投資信託受益証券	64,874,208,135	1.3276 86,130,510,484	1.3385 86,834,127,588	17.24
3	BLACKROCK SYSTEMATIC US EQUITY ABSOLUTE RETURN FUND CLASS I2 JPY HEDGED	ルクセンブルグ	投資証券	7,384,993.5	11,509.58 84,998,214,054	11,399.29 84,183,682,555	16.71
4	BLACKROCK STRATEGIC FUNDS - BLACKROCK UK EQUITY ABSOLUTE RETURN FUND CLASS I2 JPY(HEDGED)	ルクセンブルグ	投資証券	4,250,333.83	11,384.36 48,387,331,139	11,507.94 48,912,586,696	9.71
5	NINETEEN77 GLOBAL MERGER ARBITRAGE JAPAN LIMITED CLASS JPY	ケイマン諸島	投資証券	3,574,093.28	10,538.67 37,666,195,328	10,993.00 39,290,007,417	7.80
6	スパークス・ファンド・匠	日本	投資信託受益証券	28,095,990,418	1.0304 28,950,227,921	1.0593 29,762,082,649	5.91

7	MORGAN STANLEY INVESTMENT FUNDS GLOBAL MACRO FUND ZH (JPY)	ルクセンブルグ	投資証券	22,941,816.73	1,193.71 27,386,005,331	1,289.56 29,584,849,182	5.87
8	JPM GLOBAL MACRO OPPORTUNITIES I (ACC) - JPY (HEDGED) FUND	ルクセンブルグ	投資証券	2,282,280.39	10,745.80 24,524,931,143	10,728.00 24,484,304,045	4.86
9	M&Aアービトラージ戦略ファンド	日本	投資信託受益証券	19,265,287,736	0.9920 19,112,283,302	1.0164 19,581,238,454	3.89
10	NOMURA FUNDS IRELAND-GLOBAL DYNAMIC BOND FUND CLASS I JPY HEDGED	アイルランド	投資証券	1,772,536.94	10,731.47 19,021,940,641	11,045.02 19,577,714,108	3.89
11	短期金利トレンドフォロー戦略ファンド	日本	投資信託受益証券	20,669,376,028	0.9456 19,546,642,508	0.9251 19,121,239,763	3.80

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	30.83%
投資証券	66.41%
合計	97.25%

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの純資産額 (分配付)(円)
第9計算期間末 (2016年6月15日)	118,204,886,822	118,204,886,822	0.9966	0.9966

第10計算期間末 (2017年6月15日)	133,126,139,108	133,126,139,108	1.0029	1.0029
第11計算期間末 (2018年6月15日)	158,964,047,483	158,964,047,483	0.9963	0.9963
第12計算期間末 (2019年6月17日)	181,065,540,588	181,065,540,588	0.9680	0.9680
第13計算期間末 (2020年6月15日)	176,604,084,773	176,604,084,773	0.9566	0.9566
第14計算期間末 (2021年6月15日)	213,629,053,396	213,629,053,396	1.0017	1.0017
第15計算期間末 (2022年6月15日)	257,165,849,785	257,165,849,785	0.9793	0.9793
第16計算期間末 (2023年6月15日)	286,570,439,743	286,570,439,743	0.9636	0.9636
第17計算期間末 (2024年6月17日)	392,014,335,929	392,014,335,929	0.9822	0.9822
2024年12月末日	423,088,832,071	－	0.9775	－
2025年1月末日	429,893,492,206	－	0.9871	－
2月末日	432,211,585,104	－	0.9832	－
3月末日	431,418,935,854	－	0.9762	－
4月末日	435,398,325,232	－	0.9783	－
5月末日	450,490,366,281	－	0.9840	－
第18計算期間末 (2025年6月16日)	451,955,118,869	451,955,118,869	0.9860	0.9860
6月末日	454,475,440,127	－	0.9878	－
7月末日	442,151,994,297	－	0.9791	－
8月末日	452,287,637,734	－	0.9833	－
9月末日	463,115,942,528	－	0.9893	－
10月末日	474,904,534,383	－	0.9952	－
11月末日	491,916,497,331	－	0.9961	－
12月末日	503,696,803,953	－	1.0017	－

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000

第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000
2025年6月17日～ 2025年12月16日	―

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第9計算期間	△2.4
第10計算期間	0.6
第11計算期間	△0.7
第12計算期間	△2.8
第13計算期間	△1.2
第14計算期間	4.7
第15計算期間	△2.2
第16計算期間	△1.6
第17計算期間	1.9
第18計算期間	0.4
2025年6月17日～ 2025年12月16日	1.2

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第9計算期間	41,354,411,267	17,088,865,208
第10計算期間	43,708,207,815	29,572,586,184
第11計算期間	52,893,501,449	26,079,426,734
第12計算期間	53,618,480,392	26,118,666,685
第13計算期間	46,293,511,698	48,745,519,846
第14計算期間	66,907,910,059	38,251,969,554
第15計算期間	71,927,486,980	22,601,590,630
第16計算期間	71,903,539,717	37,101,957,895
第17計算期間	144,057,879,977	42,320,162,015
第18計算期間	112,255,441,124	53,031,467,873
2025年6月17日～ 2025年12月16日	76,196,533,871	36,173,664,199

●ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト

2025年12月30日現在　　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	10,017円
純資産総額	5,036億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	0.6%
3カ月間	1.3%
6カ月間	1.4%
1年間	2.5%
3年間	2.4%
5年間	1.7%
設定来	0.2%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：　0円　　設定来分配金合計額：　0円

決算期	第7期 14年6月	第8期 15年6月	第9期 16年6月	第10期 17年6月	第11期 18年6月	第12期 19年6月	第13期 20年6月	第14期 21年6月	第15期 22年6月	第16期 23年6月	第17期 24年6月	第18期 25年6月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド	比率
アトラス HJ JPY（円ヘッジ）	17.6%
大和住銀FoF用ジャパン・マーケット・ニュートラル	17.2%
ﾌﾞﾗｯｸﾛｯｸ・ｼｽﾃﾏﾃｨｯｸ・US・ｴｸｲﾃｨ・ｱﾌﾞｿﾙｰﾄ・ﾘﾀｰﾝ・ﾌｧﾝﾄﾞ ｸﾗｽI2円ﾍｯｼﾞ	16.7%
ブラックロックUKエクイティ・アブソリュート・リターン・ファンド	9.7%
ﾅｲﾝﾃｨｰﾝｾﾌﾞﾝﾃｨｾﾌﾞﾝ・ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ・ﾏｰｼﾞｬｰ・ｱｰﾋﾞﾄﾗｰｼﾞ・ｼﾞｬﾊﾟﾝ・ﾘﾐﾃｯﾄﾞ	7.8%
スパークス・ファンド・匠	5.9%
ﾓﾙｶﾞﾝ・ｽﾀﾝﾚｰ・ｲﾝﾍﾞｽﾄﾒﾝﾄ・ﾌｧﾝｽﾞ・ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ・ﾏｸﾛ・ﾌｧﾝﾄﾞ ZH(JPY)ｸﾗｽ	5.9%
JPMグローバル・マクロ・オポチュニティーズ(Iクラス)（円ヘッジ）	4.9%
M&Aアービトラージ戦略ファンド	3.9%
グローバル・ダイナミック・ボンド・ファンドI JPYヘッジドクラス（円建）	3.9%
合計	93.5%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

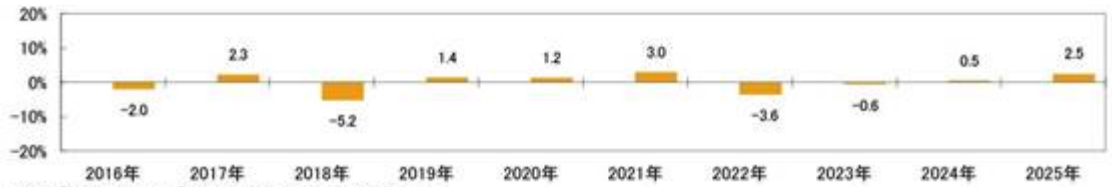

・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2025年は12月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

(参考情報)ファンドの総経費率

	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率 ①	その他費用の比率 ②
ダイワファンドラップ 日本株式セレクト	1.05%	0.48%	0.57%
ダイワファンドラップ 外国株式セレクト	1.20%	0.48%	0.72%
ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラス	1.32%	0.48%	0.83%
ダイワファンドラップ 日本債券セレクト	0.52%	0.24%	0.28%
ダイワファンドラップ 外国債券セレクト	1.12%	0.48%	0.64%
ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラス	1.19%	0.48%	0.70%
ダイワファンドラップ J-REITセレクト	0.73%	0.37%	0.36%
ダイワファンドラップ 外国REITセレクト	1.03%	0.37%	0.66%
ダイワファンドラップ コモディティセレクト	1.25%	0.37%	0.87%
ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト	1.43%	0.48%	0.94%

※対象期間は2024年6月18日～2025年6月16日です。
※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。
※その他費用には、投資先ファンドにかかる費用が含まれています。
※ダイワファンドラップ 外国株式セレクトの費用には、MFS外国株式コントラリアン厳選バリュー戦略(FOFs用)(運用管理費用以外の費用)が含まれていません。
※ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラスの費用のうち、MFS外国株式コントラリアン厳選バリュー戦略(FOFs用)(運用管理費用以外の費用)、MAN FUNDS PLC-MAN SYSTEMATIC EMERGING MARKETS EQUITY CLASS I JPY(リサーチフィー)が含まれていません。
※ダイワファンドラップ 日本債券セレクトの費用には、One金利・クレジット型戦略ファンドD(FOFs用)(運用管理費用以外の費用)が含まれていません。
※ダイワファンドラップ 外国債券セレクトの費用には、GLOBAL CORE BOND F EX-JP(受取配当金、受取利息に係る源泉徴収税、支払利息)が含まれていません。
※ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラスの費用のうち、GLOBAL CORE BOND F EX-JP(受取配当金、受取利息に係る源泉徴収税、支払利息)、EMERGING MARKET DEBT FUND(支払利息、その他の税金)が含まれていません。
※ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクトの費用のうち、UBSコモディティα戦略ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専(投資対象とする連動債券)、短期金利トレンドフォロー戦略ファンド(FoFs用)(投資対象とする連動債券)、BLACKROCK SYSTEMATIC US EQUITY ABSOLUTE RETURN F CLASS I2 JPY HG(実績報酬)が含まれていません。
上記以外のファンドについて、投資先ファンドにおいて含まれていない費用は認識していません。
※投資先ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率と異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧下さい。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、後掲の別表Ａに掲げる各ファンドについて、後掲の別表Ａに掲げる該当日のいずれかと同じ日付の日を申込受付日とする受益権の取得申込みの受付けを行ないません。

お買付価額（1万口当たり）は、各ファンドについて後掲の別表Ｂに掲げる価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

原則として、委託会社の各営業日の午後3時30分までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止（「FW日本株式セレクト」および「FW J-REITセレクト」を除きます。）その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

２【換金（解約）手続等】

原則として、委託会社の各営業日の午後3時30分までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

＜一部解約＞

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、後掲の別表Ａに掲げる各ファンドについて、後掲の別表Ａに掲げる該当日のいずれかと同じ日付の日を請求受付日とする一部解約の実行の請求の受付けは行ないません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、各ファンドについて後掲の別表Ｂに掲げる価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ https://www.daiwa-am.co.jp/

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止（「FW日本株式セレクト」および「FW J-REITセレクト」を除きます。）その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記に準じて算出した価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、各ファンドについて原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して次の日から受益者に支払います。

ファンド名	解約代金支払開始日
FW日本株式セレクト FW J-REITセレクト	5営業日目
FW外国株式セレクト FW外国株式EM+ FW日本債券セレクト FW外国債券セレクト FW外国債券EM+ FW外国REITセレクト FWヘッジFセレクト	6営業日目
FWコモディティセレクト	8営業日目

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

※「1　申込（販売）手続等」「2　換金（解約）手続等」中の別表AおよびBは、次のものとします。

［別表A］

ファンド名	該当日
FW日本債券セレクト	①ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日 ②一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日
FW外国株式セレクト FW外国株式EM+ FW外国債券セレクト FW外国債券EM+	ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日
FW外国REITセレクト	①ニューヨーク証券取引所またはオーストラリア証券取引所の休業日 ②一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日
FWコモディティセレクト	①ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日 ②毎年12月24日 ③一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日
FWヘッジFセレクト	一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

［別表B］

ファンド名	価額
FW日本株式セレクト FW J-REITセレクト	申込受付日の翌営業日の基準価額
FW外国株式セレクト FW外国株式EM+ FW日本債券セレクト FW外国債券セレクト FW外国債券EM+ FW外国REITセレクト FWコモディティセレクト FWヘッジFセレクト	申込受付日の翌々営業日の基準価額

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要
・指定投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除く）：原則として、計算日の前営業日（外国籍投資信託については原則として計算時において知り得る直近の日）の基準価額で評価します。
・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ https://www.daiwa-am.co.jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年6月16日から翌年6月15日までとします。ただし、第1計算期間は、2007年11月1日から2008年6月15日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
3. 前2.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託契約

にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

5. 前2.から前4.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前2.から前4.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。

6. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

8. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本②の1.から7.までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。

2. 委託会社は、前1. の事項（前1. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1. の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

3. 前2.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

6. 前2.から前5.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

7. 前1.から前6.までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前7.までの規定にしたがいます。

③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

④ 運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を計算期間の末日および償還時に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

・委託会社のホームページ

アドレス　https://www.daiwa-am.co.jp/

3. 前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.daiwa-am.co.jp/

2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

株式会社 大和ファンド・コンサルティング（投資顧問会社）と委託会社との投資顧問契約は、原則として当ファンドの信託期間終了まで存続します。

4【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

＜収益分配金および償還金にかかる請求権＞

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

＜換金請求権＞

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「２　換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第３ 【ファンドの経理状況】

【ダイワファンドラップ 日本株式セレクト】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期計算期間(2024年6月18日から2025年6月16日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

【財務諸表】

ダイワファンドラップ 日本株式セレクト

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,430,099,996	6,209,922,174
投資信託受益証券	713,007,671,632	770,265,939,467
流動資産合計	720,437,771,628	776,475,861,641
資産合計	720,437,771,628	776,475,861,641
負債の部		
流動負債		
未払解約金	471,316,138	558,985,106
未払受託者報酬	152,574,176	165,982,672
未払委託者報酬	1,525,742,280	1,659,827,310
その他未払費用	1,123,267	1,103,169
流動負債合計	2,150,755,861	2,385,898,257
負債合計	2,150,755,861	2,385,898,257
純資産の部		
元本等		
元本	※1 252,260,376,133	※1 261,011,526,031
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	466,026,639,634	513,078,437,353
（分配準備積立金）	263,928,233,146	258,696,914,936
元本等合計	718,287,015,767	774,089,963,384
純資産合計	718,287,015,767	774,089,963,384
負債純資産合計	720,437,771,628	776,475,861,641

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17期 自　2023年6月16日 至　2024年6月17日	第18期 自　2024年6月18日 至　2025年6月16日
営業収益		
受取配当金	2,698,599,895	3,070,335,159
受取利息	1,961,080	32,825,194
有価証券売買等損益	131,383,208,586	32,174,638,376
営業収益合計	134,083,769,561	35,277,798,729
営業費用		
支払利息	1,798,759	-
受託者報酬	284,870,588	327,071,722
委託者報酬	2,848,706,928	3,270,718,227
その他費用	2,211,636	2,190,420
営業費用合計	3,137,587,911	3,599,980,369
営業利益又は営業損失（△）	130,946,181,650	31,677,818,360
経常利益又は経常損失（△）	130,946,181,650	31,677,818,360
当期純利益又は当期純損失（△）	130,946,181,650	31,677,818,360
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	12,738,306,142	849,490,567
期首剰余金又は期首欠損金（△）	339,318,805,046	466,026,639,634
剰余金増加額又は欠損金減少額	84,495,143,599	86,919,520,708
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	84,495,143,599	86,919,520,708
剰余金減少額又は欠損金増加額	75,995,184,519	70,696,050,782
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	75,995,184,519	70,696,050,782
分配金	※1 -	※1 -
期末剰余金又は期末欠損金（△）	466,026,639,634	513,078,437,353

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日 2024年6月15日及びその翌日が休日のため、前計算期間末日を2024年6月17日としており、2025年6月15日が休日のため、当計算期間末日を2025年6月16日としております。このため、当計算期間は364日となっております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
1. ※1 期首元本額	253,498,078,517円	252,260,376,133円
期中追加設定元本額	55,128,087,210円	47,035,518,337円
期中一部解約元本額	56,365,789,594円	38,284,368,439円
2. 計算期間末日における受益権の総数	252,260,376,133口	261,011,526,031口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日	第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,467,812,885円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（115,740,062,623円）、投資信託約款に規定される収益調整金（234,598,805,805円）及び分配準備積立金（145,720,357,638円）より分配対象額は498,527,038,951円（1万口当たり19,762.40円）であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,766,882,520円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（28,061,445,273円）、投資信託約款に規定される収益調整金（287,974,115,890円）及び分配準備積立金（227,868,587,143円）より分配対象額は546,671,030,826円（1万口当たり20,944.33円）であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区分	第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第18期 2025年6月16日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	122,721,616,557	37,630,095,191
合計	122,721,616,557	37,630,095,191

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
１口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	2.8474円 (28,474円)	2.9657円 (29,657円)

(4)【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	ダイワ・スマート日本株ファンダメンタル・ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	29,087,528,629	76,875,429,413	
	グローバルＸ MSCIスーパーディビィデンド-日本株式 ETF	13,007,134	35,548,497,222	
	グローバルＸ グローバルリーダーズ-日本株式 ETF	18,800,000	62,660,400,000	
	ＤＩＡＭ国内株式アクティブ市場型ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	22,661,339,185	62,366,271,571	
	日本小型株フォーカス・ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	1,645,809,863	3,556,924,275	
	ダイワ成長株オープン（FOFs用）（適格機関投資家専用）	18,946,149,496	54,278,823,691	
	リサーチ・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）	1,061,248	46,886,997,888	
	ニッセイＪＰＸ日経４００アクティブファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	19,319,036,941	53,952,274,465	
	損保ジャパン日本興亜ラージキャップ・バリュー・ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	35,959,930,808	75,569,794,593	
	日本長期成長株集中投資ファンド（適格機関投資家専用）	17,089,246,241	54,203,671,227	

	国内高配当株フォーカス（FOFs用）（適格機関投資家専用）	9,081,996,206	23,460,612,599	
	日本株EVIハイアルファ（FOFｓ用）（適格機関投資家専用）	35,037,393,485	75,705,296,103	
	日本大型株長期厳選投資（FOFs用）（適格機関投資家専用）	33,365,116,537	45,833,660,586	
	ダイワ中小型株ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	6,485,013,896	8,456,458,120	
	ＳＭＤＡＭジャパン・ファンダメンタル・アクティブ・ファンド（FOFｓ用）（適格機関投資家専用）	50,070,770,938	53,550,689,518	
	大和住銀ニッポン中小型株ファンド（FOFｓ用）（適格機関投資家専用）	4,526,621,021	17,461,440,588	
	J Flag 中小型株ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	663,777,670	3,597,276,704	
	Ｔ＆Ｄ/マイルストン日本株ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	5,337,378,333	16,301,420,904	
投資信託受益証券 合計			770,265,939,467	
合計			770,265,939,467	

投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワファンドラップ 外国株式セレクト】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期計算期間(2024年6月18日から2025年6月16日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

【財務諸表】

ダイワファンドラップ 外国株式セレクト

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
資産の部		
流動資産		
預金	17,197,413	421,708,088
コール・ローン	8,327,642,173	9,138,993,180
投資信託受益証券	402,815,015,458	476,836,748,350
投資証券	114,829,011,183	88,559,283,124
流動資産合計	525,988,866,227	574,956,732,742
資産合計	525,988,866,227	574,956,732,742
負債の部		
流動負債		
未払解約金	414,411,812	550,495,661
未払受託者報酬	107,397,247	119,937,540
未払委託者報酬	1,073,973,023	1,199,375,915
その他未払費用	1,105,050	1,104,654
流動負債合計	1,596,887,132	1,870,913,770
負債合計	1,596,887,132	1,870,913,770
純資産の部		
元本等		
元本	※1 153,429,891,704	※1 165,800,535,369
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	370,962,087,391	407,285,283,603
（分配準備積立金）	224,612,576,699	199,995,175,325
元本等合計	524,391,979,095	573,085,818,972
純資産合計	524,391,979,095	573,085,818,972
負債純資産合計	525,988,866,227	574,956,732,742

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17期 自　2023年6月16日 至　2024年6月17日	第18期 自　2024年6月18日 至　2025年6月16日
営業収益		
受取配当金	576,309,399	438,400,596
受取利息	11,186,136	40,910,689
有価証券売買等損益	138,721,803,882	14,758,006,025
為替差損益	5,584,951,484	△ 4,906,214,390
その他収益	459,940	165
営業収益合計	144,894,710,841	10,331,103,085
営業費用		
支払利息	1,615,567	-
受託者報酬	195,349,815	236,848,852
委託者報酬	1,953,499,137	2,368,489,514
その他費用	7,237,561	7,130,324
営業費用合計	2,157,702,080	2,612,468,690
営業利益又は営業損失（△）	142,737,008,761	7,718,634,395
経常利益又は経常損失（△）	142,737,008,761	7,718,634,395
当期純利益又は当期純損失（△）	142,737,008,761	7,718,634,395
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	16,218,971,731	269,709,473
期首剰余金又は期首欠損金（△）	224,341,668,212	370,962,087,391
剰余金増加額又は欠損金減少額	82,484,503,128	87,696,352,944
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	82,484,503,128	87,696,352,944
剰余金減少額又は欠損金増加額	62,382,120,979	58,822,081,654
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	62,382,120,979	58,822,081,654
分配金	※1 -	※1 -
期末剰余金又は期末欠損金（△）	370,962,087,391	407,285,283,603

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日
1．　有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品市場及び外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の１口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引

	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3.　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4.　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2)計算期間末日 2024年6月15日及びその翌日が休日のため、前計算期間末日を2024年6月17日としており、2025年6月15日が休日のため、当計算期間末日を2025年6月16日としております。このため、当計算期間は364日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
1.　※1 期首元本額	149,232,382,544円	153,429,891,704円
期中追加設定元本額	44,809,149,054円	36,713,105,089円
期中一部解約元本額	40,611,639,894円	24,342,461,424円
2.　計算期間末日における受益権の総数	153,429,891,704口	165,800,535,369口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日	第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（497,439,914円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（126,020,597,116円）、投資信託約款に規定される収益調整金（158,709,796,353円）及び分配準備積立金（98,094,539,669円）より分配対象額は383,322,373,052円（1万口当たり24,983.55円）であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（351,251,755円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（7,097,673,167円）、投資信託約款に規定される収益調整金（221,685,886,354円）及び分配準備積立金（192,546,250,403円）より分配対象額は421,681,061,679円（1万口当たり25,433.03円）であり、分配を行っておりません。

〔金融商品に関する注記〕

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区分	第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日
1． 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2． 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び投資証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。

3．　金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

区分	第18期 2025年6月16日現在
1．　金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	99,328,038,645	16,261,042,785
投資証券	28,194,776,753	1,159,974,727
合計	127,522,815,398	17,421,017,512

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
１口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	3.4178円 (34,178円)	3.4565円 (34,565円)

(4)【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ダイワ／ウエリントン・デュラブル・カンパニーズ戦略ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	6,256,734,691	17,035,837,216	
		ニッセイ／インターミード・グローバル株式ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	6,413,863,019	16,843,445,674	
		フランクリン・グローバル株式ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	23,877,357,223	67,845,122,813	
		ダイワ／ウエリントン欧州株ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	5,435,249,628	12,964,700,937	
		ダイワ／GQGグローバル・エクイティ（FOFs用）（適格機関投資家専用）	10,504,032,634	27,432,331,626	
		ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	8,982,555,817	17,015,655,484	

		グローバル厳選株式ファンド（ＦｏＦｓ用）（適格機関投資家専用）	24,157,272,702	39,475,399,322	
		アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド（適格機関投資家専用）	46,250,930,030	81,591,265,665	
		ダイワ／ニューメリック 外国株式戦略（FOFs用）（適格機関投資家専用）	50,911,147,231	68,246,392,863	
		ジェニソン外国株式戦略ファンド（FOFs 用）（適格機関投資家専用）	44,255,142,893	44,803,906,664	
		MFS外国株式コントラリアン厳選バリュー戦略（FOFs用）（適格機関投資家専用）	22,009,813,740	23,495,476,167	
		ニッセイ／アリアンツ・欧州グロース株式ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	2,282,756,732	5,569,241,599	
	日本円 小計			422,318,776,030	
	アメリカ・ドル	GLOBAL X CONSCIOUS COMPANIES	9,630,000	377,496,000.000	
	アメリカ・ドル 小計			377,496,000.000 (54,517,972,320)	
投資信託受益証券 合計				476,836,748,350 [54,517,972,320]	
投資証券	国外・円	T ROWE PRICE FUNDS SICAV - GLOBAL FOCUSED GROWTH EQUITY FUND CLASS I JPY	1,842,032.220	49,432,776,655.920	
		CAPITAL GROUP GLOBAL NEW PERSPECTIVE FUND (LUX)	9,494,420.400	39,126,506,468.400	
	国外・円 小計			88,559,283,124.320 (88,559,283,124)	
投資証券 合計				88,559,283,124 [88,559,283,124]	
合計				565,396,031,474 [143,077,255,444]	

投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（注）1.　各種通貨毎の小計の欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における［ ］内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券　1銘柄	100%	100%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラス】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期計算期間(2024年6月18日から2025年6月16日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

【財務諸表】

ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラス

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
資産の部		
流動資産		
預金	17,293,533	141,013,085
コール・ローン	2,113,876,683	2,143,835,540
投資信託受益証券	138,567,046,108	139,133,806,717
投資証券	60,683,263,565	47,265,634,238
未収入金	1,170,000,000	-
流動資産合計	202,551,479,889	188,684,289,580
資産合計	202,551,479,889	188,684,289,580
負債の部		
流動負債		
未払金	800,000,000	-
未払解約金	998,828,714	196,756,178
未払受託者報酬	43,457,843	40,566,500
未払委託者報酬	434,578,965	405,665,367
その他未払費用	1,131,392	1,129,827
流動負債合計	2,277,996,914	644,117,872
負債合計	2,277,996,914	644,117,872
純資産の部		
元本等		
元本	※1 68,531,016,961	※1 63,310,683,174
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	131,742,466,014	124,729,488,534
（分配準備積立金）	105,427,362,619	94,823,648,945
元本等合計	200,273,482,975	188,040,171,708
純資産合計	200,273,482,975	188,040,171,708
負債純資産合計	202,551,479,889	188,684,289,580

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17期 自　2023年6月16日 至　2024年6月17日	第18期 自　2024年6月18日 至　2025年6月16日
営業収益		
受取配当金	213,507,104	128,699,882
受取利息	5,517,025	14,727,436
有価証券売買等損益	53,024,069,038	6,139,342,580
為替差損益	2,776,316,855	△ 2,068,138,929
その他収益	249,904	89
営業収益合計	56,019,659,926	4,214,631,058
営業費用		
支払利息	511,737	-
受託者報酬	83,266,026	83,304,373
委託者報酬	832,661,160	833,044,441
その他費用	4,060,865	3,643,260
営業費用合計	920,499,788	919,992,074
営業利益又は営業損失（△）	55,099,160,138	3,294,638,984
経常利益又は経常損失（△）	55,099,160,138	3,294,638,984
当期純利益又は当期純損失（△）	55,099,160,138	3,294,638,984
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	6,329,953,557	114,499,711
期首剰余金又は期首欠損金（△）	96,302,730,453	131,742,466,014
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,805,579,223	7,467,462,928
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,805,579,223	7,467,462,928
剰余金減少額又は欠損金増加額	21,135,050,243	17,660,579,681
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	21,135,050,243	17,660,579,681
分配金	※1 -	※1 -
期末剰余金又は期末欠損金（△）	131,742,466,014	124,729,488,534

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日
1．　有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品市場及び外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の１口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引

	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3.　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4.　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2)計算期間末日 2024年6月15日及びその翌日が休日のため、前計算期間末日を2024年6月17日としており、2025年6月15日が休日のため、当計算期間末日を2025年6月16日としております。このため、当計算期間は364日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
1.　※1 期首元本額	80,675,222,577円	68,531,016,961円
期中追加設定元本額	5,462,879,556円	3,969,751,814円
期中一部解約元本額	17,607,085,172円	9,190,085,601円
2.　計算期間末日における受益権の総数	68,531,016,961口	63,310,683,174口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日	第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（184,063,469円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（48,585,143,112円）、投資信託約款に規定される収益調整金（43,525,804,580円）及び分配準備積立金（56,658,156,038円）より分配対象額は148,953,167,199円（1万口当たり21,735.15円）であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（110,176,196円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（3,069,963,077円）、投資信託約款に規定される収益調整金（45,963,300,738円）及び分配準備積立金（91,643,509,672円）より分配対象額は140,786,949,683円（1万口当たり22,237.47円）であり、分配を行っておりません。

〔金融商品に関する注記〕

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区分	第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日
1． 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2． 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び投資証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。

3．　金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

区分	第18期 2025年6月16日現在
1．　金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	31,940,373,187	5,287,655,719
投資証券	13,429,691,185	1,168,571,595
合計	45,370,064,372	6,456,227,314

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
１口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	2.9224円 (29,224円)	2.9701円 (29,701円)

(4)【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ダイワ／ウエリントン・デュラブル・カンパニーズ戦略ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	1,640,896,967	4,467,834,261	
		ニッセイ／インターミード・グローバル株式ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	1,656,400,956	4,349,874,550	
		フランクリン・グローバル株式ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	6,270,384,153	17,816,669,532	
		ダイワ／ウエリントン欧州株ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	1,305,432,235	3,113,847,510	
		ダイワ／GQGグローバル・エクイティ（FOFs用）（適格機関投資家専用）	2,661,893,716	6,951,801,628	
		ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	2,289,913,084	4,337,782,355	

		グローバル厳選株式ファンド（ＦｏＦｓ用）（適格機関投資家専用）	6,473,629,075	10,578,557,271	
		アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド（適格機関投資家専用）	12,171,424,105	21,471,609,263	
		ダイワ／ニューメリック 外国株式戦略（FOFs用）（適格機関投資家専用）	13,619,535,653	18,256,987,542	
		ジェニソン外国株式戦略ファンド（FOFs 用）（適格機関投資家専用）	11,634,982,615	11,779,256,399	
		MFS外国株式コントラリアン厳選バリュー戦略（FOFs用）（適格機関投資家専用）	6,005,607,851	6,410,986,380	
		ダイワ／ウエリントン新興国EX戦略株式（FOFs用）（適格機関投資家専用）	5,009,272,721	5,468,122,102	
		ニッセイ／アリアンツ・欧州グロース株式ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	517,318,705	1,262,102,444	
	日本円 小計			116,265,431,237	
	アメリカ・ドル	GLOBAL X CONSCIOUS COMPANIES	2,540,000	99,568,000.000	
		VALUE PARTNERS HIGH DIVIDEND STOCKS FUND CLASS A1 USD	501,307.630	58,778,319.620	
	アメリカ・ドル 小計			158,346,319.620 (22,868,375,480)	
投資信託受益証券 合計				139,133,806,717 [22,868,375,480]	
投資証券	国外・円	FIDELITY FUNDS - INSTITUTIONAL EMERGING MARKETS EQUITY FUND I-ACC-JPY	5,282,827.070	11,368,643,854.640	
		MAN FUNDS PLC-MAN SYSTEMATIC EMERGING MARKETS EQUITY CLASS I JPY	745,182.689	12,753,056,539.540	
		T ROWE PRICE FUNDS SICAV - GLOBAL FOCUSED GROWTH EQUITY FUND CLASS I JPY	476,005.940	12,774,095,405.840	

		CAPITAL GROUP GLOBAL NEW PERSPECTIVE FUND (LUX)	2,516,340.315	10,369,838,438.110	
	国外・円 小計			47,265,634,238.130 (47,265,634,238)	
投資証券 合計				47,265,634,238 [47,265,634,238]	
合計				186,399,440,955 [70,134,009,718]	

投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（注）1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における［ ］内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券　2銘柄	100%	100%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワファンドラップ 日本債券セレクト】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期計算期間(2024年6月18日から2025年6月16日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

【財務諸表】

ダイワファンドラップ 日本債券セレクト

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	11,042,147,932	8,894,442,342
投資信託受益証券	707,286,702,999	705,863,956,651
流動資産合計	718,328,850,931	714,758,398,993
資産合計	718,328,850,931	714,758,398,993
負債の部		
流動負債		
未払解約金	598,342,991	784,725,175
未払受託者報酬	76,700,253	78,161,356
未払委託者報酬	767,003,107	781,613,950
その他未払費用	1,127,448	1,100,859
流動負債合計	1,443,173,799	1,645,601,340
負債合計	1,443,173,799	1,645,601,340
純資産の部		
元本等		
元本	※1 655,987,998,387	※1 670,459,018,124
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	60,897,678,745	42,653,779,529
（分配準備積立金）	11,819,184,036	10,575,881,233
元本等合計	716,885,677,132	713,112,797,653
純資産合計	716,885,677,132	713,112,797,653
負債純資産合計	718,328,850,931	714,758,398,993

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17期 自　2023年6月16日 至　2024年6月17日	第18期 自　2024年6月18日 至　2025年6月16日
営業収益		
受取利息	2,042,288	24,009,491
有価証券売買等損益	△ 20,490,272,659	△ 17,749,257,774
営業収益合計	△ 20,488,230,371	△ 17,725,248,283
営業費用		
支払利息	2,013,464	-
受託者報酬	148,290,926	158,367,842
委託者報酬	1,482,910,388	1,583,679,233
その他費用	2,210,120	2,190,702
営業費用合計	1,635,424,898	1,744,237,777
営業利益又は営業損失（△）	△ 22,123,655,269	△ 19,469,486,060
経常利益又は経常損失（△）	△ 22,123,655,269	△ 19,469,486,060
当期純利益又は当期純損失（△）	△ 22,123,655,269	△ 19,469,486,060
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△ 1,592,780,349	△ 770,805,997
期首剰余金又は期首欠損金（△）	72,985,794,304	60,897,678,745
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,460,414,238	7,307,932,820
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,460,414,238	7,307,932,820
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,017,654,877	6,853,151,973
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,017,654,877	6,853,151,973
分配金	※1 -	※1 -
期末剰余金又は期末欠損金（△）	60,897,678,745	42,653,779,529

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日
1．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日 2024年6月15日及びその翌日が休日のため、前計算期間末日を2024年6月17日としており、2025年6月15日が休日のため、当計算期間末日を2025年6月16日としております。このため、当計算期間は364日となっております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
1．　※1　期首元本額	562,601,848,320円	655,987,998,387円
期中追加設定元本額	164,099,404,842円	88,576,412,336円
期中一部解約元本額	70,713,254,775円	74,105,392,599円
2．　計算期間末日における受益権の総数	655,987,998,387口	670,459,018,124口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日	第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（101,772,696,812円）及び分配準備積立金（11,819,184,036円）より分配対象額は113,591,880,848円（1万口当たり1,731.62円）であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（105,521,879,775円）及び分配準備積立金（10,575,881,233円）より分配対象額は116,097,761,008円（1万口当たり1,731.62円）であり、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区分	第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日
1． 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2． 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3． 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区分	第18期 2025年6月16日現在
1．　金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△19,254,231,244	△18,145,373,495
合計	△19,254,231,244	△18,145,373,495

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
１口当たり純資産額	1.0928円	1.0636円

（1万口当たり純資産額）	(10,928円)	(10,636円)

(4)【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	ネオ・ヘッジ付債券ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	15,752,784,557	14,659,541,308	
	ネオ・ジャパン債券ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	111,144,360,356	113,289,446,510	
	マニュライフ日本債券アクティブ・ファンドM（FOFs用）（適格機関投資家専用）	107,539,099,521	119,712,525,586	
	明治安田日本債券アクティブ・ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	109,817,947,678	113,112,486,108	
	大和住銀日本債券アクティブファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	118,517,094,547	112,152,726,569	
	りそな日本債券ファンド・コア・アクティブ（適格機関投資家専用）	70,405,476,523	62,738,320,129	
	ピムコ日本債券コア・ファンドⅣ（適格機関投資家専用）	80,477,022,167	77,475,229,240	
	フィデリティ外国債券アクティブ・ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	17,514,894,397	14,691,493,420	
	Ｏｎｅ金利・クレジット型戦略ファンドＤ（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	80,545,197,958	78,032,187,781	
投資信託受益証券 合計			705,863,956,651	
合計			705,863,956,651	

投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワファンドラップ 外国債券セレクト】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期計算期間(2024年6月18日から2025年6月16日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

【財務諸表】

ダイワファンドラップ 外国債券セレクト

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,075,912,684	6,367,932,376
投資信託受益証券	252,303,113,280	284,393,385,252
投資証券	59,597,527,259	66,322,991,800
流動資産合計	317,976,553,223	357,084,309,428
資産合計	317,976,553,223	357,084,309,428
負債の部		
流動負債		
未払解約金	224,534,309	316,323,520
未払受託者報酬	62,000,535	75,687,173
未払委託者報酬	620,005,801	756,872,214
その他未払費用	1,108,838	1,094,056
流動負債合計	907,649,483	1,149,976,963
負債合計	907,649,483	1,149,976,963
純資産の部		
元本等		
元本	※1 201,492,876,927	※1 230,711,952,293
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	115,576,026,813	125,222,380,172
（分配準備積立金）	52,214,781,382	48,330,841,358
元本等合計	317,068,903,740	355,934,332,465
純資産合計	317,068,903,740	355,934,332,465
負債純資産合計	317,976,553,223	357,084,309,428

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17期 自　2023年6月16日 至　2024年6月17日	第18期 自　2024年6月18日 至　2025年6月16日
営業収益		
受取配当金	4,731,958,046	3,006,882,569
受取利息	1,201,542	19,640,082
有価証券売買等損益	36,275,554,979	△ 8,021,146,056
営業収益合計	41,008,714,567	△ 4,994,623,405
営業費用		
支払利息	969,505	-
受託者報酬	114,828,123	148,535,612
委託者報酬	1,148,282,167	1,485,357,017
その他費用	2,218,888	2,198,596
営業費用合計	1,266,298,683	1,636,091,225
営業利益又は営業損失（△）	39,742,415,884	△ 6,630,714,630
経常利益又は経常損失（△）	39,742,415,884	△ 6,630,714,630
当期純利益又は当期純損失（△）	39,742,415,884	△ 6,630,714,630
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,003,190,347	△ 623,824,137
期首剰余金又は期首欠損金（△）	58,166,811,626	115,576,026,813
剰余金増加額又は欠損金減少額	27,999,245,451	28,672,059,531
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	27,999,245,451	28,672,059,531
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,329,255,801	13,018,815,679
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,329,255,801	13,018,815,679
分配金	※1 -	※1 -
期末剰余金又は期末欠損金（△）	115,576,026,813	125,222,380,172

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日
1.　有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品市場及び外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の１口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2.　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日 2024年6月15日及びその翌日が休日のため、前計算期間末日を2024年6月17日としており、2025年6月15日が休日のため、当計算期間末日を2025年6月16日としております。このため、当計算期間は364日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
1. ※1 期首元本額	164,374,127,888円	201,492,876,927円
期中追加設定元本額	60,132,431,058円	51,983,912,005円
期中一部解約元本額	23,013,682,019円	22,764,836,639円
2. 計算期間末日における受益権の総数	201,492,876,927口	230,711,952,293口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日	第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（4,310,551,004円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（33,191,630,232円）、投資信託約款に規定される収益調整金（89,564,053,909円）及び分配準備積立金（14,712,600,146円）より分配対象額は141,778,835,291円（1万口当たり7,036.42円）であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,248,169,597円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（115,577,901,796円）及び分配準備積立金（47,082,671,761円）より分配対象額は163,908,743,154円（1万口当たり7,104.48円）であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区分	第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日
1．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2．　金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び投資証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3．　金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区分	第18期 2025年6月16日現在
1．　金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	28,008,717,186	△5,299,763,265
投資証券	5,898,835,385	△1,114,535,459
合計	33,907,552,571	△6,414,298,724

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
１口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.5736円 (15,736円)	1.5428円 (15,428円)

(4)【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ダイワ欧州債券ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	8,911,346,637	10,848,673,395	

		ダイワ米国債券ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	2,812,900,594	3,455,367,089	
		ダイワ／デカ欧州債券アクティブ・ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	12,304,702,957	18,028,850,772	
		ダイワ中長期世界債券ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	19,832,071,254	24,460,876,684	
		フィデリティ外国債券アクティブ・ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）	42,047,021,657	52,121,488,046	
		ブランディワイン外国債券ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	11,251,547,447	17,513,033,601	
	日本円 小計			126,428,289,587	
	国外・円	WELLINGTON GLOBAL AGGREGATE NON YEN BOND FUND CLASS SQ5	5,421,043.302	52,491,962,293.260	
		DAIWA CORE BOND STRATEGY FUND - THE JPY NON-HEDGED CLASS UNIT	263,473,819.960	27,710,332,066.650	
		GLOBAL CORE BOND FUND EX-JAPAN	3,734,378.780	55,978,337,912.200	
		INVESTMENT GRADE EURO AGGREGATE BOND SUB-TRUST	1,408,081	21,784,463,393.430	
	国外・円 小計			157,965,095,665.540 (157,965,095,665)	
投資信託受益証券 合計				284,393,385,252 [157,965,095,665]	
投資証券	国外・円	LORD ABBETT HIGH YIELD FUND CLASS I JPY ACCUMULATING	407,951.966	6,968,835,379.670	
		L&G GLOBAL AGGREGATE EX JAPAN BOND FUND - C JPY UNHEDGED ACC	533,573,264.952	59,354,156,419.990	
	国外・円 小計			66,322,991,799.660 (66,322,991,800)	
投資証券 合計				66,322,991,800 [66,322,991,800]	
合計				350,716,377,052 [224,288,087,465]	

投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラス】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期計算期間(2024年6月18日から2025年6月16日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

【財務諸表】

ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラス

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,387,745,224	1,385,177,602
投資信託受益証券	69,348,612,907	68,470,929,210
投資証券	12,503,393,454	12,273,138,750
流動資産合計	83,239,751,585	82,129,245,562
資産合計	83,239,751,585	82,129,245,562
負債の部		
流動負債		
未払解約金	294,166,166	74,617,181
未払受託者報酬	16,856,558	17,827,974
未払委託者報酬	168,566,138	178,280,134
その他未払費用	1,118,739	1,107,272
流動負債合計	480,707,601	271,832,561
負債合計	480,707,601	271,832,561
純資産の部		
元本等		
元本	※1 47,647,319,690	※1 48,108,840,363
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	35,111,724,294	33,748,572,638
（分配準備積立金）	18,324,933,196	17,235,442,797
元本等合計	82,759,043,984	81,857,413,001
純資産合計	82,759,043,984	81,857,413,001
負債純資産合計	83,239,751,585	82,129,245,562

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17期 自　2023年6月16日 至　2024年6月17日	第18期 自　2024年6月18日 至　2025年6月16日
営業収益		
受取配当金	1,375,244,378	910,614,524
受取利息	272,225	3,914,257
有価証券売買等損益	11,037,526,324	△ 2,233,210,915
営業収益合計	12,413,042,927	△ 1,318,682,134
営業費用		
支払利息	223,416	-
受託者報酬	32,305,951	36,048,537
委託者報酬	323,060,583	360,486,137
その他費用	2,218,890	2,197,943
営業費用合計	357,808,840	398,732,617
営業利益又は営業損失（△）	12,055,234,087	△ 1,717,414,751
経常利益又は経常損失（△）	12,055,234,087	△ 1,717,414,751
当期純利益又は当期純損失（△）	12,055,234,087	△ 1,717,414,751
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	630,686,981	△ 108,223,742
期首剰余金又は期首欠損金（△）	21,778,131,564	35,111,724,294
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,503,655,923	3,412,291,147
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,503,655,923	3,412,291,147
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,594,610,299	3,166,251,794
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,594,610,299	3,166,251,794
分配金	※1 -	※1 -
期末剰余金又は期末欠損金（△）	35,111,724,294	33,748,572,638

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日
1．　有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品市場及び外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の１口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．　収益及び費用の計上基準	受取配当金 内国資産については、原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 外国資産については、原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日 2024年6月15日及びその翌日が休日のため、前計算期間末日を2024年6月17日としており、2025年6月15日が休日のため、当計算期間末日を2025年6月16日としております。このため、当計算期間は364日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
1. ※1 期首元本額	45,870,028,705円	47,647,319,690円
期中追加設定元本額	7,187,284,192円	4,759,943,787円
期中一部解約元本額	5,409,993,207円	4,298,423,114円
2. 計算期間末日における受益権の総数	47,647,319,690口	48,108,840,363口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日	第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,259,103,736円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（10,008,952,839円）、投資信託約款に規定される収益調整金（22,557,523,107円）及び分配準備積立金（7,056,876,621円）より分配対象額は40,882,456,303円（1万口当たり8,580.22円）であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（480,978,756円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（24,561,373,518円）及び分配準備積立金（16,754,464,041円）より分配対象額は41,796,816,315円（1万口当たり8,687.97円）であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区分	第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日
1．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2．　金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び投資証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3．　金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区分	第18期 2025年6月16日現在
1．　金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	9,063,749,114	△1,679,202,017
投資証券	1,300,136,596	△219,446,207
合計	10,363,885,710	△1,898,648,224

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
１口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.7369円 (17,369円)	1.7015円 (17,015円)

(4)【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ダイワ欧州債券ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	1,579,064,223	1,922,352,785	

		ダイワ米国債券ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	513,609,618	630,918,054	
		ダイワ／デカ欧州債券アクティブ・ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	2,268,140,349	3,323,279,239	
		ダイワ中長期世界債券ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	3,634,246,311	4,482,479,399	
		フィデリティ外国債券アクティブ・ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）	7,758,754,398	9,617,751,951	
		T．ロウ・プライス新興国債券オープンM（FOFs用）（適格機関投資家専用）	7,457,858,104	7,971,704,527	
		ブランディワイン外国債券ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	2,061,915,464	3,209,371,419	
	日本円 小計			31,157,857,374	
	国外・円	WELLINGTON GLOBAL AGGREGATE NON YEN BOND FUND CLASS SQ5	993,622.860	9,621,250,153.380	
		DAIWA CORE BOND STRATEGY FUND - THE JPY NON-HEDGED CLASS UNIT	48,989,242.990	5,152,345,652.980	
		GLOBAL CORE BOND FUND EX-JAPAN	691,078.640	10,359,268,813.600	
		INVESTMENT GRADE EURO AGGREGATE BOND SUB-TRUST	261,507	4,045,782,642.210	
		EMERGING MARKET DEBT FUND	473,289.380	8,134,424,574.060	
	国外・円 小計			37,313,071,836.230 (37,313,071,836)	
投資信託受益証券 合計				68,470,929,210 [37,313,071,836]	
投資証券	国外・円	LORD ABBETT HIGH YIELD FUND CLASS I JPY ACCUMULATING	75,623.641	1,291,840,091.140	
		L&G GLOBAL AGGREGATE EX JAPAN BOND FUND - C JPY UNHEDGED ACC	98,718,063.443	10,981,298,659.330	
	国外・円 小計			12,273,138,750.470 (12,273,138,750)	

投資証券 合計		12,273,138,750 [12,273,138,750]	
合計		80,744,067,960 [49,586,210,586]	

投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワファンドラップ J-REITセレクト】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期計算期間(2024年6月18日から2025年6月16日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

【財務諸表】

ダイワファンドラップ J-REITセレクト

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,201,669,785	3,922,888,658
投資信託受益証券	209,452,964,727	256,807,718,163
流動資産合計	212,654,634,512	260,730,606,821
資産合計	212,654,634,512	260,730,606,821
負債の部		
流動負債		
未払解約金	276,565,112	187,128,399
未払受託者報酬	21,379,856	26,426,844
未払委託者報酬	342,078,438	422,830,323
その他未払費用	1,149,827	1,097,581
流動負債合計	641,173,233	637,483,147
負債合計	641,173,233	637,483,147
純資産の部		
元本等		
元本	※1 100,657,961,208	※1 113,806,824,643
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	111,355,500,071	146,286,299,031
（分配準備積立金）	26,037,368,217	30,713,584,712
元本等合計	212,013,461,279	260,093,123,674
純資産合計	212,013,461,279	260,093,123,674
負債純資産合計	212,654,634,512	260,730,606,821

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17期 自　2023年6月16日 至　2024年6月17日	第18期 自　2024年6月18日 至　2025年6月16日
営業収益		
受取利息	816,684	11,116,632
有価証券売買等損益	△ 5,380,069,716	21,194,753,436
営業収益合計	△ 5,379,253,032	21,205,870,068
営業費用		
支払利息	520,157	-
受託者報酬	40,306,410	51,287,442
委託者報酬	644,904,133	820,600,657
その他費用	2,213,585	2,194,268
営業費用合計	687,944,285	874,082,367
営業利益又は営業損失（△）	△ 6,067,197,317	20,331,787,701
経常利益又は経常損失（△）	△ 6,067,197,317	20,331,787,701
当期純利益又は当期純損失（△）	△ 6,067,197,317	20,331,787,701
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△ 65,367,657	572,897,961
期首剰余金又は期首欠損金（△）	86,845,322,846	111,355,500,071
剰余金増加額又は欠損金減少額	42,117,735,687	30,138,614,092
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	42,117,735,687	30,138,614,092
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,605,728,802	14,966,704,872
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,605,728,802	14,966,704,872
分配金	※1 -	※1 -
期末剰余金又は期末欠損金（△）	111,355,500,071	146,286,299,031

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日
1．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日 2024年6月15日及びその翌日が休日のため、前計算期間末日を2024年6月17日としており、2025年6月15日が休日のため、当計算期間末日を2025年6月16日としております。このため、当計算期間は364日となっております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
1．　※1 期首元本額	74,152,327,463円	100,657,961,208円
期中追加設定元本額	36,406,216,566円	26,661,501,660円
期中一部解約元本額	9,900,582,821円	13,512,638,225円
2．　計算期間末日における受益権の総数	100,657,961,208口	113,806,824,643口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日	第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（115,963,792,563円）及び分配準備積立金（26,037,368,217円）より分配対象額は142,001,160,780円（1万口当たり14,107.30円）であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（10,679,591円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（7,664,037,594円）、投資信託約款に規定される収益調整金（137,511,733,577円）及び分配準備積立金（23,038,867,527円）より分配対象額は168,225,318,289円（1万口当たり14,781.65円）であり、分配を行っておりません。

〔金融商品に関する注記〕

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区分	第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日
1． 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2． 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3． 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第18期 2025年6月16日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△4,178,252,839	21,164,842,462
合計	△4,178,252,839	21,164,842,462

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
１口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	2.1063円 (21,063円)	2.2854円 (22,854円)

(4)【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	ダイワ・J-REITファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	160,886,090,949	179,516,700,280	
	ダイワ・クオンツアクティブJ-REIT・ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	34,595,455,235	38,567,013,495	
	フィデリティ・Ｊリート・ファンド2（適格機関投資家専用）	34,801,837,322	38,724,004,388	
投資信託受益証券 合計			256,807,718,163	
合計			256,807,718,163	

投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワファンドラップ 外国REITセレクト】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期計算期間(2024年6月18日から2025年6月16日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

【財務諸表】

ダイワファンドラップ 外国REITセレクト

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
資産の部		
流動資産		
預金	218,578,300	6,425,059
コール・ローン	2,893,371,182	3,741,634,734
投資信託受益証券	170,405,607,931	184,639,223,173
流動資産合計	173,517,557,413	188,387,282,966
資産合計	173,517,557,413	188,387,282,966
負債の部		
流動負債		
未払解約金	288,675,034	178,785,580
未払受託者報酬	17,289,574	19,888,949
未払委託者報酬	276,633,822	318,223,971
その他未払費用	1,121,090	1,112,392
流動負債合計	583,719,520	518,010,892
負債合計	583,719,520	518,010,892
純資産の部		
元本等		
元本	※1 55,529,436,724	※1 58,941,895,752
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	117,404,401,169	128,927,376,322
（分配準備積立金）	54,711,121,660	49,691,979,940
元本等合計	172,933,837,893	187,869,272,074
純資産合計	172,933,837,893	187,869,272,074
負債純資産合計	173,517,557,413	188,387,282,966

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17期 自　2023年6月16日 至　2024年6月17日	第18期 自　2024年6月18日 至　2025年6月16日
営業収益		
受取配当金	191,584,911	161,373,810
受取利息	1,943,439	11,633,105
有価証券売買等損益	28,507,655,503	4,667,481,284
為替差損益	325,420,502	△ 40,918,515
営業収益合計	29,026,604,355	4,799,569,684
営業費用		
支払利息	514,181	-
受託者報酬	31,631,941	40,208,327
委託者報酬	506,112,280	643,334,885
その他費用	2,277,167	2,260,577
営業費用合計	540,535,569	685,803,789
営業利益又は営業損失（△）	28,486,068,786	4,113,765,895
経常利益又は経常損失（△）	28,486,068,786	4,113,765,895
当期純利益又は当期純損失（△）	28,486,068,786	4,113,765,895
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,327,909,861	1,011,975,124
期首剰余金又は期首欠損金（△）	75,035,498,374	117,404,401,169
剰余金増加額又は欠損金減少額	26,552,913,088	27,721,655,247
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	26,552,913,088	27,721,655,247
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,342,169,218	19,300,470,865
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,342,169,218	19,300,470,865
分配金	※1 -	※1 -
期末剰余金又は期末欠損金（△）	117,404,401,169	128,927,376,322

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建取引等の処理基準

	外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2)計算期間末日 2024年6月15日及びその翌日が休日のため、前計算期間末日を2024年6月17日としており、2025年6月15日が休日のため、当計算期間末日を2025年6月16日としております。このため、当計算期間は364日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
1. ※1 期首元本額	47,694,507,874円	55,529,436,724円
期中追加設定元本額	14,973,979,415円	12,487,863,574円
期中一部解約元本額	7,139,050,565円	9,075,404,546円
2. 計算期間末日における受益権の総数	55,529,436,724口	58,941,895,752口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日	第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日

※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（184,095,113円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（26,974,063,812円）、投資信託約款に規定される収益調整金（65,795,201,928円）及び分配準備積立金（27,552,962,735円）より分配対象額は120,506,323,588円（1万口当たり21,701.34円）であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（141,462,720円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（2,960,328,051円）、投資信託約款に規定される収益調整金（81,322,347,117円）及び分配準備積立金（46,590,189,169円）より分配対象額は131,014,327,057円（1万口当たり22,227.71円）であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区分	第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第18期 2025年6月16日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	25,085,849,578	4,342,035,407
合計	25,085,849,578	4,342,035,407

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
１口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	3.1143円 (31,143円)	3.1874円 (31,874円)

(4)【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	ダイワ・グローバルREITファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	83,683,587,130	143,893,928,070	
	外国REIT厳選投資戦略ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	36,418,747,858	40,745,295,103	
投資信託受益証券 合計			184,639,223,173	
合計			184,639,223,173	

投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワファンドラップ コモディティセレクト】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期計算期間(2024年6月18日から2025年6月16日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

【財務諸表】

ダイワファンドラップ コモディティセレクト

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
資産の部		
流動資産		
預金	1,025,632,864	2,309,015
コール・ローン	2,889,501,480	2,870,293,341
投資信託受益証券	138,750,607,257	145,262,838,859
流動資産合計	142,665,741,601	148,135,441,215
資産合計	142,665,741,601	148,135,441,215
負債の部		
流動負債		
未払金	1,023,945,000	-
未払解約金	281,343,487	152,763,086
未払受託者報酬	13,405,067	15,927,874
未払委託者報酬	214,481,866	254,846,472
その他未払費用	1,125,798	1,115,086
流動負債合計	1,534,301,218	424,652,518
負債合計	1,534,301,218	424,652,518
純資産の部		
元本等		
元本	※1 151,026,530,674	※1 165,903,967,201
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △ 9,895,090,291	※2 △ 18,193,178,504
（分配準備積立金）	46,961,787,683	40,935,251,423
元本等合計	141,131,440,383	147,710,788,697
純資産合計	141,131,440,383	147,710,788,697
負債純資産合計	142,665,741,601	148,135,441,215

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17期 自　2023年6月16日 至　2024年6月17日	第18期 自　2024年6月18日 至　2025年6月16日
営業収益		
受取利息	773,066	9,561,263
有価証券売買等損益	14,610,243,908	4,884,617,065
為替差損益	10,997,600,569	△ 11,206,553,561
営業収益合計	25,608,617,543	△ 6,312,375,233
営業費用		
支払利息	444,567	-
受託者報酬	24,917,211	30,956,609
委託者報酬	398,676,841	495,306,769
その他費用	3,141,189	3,136,445
営業費用合計	427,179,808	529,399,823
営業利益又は営業損失（△）	25,181,437,735	△ 6,841,775,056
経常利益又は経常損失（△）	25,181,437,735	△ 6,841,775,056
当期純利益又は当期純損失（△）	25,181,437,735	△ 6,841,775,056
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,683,508,027	△ 1,224,997,831
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△ 30,974,669,359	△ 9,895,090,291
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,742,182,493	1,551,115,347
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,742,182,493	1,551,115,347
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,160,533,133	4,232,426,335
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,160,533,133	4,232,426,335
分配金	※1 -	※1 -
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△ 9,895,090,291	△ 18,193,178,504

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品市場及び外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

	(2)計算期間末日 2024年6月15日及びその翌日が休日のため、前計算期間末日を2024年6月17日としており、2025年6月15日が休日のため、当計算期間末日を2025年6月16日としております。このため、当計算期間は364日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
1. ※1 期首元本額	122,586,825,254円	151,026,530,674円
期中追加設定元本額	48,023,374,605円	36,611,348,876円
期中一部解約元本額	19,583,669,185円	21,733,912,349円
2. 計算期間末日における受益権の総数	151,026,530,674口	165,903,967,201口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は9,895,090,291円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は18,193,178,504円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日	第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（349,529円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（10,681,729,476円）、投資信託約款に規定される収益調整金（56,146,136,344円）及び分配準備積立金（36,279,708,678円）より分配対象額は103,107,924,027円（1万口当たり6,827.14円）であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（72,329,890,057円）及び分配準備積立金（40,935,251,423円）より分配対象額は113,265,141,480円（1万口当たり6,827.15円）であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区分	第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引（商品先物取引）に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区分	第18期 2025年6月16日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等

	これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	14,137,282,365	4,471,319,362
合計	14,137,282,365	4,471,319,362

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
１口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9345円 (9,345円)	0.8903円 (8,903円)

(4)【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考

投資信託受益証券	日本円	ゴールド・ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	6,500,528,505	17,169,195,887	
	日本円 小計			17,169,195,887	
	アメリカ・ドル	DAIWA RICI FUND	9,321,033.285	886,952,243.260	
	アメリカ・ドル 小計			886,952,243.260 (128,093,642,972)	
投資信託受益証券 合計				145,262,838,859 [128,093,642,972]	
合計				145,262,838,859 [128,093,642,972]	

投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（注）1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における［ ］内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券　1銘柄	100%	100%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期計算期間(2024年6月18日から2025年6月16日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

【財務諸表】

ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,895,033,863	12,298,286,164
投資信託受益証券	142,253,447,050	140,570,402,704
投資証券	242,157,299,353	300,498,941,163
流動資産合計	393,305,780,266	453,367,630,031
資産合計	393,305,780,266	453,367,630,031
負債の部		
流動負債		
未払解約金	390,378,455	373,247,640
未払受託者報酬	81,813,954	94,378,921
未払委託者報酬	818,140,108	943,789,668
その他未払費用	1,111,820	1,094,933
流動負債合計	1,291,444,337	1,412,511,162
負債合計	1,291,444,337	1,412,511,162
純資産の部		
元本等		
元本	※1 399,129,804,981	※1 458,353,778,232
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △ 7,115,469,052	※2 △ 6,398,659,363
（分配準備積立金）	2,058,838,676	1,836,485,725
元本等合計	392,014,335,929	451,955,118,869
純資産合計	392,014,335,929	451,955,118,869
負債純資産合計	393,305,780,266	453,367,630,031

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17期 自　2023年6月16日 至　2024年6月17日	第18期 自　2024年6月18日 至　2025年6月16日
営業収益		
受取利息	1,890,690	35,157,516
有価証券売買等損益	7,966,466,847	3,744,609,615
営業収益合計	7,968,357,537	3,779,767,131
営業費用		
支払利息	1,735,297	-
受託者報酬	151,310,776	185,198,918
委託者報酬	1,513,108,936	1,851,990,100
その他費用	2,212,360	2,194,027
営業費用合計	1,668,367,369	2,039,383,045
営業利益又は営業損失（△）	6,299,990,168	1,740,384,086
経常利益又は経常損失（△）	6,299,990,168	1,740,384,086
当期純利益又は当期純損失（△）	6,299,990,168	1,740,384,086
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	492,147,293	7,375,600
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△ 10,821,647,276	△ 7,115,469,052
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,466,333,258	934,325,784
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,466,333,258	934,325,784
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,567,997,909	1,950,524,581
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,567,997,909	1,950,524,581
分配金	※1 -	※1 -
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△ 7,115,469,052	△ 6,398,659,363

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日
1．　有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の１口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日 2024年6月15日及びその翌日が休日のため、前計算期間末日を2024年6月17日としており、2025年6月15日が休日のため、当計算期間末日を2025年6月16日としております。このため、当計算期間は364日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
1. ※1 期首元本額	297,392,087,019円	399,129,804,981円
期中追加設定元本額	144,057,879,977円	112,255,441,124円
期中一部解約元本額	42,320,162,015円	53,031,467,873円
2. 計算期間末日における受益権の総数	399,129,804,981口	458,353,778,232口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は7,115,469,052円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は6,398,659,363円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日	第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（267,776円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（17,022,832,046円）及び分配準備積立金（2,058,570,900円）より分配対象額は19,081,670,722円（1万口当たり478.08円）であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（16,191,254円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（20,092,700,567円）及び分配準備積立金（1,820,294,471円）より分配対象額は21,929,186,292円（1万口当たり478.43円）であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区分	第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日

1．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2．　金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び投資証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3．　金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II　金融商品の時価等に関する事項

区分	第18期 2025年6月16日現在
1．　金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	1,577,729,254	984,164,762
投資証券	6,791,228,092	4,381,482,172

合計	8,368,957,346	5,365,646,934

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第18期 自2024年6月18日 至2025年6月16日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第17期 2024年6月17日現在	第18期 2025年6月16日現在
１口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9822円 (9,822円)	0.9860円 (9,860円)

(4)【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	M&Aアービトラージ戦略ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	17,828,988,548	17,656,047,359	
		短期金利トレンドフォロー戦略ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	27,811,048,210	26,350,968,178	
		スパークス・ファンド・匠（FOFs用）（適格機関投資家専用）	13,658,255,698	14,029,760,252	

		大和住銀FoF用ジャパン・マーケット・ニュートラル（適格機関投資家限定）	62,205,024,808	82,533,626,915	
	日本円 小計			140,570,402,704	
投資信託受益証券 合計				140,570,402,704	
投資証券	国外・円	JPM GLOBAL MACRO OPPORTUNITIES I (ACC) - JPY (HEDGED) FUND	2,053,650.151	22,115,758,476.110	
		BLACKROCK STRATEGIC FUNDS - BLACKROCK UK EQUITY ABSOLUTE RETURN FUND CLASS I2 JPY(HEDGED)	3,863,731.360	43,991,131,596.290	
		PICTET TR-ATLAS HJ JPY	6,613,759.939	84,259,301,630.500	
		BLACKROCK SYSTEMATIC US EQUITY ABSOLUTE RETURN FUND CLASS I2 JPY HEDGED	6,473,524.200	74,919,455,006.680	
		NINETEEN77 GLOBAL MERGER ARBITRAGE JAPAN LIMITED CLASS JPY	3,344,065.740	35,166,195,328.140	
		NOMURA FUNDS IRELAND-GLOBAL DYNAMIC BOND FUND CLASS I JPY HEDGED	1,262,679.480	13,437,176,690.450	
		MORGAN STANLEY INVESTMENT FUNDS GLOBAL MACRO FUND ZH (JPY)	22,351,136.825	26,609,922,435.630	
	国外・円 小計			300,498,941,163.800 (300,498,941,163)	
投資証券 合計				300,498,941,163 [300,498,941,163]	
合計				441,069,343,867 [300,498,941,163]	

投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワファンドラップ 日本株式セレクト】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2025年6月17日から2025年12月16日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

1【中間財務諸表】

ダイワファンドラップ 日本株式セレクト

(1)【中間貸借対照表】

（単位：円）

	当中間計算期間末 2025年12月16日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	6,250,707,960
投資信託受益証券	939,918,931,144
流動資産合計	946,169,639,104
資産合計	946,169,639,104
負債の部	
流動負債	
未払解約金	1,180,966,674
未払受託者報酬	192,039,428
未払委託者報酬	1,920,394,747
その他未払費用	1,083,095
流動負債合計	3,294,483,944
負債合計	3,294,483,944
純資産の部	
元本等	
元本	※1 253,783,640,818
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	689,091,514,342
（分配準備積立金）	230,252,440,261
元本等合計	942,875,155,160
純資産合計	942,875,155,160
負債純資産合計	946,169,639,104

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	当中間計算期間 自　2025年6月17日 至　2025年12月16日
営業収益	
受取配当金	2,069,905,298
受取利息	17,569,350
有価証券売買等損益	194,578,805,013
その他収益	30,476
営業収益合計	196,666,310,137
営業費用	
受託者報酬	192,039,428
委託者報酬	1,920,394,747
その他費用	1,083,095
営業費用合計	2,113,517,270
営業利益又は営業損失（△）	194,552,792,867
経常利益又は経常損失（△）	194,552,792,867
中間純利益又は中間純損失（△）	194,552,792,867
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	12,666,849,296
期首剰余金又は期首欠損金（△）	513,078,437,353
剰余金増加額又は欠損金減少額	53,812,378,913
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	53,812,378,913
剰余金減少額又は欠損金増加額	59,685,245,495
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	59,685,245,495
中間剰余金又は中間欠損金（△）	689,091,514,342

(3)【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	当中間計算期間 自2025年6月17日 至2025年12月16日
1.　有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2.　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

区分	当中間計算期間末 2025年12月16日現在
1.　※1 期首元本額	261,011,526,031円
期中追加設定元本額	22,931,661,022円
期中一部解約元本額	30,159,546,235円
2.　中間計算期間末日における受益権の総数	253,783,640,818口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	当中間計算期間 自2025年6月17日 至2025年12月16日
	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2025年12月16日現在
1．　金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2025年12月16日現在
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	当中間計算期間末 2025年12月16日現在
１口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	3.7153円 (37,153円)

【ダイワファンドラップ 外国株式セレクト】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2025年6月17日から2025年12月16日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

1【中間財務諸表】

ダイワファンドラップ 外国株式セレクト

(1)【中間貸借対照表】

（単位：円）

	当中間計算期間末 2025年12月16日現在
資産の部	
流動資産	
預金	11,773,356
コール・ローン	8,936,049,969
投資信託受益証券	559,739,134,381
投資証券	122,528,821,968
流動資産合計	691,215,779,674
資産合計	691,215,779,674
負債の部	
流動負債	
未払解約金	516,507,200
未払受託者報酬	141,081,184
未払委託者報酬	1,410,812,239
その他未払費用	1,098,279
流動負債合計	2,069,498,902
負債合計	2,069,498,902
純資産の部	
元本等	
元本	※1 167,483,437,687
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	521,662,843,085
（分配準備積立金）	179,947,493,513
元本等合計	689,146,280,772
純資産合計	689,146,280,772
負債純資産合計	691,215,779,674

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	当中間計算期間 自　2025年6月17日 至　2025年12月16日
営業収益	
受取配当金	205,809,349
受取利息	40,836,641
有価証券売買等損益	108,697,264,208
為替差損益	2,384,640,908
その他収益	18,883,796
営業収益合計	111,347,434,902
営業費用	
受託者報酬	141,081,184
委託者報酬	1,410,812,239
その他費用	3,264,918
営業費用合計	1,555,158,341
営業利益又は営業損失（△）	109,792,276,561
経常利益又は経常損失（△）	109,792,276,561
中間純利益又は中間純損失（△）	109,792,276,561
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	6,486,558,590
期首剰余金又は期首欠損金（△）	407,285,283,603
剰余金増加額又は欠損金減少額	54,725,412,754
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	54,725,412,754
剰余金減少額又は欠損金増加額	43,653,571,243
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	43,653,571,243
中間剰余金又は中間欠損金（△）	521,662,843,085

(3)【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	当中間計算期間 自2025年6月17日 至2025年12月16日
1.　有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の１口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2.　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引

	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3．　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4．　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

区分	当中間計算期間末 2025年12月16日現在
1．　※1 期首元本額	165,800,535,369円
期中追加設定元本額	19,337,804,798円
期中一部解約元本額	17,654,902,480円
2．　中間計算期間末日における受益権の総数	167,483,437,687口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	当中間計算期間 自2025年6月17日 至2025年12月16日
	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2025年12月16日現在
1．　金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2025年12月16日現在
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	当中間計算期間末 2025年12月16日現在
１口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	4.1147円 (41,147円)

【ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラス】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2025年6月17日から2025年12月16日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

1【中間財務諸表】

ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラス

(1)【中間貸借対照表】

（単位：円）

	当中間計算期間末 2025年12月16日現在
資産の部	
流動資産	
預金	7,069,646
コール・ローン	1,493,935,941
投資信託受益証券	149,163,565,990
投資証券	65,878,687,066
流動資産合計	216,543,258,643
資産合計	216,543,258,643
負債の部	
流動負債	
未払解約金	208,466,962
未払受託者報酬	45,196,976
未払委託者報酬	451,970,096
その他未払費用	1,096,454
流動負債合計	706,730,488
負債合計	706,730,488
純資産の部	
元本等	
元本	※1 60,204,241,529
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	155,632,286,626
（分配準備積立金）	87,947,504,215
元本等合計	215,836,528,155
純資産合計	215,836,528,155
負債純資産合計	216,543,258,643

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	当中間計算期間 自　2025年6月17日 至　2025年12月16日
営業収益	
受取配当金	54,037,178
受取利息	8,344,047
有価証券売買等損益	37,383,870,264
為替差損益	1,153,745,290
その他収益	8,350,720
営業収益合計	38,608,347,499
営業費用	
受託者報酬	45,196,976
委託者報酬	451,970,096
その他費用	1,687,512
営業費用合計	498,854,584
営業利益又は営業損失（△）	38,109,492,915
経常利益又は経常損失（△）	38,109,492,915
中間純利益又は中間純損失（△）	38,109,492,915
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	1,574,326,981
期首剰余金又は期首欠損金（△）	124,729,488,534
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,547,670,567
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,547,670,567
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,180,038,409
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,180,038,409
中間剰余金又は中間欠損金（△）	155,632,286,626

(3)【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	当中間計算期間 自2025年6月17日 至2025年12月16日
1.　有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品市場及び外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の１口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2.　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引

	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3．　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4．　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

区分	当中間計算期間末 2025年12月16日現在
1．　※1 期首元本額	63,310,683,174円
期中追加設定元本額	1,546,005,611円
期中一部解約元本額	4,652,447,256円
2．　中間計算期間末日における受益権の総数	60,204,241,529口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	当中間計算期間 自2025年6月17日 至2025年12月16日
	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2025年12月16日現在
1．　金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2025年12月16日現在
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	当中間計算期間末 2025年12月16日現在
１口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	3.5851円 (35,851円)

【ダイワファンドラップ 日本債券セレクト】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2025年6月17日から2025年12月16日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

1【中間財務諸表】

ダイワファンドラップ 日本債券セレクト

(1)【中間貸借対照表】

（単位：円）

	当中間計算期間末 2025年12月16日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	11,861,657,866
投資信託受益証券	733,766,282,564
流動資産合計	745,627,940,430
資産合計	745,627,940,430
負債の部	
流動負債	
未払解約金	506,919,318
未払受託者報酬	79,805,386
未払委託者報酬	798,054,349
その他未払費用	1,093,482
流動負債合計	1,385,872,535
負債合計	1,385,872,535
純資産の部	
元本等	
元本	※1 717,304,943,689
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	26,937,124,206
（分配準備積立金）	10,023,496,183
元本等合計	744,242,067,895
純資産合計	744,242,067,895
負債純資産合計	745,627,940,430

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	当中間計算期間 自　2025年6月17日 至　2025年12月16日
営業収益	
受取利息	25,990,014
有価証券売買等損益	△ 17,197,674,087
営業収益合計	△ 17,171,684,073
営業費用	
受託者報酬	79,805,386
委託者報酬	798,054,349
その他費用	1,093,482
営業費用合計	878,953,217
営業利益又は営業損失（△）	△ 18,050,637,290
経常利益又は経常損失（△）	△ 18,050,637,290
中間純利益又は中間純損失（△）	△ 18,050,637,290
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△ 418,397,502
期首剰余金又は期首欠損金（△）	42,653,779,529
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,243,239,690
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,243,239,690
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,327,655,225
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,327,655,225
中間剰余金又は中間欠損金（△）	26,937,124,206

(3)【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	当中間計算期間 自2025年6月17日 至2025年12月16日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

区分	当中間計算期間末 2025年12月16日現在
1.　※1 期首元本額	670,459,018,124円
期中追加設定元本額	83,711,487,030円
期中一部解約元本額	36,865,561,465円
2.　中間計算期間末日における受益権の総数	717,304,943,689口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	当中間計算期間 自2025年6月17日 至2025年12月16日
	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2025年12月16日現在

1．　金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2025年12月16日現在
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	当中間計算期間末 2025年12月16日現在
１口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0376円 (10,376円)

【ダイワファンドラップ 外国債券セレクト】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2025年6月17日から2025年12月16日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

1【中間財務諸表】

ダイワファンドラップ 外国債券セレクト

(1)【中間貸借対照表】

（単位：円）

	当中間計算期間末 2025年12月16日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	6,338,659,781
投資信託受益証券	331,247,878,120
投資証券	82,847,338,883
流動資産合計	420,433,876,784
資産合計	420,433,876,784
負債の部	
流動負債	
未払解約金	292,008,130
未払受託者報酬	85,605,517
未払委託者報酬	856,055,562
その他未払費用	1,107,137
流動負債合計	1,234,776,346
負債合計	1,234,776,346
純資産の部	
元本等	
元本	※1 245,650,458,807
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	173,548,641,631
（分配準備積立金）	45,105,117,976
元本等合計	419,199,100,438
純資産合計	419,199,100,438
負債純資産合計	420,433,876,784

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	当中間計算期間 自　2025年6月17日 至　2025年12月16日
営業収益	
受取配当金	2,207,503,744
受取利息	17,877,723
有価証券売買等損益	37,591,336,207
営業収益合計	39,816,717,674
営業費用	
受託者報酬	85,605,517
委託者報酬	856,055,562
その他費用	1,113,077
営業費用合計	942,774,156
営業利益又は営業損失（△）	38,873,943,518
経常利益又は経常損失（△）	38,873,943,518
中間純利益又は中間純損失（△）	38,873,943,518
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	1,401,096,336
期首剰余金又は期首欠損金（△）	125,222,380,172
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,844,750,064
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,844,750,064
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,991,335,787
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,991,335,787
中間剰余金又は中間欠損金（△）	173,548,641,631

(3)【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	当中間計算期間 自2025年6月17日 至2025年12月16日
1.　有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品市場及び外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の１口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2.　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

区分	当中間計算期間末 2025年12月16日現在
1．　※1 期首元本額	230,711,952,293円
期中追加設定元本額	31,378,334,016円
期中一部解約元本額	16,439,827,502円
2．　中間計算期間末日における受益権の総数	245,650,458,807口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	当中間計算期間 自2025年6月17日 至2025年12月16日
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2025年12月16日現在
1．　金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2025年12月16日現在
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	当中間計算期間末 2025年12月16日現在
1口当たり純資産額	1.7065円
（1万口当たり純資産額）	(17,065円)

【ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラス】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2025年6月17日から2025年12月16日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

1【中間財務諸表】

ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラス

(1)【中間貸借対照表】

（単位：円）

	当中間計算期間末 2025年12月16日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,353,611,169
投資信託受益証券	77,543,723,102
投資証券	14,644,123,107
流動資産合計	93,541,457,378
資産合計	93,541,457,378
負債の部	
流動負債	
未払解約金	63,065,396
未払受託者報酬	19,406,245
未払委託者報酬	194,062,969
その他未払費用	1,092,971
流動負債合計	277,627,581
負債合計	277,627,581
純資産の部	
元本等	
元本	※1 48,939,692,935
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	44,324,136,862
（分配準備積立金）	16,465,866,380
元本等合計	93,263,829,797
純資産合計	93,263,829,797
負債純資産合計	93,541,457,378

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	当中間計算期間 自　2025年6月17日 至　2025年12月16日
営業収益	
受取配当金	558,072,423
受取利息	3,636,081
有価証券売買等損益	9,563,141,728
営業収益合計	10,124,850,232
営業費用	
受託者報酬	19,406,245
委託者報酬	194,062,969
その他費用	1,098,911
営業費用合計	214,568,125
営業利益又は営業損失（△）	9,910,282,107
経常利益又は経常損失（△）	9,910,282,107
中間純利益又は中間純損失（△）	9,910,282,107
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	233,243,491
期首剰余金又は期首欠損金（△）	33,748,572,638
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,459,179,105
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,459,179,105
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,560,653,497
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,560,653,497
中間剰余金又は中間欠損金（△）	44,324,136,862

(3)【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	当中間計算期間 自2025年6月17日 至2025年12月16日
1．　有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品市場及び外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の１口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．　収益及び費用の計上基準	受取配当金 内国資産については、原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 外国資産については、原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	当中間計算期間末 2025年12月16日現在
1. ※1 期首元本額	48,108,840,363円
期中追加設定元本額	3,047,736,962円
期中一部解約元本額	2,216,884,390円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	48,939,692,935口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	当中間計算期間 自2025年6月17日 至2025年12月16日
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2025年12月16日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2025年12月16日現在
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	当中間計算期間末 2025年12月16日現在
1口当たり純資産額	1.9057円

（1万口当たり純資産額）	**(19,057円)**

【ダイワファンドラップ J-REITセレクト】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2025年6月17日から2025年12月16日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

1【中間財務諸表】

ダイワファンドラップ J-REITセレクト

(1)【中間貸借対照表】

（単位：円）

	当中間計算期間末 2025年12月16日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	3,790,435,822
投資信託受益証券	288,117,566,831
流動資産合計	291,908,002,653
資産合計	291,908,002,653
負債の部	
流動負債	
未払解約金	508,691,306
未払受託者報酬	30,730,225
未払委託者報酬	491,684,334
その他未払費用	1,098,041
流動負債合計	1,032,203,906
負債合計	1,032,203,906
純資産の部	
元本等	
元本	※1 111,729,365,175
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	179,146,433,572
（分配準備積立金）	27,094,899,095
元本等合計	290,875,798,747
純資産合計	290,875,798,747
負債純資産合計	291,908,002,653

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	当中間計算期間 自　2025年6月17日 至　2025年12月16日
営業収益	
受取利息	7,815,965
有価証券売買等損益	36,409,848,668
営業収益合計	36,417,664,633
営業費用	
受託者報酬	30,730,225
委託者報酬	491,684,334
その他費用	1,098,041
営業費用合計	523,512,600
営業利益又は営業損失（△）	35,894,152,033
経常利益又は経常損失（△）	35,894,152,033
中間純利益又は中間純損失（△）	35,894,152,033
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	2,720,752,952
期首剰余金又は期首欠損金（△）	146,286,299,031
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,881,801,431
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,881,801,431
剰余金減少額又は欠損金増加額	18,195,065,971
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	18,195,065,971
中間剰余金又は中間欠損金（△）	179,146,433,572

(3)【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	当中間計算期間 自2025年6月17日 至2025年12月16日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

区分	当中間計算期間末 2025年12月16日現在
1.　※1 期首元本額	113,806,824,643円
期中追加設定元本額	12,003,647,114円
期中一部解約元本額	14,081,106,582円
2.　中間計算期間末日における受益権の総数	111,729,365,175口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	当中間計算期間 自2025年6月17日 至2025年12月16日
	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2025年12月16日現在

1．　金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2025年12月16日現在
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	当中間計算期間末 2025年12月16日現在
１口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	2.6034円 (26,034円)

【ダイワファンドラップ 外国REITセレクト】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2025年6月17日から2025年12月16日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

1【中間財務諸表】

ダイワファンドラップ 外国REITセレクト

(1)【中間貸借対照表】

（単位：円）

	当中間計算期間末 2025年12月16日現在
資産の部	
流動資産	
預金	6,901,088
コール・ローン	5,028,511,827
投資信託受益証券	227,195,956,505
流動資産合計	232,231,369,420
資産合計	232,231,369,420
負債の部	
流動負債	
未払解約金	178,065,646
未払受託者報酬	23,327,842
未払委託者報酬	373,246,022
その他未払費用	1,102,529
流動負債合計	575,742,039
負債合計	575,742,039
純資産の部	
元本等	
元本	※1 66,892,885,524
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	164,762,741,857
（分配準備積立金）	47,273,806,570
元本等合計	231,655,627,381
純資産合計	231,655,627,381
負債純資産合計	232,231,369,420

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	当中間計算期間 自　2025年6月17日 至　2025年12月16日
営業収益	
受取利息	10,099,654
有価証券売買等損益	17,486,733,332
為替差損益	476,029
営業収益合計	17,497,309,015
営業費用	
受託者報酬	23,327,842
委託者報酬	373,246,022
その他費用	1,102,529
営業費用合計	397,676,393
営業利益又は営業損失（△）	17,099,632,622
経常利益又は経常損失（△）	17,099,632,622
中間純利益又は中間純損失（△）	17,099,632,622
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	490,794,088
期首剰余金又は期首欠損金（△）	128,927,376,322
剰余金増加額又は欠損金減少額	26,130,209,904
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	26,130,209,904
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,903,682,903
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,903,682,903
中間剰余金又は中間欠損金（△）	164,762,741,857

(3)【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	当中間計算期間 自2025年6月17日 至2025年12月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

区分	当中間計算期間末 2025年12月16日現在
1. ※1 期首元本額	58,941,895,752円
期中追加設定元本額	11,091,932,176円
期中一部解約元本額	3,140,942,404円

2.　中間計算期間末日における受益権の総数	66,892,885,524口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	当中間計算期間 自2025年6月17日 至2025年12月16日
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2025年12月16日現在
1.　金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2025年12月16日現在
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	当中間計算期間末 2025年12月16日現在
１口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	3.4631円 (34,631円)

【ダイワファンドラップ コモディティセレクト】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2025年6月17日から2025年12月16日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

1【中間財務諸表】

ダイワファンドラップ コモディティセレクト

(1)【中間貸借対照表】

（単位：円）

	当中間計算期間末 2025年12月16日現在
資産の部	
流動資産	
預金	1,303,898
コール・ローン	3,455,365,851
投資信託受益証券	188,992,433,383
流動資産合計	192,449,103,132
資産合計	192,449,103,132
負債の部	
流動負債	
未払解約金	765,379,001
未払受託者報酬	18,800,935
未払委託者報酬	300,815,718
その他未払費用	1,079,414
流動負債合計	1,086,075,068
負債合計	1,086,075,068
純資産の部	
元本等	
元本	※1 190,385,024,099
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	978,003,965
（分配準備積立金）	38,618,756,786
元本等合計	191,363,028,064
純資産合計	191,363,028,064
負債純資産合計	192,449,103,132

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	当中間計算期間 自　2025年6月17日 至　2025年12月16日
営業収益	
受取利息	9,011,060
有価証券売買等損益	10,908,883,405
為替差損益	10,283,039,716
営業収益合計	21,200,934,181
営業費用	
受託者報酬	18,800,935
委託者報酬	300,815,718
その他費用	1,564,993
営業費用合計	321,181,646
営業利益又は営業損失（△）	20,879,752,535
経常利益又は経常損失（△）	20,879,752,535
中間純利益又は中間純損失（△）	20,879,752,535
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	621,622,018
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△ 18,193,178,504
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,120,611,994
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,120,611,994
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,207,560,042
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,207,560,042
中間剰余金又は中間欠損金（△）	978,003,965

(3)【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	当中間計算期間 自2025年6月17日 至2025年12月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品市場及び外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	当中間計算期間末 2025年12月16日現在
1. ※1 期首元本額	165,903,967,201円
期中追加設定元本額	35,035,014,613円
期中一部解約元本額	10,553,957,715円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	190,385,024,099口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	当中間計算期間 自2025年6月17日 至2025年12月16日
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2025年12月16日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2025年12月16日現在
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	当中間計算期間末 2025年12月16日現在
1口当たり純資産額	1.0051円

（1万口当たり純資産額）	**(10,051円)**

【ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2025年6月17日から2025年12月16日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

1【中間財務諸表】

ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト

(1)【中間貸借対照表】

（単位：円）

	当中間計算期間末 2025年12月16日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	13,398,752,810
投資信託受益証券	153,894,213,291
投資証券	331,660,196,562
流動資産合計	498,953,162,663
資産合計	498,953,162,663
負債の部	
流動負債	
未払解約金	332,842,457
未払受託者報酬	102,257,313
未払委託者報酬	1,022,573,559
その他未払費用	1,105,421
流動負債合計	1,458,778,750
負債合計	1,458,778,750
純資産の部	
元本等	
元本	※1 498,376,647,904
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	※2 △ 882,263,991
（分配準備積立金）	1,698,644,204
元本等合計	497,494,383,913
純資産合計	497,494,383,913
負債純資産合計	498,953,162,663

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	当中間計算期間 自　2025年6月17日 至　2025年12月16日
営業収益	
受取利息	29,752,073
有価証券売買等損益	6,935,065,986
営業収益合計	6,964,818,059
営業費用	
受託者報酬	102,257,313
委託者報酬	1,022,573,559
その他費用	1,105,421
営業費用合計	1,125,936,293
営業利益又は営業損失（△）	5,838,881,766
経常利益又は経常損失（△）	5,838,881,766
中間純利益又は中間純損失（△）	5,838,881,766
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△ 8,207,784
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△ 6,398,659,363
剰余金増加額又は欠損金減少額	505,481,777
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	505,481,777
剰余金減少額又は欠損金増加額	836,175,955
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	836,175,955
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△ 882,263,991

(3)【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	当中間計算期間 自2025年6月17日 至2025年12月16日
有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の１口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

区分	当中間計算期間末 2025年12月16日現在
1．　※1 期首元本額	458,353,778,232円
期中追加設定元本額	76,196,533,871円
期中一部解約元本額	36,173,664,199円

2.　　中間計算期間末日における受益権の総数	498,376,647,904口
3.　※2 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は882,263,991円であります。

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	当中間計算期間 自2025年6月17日 至2025年12月16日
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2025年12月16日現在
1.　金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2025年12月16日現在
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	当中間計算期間末 2025年12月16日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9982円 (9,982円)

2【ファンドの現況】

ダイワファンドラップ 日本株式セレクト

【純資産額計算書】

2025年12月30日

Ⅰ	資産総額	947,578,238,417円
Ⅱ	負債総額	174,046,666円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	947,404,191,751円
Ⅳ	発行済数量	255,441,189,720口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.7089円

ダイワファンドラップ 外国株式セレクト

純資産額計算書

2025年12月30日

Ⅰ	資産総額	709,635,838,832円
Ⅱ	負債総額	167,997,888円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	709,467,840,944円
Ⅳ	発行済数量	169,060,897,379口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	4.1965円

ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラス

純資産額計算書

2025年12月30日

Ⅰ	資産総額	220,335,422,126円
Ⅱ	負債総額	42,811,946円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	220,292,610,180円
Ⅳ	発行済数量	60,276,425,494口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.6547円

ダイワファンドラップ 日本債券セレクト

純資産額計算書

2025年12月30日

Ⅰ	資産総額	745,248,414,926円
Ⅱ	負債総額	104,947,902円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	745,143,467,024円
Ⅳ	発行済数量	721,254,499,892口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0331円

ダイワファンドラップ 外国債券セレクト

純資産額計算書

2025年12月30日

Ⅰ	資産総額	427,010,209,303円
Ⅱ	負債総額	102,137,283円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	426,908,072,020円
Ⅳ	発行済数量	247,893,161,253口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.7221円

ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラス

純資産額計算書

2025年12月30日

Ⅰ	資産総額	94,410,772,699円
Ⅱ	負債総額	19,079,306円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	94,391,693,393円
Ⅳ	発行済数量	49,083,120,865口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.9231円

ダイワファンドラップ J-REITセレクト

純資産額計算書

2025年12月30日

Ⅰ	資産総額	298,901,475,455円
Ⅱ	負債総額	42,399,472円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	298,859,075,983円
Ⅳ	発行済数量	112,488,599,188口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.6568円

ダイワファンドラップ 外国REITセレクト

純資産額計算書

2025年12月30日

Ⅰ	資産総額	236,464,489,172円
Ⅱ	負債総額	41,112,649円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	236,423,376,523円
Ⅳ	発行済数量	67,531,584,373口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.5009円

ダイワファンドラップ コモディティセレクト

純資産額計算書

2025年12月30日

Ⅰ	資産総額	200,545,321,135円
Ⅱ	負債総額	91,354,110円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	200,453,967,025円
Ⅳ	発行済数量	192,101,098,909口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0435円

ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト

純資産額計算書

2025年12月30日

Ⅰ	資産総額	503,789,828,010円
Ⅱ	負債総額	93,024,057円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	503,696,803,953円
Ⅳ	発行済数量	502,857,903,593口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0017円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

ａ．資本金の額

2025年12月末日現在

資本金の額　　414億2,454万1,896円

発行可能株式総数　799万9,980株

発行済株式総数　　326万657株

過去5年間における資本金の額の増減：2024年10月1日262億5,026万9,396円増加しました。

ｂ．委託会社の機構

①　会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

②　投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ．商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を審議・決定します。

ロ．商品本部長

商品本部長は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

ハ．運用会議

運用チームまたは運用チームの戦略における基本的な運用方針を審議・決定します。

ニ．運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認します。

ホ．リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2025年12月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	84	399,990
追加型株式投資信託	768	37,412,564
株式投資信託　　合計	852	37,812,554
単位型公社債投資信託	69	145,956
追加型公社債投資信託	14	1,529,368
公社債投資信託　合計	83	1,675,324
総合計	935	39,487,878

３【委託会社等の経理状況】

１．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

２．当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第66期事業年度（2024年４月１日から2025年３月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第67期事業年度に係る中間会計期間（2025年４月１日から2025年９月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

３．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (2024年３月31日)		当事業年度 (2025年３月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		4,813		13,153
有価証券		503		1,194
前払費用		481		513
未収委託者報酬		16,513		19,097
未収収益		78		110
関係会社短期貸付金		23,400		70,000
その他		88		94
流動資産計		45,878		104,164
固定資産				
有形固定資産	※1	176	※1	61
建物		2		0
器具備品		174		59
建設仮勘定		0		0
無形固定資産		1,342		1,160
ソフトウェア		1,063		1,062

ソフトウェア仮勘定	279	97
その他	-	0
投資その他の資産	13,660	14,856
投資有価証券	8,448	9,348
関係会社株式	3,475	3,414
出資金	177	34
長期差入保証金	1,021	1,049
繰延税金資産	524	995
その他	12	13
固定資産計	15,180	16,077
資産合計	61,058	120,241

(単位:百万円)

		前事業年度 (2024年３月31日)	当事業年度 (2025年３月31日)
負債の部			
流動負債			
預り金		158	134
未払金		6,187	6,757
未払収益分配金		39	62
未払償還金		12	12
未払手数料		5,849	6,660
その他未払金	※2	285	22
未払費用		5,035	5,997
未払法人税等		3,842	4,121
未払消費税等		872	763
賞与引当金		1,048	1,456
その他		1	0
流動負債計		17,146	19,233
固定負債			
退職給付引当金		2,227	2,300
役員退職慰労引当金		62	58
固定負債計		2,289	2,358
負債合計		19,435	21,592
純資産の部			
株主資本			
資本金		15,174	41,424
資本剰余金			

資本準備金	11,495	37,745
資本剰余金合計	11,495	37,745
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	13,048	17,743
利益剰余金合計	13,422	18,117
株主資本合計	40,092	97,287
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,530	1,361
評価・換算差額等合計	1,530	1,361
純資産合計	41,623	98,649
負債・純資産合計	61,058	120,241

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自　2023年４月１日 至　2024年３月31日)	当事業年度 (自　2024年４月１日 至　2025年３月31日)
営業収益		
委託者報酬	76,221	91,634
その他営業収益	717	1,233
営業収益計	76,939	92,868
営業費用		
支払手数料	31,497	37,180
広告宣伝費	947	1,124
調査費	10,709	13,135
調査費	1,700	1,954
委託調査費	9,009	11,180
委託計算費	1,783	1,957
営業雑経費	2,285	3,114
通信費	163	167
印刷費	514	483
協会費	51	57
諸会費	18	18
その他営業雑経費	1,538	2,388
営業費用計	47,224	56,512
一般管理費		
給料	6,601	7,599
役員報酬	483	453
給料・手当	4,543	5,116

賞与	527	572
賞与引当金繰入額	1,048	1,456
福利厚生費	969	1,070
交際費	96	108
旅費交通費	192	247
租税公課	508	1,004
不動産賃借料	1,269	1,298
退職給付費用	334	349
役員退職慰労引当金繰入額	6	6
固定資産減価償却費	478	444
諸経費	1,888	2,164
一般管理費計	12,346	14,293
営業利益	17,368	22,061

(単位:百万円)

	前事業年度 (自　2023年４月１日 至　2024年３月31日)		当事業年度 (自　2024年４月１日 至　2025年３月31日)
営業外収益			
受取配当金	32		959
投資有価証券売却益	220		387
有価証券償還益	40		183
受取利息	4		95
その他	89		76
営業外収益計	388		1,703
営業外費用			
投資有価証券売却損	1		176
有価証券償還損	196		4
その他	18		54
営業外費用計	215		235
経常利益	17,540		23,528
特別利益			
投資有価証券売却益	-	※１	380
固定資産売却益	-	※２	110
特別利益計	-		491
特別損失			
固定資産売却損	-	※３	101
システム刷新関連費用	153		-
投資有価証券評価損	132		-
特別損失計	286		101
税引前当期純利益	17,253		23,918
法人税、住民税及び事業税	5,533		7,763

法人税等調整額	**△139**	**△ 397**
法人税等合計	**5,394**	**7,366**
当期純利益	**11,859**	**16,552**

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2023年４月１日 至　2024年３月31日)

（単位:百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	11,505	11,879	38,549
当期変動額						
剰余金の配当	－	－	－	△ 10,316	△ 10,316	△ 10,316
当期純利益	－	－	－	11,859	11,859	11,859
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	1,543	1,543	1,543
当期末残高	15,174	11,495	374	13,048	13,422	40,092

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	534	534	39,084
当期変動額			
剰余金の配当	－	－	△ 10,316
当期純利益	－	－	11,859
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	995	995	995
当期変動額合計	995	995	2,538
当期末残高	1,530	1,530	41,623

当事業年度(自　2024年４月１日 至　2025年３月31日)

（単位:百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	13,048	13,422	40,092
当期変動額						
新株の発行	26,250	26,250	-	-	-	52,500
剰余金の配当	-	-	-	△ 11,858	△ 11,858	△ 11,858
当期純利益	-	-	-	16,552	16,552	16,552
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	26,250	26,250	-	4,694	4,694	57,195
当期末残高	41,424	37,745	374	17,743	18,117	97,287

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,530	1,530	41,623
当期変動額			
新株の発行	-	-	52,500
剰余金の配当	-	-	△ 11,858
当期純利益	-	-	16,552
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 168	△ 168	△ 168
当期変動額合計	△ 168	△ 168	57,026
当期末残高	1,361	1,361	98,649

注記事項

(重要な会計方針)

１．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（２）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18年
器具備品	４～20年

（２）無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(５年間)に基づく定額法によっております。

３．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（２）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員及び参与についても当事業年度末要支給額を計上しております。

（３）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

５．その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

当社は株式会社大和証券グループ本社を通算親法人とするグループ通算制度を適用しておりましたが、2024年10月1日の第三者割当増資により、株式会社大和証券グループ本社の100%子会社ではなくなったため、株式会社大和証券グループ本社を通算親法人とするグループ通算制度から離脱しています。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

リースに関する会計基準等

・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年９月13日　企業会計基準委員会) 等

・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号　2024年９月13日　企業会計基準委員会)等

(１)概要

IFRS第16号の主要な定めを採り入れた新リース会計基準であります。借手の会計処理として、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(２)適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(３)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取利息」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」の「その他」に表示していた93百万円は、「受取利息」4百万円、「その他」89百万円として組替えております。

(貸借対照表関係)

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年３月31日)	当事業年度 (2025年３月31日)
建物	39百万円	40百万円
器具備品	308百万円	269百万円

※２　関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2024年３月31日)	当事業年度 (2025年３月31日)
未払金	236百万円	－ 百万円

３　保証債務

前事業年度(2024年３月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務2,354百万円に対して保証を行っております。

当事業年度(2025年３月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務2,341百万円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)

※１　投資有価証券売却益の項目

	前事業年度 (自　2023年４月１日 至　2024年３月31日)	当事業年度 (自　2024年４月１日 至　2025年３月31日)
投資有価証券売却益		
非上場株式	－ 百万円	380百万円

※２　固定資産売却益の項目

	前事業年度 (自　2023年４月１日 至　2024年３月31日)	当事業年度 (自　2024年４月１日 至　2025年３月31日)
固定資産売却益		
美術品	－ 百万円	83百万円
ゴルフ会員権	－ 百万円	26百万円

※３　固定資産売却損の項目

	前事業年度 (自　2023年４月１日 至　2024年３月31日)	当事業年度 (自　2024年４月１日 至　2025年３月31日)
固定資産売却損		
美術品	－ 百万円	85百万円
ゴルフ会員権	－ 百万円	15百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自　2023年４月１日　至　2024年３月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	－	－	2,608
合　　計	2,608	－	－	2,608

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日

2023年６月26日 定時株主総会	普通株式	10,316	3,955	2023年 ３月31日	2023年 ６月27日

(２)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年６月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①剰余金の配当の総額	11,858百万円
②配当の原資	利益剰余金
③１株当たり配当額	4,546円
④基準日	2024年３月31日
⑤効力発生日	2024年６月20日

当事業年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	652	－	3,260
合　　計	2,608	652	－	3,260

2024年10月１日付で株式会社かんぽ生命保険より第三者割当増資に係る払込を受け、株式を発行しております。

２．配当に関する事項

(１) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年６月19日 定時株主総会	普通株式	11,858	4,546	2024年 ３月31日	2024年 ６月20日

(２)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年６月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①剰余金の配当の総額	16,551百万円
②配当の原資	利益剰余金
③１株当たり配当額	5,076円
④基準日	2025年３月31日
⑤効力発生日	2025年６月20日

(金融商品関係)

１．金融商品の状況に関する事項

(１)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(２)金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、親会社に対して貸付を行っているものであります。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に関係する業務を委託したことにより発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

(ⅰ)為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

(ⅱ)価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

２．金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度(2024年３月31日)

(１)時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券	144	8,141	－	8,285
資産合計	144	8,141	－	8,285

当事業年度(2025年３月31日)

(１)時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券	2,230	7,968	－	10,199
資産合計	2,230	7,968	－	10,199

(２)時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間(１年以内)で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注１)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

市場で取得した株式及び上場投資信託は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル１に分類しております。当社が保有している証券投資信託のうちレベル１の時価を採用しているもの以外は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２に分類しております。

(注２)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	前事業年度	当事業年度
非上場株式	666	342
子会社株式	1,448	1,386
関連会社株式	2,027	2,027

(有価証券関係)

１．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2024年３月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額　1,448百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額　2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2025年３月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額　1,386百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額　2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２．その他有価証券

前事業年度(2024年３月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(１)株式	144	55	89
(２)その他	6,597	4,268	2,329
小計	6,742	4,323	2,419
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	1,543	1,756	△213
小計	1,543	1,756	△213
合計	8,285	6,079	2,205

(注)非上場株式(貸借対照表計上額　666百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(2025年３月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(１)株式	120	55	65
(２)その他	7,230	5,161	2,068
小計	7,350	5,216	2,134
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,848	3,020	△172
小計	2,848	3,020	△172
合計	10,199	8,236	1,962

(注)非上場株式(貸借対照表計上額　342百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３．売却したその他有価証券

前事業年度(自　2023年４月１日　至　2024年３月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(１)株式	-	-	-
(２)その他			
証券投資信託	1,455	220	1
合計	1,455	220	1

当事業年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(１)株式	704	380	-
(２)その他			
証券投資信託	3,039	387	176
合計	3,744	767	176

４．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、証券投資信託について132百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度(退職一時金制度であります)及び確定拠出制度を採用しております。

２．確定給付制度

(１)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自　2023年４月１日 至　2024年３月31日)	当事業年度 (自　2024年４月１日 至　2025年３月31日)
退職給付債務の期首残高	2,276百万円	2,227百万円
勤務費用	138	149
退職給付の支払額	△ 266	△ 166
その他	78	89
退職給付債務の期末残高	2,227	2,300

(２)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自　2023年４月１日 至　2024年３月31日)	当事業年度 (自　2024年４月１日 至　2025年３月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,227百万円	2,300百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,227	2,300
退職給付引当金	2,227	2,300
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,227	2,300

(３)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自　2023年４月１日 至　2024年３月31日)	当事業年度 (自　2024年４月１日 至　2025年３月31日)
勤務費用	138百万円	149百万円
その他	9	8
確定給付制度に係る退職給付費用	147	158

(注)その他には、臨時に支払った割増退職金等を含んでおります。

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度187百万円、当事業年度191百万円であります。

(税効果会計関係)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年３月31日)	当事業年度 (2025年３月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	681	724
賞与引当金	262	340
未払事業税	197	260
投資有価証券評価損	204	171
株式報酬費用	115	150
関係会社株式評価損	155	87
出資金評価損	94	14
システム関連費用	25	-
その他	173	157
繰延税金資産小計	1,910	1,907
評価性引当額	△ 486	△ 277
繰延税金資産合計	1,424	1,629
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 740	△ 633
連結法人間取引(譲渡益)	△ 159	-
繰延税金負債合計	△ 899	△ 633
繰延税金資産の純額	524	995

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2024年３月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

当事業年度(2025年３月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年３月31日に国会で成立し、2026年４月１日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税の創設に伴う法人税率等の引上げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から2026年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.52%となります。

この税率変更により、繰延税金資産が22百万円増加、法人税等調整額が22百万円減少しております。

(収益認識関係)

（１）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が91,634百万円、その他1,233百万円であります。

（２）収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の４．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

（３）顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

［セグメント情報］

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

［関連情報］

１.サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２.地域ごとの情報

(１)営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(２)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３.主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自　2023年４月１日　至　2024年３月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

１．関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前事業年度(自　2023年４月１日　至　2024年３月31日)

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	㈱大和証券グループ本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有 100.0	あり	経営管理	資金の貸付 利息の受取(注)	11,100 0	関係会社短期貸付金	23,400 ―

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は１年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

当事業年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	㈱大和証券グループ本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有 80.0	あり	経営管理	資金の貸付 利息の受取(注１)	63,600 89	関係会社短期貸付金	70,000 ―
その他の関係会社	㈱かんぽ生命保険	東京都千代田区	500,000	生命保険業	被所有 20.0	あり	投資顧問契約の締結	投資顧問報酬(注２)	215	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注１) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は１年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

(注２) 投資顧問報酬については市場実勢を勘案して合理的に決定しております。

(イ)財務諸表提出会社の子会社

前事業年度(自　2023年４月１日　至　2024年３月31日)

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有直接100.0	なし	経営管理	債務保証(注)	2,354	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

当事業年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有直接100.0	なし	経営管理	債務保証(注)	2,341	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(ウ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自　2023年４月１日　至　2024年３月31日)

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)(注１)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	－	なし	証券投資信託受益証券の募集販売 本社ビルの管理	証券投資信託の代行手数料(注２) 不動産の賃借料(注３)	13,749 1,030	未払手数料 長期差入保証金	3,491 1,010

同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	―	なし	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守（注４）	902	未払費用	87

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（注２）証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

（注３）差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

（注４）ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

当事業年度(自　2024年4月1日　至　2025年3月31日)

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)（注１）	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	―	なし	証券投資信託受益証券の募集販売 本社ビルの管理	証券投資信託の代行手数料（注２） 不動産の賃借料(注３)	15,779 1,038	未払手数料 長期差入保証金	3,657 1,037
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	―	なし	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守（注４）	857	未払費用	77

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（注２）証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

（注３）差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注４) ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

２.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(１株当たり情報)

前事業年度 (自　2023年４月１日 至　2024年３月31日)	当事業年度 (自　2024年４月１日 至　2025年３月31日)
１株当たり純資産額　15,956.63円	１株当たり純資産額　30,254.44円
１株当たり当期純利益　4,546.57円	１株当たり当期純利益　5,642.31円

(注１) 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注２) １株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自　2023年４月１日 至　2024年３月31日)	当事業年度 (自　2024年４月１日 至　2025年３月31日)
当期純利益(百万円)	11,859	16,552
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,933,697

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(１)中間貸借対照表

(単位:百万円)

	当中間会計期間 (2025年９月30日)
資産の部	
流動資産	
現金・預金	4,296
有価証券	551
未収委託者報酬	20,930
関係会社短期貸付金	44,100
金銭の信託	19,355
その他	2,027
流動資産計	91,260

固定資産		
有形固定資産	※1	54
無形固定資産		
ソフトウェア		955
その他		165
無形固定資産計		1,121
投資その他の資産		
投資有価証券		10,809
関係会社株式		5,556
繰延税金資産		765
その他		1,096
投資その他の資産合計		18,226
固定資産計		19,403
資産合計		110,663

（単位:百万円）

		当中間会計期間 （2025年９月30日）
負債の部		
流動負債		
未払金		7,198
未払費用		4,757
未払法人税等		3,921
賞与引当金		969
その他	※2	1,065
流動負債計		17,912
固定負債		
退職給付引当金		2,338
役員退職慰労引当金		27
固定負債計		2,365
負債合計		20,278
純資産の部		
株主資本		
資本金		41,424
資本剰余金		
資本準備金		37,745
資本剰余金合計		37,745

利益剰余金	
利益準備金	374
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	9,323
利益剰余金合計	9,697
株主資本合計	88,868
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,517
評価・換算差額等合計	1,517
純資産合計	90,385
負債・純資産合計	110,663

(２)中間損益計算書

（単位:百万円）

		当中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)
営業収益		
委託者報酬		48,780
その他営業収益		1,431
営業収益計		50,212
営業費用		
支払手数料		19,431
その他営業費用		11,139
営業費用計		30,571
一般管理費	※１	7,725
営業利益		11,915
営業外収益	※２	598
営業外費用	※３	707
経常利益		11,806
特別利益		－
特別損失		－
税引前中間純利益		11,806
法人税、住民税及び事業税		3,540
法人税等調整額		134
中間純利益		8,131

(３)中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）

（単位:百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	41,424	37,745	374	17,743	18,117	97,287
当中間期変動額						
新株の発行	－	－	－	－	－	－
剰余金の配当	－	－	－	△16,551	△16,551	△16,551
中間純利益	－	－	－	8,131	8,131	8,131
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
当中間期変動額合計	－	－	－	△8,419	△8,419	△8,419
当中間期末残高	41,424	37,745	374	9,323	9,697	88,868

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,361	1,361	98,649
当中間期変動額			
新株の発行	－	－	－
剰余金の配当	－	－	△ 16,551
中間純利益	－	－	8,131
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	155	155	155
当中間期変動額合計	155	155	△ 8,263
当中間期末残高	1,517	1,517	90,385

注記事項
（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法
（１）子会社及び関連会社株式
移動平均法による原価法により計上しております。

（２）その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。

２．金銭の信託
時価法を採用しております。

３．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	**10～18年**
器具備品	**４～20年**

（２）無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法によっております。

４．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

（２）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員及び参与についても当中間会計期間末要支給額を計上しております。

（３）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

５．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

（中間貸借対照表関係）

※１　減価償却累計額

	当中間会計期間 **（2025年９月30日現在）**
有形固定資産	**317百万円**

※２　消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

３　保証債務

当中間会計期間（2025年９月30日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務2,421百万円に対して保証を行っております。

（中間損益計算書関係）

※１　減価償却実施額

	当中間会計期間 （自　2025年４月　１日 至　2025年９月30日）
有形固定資産	7百万円
無形固定資産	237百万円

※２　営業外収益の主要項目

	当中間会計期間 （自　2025年４月　１日 至　2025年９月30日）
投資有価証券売却益	255百万円
有価証券償還益	138百万円
受取利息	125百万円

※３　営業外費用の主要項目

	当中間会計期間 （自　2025年４月　１日 至　2025年９月30日）
金銭の信託運用損	644百万円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項　　**（単位：千株）**

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	3,260	－	－	3,260
合計	3,260	－	－	3,260

２．配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年６月19日定時株主総会	普通株式	16,551	5,076	2025年３月31日	2025年６月20日

（金融商品関係）

当中間会計期間（2025年９月30日）

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券	2,489	8,527	－	11,017
金銭の信託	－	19,355	－	19,355
資産合計	2,489	27,883	－	30,372

（２）時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（１年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注１）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

市場で取得した株式及び上場投資信託は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル１に分類しております。当社が保有している証券投資信託のうちレベル１の時価を採用しているもの以外は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、市場における無調整の相場価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としていることから、その時価をレベル２に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸等の取引先金融機関が提供する価格に基づき算定する資産の価格は、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル２の時価に分類しております。

（注２）市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

（単位：百万円）

区分	当中間会計期間
非上場株式	342
子会社株式	3,528
関連会社株式	2,027

（有価証券関係）

当中間会計期間（2025年９月30日）

１．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額　3,528百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額　2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２．その他有価証券

	中間貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(１)株式	126	55	71
(２)その他	7,470	4,868	2,601
小計	7,596	4,923	2,673
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	3,420	3,879	△ 458
小計	3,420	3,879	△ 458
合計	11,017	8,802	2,214

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額　342百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（金銭の信託関係）

当中間会計期間（2025年９月30日）

運用目的の金銭の信託

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	当中間会計期間の損益 に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	19,355	△ 644

（企業結合等関係）
（取得による企業結合）
当社は、2025年６月19日開催の当社取締役会において、投資商品の開発・運用・助言サービスを提供する三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社を子会社化するための資金拠出を行うことを決議し、2025年７月１日付で同社の株式を取得いたしました。

１．企業結合の概要
（１）被取得企業の名称及び事業内容
名称：三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社
事業内容：投資商品開発・運用・助言事業

（２）企業結合を行った主な理由
オルタナティブ投資に関わる知見やゲートキーパー機能を獲得することで、同領域におけるビジネス展開の足掛かりとするとともに、本件を契機により付加価値の高い事業領域への本格参入に向けて探索を進めるためです。

（３）企業結合日
2025年7月1日（株式取得日）
2025年6月30日（みなし取得日）

（４）企業結合の法的形式
現金による株式の取得

（５）結合後企業の名称
大和かんぽオルタナティブインベストメンツ株式会社

（６）取得した議決権比率
51%

（７）取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得したためです。

２．被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
現金 2,142百万円

３．主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザリー費用等 30百万円

（収益認識関係）
（１） 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が48,780百万円、その他1,431百万円であります。

（２） 収益を理解するための基礎となる情報
（重要な会計方針）の４．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

（３） 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

当中間会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

［関連情報］

当中間会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１.サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２.地域ごとの情報

（１）営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３.主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

［報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報］

当中間会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

該当事項はありません。

［報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報］

当中間会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

該当事項はありません。

［報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報］

当中間会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

当中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	
１株当たり純資産額	27,720.07円
１株当たり中間純利益	2,493.87円

（注１）　潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注２）　１株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	
中間純利益(百万円)	8,131
普通株式に係る中間純利益(百万円)	8,131
普通株主に帰属しない金額(百万円)	―
普通株式の期中平均株式数(株)	3,260,657

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

ａ．定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2025年3月31日、株式会社大和証券グループ本社、株式会社かんぽ生命保険、三井物産株式会社、三井物産かんぽアセットマネジメント株式会社及び三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社と、オルタナティブ資産運用分野における資本業務提携を締結いたしました。

2025年7月1日、株式譲渡取引により大和かんぽオルタナティブインベストメンツ株式会社（旧商号：三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社）を子会社化いたしました。

ｂ．訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

	①　名　称	②　資本金の額 (2025年03月末日現在)	③　事業の内容	④　備考
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	（注6）	
再信託受託会社	株式会社日本カストディ銀行	51,000百万円	（注6）	
販売会社	大和証券株式会社	100,000百万円	（注1）	

（注1）金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
（注2）主として中小企業向け融資業を営んでいます。
（注3）銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
（注4）全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。
（注5）協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。
（注6）銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
（注7）信用金庫法に基づく金融業を営んでいます。
（注8）保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。
（注9）保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。
（注10）全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。
（注11）労働金庫連合会は、労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央金融機関です。
（注12）農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。
（注13）資産運用業務を行なっています。
（注14）資産運用業務、投資助言業務および情報提供業務を行なっています。

２【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

再信託受託会社は、受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部（信託財産の管理等）を行ないます。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

３【資本関係】

該当事項はありません。

第３【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

・金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
・目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
・委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。
・詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。
①委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
②請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
・使用開始日を記載することがあります。
・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
①届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
②届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日
・次の事項を記載することがあります。
①投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
②請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
③「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
・委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。
・ファンドの形態等を記載することがあります。
・図案を採用することがあります。
・ファンドの管理番号等を記載することがあります。
・委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）を掲載することがあります。
・UD FONT マークおよび説明文を記載することがあります。

① 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
② 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
③ 委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。
④ 詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。
・委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
⑤ 使用開始日を記載することがあります。
⑥ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
・届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
・届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日
⑦ 次の事項を記載することがあります。

・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

⑧　委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。
⑨　ファンドの形態等を記載することがあります。
⑩　図案を採用することがあります。
⑪　ファンドの管理番号等を記載することがあります。
⑫　委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）を掲載することがあります。
⑬　UD FONT マークおよび説明文を記載することがあります。

(2) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。
(3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。
(4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

2025年５月26日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡部　啓太
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松田　好弘

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2025年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年8月8日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内　知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 日本株式セレクトの2024年6月18日から2025年6月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ 日本株式セレクトの2025年6月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどう

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年8月8日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内　知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 日本債券セレクトの2024年6月18日から2025年6月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ 日本債券セレクトの2025年6月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどう

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年8月8日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内　知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 外国株式セレクトの2024年6月18日から2025年6月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ 外国株式セレクトの2025年6月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどう

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年8月8日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内　知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラスの2024年6月18日から2025年6月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラスの2025年6月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどう

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年8月8日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内　知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 外国債券セレクトの2024年6月18日から2025年6月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ 外国債券セレクトの2025年6月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどう

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年8月8日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内　知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラスの2024年6月18日から2025年6月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラスの2025年6月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどう

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年8月8日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内　知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ J-REITセレクトの2024年6月18日から2025年6月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ J-REITセレクトの2025年6月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどう

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年8月8日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内　知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 外国REITセレクトの2024年6月18日から2025年6月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ 外国REITセレクトの2025年6月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどう

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年8月8日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内　知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ コモディティセレクトの2024年6月18日から2025年6月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ コモディティセレクトの2025年6月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどう

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年8月8日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
　東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内　知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクトの2024年6月18日から2025年6月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクトの2025年6月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどう

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月25日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡部　啓太
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松田　好弘

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの第67期事業年度の中間会計期間（2025年４月１日から2025年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2025年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年４月１日から2025年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。**
- **中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年2月13日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
　東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内　知明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 日本株式セレクトの2025年6月17日から2025年12月16日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワファンドラップ 日本株式セレクトの2025年12月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年6月17日から2025年12月16日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。**
- **中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．　上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2．　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年2月13日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
　東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内　知明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 日本債券セレクトの2025年6月17日から2025年12月16日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワファンドラップ 日本債券セレクトの2025年12月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年6月17日から2025年12月16日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。**
- **中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．　上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2．　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年2月13日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
　東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内　知明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 外国株式セレクトの2025年6月17日から2025年12月16日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワファンドラップ 外国株式セレクトの2025年12月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年6月17日から2025年12月16日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。**
- **中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．　上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2．　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年2月13日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
　東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内　知明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラスの2025年6月17日から2025年12月16日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラスの2025年12月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年6月17日から2025年12月16日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。**
- **中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．　上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2．　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年2月13日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
　東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内　知明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 外国債券セレクトの2025年6月17日から2025年12月16日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワファンドラップ 外国債券セレクトの2025年12月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年6月17日から2025年12月16日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。**
- **中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．　上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2．　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年2月13日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
　東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内　知明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラスの2025年6月17日から2025年12月16日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラスの2025年12月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年6月17日から2025年12月16日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。**
- **中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．　上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2．　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年2月13日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
　東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内　知明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ J-REITセレクトの2025年6月17日から2025年12月16日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワファンドラップ J-REITセレクトの2025年12月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年6月17日から2025年12月16日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。**
- **中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．　上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2．　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年2月13日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
　東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内　知明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 外国REITセレクトの2025年6月17日から2025年12月16日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワファンドラップ 外国REITセレクトの2025年12月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年6月17日から2025年12月16日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。**
- **中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．　上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2．　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年2月13日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
　東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内　知明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ コモディティセレクトの2025年6月17日から2025年12月16日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワファンドラップ コモディティセレクトの2025年12月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年6月17日から2025年12月16日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。**
- **中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注)２．　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年2月13日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
　東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内　知明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクトの2025年6月17日から2025年12月16日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクトの2025年12月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年6月17日から2025年12月16日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。**
- **中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．　上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2．　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。